目　　次

第１編　宗憲・規則

真宗大谷派宗憲 …… 1-1
宗教法人「真宗大谷派」規則 …… 1-9

第２編　真宗本廟

真宗本廟崇敬条例 …… 2-1
真宗本廟防災管理規程 …… 2-3
大谷祖廟規程 …… 2-4
東大谷墓地管理規程 …… 2-5

第３編　門首

内事章範 …… 3-1
門首の代行に関する条例 …… 3-3

第４編　宗会

宗会条例 …… 4-①-1
宗議会議事条規 …… 4-①-7
参議会議事条規 …… 4-①-15
宗議会議員選挙条例 …… 4-②-1
宗議会議員選挙条例施行条規 …… 4-③-1
参議会議員選挙条例 …… 4-③-5

第５編　宗務機関

宗務職制 …… 5-①-1
教化推進の組織機構に関する基本条例 …… 5-①-6
真宗大谷派解放運動推進本部職制 … 5-①-8
真宗大谷派青少幼年センター条例 … 5-①-10
宗務改革の推進に関する条例 …… 5-①-12
行財政改革推進本部職制 …… 5-①-13
宗務所事務分掌規程 …… 5-①-15
推進員室規程 …… 5-①-20
国際室規程 …… 5-①-20
女性室規程 …… 5-①-21
財産管理室規程 …… 5-①-22
聖教編纂に関する規程 …… 5-①-23
大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備委員会条例 …… 5-①-24
大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備事業事務室規程 …… 5-①-25
災害対策条例 …… 5-②-1
災害対策条例施行条規 …… 5-②-4
宗務所事務取扱規程 …… 5-②-6
電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程 …… 5-②-9
公印規程 …… 5-②-15
教学会議の運営に関する達令 …… 5-②-18
諮問機関設置に関する条例 …… 5-②-19
宗務顧問会規程 …… 5-②-20
宗務審議会規程 …… 5-②-21
財産管理審議会規程 …… 5-②-22
部門の長の諮問機関に関する達令 … 5-②-23
解放運動推進審議会規程 …… 5-②-24
部落差別問題等に関する教学委員会規程 …… 5-②-26
宗費賦課金に関する審議会条例 … 5-②-27
真宗大谷派本廟維持財団問題対策条例 5-②-28
統計調査基本条例 …… 5-③-1
統計調査委員会規程 …… 5-③-2
教勢調査実施規程 …… 5-③-3
教区及び組の改編に関する条例 … 5-③-4
御依頼割当基準策定に関する条例 … 5-③-10
門徒戸数調査に関する条例 …… 5-③-11
門徒戸数調査実施規程 …… 5-③-15
別院の再編成に関する条例 …… 5-③-17
宗議会等の選挙制度に関する検討委員会条例 …… 5-③-19
法規調査委員会規程 …… 5-③-20
地下鉄対策委員会規程 …… 5-③-21
教師養成のための教科書編纂委員会規程 …… 5-③-22
真宗本廟造営物保存管理専門委員会規程 …… 5-③-23
法衣制定審査会規程 …… 5-③-24
男女共同参画推進会議規程 …… 5-③-25
宗務所及び視聴覚ホールの営繕並びに境内設備の改修等に関する委員会 …… 5-③-26

第５編の２　董理院・会計監査院

董理院条例 …… 5-2-1
会計監査院条例 …… 5-2-2
会計監査院条例施行規則 …… 5-2-4

第６編　宗務役員

宗務役員の任用等に関する規程 …… 6-1
宗務役員給与条例 …… 6-7
宗務役員給与規程 …… 6-8
宗務所勤務規程 …… 6-15
宗務役員主事任用試験規程 …… 6-18
宗務役員実務講習規程 …… 6-19
職員のハラスメントの防止に関する規程 6-21

第７編　地方宗務機関・教区・組・紛議調停・査察

教区制 …… 7-①-1
教区制施行条規 …… 7-①-7
教区会議員選挙条例 …… 7-①-9
教区会議員選挙条例施行条規 …… 7-①-11
教区会の選出議員の任期に関する臨時措置条例 …… 7-①-12
教区改編に伴う京都教区の選出教区会議員の定数に関する特別措置条例 …… 7-①-12
教区青少幼年教化推進本部規程 … 7-②-1
青少幼年教化施設の管理運営に関する規程 …… 7-②-2
教区緊急事態対策委員会設置に関する達令

…… 7-②-2
組制 …… 7-②-3
組長及び副組長の任期に関する臨時措置条例
…… 7-②-7
男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定
に関する特別措置条例 …… 7-②-8
組制施行条規 …… 7-②-8
紛議調停委員会条例 …… 7-②-12
査察委員条例 …… 7-②-13
査察委員条例施行条規 …… 7-②-15
令和６年能登半島地震に伴う組門徒会員及
び教区門徒会員の選定並びに参議会議員選
挙に関する緊急達令 …… 7-②-16

第８編　審問院

審問院組織条例 …… 8-1
審問条例 …… 8-3
審問手続に関する細則 …… 8-8

第９編　寺院・教会

別院条例 …… 9-1
列座の出向に係る特別措置条例 …… 9-10
寺院教会条例 …… 9-10
寺院教会条例施行条規 …… 9-15

第１０編　僧侶・教師

僧侶条例 ……10-1
僧侶条例施行条規 ……10-3
教師条例 ……10-5
開教区在住僧侶の教師補任に関する特別措
置条例 ……10-6
教師条例施行条規 ……10-7
教師検定委員会規程 ……10-10
教師審査委員会規程 ……10-11

第１１編　儀式

儀式条例 …… 11-1
儀式条例施行条規 …… 11-3
帰敬式に関する条例 …… 11-6
帰敬式に関する条例施行条規 …… 11-7
儀式指導研究所条例 …… 11-9

第１２編　法要座次・衣体

法臈法衣条例 …… 12-1
法臈法衣条例施行条規 …… 12-2

第１３編　門徒

門徒条例 …… 13-1
門徒資格条規 …… 13-2
役職者の略肩衣等に関する規程 …… 13-3

第１４編　学事

教育条例 ……14-1
安居条例 ……14-3
安居条例施行条規 ……14-4
親鸞仏教センター条例 ……14-6
指定学校規程 ……14-8
学階条例 ……14-9
学階条例施行条規 ……14-11
研修条例 ……14-13
研修条例施行条規 ……14-14
大谷専修学院学則 ……14-17
真宗学院規程 ……14-20

第１５編　教化

教化基本条例 …… 15-①-1
真宗同朋会条例 …… 15-①-4
真宗同朋会条例施行条規 …… 15-①-4
帰敬式実践運動推進に関する規程 15-①-6
真宗本廟奉仕施設の管理運営に関する規程
…… 15-①-8
真宗教化センター　しんらん交流館の管理
運営に関する規程 …… 15-①-9
教学研究所条例 …… 15-①-10
真宗本廟参拝者の総合案内諸施設規程
…… 15-①-12
教導規程 …… 15-①-13
大谷保育協会に関する規程 …… 15-①-15
開教条例 …… 15-②-1
開教条例施行条規 …… 15-②-3
南米真宗教学研究所規程 …… 15-②-5
東方仏教徒協会に関する規程 …… 15-②-5
沖縄開教推進条例 …… 15-②-6
首都圏教化推進条例 …… 15-②-7
首都圏教化推進条例施行条規 …… 15-②-9
寺院活性化支援推進条例 …… 15-②-10
寺院活性化支援推進条例施行条規 15-②-11

第１６編　公益事業

公益事業条例 ……16-1
輔導使任命規程 ……16-1

第１７編　褒賞・懲戒

褒賞条例 ……17-1
褒賞条例施行条規 ……17-1
功績審査会規程 ……17-2
懲戒条例 ……17-3

第１８編　会計

会計条例 …… 18-①-1
会計条例施行条規 …… 18-①-7
資金保管規程 …… 18-①-15
物品取扱規程 …… 18-①-16
東大谷墓地特別会計条例 …… 18-①-18
賦課金条例 …… 18-②-1
賦課金条例施行条規 …… 18-②-2
令和６年能登半島地震に伴う賦課金の減免
申請の手続き及び減免の基準に関する臨時

措置規程 ····· 18-②-6
冥加金条例 ····· 18-②-7
第１種共済特別会計の閉鎖に伴う基本金及び給付準備金の処理に関する特別措置条例 ····· 18-②-7
第２種共済特別会計条例 ····· 18-②-8
東本願寺出版特別会計条例 ····· 18-②-10
災害対応準備金に関する特別措置条例 ····· 18-②-11
退職慰労金給付運用資金に関する特別措置条例 ····· 18-②-13
保証金として支出した金員の管理に関する臨時措置条例····· 18-②-13
宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計終了後の懇志金並びに御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀の収納に関する臨時措置条例 ····· 18-②-14
宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計終了後の懇志金並びに慶讃法要御香儀の収納に関する臨時措置条例 ····· 18-②-15
宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業推進資金に関する特別措置条例 ····· 18-②-15
宗務改革推進資金に関する特別措置条例 ····· 18-②-16
寺院活性化支援資金に関する特別措置条例 ····· 18-②-16
真宗本廟両堂等御修復積立金に関する特別措置条例 ····· 18-②-17
真宗本廟諸施設営繕積立金に関する特別措置条例 ····· 18-②-17
大谷祖廟総合整備事業準備積立金に関する特別措置条例 ····· 18-②-18
蓮如上人五百回御遠忌特別会計終了後の懇志金及び御遠忌御香儀の収納に関する臨時措置条例 ····· 18-②-19
首都圏教化推進特別会計条例 ···· 18-②-19
宗宝宗史蹟保存管理資金に関する特別措置条例 ····· 18-②-20
親鸞仏教センター資金に関する特別措置条例 ····· 18-②-21
東日本大震災復興支援資金に関する特別措置条例 ····· 18-②-21
沖縄別院整備資金に関する特別措置条例 ····· 18-②-22
海外開教推進資金に関する特別措置条例 ····· 18-②-22

第１９編　相続講

相続講条例 ····· 19-1
相続講条例施行条規 ····· 19-2
相続講小会規則 ····· 19-3

第２０編　一般

公示及び告示に関する達令 ····· 20-1
条例の形式を左横書きに改正する条例 20-1
達令の形式を左横書きに改正する達令 20-2
会議の開催に関する特別措置条例 ···· 20-3
宗宝宗史蹟保存条例 ····· 20-4
宗宝宗史蹟保存条例施行条規 ····· 20-5
渉成園保存管理規程 ····· 20-6
教育財団及び共済機関設置に関する条例 ····· 20-7
共済条例 ····· 20-8
共済条例施行条規 ····· 20-12
地震災害に係る共済金給付額の算出に関する臨時措置条例 ····· 20-19
授与物に関する達令 ····· 20-20
出版物に関する条例 ····· 20-21
出版委員会規程 ····· 20-22
称号及び標章等に関する条例 ····· 20-23
離脱通告寺院の寺籍復籍に関する特別措置条例 ····· 20-22

第２１編　学校法人・財団法人・所属団体・真宗各派

財団法人真宗大谷派本廟維持財団寄附行為 ····· 21-1
学校法人真宗大谷学園寄附行為 ····· 21-3
公益社団法人大谷保育協会定款 ····· 21-14
真宗大谷派大谷婦人会規則 ····· 21-20
真宗各派協約 ····· 21-23
真宗教団連合憲章 ····· 21-25

第２２編　宗教関係法

日本国憲法（抄） ····· 22-1
宗教法人法 ····· 22-2
墓地、埋葬等に関する法律 ····· 22-19
墓地、埋葬等に関する法律施行規則 ·· 22-24

付　録

賦課金 ····· 付-1
共済条例別表点数 ····· 付-2
礼金 ····· 付-3
読経志 ····· 付-6
御香儀 ····· 付-7
院号法名切寸法 ····· 付-19
真宗大谷派の寺院・教会の宗教法人規則（準則） ····· 付-20

～第２編　真宗本廟～

真宗本廟崇敬条例

〈１９９５年6月２２日条例公示第１号〉
改正　①１９９６年6月２０日条例公示２
②２００４年6月２８日条例公示１
③２０２３年6月３０日条例公示７
④２０２５年6月２７日条例公示１

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、真宗大谷派宗憲第３章に規定する真宗本廟及びその崇敬に関する事項を定める。

（真宗本廟）

第２条　真宗本廟は、宗祖聖人の真影を安置する御影堂及び阿弥陀堂を中心とする聖域であり、真宗大谷派（以下「本派」という。）の唯一の本山であって、本願寺とも称し、本派の崇敬の中心、教法宣布の根本道場である。

（安置する影像）

第３条　真宗本廟には、次の影像を安置する。

（１）御影堂　宗祖聖人の真影、歴代門首の影像及び例規によるもの。

（２）阿弥陀堂　本尊、聖徳太子、七高僧及び例規によるもの。

（施設）

第４条　真宗本廟には、参拝、教化、研修、本廟奉仕及び儀式執行のための施設、その他必要な施設を置く。

（大谷祖廟）

第５条　宗祖聖人墳墓の地たる大谷祖廟は、真宗本廟の飛地境内仏堂であって、本派に属するすべての者は、これを敬仰護持しなければならない。

２　大谷祖廟は、宗祖聖人追慕の情により、本派に属する者の納骨所とする。

第２章　崇敬及び本廟奉仕

（崇敬の理念）

第６条　真宗本廟における宗祖聖人の真影の給仕及び仏祖の崇敬並びに儀式の執行は、教義と伝統を尊重して、僧侶及び門徒の信託により行われなければならない。

（尊厳の保持）

第７条　真宗本廟においては、常に恭敬の念に基づき、その尊厳が保持されなければならない。

（崇敬護持・本廟奉仕）

第８条　真宗本廟は、教法の象徴たる宗祖聖人の真影を帰依処として、聖人開顕の教法を聞信する道場であるから、すべて本派に属する者は、ここにあい集うてこれを崇敬護持するとともに、真宗本廟に奉仕し、聞法研修するようつとめなければならない。

（守護管理の責任）

第９条　真宗本廟の守護管理は、内局の統轄により、宗務職制に定める各部門がこれを行う。

第３章　門首、鍵役及び式務員等

（門首）

第１０条　真宗本廟の宗祖聖人の真影の給仕及び仏祖の崇敬は、僧侶及び門徒の信託により門首がこれを行う。

２　真宗本廟の宗祖聖人の真影を安置する御厨子の御鑰は、門首がこれを管守する。

（鍵役）

第１１条　前条第２項に規定する事項について、門首をたすけてその管理にあたるため、鍵役を置く。

２　鍵役は、真宗本廟の両堂に奉仕し、儀式について門首を補佐する。

３　鍵役は、内事僧籍簿に登載されている者について、宗務総長がこれを任命する。

（鍵役補）

第１２条　鍵役の業務を補佐するため、鍵役補を置くことができる。

２　鍵役補の任用は、宗務職制の規定による。

（式務員）

第１３条　真宗本廟及び大谷祖廟における崇敬、給仕及び儀式その他の式務に専従するため、式務員を置く。

２　式務員の任用は、宗務職制の規定による。

（准堂衆及び准堂衆補）

第１４条　真宗本廟における法要及び儀式について、必要により、式務員を補佐するため准堂衆及び准堂衆補を置く。

２　准堂衆及び准堂衆補の任用は、別に定める。

第４章　荘厳及び儀式

（給仕及び荘厳）

第１５条　真宗本廟の宗祖聖人の真影及び仏祖の給仕並びにその荘厳は、別に定める条例のほか、例規によりこれを行う。

（本派の儀式・行事）

第１６条　本派が挙げて執行する儀式及び行事は、真宗本廟において行うことを本旨とする。

（儀式の主宰）

第１７条　真宗本廟において行う儀式は、門首がこれを主宰する。この場合において主宰とは、

（第二編）真宗本廟崇敬条例

内局の進達に基づき、儀式の執行を掌るものとする。

（儀式の方法）

第１８条　真宗本廟において行う儀式は、別に定める条例のほか、例規によりこれを行う。

（式務所）

第１９条　真宗本廟における崇敬、給仕及び儀式の執行に資する施設として式務所を置く。

附　則

１　この条例は、１９９５年７月１日から施行する。ただし、第１８条の規定は、同第２項に規定する条例の施行する日から施行する。

２　真宗本廟条例（１９８１年条例公示第１号）は、廃止する。

附　則（1996年6月20日条例公示第2号）抄

この条例は、１９９６年７月１日から施行する。

附　則（２００４年6月２８日条例公示第１号）

この条例は、２００４年７月１日から施行する。

附　則（2023年6月３０日条例公示第７号）抄

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第１号）

この条例は、２０２５年７月１日から施行する。

～第４編　宗会～

宗会条例

〈１９８１年6月１１日条例公示第５号〉

改正　①１９８６年3月１１日条例公示２
②２００５年6月２８日条例公示１
③２０１６年6月２４日条例公示２
④２０２５年6月２７日条例公示２

第１章　招集及び開会式

（招集達示の公示）

第１条　両議会の招集達示は、両議会についてそれぞれ、期日を定めて、これを公示する。

２　常会の招集達示は、少なくとも２０日前にこれを公示しなければならない。

３　臨時会及び特別会の招集達示は、案件及び会期を示して、少なくとも７日前にこれを公示しなければならない。

（宗議会議員選挙後の臨時会）

第２条　宗議会議員の総選挙が行われたときは、その任期が始まる日から４０日以内に臨時会を招集しなければならない。ただし、その期間内に常会が招集された場合又は参議会議員の任期が満了する場合は、この限りでない。

（特別会）

第３条　参議会議員の通常選挙が行われたときは、その任期が始まる日から４０日以内に参議会の特別会を招集しなければならない。ただし、その期間内に常会が招集された場合又はその期間が宗議会議員の総選挙を行うべき期間にかかわる場合は、この限りでない。

２　真宗大谷派宗憲（以下「宗憲」という。）第３３条第２項による再議を行うときは、宗議会の特別会を招集しなければならない。

（臨時会招集決定の要求）

第４条　臨時会の招集の決定を要求するには、両議会のいずれかの議員の半数以上の議員が連名で、議長を経由して内局に要求書を提出しなければならない。

（開会式）

第５条　両議会は、それぞれ会期の始めに開会式を行う。

第２章　両議会の会期及び休会

（宗議会の会期）

第６条　宗議会の会期は、常会においては１７日以内とし、臨時会においては３日以内とする。

（参議会の会期）

第７条　参議会の会期は、常会においては７日以内とし、臨時会においては３日以内とする。

（特別会の会期）

第８条　特別会の会期は、２日以内とする。

（会期の起算日）

第９条　両議会の会期は、それぞれ招集の当日からこれを起算する。

（会期の延長）

第１０条　両議会の会期は、それぞれの議会の議決によって、これを延長することができる。

（休会）

第１１条　両議会の休会は、議事の都合その他の事由により、それぞれの議会の議決によって、これを決定する。

２　休会の期間は、両議会の会期の日数に算入しない。

第３章　議長及び副議長

（議長・副議長の任期）

第１２条　両議会の議長及び副議長の任期は、それぞれ議員としての任期による。

（議長・副議長の辞任）

第１３条　両議会の議長及び副議長は、それぞれの議会の許可を得て辞任することができる。

（議長の職務権限）

第１４条　両議会の議長は、その議会の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を監督し、議会を代表する。

（議長・副議長の委員会への出席発言）

第１５条　両議会の議長及び副議長は、いつでもその議会の委員会に出席して、発言することができる。ただし、表決には加わらない。

（副議長の議長代行）

第１６条　両議会において、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。

（仮議長）

第１７条　両議会において、議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。

２　前項の選挙の場合には、宗会事務局長が、議長の職務を行う。

（宗会事務局長の議長代行）

第１８条　両議会において、議長及び副議長の選挙を共に行うとき、又は議長若しくは副議長の選挙を行う場合に副議長若しくは議長に事故があるときには、宗会事務局長が、議長の職務を行う。

第４章　議員

（第四編）宗会条例

（議員辞職の許可）
第１９条　両議会は、その議員の辞職を許可することができる。ただし、閉会中は、議長において、これを許可することができる。
（議員の地位）
第２０条　宗議会議員が、条例に定めた被選挙資格を失ったとき、又は自らが所属する寺院又は教会が属する選挙区とは別の選挙区内の寺院又は教会へ所属移転したときは、その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該任期中に限り、その地位を失わない。
（１）宗議会議員がその任期中において、住職又は教会主管者を退任した場合であって、直ちに後継住職又は教会主管者が就任したとき
（２）宗議会議員選挙条例（２０２５年条例公示第２号。以下同じ。）第２条第１項第２号により宗議会議員となった者であって、議員任期中に代務者の任期が満了したとき
（３）宗議会議員選挙条例第２条第１項第３号により宗議会議員となった者であって、自らが所属する寺院若しくは教会又は同一選挙区内の寺院若しくは教会の住職又は教会主管者に就任したとき
２　参議会議員が、条例に定めた被選挙資格を失ったときは、その地位を失う。
（欠員の通知）
第２１条　議員に欠員が生じたときは、その議会の議長は、宗務総長に通知しなければならない。
（議員資格の審査）
第２２条　両議会において、その議員の資格につき疑義があるときは、委員会の審査を経た後にこれを議決する。
２　前項の疑義は、その議会の議員から文書でこれを議長に提起しなければならない。
第２３条　議員は、その資格のないことが決定するまでは、議員としての地位及び権能を失わない。ただし、自己の資格審査に関する会議において弁明はできるが、その表決に加わることができない。
（議員の請暇）
第２４条　議員は、会議又は委員会に欠席するときには、その理由を具して、議長に届出なければならない。
２　議長は、３日を超えない議員の請暇を許可することができる。その３日を超えるものは、議会の同意によってこれを許可する。その期間のないものは、これを許可することができない。

第５章　委員会及び委員

（委員会）
第２５条　委員会は、次に掲げるとおりとし、その部門に属する議案（決議案を含む。）、請願等を審査する。
（１）予算委員会
（２）決算委員会
（３）請願委員会
（４）運営委員会
（５）懲罰委員会
２　議会において、特に必要があると認めた案件又は前項の委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため、特別委員会を設けることができる。
（委員）
第２６条　前条第１項の委員会の委員は、会期の始めに議員の互選により選定し、議会が閉会するまでその任にあるものとする。ただし、運営委員会の委員は、次の常会の会期の始めに委員が選定されるまでその任にあるものとする。
２　特別委員会の委員は、会期中に議員の互選により選定し、その委員会に付託された案件がその議会で議決されるまで、その任にあるものとする。
（委員会審査の案件と時期）
第２７条　委員会は、会期中に限り、付託された案件を審査する。
２　委員会は、議会の開議中に、これを開くことができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。
（委員長）
第２８条　各委員会に、それぞれ委員長１人を置く。
２　委員長は、それぞれの委員会の委員の中からこれを互選する。
（委員長の職務権限）
第２９条　委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。
２　委員長は、委員会の審議の経過及び結果を議会に報告しなければならない。ただし、運営委員長は、この限りでない。
３　委員長は、委員会の開会及び閉会を議長及び宗務総長に通告しなければならない。ただし、運営委員会については、宗務総長を除く。
（委員会の定足数）
第３０条　委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
（委員会における動議）
第３１条　委員会における委員の動議は、１人以上の賛成を得て議題とすることができる。
（委員会の表決）
第３２条　委員会の議事は、出席委員の過半数で

（第四編）宗会条例

これを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員会の傍聴・秘密会）

第３３条　委員会は、その議会の議員のほか傍聴することができない。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。

２　委員会は、その決議により、秘密会とすることができる。

３　委員長は、秩序保持のため、傍聴人に退場を命ずることができる。

（委員会の内局員等の出席要求）

第３４条　委員会は、議長を経由して、宗務総長、参務及び説明員の出席を求めることができる。

第６章　会議

（議事日程）

第３５条　両議会の議長は、議事日程を定め、その議会及び宗務総長にこれを通告しなければならない。

２　議事日程は、宗務総長から提出した議案を先にする。

３　緊急の必要があって、出席議員の３分の２以上の多数で可決したときは、その日程を変更することができる。ただし、宗務総長から提出した議案については、その同意を得なければならない。

（議案の発議）

第３６条　議員が議案を発議するには、議員５人以上（発議者及び賛成者の合計。以下同じ。）の賛成を要する。ただし、宗教法人「真宗大谷派」規則（以下「大谷派規則」という。）及び内事章範の改正の議案を発議するには、議員の３分の１以上、予算を伴う条例案を発議するには、議員１５人以上の賛成を要する。

（議案の趣旨説明）

第３７条　両議会は、提出された議案又は発議された議案について、議会の会議において、その議案の趣旨の説明を聴取しなければならない。

２　宗務総長が提出した議案については、宗務総長、参務又は説明員が、議員の発議にかかる議案については、発議者が、それぞれその議案の提案趣旨を説明するものとする。

（議案の委員会付託）

第３８条　議長は、前条の趣旨説明を終わったときは、その議案を適当の委員会に付託し、その審査を経て会議に付する。ただし、特に緊急を要するものは、発議者又は提出者の要求に基づき、議会の議決により委員会の審査を省略することができる。

（委員会審査中の案件と議会との関係）

第３９条　両議会は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

２　前項の中間報告があった案件について、議会が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限をつけることができる。

３　前項の期間内に審査を終わらなかったときは、議会の会議においてこれを審議するものとする。

（議案修正の動議）

第４０条　議案につき議会の会議で修正の動議を議題とするには、議員１０人以上の賛成を要する。ただし、宗憲、大谷派規則及び内事章範の改正の議案に対する修正の動議については、議員の３分の１以上、予算を伴う条例案に対する修正の動議については、議員１５人以上の賛成を要する。

（予算修正の動議）

第４１条　予算につき議会の会議で修正の動議を議題とするには、議員１０人以上の賛成を要する。

（決議案・建議案の発議）

第４２条　決議案及び建議案は、議員１０人以上の賛成がなければ発議することができない。

（予備審査）

第４３条　宗務総長は、ひとつの議会に議案を提出したときは、予備審査のため、他の議会に同一の案を送付することができる。

（宗務総長提出案の修正・撤回）

第４４条　宗務総長は、いつでもすでに提出した議案を修正し、又は撤回することができる。ただし、すでにひとつの議会で議決された議案については、字句の訂正のほか修正することができない。

（発言時間の制限）

第４５条　両議会の議長は、質疑、討論その他の発言につき、予め議会の議決があった場合を除いて、時間を制限することができる。

２　議長の定めた時間制限に対して、出席議員の半数以上から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議会に諮らなければならない。

（公開の停止）

第４６条　両議会の会議は、宗務総長の要求があったとき及び議長又は議員の発議により、出席議員の半数以上の多数で議決したときは、公開を停めることができる。

（内局員等の会議への出席）

第４７条　宗務総長、参務及び説明員は、いつでも会議及び委員会に出席して発言することができる。

２　説明員は、両議会の招集ごとに宗務役員の中

（第四編）宗会条例

から宗務総長が命ずる。

（会議の表決）

第４８条　両議会の議事は、宗憲に特別の定めがある場合を除いては、それぞれ出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議決結果の送付）

第４９条　議会の議決を要する議案については、両議会において議決した結果を、それぞれの議長から宗務総長に送付する。

２　宗務総長の指名についても前項と同様とする。

（同一議案の再議の禁止）

第５０条　議会において議決された案件については、同一会期中再び提出することができない。

（会期の不継続）

第５１条　会期中に議決に至らなかった案件は、次の議会に継続しない。

第７章　質問

（質問）

第５２条　両議会の議員が、議会において内局に対して質問しようとするときは、議長の承認を要する。

２　前項の質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

３　議長の承認した質問については、議長がその主意書を内局に回付する。

４　緊急を要する質問及び議題になっている事項についての質問は、第２項の規定によらないことができる。

（内局の答弁）

第５３条　内局は、質問主意書を受け取った日から３日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をすることができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示しなければならない。

第８章　請願

（請願の手続）

第５４条　宗議会及び参議会に請願しようとする者は、議員の紹介により、請願書を提出しなければならない。

（受理できない請願書）

第５５条　議長は、請願書が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、これを受理しない。

（１）誹謗、侮辱又は不穏当の語を用いたもの。

（２）審問院に提訴中の事件又は審問院の判定に関与するもの。

（３）請願者が特定し難いもの。

（請願の取扱）

第５６条　議長は、請願書を受理したときは、その旨を議員に報告し、請願委員会に回付しなければならない。

２　請願委員会は、その請願の内容を審査し、議会の議に付することを要するか否かを議決しなければならない。

３　議会の議に付することを必要と報告された請願は、議会において採択するか否かを議決しなければならない。

（不採択の請願の処理）

第５７条　請願委員会で議会の議に付することを要しないと決定した請願及び議会で採択しないと議決した請願は、議長からその旨を請願の紹介議員に通知するものとする。

（採択された請願の処理）

第５８条　議会で採択された請願であって、議会で処理することを適当と認めたものは、議会で処理し、内局で措置することを適当と認めたものは、議長からこれを内局に送付する。

２　内局は、前項の請願の措置を次の議会に報告しなければならない。

（請願に関する両議会の独立）

第５９条　両議会は、各別に請願を受け、互いに干預しない。

第９章　両議会関係

（宗会理事会）

第６０条　両議会の円滑な運営を期し、両議会の運営上の調整を図るため、宗会理事会（以下「理事会」という。）を設ける。

２　理事会は、両議会の議長、副議長及び両議会から選出されたそれぞれ２人（合計８人）の理事で組織する。

３　理事会に理事長を置き、宗議会の議長がこれに当る。

４　理事会は、必要により、理事長が招集する。

５　理事長は、会議の座長となり議事を整理する。

６　理事長に事故があるときは、参議会の議長が、理事長の職務を行う。

（両議会間の議決の通知）

第６１条　両議会は、宗会の議決を要する案件を議決したときは、その旨を他の議会に通知する。

（両議会間の議案の送付）

第６２条　両議会は、宗会の議決を要する案件を発議したときは、その議案を他の議会に送付する。

（両会協議会）

第６３条　宗議会は、宗議会で可決した条例案及び予算を、参議会がこれと異った議決をしたとき、並びに宗務総長の指名にあたり、宗議会と参議会の指名が異ったときは、両会協議会（以下「協議会」という。）を求めなければならな

（第四編）宗会条例

い。
２　協議会は、宗会の開会ごとに両議会において選挙されたそれぞれ４人の委員で組織する。
３　協議会の議長は、委員の互選とし、協議会の秩序を保持し、議事を整理する。
４　協議会の初会の期日は、宗務総長が定め、その後の日時は議長が定める。
５　協議会は、両議会の委員それぞれ４分の３以上の出席がなければ議事を開くことができない。
６　協議会の議事は、出席委員の３分の２以上の多数で決する。
７　協議会における議事の結果は、議長から両議会及び宗務総長へ報告しなければならない。

第１０章　紀律

（紀律の取締）
第６４条　議長は、宗会の開会中、両議会の紀律を保持するため、この条例及び両議会の定める規則に従って、取締の任に当る。
（議員に対する処置）
第６５条　議員が、議場の秩序を乱すとき、又はこの条例及び両議会の定める規則に違反するとき、又は宗会の品位を傷つけるときは、議長は、これを注意若しくは制止又は発言を取消させる。もし、これに従わないときは、議長は、当日の会議が終わるまでの発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
（議場混乱の場合の休憩・散会）
第６６条　議場が混乱して、秩序を保持できない場合は、議長は、休憩を宣し、又は散会することができる。
（傍聴人の取締）
第６７条　傍聴人が議場の妨害をするときは、議長は、傍聴人を退場させなければならない。必要がある場合においては、すべての傍聴人を退場させることができる。
（不当な言論の禁止）
第６８条　会議又は委員会において、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。
（侮辱を受けた議員の訴）
第６９条　会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

第１１章　懲罰

（懲罰の手続）
第７０条　両議会において懲罰の事犯があるときは、議長は、討論をしないでその決をとり、これを懲罰委員会に付して審査させた後、議会の議を経て宣告する。
２　委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告して処分を求めなければならない。
３　議員は、５人以上の賛成があれば、懲罰の動議を提出することができる。懲罰の動議は、その事犯のあった日から３日以内にこれを提出しなければならない。
（懲罰行為）
第７１条　この条例に定めた紀律に従わないものは、懲罰行為として、懲罰委員会に付することができる。
（会期末における懲罰事犯）
第７２条　会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で議長が懲罰委員会に付することができなかったものについては、議長は、次の議会の開会の日から３日以内に、これを懲罰委員会に付することができる。
２　議員は、会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で、懲罰の動議を提出するいとまがなかったものについては、第７０条第３項に規定する定数の議員の賛成で、次の議会の開会の日から３日以内に懲罰の動議を提出することができる。
３　前項の規定は、宗議会にあっては宗議会議員の総選挙の後最初に招集される議会において、参議会にあっては参議会議員の通常選挙の後最初に招集される議会において、前の議会の会期の終了日又はその前日における懲罰事犯については、それぞれこれを適用しない。
（閉会中の懲罰事犯）
第７３条　閉会中、懲罰事犯があるときは、議長は、次の議会の招集の日から３日以内にこれを懲罰委員会に付することができる。
２　議員は、閉会中、生じた懲罰事犯について、第７０条第３項に規定する定数の議員の賛成で、次の議会の招集の日から３日以内に懲罰の動議を提出することができる。
（懲罰の種類）
第７４条　懲罰は、次のとおりとする。
（１）公開した議場での譴責
（２）公開した議場での陳謝
（３）一定期間の出席停止
（４）除名
２　除名は、出席議員の４分の３以上の多数で決めなければならない。
（不当欠席議員の懲罰）
第７５条　議員が正当の事由なく招集の期日後３日以内に出席せず会議又は委員会に欠席し、又は請暇の期限を過ぎて３日以内に出席しないた

（第四編）宗会条例

め、議長から特に招状を受けた後もなお故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員会に付する。

第１２章　参与会及び常務会

（招集）

第７６条　参与会及び常務会は、宗務総長が必要と認めたとき、これを招集する。

（議長・副議長の職務）

第７７条　参与会及び常務会の議長は、参与会又は常務会の秩序を保持し、議事を整理する。

２　参与会及び常務会の副議長は、参与会又は常務会の議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、議長の職務を行う。

第１３章　宗会事務局

（設置）

第７８条　宗会に宗会事務局を設ける。

（所管事項）

第７９条　宗会事務局は、両議会の議長の指揮を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）招集に関する事項

（２）議事に関する事項

（３）諸般の調査に関する事項

（４）会議の記録に関する事項

（５）他の宗務機関との連絡及び交渉に関する事項

（６）庶務及び警務に関する事項

（職員）

第８０条　宗会事務局に次に掲げる宗務役員を置く。

事務局長　　１人
次長　　若干人
主事又は主事補　若干人
書記又は書記補　若干人

２　必要により用掛を置くことができる。

第８１条　事務局長は、両議会の議長の同意を得て、宗務総長がこれを任命する。

２　次長、主事、主事補、書記及び書記補の任用は、宗務職制の定に準ずる。

３　用掛は、事務局長の上申により、宗務総長がこれを命ずる。

第８２条　事務局長は、両議会の議長の監督を受けて、局内のすべての事務を掌理する。

２　次長は、事務局長を助け事務を整理し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その予め指定する次長が事務局長の職務を行う。

３　主事及び主事補は、上司の命を受けて事務を処理する。

４　書記及び書記補は、上司の命を受けて事務に従事する。

第１４章　補則

（両議会の議事条規）

第８３条　この条例を施行するために必要な議事条規は、両議会において、それぞれ別に定める。

附　則

１　この条例は、真宗大谷派宗憲施行の日（１９８１年６月１１日）から、これを施行する。

２　宗議会条例（１９４６年条例第１号）及び両会協議会条例（１９５１年条例第４０号）は、廃止する。

附　則（１９８６年3月１１日条例公示第２号）

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２００５年6月２８日条例公示第１号）

この条例は、２００５年7月１日から施行する。

附　則（２０１６年6月２４日条例公示第２号）

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第２号）抄

この条例は、２０２５年7月１日から施行する。

（第四編）宗会条例

宗議会議員選挙条例

〈２０２５年6月２７日条例公示第２号〉

第１章　選挙資格及び被選挙資格

（選挙資格）

第１条　教師は、選挙資格を有する。

（被選挙資格）

第２条　選挙資格を有する年齢２５歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当する者は、被選挙資格を有する。

（１）住職及び教会主管者

（２）自らが所属する寺院の住職代務者又は教会の教会主管者代務者

（３）自らが所属する寺院の住職又は教会の教会主管者若しくはそれらの代務者の同意を得た教師

２　前項第３号の同意は、選挙の都度、当該選挙の期日から数えて前３５日から前２２日までに得なければならない。

３　前項の同意は、取り消すことができない。

４　第２項の同意は、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者に異動があっても、失効しない。

５　住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者は、第１項第３号に定める同意ができないときは、そのことを証する書類を作成し、当該寺院又は教会の代表役員以外の責任役員（被選挙資格を得ようとする本人を除く。）及び総代全員の署名押印を得、本人へ提示しなければならない。ただし、非法人教会にあっては、総代全員の署名押印とする。

（中央選挙管理委員会への不服審査請求）

第３条　前条第１項第３号の同意が得られないことに対して不服のある者は、選挙の期日から数えて前２２日までに、文書をもって選挙区の選挙管理会を経由して、中央選挙管理委員会に審査の請求をすることができる。この場合、審査の請求は、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者から同意を得られない本人に限る。

２　前項により審査の請求をするときは、前条第５項に定める書類を添付しなければならない。ただし、書類の提示がない場合は、審査請求書にその旨を明記するものとする。

（請求の判定）

第４条　前条による請求があったときは、中央選挙管理委員会は、選挙の期日から数えて前２０日までに判定しなければならない。

２　前項の判定の結果は、当該選挙管理会を経由して、申立人及び申立人が所属する寺院の住職又は教会の教会主管者若しくはそれらの代務者に通知するものとする。

（選挙資格を有しない者）

第５条　次の各号に掲げる者は、選挙資格を有しない。

（１）謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者

（２）本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後４年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後２年を経過しない者

（３）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

（被選挙資格を有しない者）

第６条　次の各号に掲げる者は、被選挙資格を有しない。

（１）住職代務者を置いている寺院の住職又は教会主管者代務者を置いている教会の教会主管者

（２）宗務総長及び参務を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にあった者で、第４７条第１項に定める選挙の期日等の告示日（以下「選挙の告示日」という。）の前日までにその職を退いていない者

（３）選挙資格を有する選挙区である教区の教務所長の職にあった者で、その職を退いた日から、選挙の告示日の前日までに１年を経過しない者

（４）選出教区会議員、組長、副組長又は査察委員であった者で、選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

（５）中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙管理会の委員及びその補充員であった者で、選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

第２章　選挙に関する区域

（選挙区）

第７条　選挙は、それぞれ各選挙区において行う。

２　選挙区の名称、区域及び各選挙区において選挙する議員の数は、別表第１で定める。

（投票区）

第８条　選挙区に、一箇又は数箇の投票区を設ける。

２　投票区の名称、区域及び第７１条に定める投票所を設置する地域は、別表第２で定める。た

（第四編）宗議会議員選挙条例

だし、別表第２で定める投票所を設置する地域に投票所を設置することができない場合、投票管理者は、当該選挙管理会の許可を得て、別の地域に設置することができる。

３　選挙管理会は、前項ただし書により投票所を設置したときは、遅滞なく投票区内の選挙人に周知しなければならない。

（投票に関する区域）

第９条　選挙の投票は、僧籍のある寺院又は教会が所在する選挙区においてこれを行う。

第３章　中央選挙管理委員会及び選挙管理会

第１節　中央選挙管理委員会

（中央選挙管理委員会）

第１０条　宗務所に中央選挙管理委員会（以下「中央選管」という。）を置く。

２　中央選管は、５人の委員で組織する。

３　中央選管は、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）選挙人名簿に関する事項

（２）不服審査請求に関する事項

（３）異議申立に関する事項

（４）選挙の諸事務に関する事項

（５）選挙に関する法規上の疑義の解釈及び指針に関する事項

（６）公正な選挙の啓発に関する事項

（７）選挙管理会に関する事項

（８）その他必要な事項

４　中央選管は、この条例の定めるところにより、選挙に関する全般の事務並びに判定及び決定を行うほか、この条例の適正な運用と選挙人及び候補者に対する公正な選挙の啓発を図るため、内局に意見を具申することができる。

（委員及び補充員の選定）

第１１条　中央選管の委員及び２人の補充員は、参与会の同意を得て、宗務総長が委嘱する。

２　選挙管理会の委員及びその補充員、宗議会議員、選出教区会議員、組長、副組長、査察委員及び選挙事務に従事する宗務役員並びに審問院の宗務役員の役職にある者は、中央選管の委員及びその補充員になることができない。

（会長）

第１２条　中央選管に会長を置き、委員が互選する。

２　会長は、中央選管を代表し、その議長となる。

３　会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第１３条　中央選管の委員及びその補充員の任期は、４年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（失職）

第１４条　中央選管の委員及びその補充員は、第１１条第２項に定める役職に就いたときは、その職を失う。

２　中央選管の委員及びその補充員は、他の委員の合議により、心身の故障のため職務を執行することができないと決定され、又は職務上の義務に違反し、その他中央選管の委員たるに適しない非行があったと決定されたときは、退任する。この場合、決定に不服のあるときは、決定の日から２０日以内に審問院に異議の申立をすることができる。

３　前項による異議の申立をしたときは、審問院の裁決があるまでは、その地位を失わない。ただし、その職務を執行することはできない。

（辞職）

第１５条　中央選管の委員及びその補充員がその職を辞するときは、文書をもって会長に届け出るものとする。

２　会長は、前項の届出書を受理したときは、速やかにその旨を宗務総長に報告しなければならない。

（委員の補充）

第１６条　中央選管の委員に欠員が生じたときは、補充員のうちからあらかじめ宗務総長が指定した順序により、これを補充しなければならない。

（会議）

第１７条　中央選管は、会長が招集する。

２　中央選管は、会長及び委員３人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　中央選管の議事は、会長を除く出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　中央選管の委員は、他の委員の合議により議事に加わることが適当でないと決定された事案については、その議事に加わることができない。ただし、中央選管の合議による同意を得たときは、会議に出席して発言することができる。

（事務局）

第１８条　中央選管の事務を行うため、宗務所に中央選管事務局を置く。

２　中央選管事務局に事務局長を置き、総務部長をこれに充てる。

（第四編）宗議会議員選挙条例

３　中央選管の事務は、総務部が行う。

第２節　選挙管理会

（選挙管理会）

第１９条　各選挙区に選挙管理会（以下「教区選管」という。）を置く。

２　教区選管は、４人の委員と選挙管理事務長で組織する。

３　教区選管は、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）選挙の実施に関する事項

（２）選挙の事務に関する事項

（３）選挙人に対する情報提供に関する事項

（４）その他必要な事項

４　教区選管は、中央選管の指示に従うものとする。

（委員及び補充員の選定）

第２０条　教区選管の委員及び３人の補充員は、当該選挙区において選挙資格を有する者のうちから、教区会参事会（教区会参事会を設置しない教区においては教区会とする。）の同意を得て、教務所長が委嘱する。

２　中央選管の委員及びその補充員、宗議会議員、選出教区会議員、査察委員、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者は、教区選管の委員及びその補充員になることができない。

（会長）

第２１条　教区選管に会長を置き、委員が互選する。

２　会長は、教区選管を代表し、その議長となる。

３　会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（選挙管理事務長）

第２２条　選挙管理事務長は、当該教区の教務所長をこれに充てる。ただし、宗務総長が特別の必要があると認めたときは、当該教区の教務所長以外の宗務役員のうちから選挙管理事務長を命ずるものとする。

２　選挙管理事務長は、選挙に関する一切の事務をつかさどる。

３　選挙管理事務長が欠けたとき又は事故があるときは、宗務総長は、宗務役員のうちから選挙管理事務長を命ずる。

（任期）

第２３条　教区選管の委員及びその補充員の任期は、４年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（失職）

第２４条　教区選管の委員及びその補充員は、選挙資格を失ったとき及び第２０条第２項に定める役職に就いたときは、委員の職を失う。

２　教区選管の委員及びその補充員は、他の委員の合議により、心身の故障のため職務を執行することができないと決定され、又は職務上の義務に違反し、その他教区選管の委員たるに適しない非行があったと決定されたときは、退任する。この場合、決定に不服のあるときは、決定の日から２０日以内に審問院に異議の申立をすることができる。

３　前項による異議の申立をしたときは、審問院の裁決があるまでは、その地位を失わない。ただし、その職務を執行することはできない。

（辞職）

第２５条　教区選管の委員及びその補充員がその職を辞するときは、文書をもって会長に届け出るものとする。

（委員の補充）

第２６条　教区選管の委員に欠員が生じたときは、補充員のうちからあらかじめ教区選管が指定した順序により、これを補充しなければならない。

２　選挙管理事務長は、教区選管の委員及びその補充員が決定したとき及び異動があったときは、これを告示し併せて中央選管に報告しなければならない。

（会議）

第２７条　教区選管は、会長が招集する。

２　教区選管は、会長と２人以上の委員及び選挙管理事務長が出席しなければ会議を開くことができない。

３　教区選管の委員は、他の委員の合議により、議事に加わることが適当でないと決定された事案については、その議事に加わることができない。ただし、教区選管の同意を得たときは、会議に出席して発言することができる。

（表決）

第２８条　教区選管の議事は、会長を除く出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

２　選挙管理事務長は、教区選管の決定について法規上の疑義があると認めたときは、中央選管の解釈を求めることができる。

（選挙係）

第２９条　選挙管理事務長は、教区選管の庶務及び選挙事務を行わせるため、当該教務所に所属

（第四編）宗議会議員選挙条例

する宗務役員のうちから選挙係を選定し、これを告示するものとする。ただし、特に必要と認めたときは、所属する職員のうちから選挙係を発令することができる。

第４章　選挙人名簿

（選挙人名簿の作成）

第３０条　中央選管は、毎年７月１日を基準日として、選挙区ごとに選挙人名簿を作成しなければならない。ただし、選挙が行われるときは、選挙の期日から数えて前２８日を基準日として選挙人名簿をあらためて作成するものとする。

２　選挙人名簿に登載された者を選挙人という。

３　選挙資格の有無及び判定の基準日は、選挙人名簿作成の基準日と同一とする。

４　選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、所属寺院又は教会の名称及び所在地を記載する。

５　中央選管は、第１項によって作成した選挙人名簿を、各教区選管に提供しなければならない。

（選挙人名簿の閲覧）

第３１条　教区選管は、特定の者が選挙人であるかどうかの確認のために選挙人名簿の閲覧を求める者があるときは、教務所において選挙人名簿を閲覧させなければならない。ただし、休日、祝日及び教務所の事務休止日を除く。

２　前項の閲覧申請は、通年受け付けるものとする。ただし、第３０条第１項ただし書の規定により作成した選挙人名簿の閲覧申請の受付は、選挙の期日から数えて前２７日から開始する。

（中央選管への異議の申立）

第３２条　選挙人が、選挙人名簿作成基準日現在における選挙人名簿の記載情報に脱漏、誤載又は誤記があると認めたときは、文書をもって教区選管を経由して、中央選管に異議の申立をすることができる。

２　前項の異議の申立は、選挙が行われるときは、選挙の期日から数えて前２２日までに行わなければならない。ただし、休日、祝日及び教務所の事務休止日を除く。

（申立に対する決定）

第３３条　中央選管は、前条の申立に対し、その申立が正当であるかないかを決定しなければならない。ただし、選挙が行われるときは、選挙の期日から数えて前２０日までに決定しなければならない。

２　中央選管は、申立を正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を訂正し、併せてその日時及び事由を記録するとともに、当該教区選管を経由して、その旨を申立人及び本人に速やかに通知しなければならない。

３　中央選管は、申立を正当でないと決定したときは、当該教区選管を経由して、その旨を申立人に通知しなければならない。

（審問院への異議の申立）

第３４条　前条の申立に対する決定に不服のある申立人は、その決定の通知を受け取った日から数えて５日以内に、その根拠を示す証憑を添付して、中央選管を相手として、教区選管を経由して審問院に異議の申立をすることができる。ただし、選挙が行われるときは、選挙の期日から数えて前１９日までにこれを行わなければならない。

２　審問院は、前項の異議申立書を受理したときは、速やかにその裁決をしなければならない。

３　審問院の裁決については、不服の申立をすることができない。

４　中央選管は、審問院の裁決により選挙人名簿を訂正しなければならないときは、これを訂正し、併せてその日時及び事由を記録するとともに、教区選管を経由して、その旨を申立人及び本人に速やかに通知しなければならない。

（選挙人名簿の削除）

第３５条　中央選管は、選挙が行われる場合であって、選挙人名簿作成の基準日の翌日以後に選挙人の死亡又は帰俗等による僧籍削除若しくは選挙資格を失った者があるときは、選挙人名簿からこれを削除し、併せてその日時及び事由を記録しなければならない。ただし、第９１条の規定による期日前投票をした者及び第９５条から第９７条までの規定による郵便投票であって第１０１条第１項に定める郵便投票受付簿に記載した者については、これを削除してはならない。

２　第１１６条の規定により、期日前投票の再投票を行うときは、前項ただし書の規定にかかわらず、期日前投票をした者についても削除するものとする。

３　教区選管は、第１項本文による選挙人名簿の削除の事由があったときは、速やかに中央選管に報告しなければならない。

４　中央選管は、第１項本文により選挙人名簿に異動を生じたときは、当該教区選管に通知しなければならない。

（選挙人名簿の補正）

第３６条　中央選管は、選挙が行われる場合であって、選挙人名簿作成の基準日の翌日以後に、次の各号に掲げる変更又は移転があったとき

（第四編）宗議会議員選挙条例

は、名簿を補正し、併せてその日時及び事由を記録しなければならない。
（１）選挙人が氏名を変更したとき
（２）選挙人が同組内において所属する寺院又は教会を移転したとき
（３）寺院又は教会が名称を変更したとき
（４）寺院又は教会の所在地名に変更があったとき
（５）寺院又は教会が同組内において所在地を変更したとき
２　中央選管は、前項により選挙人名簿に異動を生じたときは、当該教区選管に通知しなければならない。
３　選挙が行われる場合であって、選挙人名簿作成の基準日の翌日以後に、選挙人が、所属する寺院又は教会を他の組、他の教区へ移転した場合、選挙人名簿の補正は行わないものとする。この場合、選挙人は、選挙人名簿作成の基準日現在によって投票しなければならない。
（選挙人名簿の情報の提供）
第３７条　教区選管は、第４８条に定める手続きを経て議員候補者となった者又は同条第４項に定める推薦届出人が、その候補者の選挙運動のために選挙人名簿の情報の提供を求めたときは、当該選挙運動以外に使用しないこと等を誓約させたうえで、別に定める申請書により、選挙人名簿の情報（ただし生年月日を除く）を紙面に写して提供することができる。
（選挙人名簿の再作成）
第３８条　中央選管は、災害その他避けられない事故により必要があるときは、更に選挙人名簿を作成しなければならない。
２　中央選管は、前項の場合、あらためて選挙人名簿の異議の申立期間及び異議の申立の決定の期日を定めなければならない。
（選挙人名簿の保存）
第３９条　中央選管は、選挙が行われたときの選挙人名簿を、当該選挙において選出された議員の在任中、適切な方法により保存しなければならない。

第５章　選挙

（総選挙）
第４０条　総選挙は、議員の任期満了の日の翌日が月曜日以外である場合は直前の月曜日に、月曜日である場合はその日に、これを行う。ただし、特別の事情があるときは、任期満了の日から前後６日以内に行うことができる。
２　宗議会の開会中に任期満了する場合の総選挙は、宗議会閉会の日から３５日以後４０日以内に行うことができる。
（解散による総選挙）
第４１条　宗議会が解散された場合の総選挙は、前条の規定にかかわらず解散の日から３５日以後４０日以内に行わなければならない。
（欠員の補充）
第４２条　総選挙の日から１年以内に議員に欠員ができたときは、選挙を行わないで直ちに教区選管を開いて、第１１８条第２項の規定による得票者であって当選人とならなかった者のうちから、得票の順位によって、これを補充するものとする。
（補欠選挙）
第４３条　前条の規定によって、議員の欠員を補充することができないとき又は総選挙の日から１年を超えた後に欠員ができたときは、欠員のできた日から６０日以内に補欠選挙を行う。ただし、議員の任期満了前の真宗大谷派宗憲第２６条第１項による宗議会（常会）が終わった後は、議員の定数に対する欠員が１５人に達するまでは、補欠選挙を行わない。
２　第１２５条の規定による選挙及び当選の効力に関する異議申立の期間中又はその申立の繋属中は、補欠選挙を行うことができない。
（再選挙）
第４４条　第４０条及び第４１条に定める総選挙において、当選人のないとき又は選挙若しくは当選の効力に関する異議の裁決又は判定の結果、選挙無効となったときは、再選挙を行う。
（再選挙の手続き）
第４５条　教区選管は、前条の規定により、再選挙が必要なときは、直ちにその旨を告示し、選挙区内に周知するとともに、併せて中央選管にこれを報告しなければならない。
２　再選挙は、その事由の生じた日から数えて４０日以内に行わなければならない。
３　再選挙の期日は、教区選管がこれを定めるものとする。
（選挙不能の処置）
第４６条　災害その他避けられない事故によって選挙を行うことができないときは、当該教区選管は、その旨を中央選管に報告しなければならない。この場合には、あらためて選挙を行う。
（選挙の期日等の告示）
第４７条　教区選管は、選挙の期日から数えて前２５日に、選挙の期日、立候補の届出期間及び選挙運動の期間を告示しなければならない。
２　第４０条第２項、第４１条、第４３条及び第４４条の規定による選挙の告示は、その選挙を

（第四編）宗議会議員選挙条例

行うべき事由の生じた日から数えて少なくとも７日を経て行うものとする。

３　前２項の告示は、事前に予告することができる。

第６章　議員候補者

（立候補）

第４８条　被選挙資格を有する者で議員候補者（以下「候補者」という。）になろうとする者は、選挙の期日から数えて前２２日から３日以内に、その旨を教区選管に届け出なければならない。

２　第２条第１項第３号に該当する者が候補者になろうとする場合の届出は、自らが所属する寺院の住職又は教会の教会主管者若しくはそれらの代務者の被選挙資格同意書を添付しなければならない。

３　選挙人が、被選挙資格を有する同一の選挙区に属する他の者を候補者に推薦しようとするときは、第１項に定める期間内に、本人の承諾書を添えて、その推薦を届け出ることができる。この場合、第２条第１項第３号に該当する者を推薦しようとするときは、本人の承諾書のほか、被選挙資格同意書を添付しなければならない。

４　前項により推薦の届出をする者（以下「推薦届出人」という。）は、その選挙で自らが候補者又は他の候補者の推薦届出人になることができない。ただし、その推薦した候補者が死亡又は被選挙資格を失ったときは、この限りでない。

５　推薦届出人は、候補者１人につき１人とする。推薦届出人は、その推薦を取り消すことができない。

６　立候補の届出の締切の日時に至って、候補者がその選挙において選出すべき議員の数に満たないとき又は立候補の届出の締切後に満たなくなったときは、定数に達するまで立候補の届出又は推薦届出をすることができる。ただし、その届出は、選挙の期日の前日までに限る。

７　教区選管は、第１項及び第３項の届出書を受理したときは、直ちに受理の年月日及び時刻を届出書の余白に記載しなければならない。

（不服審査請求をした候補者の資格）

第４９条　第３条による不服審査請求が、中央選管で認められたときは、前条第１項又は第３項に定める候補者になることができる。ただし、中央選管の判定により、その請求が棄却されたときは、その資格を失う。

（候補辞退）

第５０条　候補者を辞しようとするときは、選挙の期日から数えて前１８日までに、教区選管に届け出なければならない。ただし、推薦による候補者は、推薦届出人の同意書を添付しなければならない。

２　候補者は、前項に定める期日を過ぎた後は、辞退することができない。

３　教区選管は、第１項の届出書を受理したときは、直ちに受理の年月日及び時刻を届出書の余白に記載しなければならない。

（候補者の告示）

第５１条　教区選管は、立候補の届出の都度、直ちにこれを告示しなければならない。

２　教区選管は、候補辞退の届出のあったとき又は候補者が死亡若しくは被選挙資格を失ったことを知ったときは、その都度直ちに告示しなければならない。

３　候補者及びその寺族、推薦届出人及び第５４条に定める選挙事務長は、候補者が死亡若しくは被選挙資格を失ったときは、直ちに教区選管に報告しなければならない。

（供託金）

第５２条　候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、候補者１人につき３０万円を教区選管に供託しなければならない。供託金には、利子を付しない。

２　教区選管は、供託金の供託を確認しなければ、候補者の届出又は推薦届出を受理することができない。

３　教区選管は、供託金を受領したときは、供託金預証を発行するものとする。

４　供託金は、第１１８条第１項又は第１２０条前段の規定により当選人が決定したときは、異議申立の繋属中のものでない限り、当選人の告示日から数えて２１日以後に、供託金預証と引き換えに返還する。ただし、次の各号に該当するときはこれに準じて返還するものとする。

（１）候補者が選挙の期日の投票所の開所時刻までに死亡又は被選挙資格を失ったとき

（２）第１２６条に定める審問院の裁決により、候補者の選挙区の選挙が全部無効になったとき

５　候補者が、次の各号に該当したときは、供託金は本派に帰属するものとする。

（１）候補者が辞退したとき

（２）候補者の得票数が第１１８条第２項に定める数に達しないとき

（３）第１１９条の規定又は第１２６条に定める審問院の裁決により、当選の効力を失ったと

（第四編）宗議会議員選挙条例

き
（４）当選人の告示日から数えて６０日以内に供託金の返還を請求しなかったとき
（諸届の受付時間）
第５３条　この章に定める諸届の受付時間は、午前９時から午後４時までとする。ただし、郵便による届出の場合は、受付最終日の午後４時までに到達しなければならない。この場合、教区選管は、当該届出を受理した旨を本人に通知するものとする。

第７章　選挙運動

（選挙事務長）
第５４条　候補者又は推薦届出人は、その選挙区の選挙人のうちから、選挙事務長（以下「事務長」という。）１人を置くことができる。ただし、自ら事務長となることを妨げない。
２　候補者又は推薦届出人は、前項により選挙事務長を置いたときは、教区選管に届け出なければならない。
（選挙運動員）
第５５条　候補者又は推薦届出人は、その選挙区の選挙人のうちから選挙運動員（以下「運動員」という。）を置くことができる。
２　候補者又は推薦届出人は、前項により運動員を置いたときは、本人の承諾書を添えて、教区選管に届け出なければならない。その異動のあったときも同様に届け出るものとする。
３　運動員の数は、立候補の届出が候補者本人による場合は５人以内、推薦届出による場合は４人以内とする。ただし、推薦届出による場合であって、推薦届出人が死亡又は選挙資格を失ったときは、５人以内とすることができる。
（事務長及び運動員の届出及び証明）
第５６条　教区選管は、第５４条及び前条の届出があったときは、これを調査し、正当と認めたときは、届済証明書を１人ごとに作成して交付するものとする。
２　事務長及び運動員は、前項の届済証明書を常に携行し、選挙人から要請があったときはこれを提示しなければならない。
３　第６０条に定める運動期間中に事務長及び運動員を退いたとき又はその資格を失ったときは、直ちに届済証明書を教区選管に返還しなければならない。
（事務長及び運動員の転属禁止及び制約）
第５７条　事務長及び運動員はその選挙で他の候補者の事務長及び運動員になることができない。事務長及び運動員を退いた後もまた同様とする。ただし、候補者が死亡又は被選挙資格を失った時若しくは候補を辞退したときはこの限りでない。
２　次の各号に掲げる者は、事務長及び運動員になることができない。
（１）条例で宗務役員及び準宗務役員と定められた役職にある者
（２）組長、副組長及び査察委員
（３）中央選管の委員及びその補充員、教区選管の委員及びその補充員
（選挙事務所）
第５８条　候補者又は推薦届出人は、選挙事務所を設けることができる。
２　候補者又は推薦届出人は、前項により選挙事務所を設けたときは、教区選管に届け出なければならない。選挙事務所に異動のあったときもまた同様に届け出るものとする。
３　前項の選挙事務所は、１人の候補者につき１ヵ所とする。
（選挙運動者）
第５９条　選挙運動並びに選挙事務所の事務及び労務にあたる者（以下「選挙運動者」という。）は、候補者、推薦届出人、事務長及び運動員に限るものとする。
（運動の期間）
第６０条　選挙運動の期間は、第４８条に定める立候補の届出が受理されたときから、選挙の期日から数えて前５日までとする。
２　郵便物による選挙運動については、前項の期間内の消印日によって発送されたものに限る。
３　運動期間が終了したときは、選挙事務所に掲示した文書を直ちに撤去しなければならない。
（禁止行為）
第６１条　何人も、選挙に関し、次の各号に掲げる行為をし、若しくはさせてはならない。
（１）投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、選挙人の宅又は居所を訪問し、若しくは呼び出すことにより選挙権行使の自由を妨げる如き行為をすること
（２）第５９条に定める選挙運動者が、選挙運動に用いる普通扱いの通常郵便物の第一種定形郵便物、郵便書簡、市内特別定形郵便物及び第二種通常はがきを除き、前号にいう目的と同じ目的で、郵便、電報、その他文書又は印刷物を発信し、配布し、若しくはこれを選挙事務所以外の場所に掲示すること
（３）第１号にいう目的と同じ目的で、第６３条に定める立会演説会又は第６４条に定める個人演説会を除く演説会を開き及び法要その他の集会で演説又は勧誘をすること

（第四編）宗議会議員選挙条例

（４）第１号にいう目的と同じ目的で、演説を妨害し又は選挙の自由を妨害すること
（５）第１号にいう目的と同じ目的で、候補者の身分又は経歴に関して、虚偽の事項を公にすること
（６）第１号にいう目的と同じ目的で、金品を贈与し、及びこれを受け、若しくは供応をし、及びこれを受け並びにこれらを約束、申込又は承諾すること
（７）第１号にいう目的と同じ目的で、身分又は財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込又は約束をすること
（８）候補者たること若しくは候補者になろうとすることをやめさせる目的で、候補者若しくは候補者になろうとする者に対し又は当選を辞させる目的で、当選人に対し及びこれらの目的でそれぞれの所属する寺院又は教会に対し前２号の行為をすること
（９）第１号にいう目的と同じ目的で、選挙人の所属する寺院又は教会に対し金品を贈与すること
(10) 選挙運動をすることができない者に運動行為をさせること
(11) 選挙人に、投票のために便宜を供与すること
(12) 候補者となるべき者若しくは議員となるべき候補者を予想するための人気投票又は予選をすること及びその結果に基づいて選挙の自由を妨害すること

（選挙公報）

第６２条　教区選管は、選挙公報を作成し、選挙の期日から数えて前８日までに選挙人に発送しなければならない。

２　選挙公報には、次の各号に掲げる事項について、候補者に原稿の提出を求めて掲載するものとする。
（１）候補者の氏名
（２）候補者の所属の寺院又は教会の名称及び所在地
（３）候補者の被選挙資格の区分
（４）立候補の趣意（候補者の経歴等を含み、１千字以内とする。）

３　候補者は、前項の原稿を選挙の期日から数えて前１９日までに、教区選管に提出しなければならない。ただし、期限までに提出がなかった場合は、前項第１号から第３号までに掲げる事項を掲載するものとする。

４　選挙公報には、第２項のほか、次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。
（１）選挙の告示日以後から選挙公報の発行に至るまでの間の告示事項
（２）選出すべき議員の定数
（３）投票所及び投票管理者に関する事項（ただし、無投票の場合を除く）
（４）その他教区選管が必要と認めた事項

５　教区選管は、選挙公報を発行したときは、中央選管に提出しなければならない。

（立会演説会）

第６３条　教区選管は、候補者の数が選挙区の議員の定数を超えている場合であって、複数の候補者又は推薦届出人から要請があったときは、第６０条に定める選挙運動の期間中５回以内に限り、立会演説会を開くことができる。

２　前項による要請は、第４８条第１項に定める立候補届出期間中に行わなければならない。

３　教区選管は、立会演説会を開催するときは、適当と認める日時、場所及び開催方法を定めて、選挙の期日から数えて前１８日までに告示し、併せてこれを選挙人に周知するとともに、各候補者に参加を求めなければならない。

４　前項の場合、各候補者は、参加の有無及び演説者について、遅滞なく教区選管に報告しなければならない。この場合、演説者は候補者本人とする。ただし、第５９条に定める選挙運動者の１人に、代理させることができる。

５　災害その他避けられない事故により、立会演説会を開くことができないときは、教区選管は、遅滞なく中止又は日時若しくは場所の変更を決定し、速やかにこれを周知させるための適切な措置を講じなければならない。

（個人演説会）

第６４条　候補者又は推薦届出人は、別に定める届出書を教区選管に届け出て、第６０条に定める選挙運動の期間中５回以内に限り、個人演説会を開くことができる。

２　個人演説会では、候補者が演説するものとする。ただし、第５９条に定める選挙運動者の１人に代理させることができる。

３　個人演説会の場所は、開催の日時において第５９条に定める選挙運動者である者が所属する寺院又は教会その他教区選管が適当と認めた施設に限るものとする。ただし、第５７条第２項に定める者が所属する寺院又は教会では、個人演説会を開催することができない。

４　教区選管は、第１項の届出があったときは、これを調査し、正当と認めたときは、届済証明書を作成して交付する。

５　候補者は、前項の証明書を個人演説会の場所

（第四編）宗議会議員選挙条例

に掲示しなければならない。
６　個人演説会の開催の日時若しくは場所を変更するとき又は開催を中止するときは、第４項の証明書を添付して教区選管に届け出るものとする。
７　教区選管は、前項の変更届を正当と認めたときは、あらためて第４項に定める証明書を作成して交付する。
（運動の取締）
第６５条　教区選管は、事務長及び運動員の資格並びに事務所及び運動員の数について違反があると認めたときは、候補者又は推薦届出人にその解任又は閉鎖を命じなければならない。
２　教区選管は、第６１条に定める選挙運動の禁止行為をする者があるときは、直ちにこれを停止しなければならない。
（諸届の受付時間）
第６６条　この章に定める諸届の受付時間は、午前９時から午後４時までとする。ただし、郵便による届出の場合は、受付最終日の午後４時までに到達しなければならない。この場合、教区選管は、当該届出を受理した旨を本人に通知するものとする。

第８章　投票

第１節　通則

（選挙の方法）
第６７条　選挙は、投票によって行う。
２　投票は、選挙人１人につき１票に限る。
３　投票は、所定の投票用紙を用いて行う。
（投票用紙等）
第６８条　投票用紙、投票用封筒及び郵便用封筒は、中央選管がこれを調製する。
２　投票が行われるときは、中央選管は、投票用紙、投票用封筒及び郵便用封筒を、選挙の期日から数えて前１２日までに教区選管に送付するものとする。
（無投票）
第６９条　候補者の数が選挙区の議員の定数を超えないとき、若しくは超えなくなったときは、投票を行わない。
２　前項の場合、教区選管は、その旨を告示し、併せてこれを選挙公報に掲載して選挙区内に周知しなければならない。ただし、選挙公報の発行後に無投票となったときは、教区選管は適切な方法により選挙区内に速やかに周知するものとする。

第２節　直接投票

（投票管理者）
第７０条　投票が行われるときは、教区選管は、選挙の期日から数えて前１１日までに、各投票区の組長及び副組長のうちから投票管理者を指定し、投票に関する事務を担当させなければならない。ただし、特段の事情によって、その投票区の組長及び副組長のうちから投票管理者を指定できない場合は、その投票区内の選挙運動に関係のない選挙人のうちから、投票管理者を指定することができる。
２　中央選管の委員及びその補充員、教区選管の委員及びその補充員、条例で宗務役員と定められた者は、投票管理者になることができない。
３　教区選管は、投票管理者に事故があるときは、直ちに第１項に準じて代理人を指定しなければならない。ただし、あらかじめ代理人を指名しておくことを妨げない。
（投票所）
第７１条　投票管理者は、選挙の期日から数えて前１１日までに投票所を指定し、教区選管に報告しなければならない。
２　投票所は、多数の選挙人の投票の利便を考慮して指定しなければならない。ただし、第５８条に定める選挙事務所を設置した場所及び第５９条に定める選挙運動者の所属する寺院又は教会を除く。
３　災害その他避けられない事故により投票所の変更を要するときは、投票管理者は、投票所を指定し、適切な方法で速やかにこれを選挙人に通知し、併せて教区選管に報告しなければならない。
（投票立会人）
第７２条　投票管理者の業務を補佐するため、投票管理者は、その投票区内の選挙運動に関係のない選挙人のうちから、２人以上４人以内の投票立会人を指定し、選挙の期日から数えて前１１日までに、本人に通知し併せて教区選管に届け出なければならない。
２　投票立会人が欠けたときは、投票管理者は、直ちに前項に準じてこれを補充しなければならない。ただし、投票立会人の人数が２人未満になるまでは、これを補充しないことができる。
３　第７０条第２項の規定は、投票立会人についても準用する。
（投票所係員）
第７３条　投票管理者が必要と認めたときは、前条の規定に準じて２人以内の投票所係員を置き、選挙事務に当たらせることができる。
（投票開始前の準備）
第７４条　教区選管は、選挙人名簿の写しに本章第３節に定める期日前投票を行った者及び第４

（第四編）宗議会議員選挙条例

節に定める郵便投票を行う者の記号を付し、投票に用いる名簿（以下「投票用名簿」という。）を作成しなければならない。

２　教区選管は、投票用紙、投票用封筒、投票用名簿及び投票函等を、投票開始時刻までに到着するように、各投票区の投票管理者に配布しなければならない。

３　投票管理者は、投票用紙等を受領したときは、直ちにこれを点検して、投票開始時刻まで確実に保管しなければならない。

４　投票用名簿の送付後、選挙人名簿に削除、補正又は訂正の必要が生じたときは、教区選管は、遅滞なくその旨を投票管理者に通知し、投票用名簿を削除、補正又は訂正させなければならない。

５　投票管理者は、選挙の当日投票所を開くまでに、投票所の開所時点に立会う投票立会人とともに、投票用紙の枚数及び投票函に異状がないことを点検し、投票函が空であることを確認したうえで、その内蓋を閉じて施錠し、その鍵を封筒に入れ、投票立会人とともに封印するものとする。

（投票所の開閉）

第７５条　投票所は、午前９時に開き、午後５時に閉じる。

２　投票管理者は、投票立会人２人以上の立会がなければ投票を開始し又は投票所を開いておくことができない。

３　２人を超える投票立会人を定めた投票所において投票に立会う投票立会人は、投票管理者がこれを指名する。

４　投票管理者は、投票の当日、投票所が開かれていなければならない時刻において投票立会人が定数に満たないときは、直ちに第７２条第２項の規定に準じてこれを補充しなければならない。

（投票の方法及び手続）

第７６条　投票は、選挙人が選挙の期日に投票所に行き、投票用紙に候補者１人の氏名を自ら記載して投票函に入れなければならない。

２　投票管理者は、投票立会人とともに投票用名簿と対照して、選挙人本人であることを確認した後、投票用名簿に記号を付して、投票用紙を交付するものとする。

３　投票管理者は、選挙人が本人であることを確認するために、必要な措置を講ずることができる。

４　期日前投票を行った者及び郵便投票を行う者は、この節に定める直接投票をすることはできない。

（投票不能者）

第７７条　次の各号に掲げる者は、投票をすることができない。

（１）選挙人名簿作成の基準日において選挙資格を有しない者

（２）期日前投票を行った者及び郵便投票を行う者を除き、選挙人名簿作成の基準日以後に死亡又は帰俗等による僧籍削除若しくは選挙資格を失った者

（代理投票）

第７８条　身体の故障により、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載することができない選挙人は、第７６条第１項の規定にかかわらず、投票管理者の許可を得て代理投票をすることができる。

２　前項の場合においては、投票管理者は、投票立会人の中から当該選挙人の投票を補助すべき者２人を定め、その１人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する候補者１人の氏名を記載させ、他の１人をこれに立会わせなければならない。

（仮投票）

第７９条　投票管理者は、次の各号に該当する者があるときは、仮投票をさせなければならない。

（１）投票用名簿に登載されていない者であって、名簿に登載されるべき旨の審問院の裁決書を提示したとき

（２）投票用名簿に登載されていない者であって、名簿作成の基準日において選挙資格を有し、かつ選挙の期日においても選挙資格を有すると申し立てるとき

（３）投票用名簿に登載されている者であって、投票管理者において、明らかに選挙資格が無いと判断されるとき

２　仮投票を行うときは、投票管理者は、該当者本人に投票申立書を提出させなければならない。投票申立書には、申立人が氏名、生年月日、身分、所属寺院又は教会の名称及び所在地のほか、当該選挙において自らが選挙資格を有するという理由を自記して、署名押印するものとする。

３　投票管理者は、仮投票であることを名簿に記載し、投票用紙及び仮投票の表示を付した投票用封筒を交付し、投票を行わせるものとする。

４　仮投票による投票は、投票者が自ら投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、氏名を表面に記載して投票函に投函するものとする。

（第四編）宗議会議員選挙条例

５　投票管理者は、投票申立書の内容を直ちに教区選管に報告するとともに、投票録に添付して教区選管に確実に届けなければならない。

（投票所の出入）

第８０条　選挙人、投票管理者、投票立会人及び投票所の事務に従事する者でなければ投票所に入ることができない。

２　選挙人は、投票所に入ったときは、速やかに投票の手続きをしなければならない。

３　選挙人は、交付された投票用紙を、投票所の外に持出すことはできない。

４　選挙人は、投票を終わったときは、直ちに投票所から退出しなければならない。

（秘密保持）

第８１条　選挙人は、何人に対してもその投票をした候補者の氏名を述べる義務を有しない。

２　代理投票に関与した投票立会人は、この投票により知り得た候補者の氏名を何人に対しても口外し、若しくは公表してはならない。

（投票所の秩序）

第８２条　投票所において、演説討論をし若しくは喧噪にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序を乱す者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは、投票所外に退去させることができる。

（退場者の投票）

第８３条　前条の規定により投票所外に退去させられた者は、投票することができない。ただし、投票管理者が再び投票所の秩序を乱すおそれがないと認めたときは、この限りでない。

（投票終了）

第８４条　投票管理者は、投票所を閉じる時刻になったときは、その旨を告げて投票所の入口を閉じ、投票所にいる選挙人の投票が結了するのを待って、投票函を閉鎖しなければならない。

２　前項の投票函を閉鎖しようとするときは、投票管理者及び投票所の閉所時点に立会っている投票立会人が外蓋を閉じて施錠し、その鍵を封筒に入れ、投票立会人とともに封印するものとする。

３　何人も、投票函を閉鎖した後は、投票をすることができない。

（投票函の送付）

第８５条　投票管理者は、前条第２項の処置を終えたときは、確実な方法により、開票の時刻までに教区選管に送付しなければならない。この場合において、到着するまでの間の保管及び管理は、投票管理者がこれを行う。

（投票録）

第８６条　投票管理者は、投票の日に別に定める投票録を作成し、投票所の閉所時点に立ち会っている投票立会人とともに署名押印しなければならない。

（投票録等の送付）

第８７条　投票管理者は、投票録、残余の投票用紙、投票函の鍵の入った封筒及び投票用名簿をまとめて封筒に入れ、投票所の閉所時点に立ち会っている投票立会人とともに封印し、確実な方法により、開票の時刻までに教区選管に送付しなければならない。この場合において、到着するまでの間の保管及び管理は、投票管理者がこれを行う。

（送付の遅延）

第８８条　災害その他避けることができない事故のため、投票函及び投票録等を入れた封筒を遅滞なく送付することができないときは、投票管理者は、速やかに教区選管に報告しなければならない。

（投票函及び投票録等の受領及び保管）

第８９条　投票函及び投票録等を入れた封筒が到着したときは、教区選管は、直ちに異状がないかを点検しなければならない。

２　教区選管は、前項の点検の結果、異状を認めたときは、その旨を記載した文書を作成し、投票管理者に署名押印させなければならない。

３　前２項の手続きを経た後の投票函及び投票録等を入れた封筒は、開票の日時まで教区選管がこれを厳重に保管しなければならない。

（災害等による再投票）

第９０条　災害その他避けることのできない理由により投票を行うことができないとき、その他更に投票を行う必要があるときは、投票管理者は、直ちにその旨を教区選管に報告しなければならない。

２　教区選管は、前項の報告を受けたときは、報告を受けた日から２０日以内に、別に期日を定めて投票を行わせなければならない。

３　教区選管は、前項の投票期日を投票管理者に通知し、遅くともその７日前までに投票区内に周知させなければならない。

第３節　期日前投票

（期日前投票）

第９１条　選挙人は、選挙の当日投票所に行くことができないときは、選挙の期日から数えて前４日から選挙の期日の前日までの間に、教務所において期日前投票をすることができる。

２　災害その他避けられない事故により教務所に

（第四編）宗議会議員選挙条例

おいて期日前投票をすることができないときは、教区選管は、投票場所を指定し、適切な方法で速やかにこれを選挙人に通知しなければならない。

（期日前投票の受付時間）

第９２条　期日前投票の受付時間は、前条第１項に定める期間の午前９時から午後５時までとする。

（期日前投票の立会）

第９３条　選挙管理事務長のほか、教区選管の会長、委員及びその補充員のうち２人は、前条の投票に立会わなければならない。ただし、選挙管理事務長に事故があるときは、あらかじめ指定した選挙係に立会を代理させることができる。

（期日前投票の方法）

第９４条　第７４条（投票開始前の準備）、第７６条（投票の方法及び手続）、第７７条（投票不能者）、第７８条（代理投票）、第７９条（仮投票）、第８０条（投票所の出入）、第８１条（秘密保持）、第８２条（投票所の秩序）、第８３条（退場者の投票）、第８４条（投票終了）及び第８６条（投票録）に関する規定は、期日前投票にこれを準用する。この場合、「投票管理者」とあるは「選挙管理事務長」と、「投票立会人」とあるは「立会人」と、「投票函」とあるは「特別投票函」と、「投票用名簿」とあるは「期日前投票用の選挙人名簿」と、「投票録」とあるは「期日前投票録」とそれぞれ読み替えるものとする。

２　選挙管理事務長は、開票の日時まで期日前投票の特別投票函を厳重に保管しなければならない。

第４節　郵便投票

（郵便投票）

第９５条　交通その他の事情により、選挙人が自ら投票所に行き投票し難い投票区に属する選挙人の投票は、郵便による投票（以下「郵便投票」という。）により、これを行う。

２　前項による投票区は、別表２で定める。

第９６条　前条以外の投票区であって、交通その他の事情により、選挙人が自ら投票所に行き投票し難い寺院又は教会に属する選挙人は、郵便投票を行う。

２　前項による寺院及び教会は、達令で定める。

３　前項のほか、次の各号に掲げるいずれかの事由により、自ら直接投票又は期日前投票をし難い選挙人は、郵便投票を行うことができる。

（１）交通事情その他居住地の都合による場合

（２）入院、病気又は身体の故障による場合

（３）宗務又は法務等の都合による場合

４　前項により郵便投票を行おうとする選挙人は、別に定める届出書に本人確認書類を添付し、選挙の期日から数えて前１３日までに教区選管に書留郵便で届け出なければならない。ただし、書留郵便で発送できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもって届け出るものとする。

５　前項の届出は、選挙人本人が行わなければならない。

第９７条　前２条により、郵便投票を行う選挙人は、直接投票及び期日前投票を行うことができない。

（投票用紙等の送付）

第９８条　教区選管は、投票が行われるときは、郵便投票を行う選挙人に対して、投票用紙、投票用封筒及び郵便用封筒を選挙の期日から数えて前８日までに、書留郵便で送付しなければならない。ただし、書留郵便で送付できない地域に居住する選挙人に対しては、最善の方途をもって送付するものとする。

（居所を異にする選挙人に対する措置）

第９９条　第９５条及び第９６条第１項による郵便投票であって、所属する寺院又は教会と居所を異にする選挙人があるときは、当該寺院又は教会の居住者は、当該選挙人に届けられるよう最善の措置を講じなければならない。ただし、当該選挙人が所在不明等のため届けることができない場合は、居住者は、書留郵便にその旨を付記して教区選管に返送しなければならない。

２　前項による返送を受けたときは、教区選管は、選挙人名簿の写しにその旨を記入するものとする。

（郵便投票の方法）

第１００条　郵便投票を行う選挙人は、投票用紙に候補者１人の氏名を自ら記載し、投票用封筒に入れて封をし、更に郵便用封筒に入れて封をし、その裏面に住所、氏名、所属の組、寺院又は教会の名称を記載して、教区選管に対し、自ら書留郵便で送付しなければならない。ただし、身体の故障により自ら投票用紙に候補者の氏名を記載できない選挙人は、その記載及び送付を他の者に代行させることができる。

２　前項の送付について、書留郵便で送付できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもって送付するものとする。

３　郵便用封筒には、自らの投票用封筒以外のものを入れてはならない。

（第四編）宗議会議員選挙条例

４　郵便投票をするための書留郵便は、選挙人１人につき１通としなければならない。

（郵便投票の受付）

第１０１条　教区選管は、別に定める郵便投票受付簿に、郵便投票の受付番号及び受信の日時等を記載し、郵便用封筒の封をしたまま特別投票函に入れなければならない。

２　教区選管は、選挙の日の午後５時に郵便投票の受付を締切らなければならない。

３　選挙管理事務長は、郵便投票の受付を締め切ったときは、第８４条第２項に準じて特別投票函の封印及び施錠等を行ったうえで、開票の日時まで厳重にこれを保管しなければならない。

（無効となる郵便投票）

第１０２条　前条に定める受付において、次の各号に掲げる状態で到着した投票は、これを無効とし、直ちにその旨を郵便投票受付簿及び郵便用封筒の表面に記載して、封をしたまま別に保管しなければならない。

（１）前条第２項の受付締切後に到着したもの

（２）所定の郵便用封筒を用いないもの

（３）書留郵便で送付可能な地域に居住する選挙人が書留郵便以外の方法で送付したもの

（４）郵便用封筒に発信人の氏名の記載のないもの

（５）郵便用封筒の発信人の氏名の判明し難いもの

（６）書留郵便で送付できない地域に居住する選挙人が最善の方途で送付しなかったもの

（７）同一の発信人の郵便用封筒が２以上あるもの

（８）ひとつの郵便用封筒に２人以上の氏名が記載されているもの

２　前項の判定は、教区選管が行う。

第９章　開票及び当選人の決定

（開票及び開票所）

第１０３条　開票は、教区選管が開票所で行う。

２　開票所は、教務所に設けるものとする。

（期日）

第１０４条　開票は、選挙の期日から数えて４日以内に行う。

２　教区選管は、開票を行う日時を定め、選挙の期日から数えて前１１日までに、これを告示しなければならない。

３　開票が所定の期日に終了しないときは、翌日に延長することができる。この場合、教区選管は、開票を終わった投票と終わらない投票とを区別して、厳重に保管しなければならない。

（再投票における開票の期日）

第１０５条　第９０条の規定により再投票を行う場合は、その投票の期日から３日以内に開票するものとし、教区選管は、その投票の期日から数えて前６日までに、これを告示しなければならない。

２　第１１６条の規定により再投票を行う場合は、教区選管は開票を停止するものとし、再投票の日から数えて前６日までに開票を再開する日時を定め、これを告示しなければならない。

（開票の期日及び開票所の変更）

第１０６条　災害その他避けられない事故のため、前３条によることができないときは、教区選管は、更に期日及び開票所を定め、速やかにこれを周知させるため適切な処置をとらなければならない。

２　開票の当日に突発した災害その他避けられない事故のため、開票を開始し又は続行することができないときは、教区選管は、開票所を変更することができる。この場合、開票を中断するときは、第１０４条第３項の規定を適用するものとする。

（開票開始前の準備）

第１０７条　教区選管は、開票を開始するまでに、次の各号に掲げる事項についてあらかじめ確認又は判定するものとする。

（１）すべての投票函及び投票録等の到着状況

（２）第７９条に定める仮投票の申立書について、投票として取り扱うべき選挙人であるかどうかの判定

（３）第１０２条第２項により、無効として別に保管した郵便投票について、投票として取り扱うかどうかの判定

（４）第１１１条から第１１３条までの規定により、投票として取り扱わないものとする投票の判定基準

（５）第１１５条第３項により無効とする投票の判定基準

（開票の開始）

第１０８条　開票は、第８５条及び第８７条の規定による投票函及び投票録等がすべて到着しなければ行うことができない。

２　開票は、教区選管の会長、委員２人以上及び選挙管理事務長が出席しなければ開始することができない。

（開票所の出入及び参観）

第１０９条　教区選管の会長、委員、選挙管理事務長及び選挙係並びに教区選管の許可を得て開票の参観を認められた選挙人（以下「開票参観者」という。）でなければ、開票所に入ること

（第四編）宗議会議員選挙条例

ができない。
２　開票参観者は、開票が終わったときは、直ちに開票所から退出しなければならない。
（開票所の秩序）
第１１０条　開票所において、開票事務に支障を及ぼす言動をする者があるときは、教区選管は、これを制止し、命に従わないときは、開票所の外に退去させることができる。
（直接投票の点検）
第１１１条　教区選管は、次の各号に掲げる順序により、投票区ごとに投票函、投票録及び投票用紙等の点検を行わなければならない。
（１）投票録等の入った封筒の状態
（２）投票函の破損、施錠の状態
（３）投票函の鍵を入れた封筒の状態
（４）投票録の記載及び署名押印の状態
（５）残余の投票用紙の数
（６）投票用名簿の記載内容
（７）投票録と投票用名簿の記載内容の照合
（８）仮投票の数並びに仮投票の封筒、投票用名簿、投票録及び投票申立書の照合
（９）投票として取り扱う仮投票の判定
（１０）仮投票の封筒の同封物
（１１）投票の総数と投票録の記載内容との照合
２　前項第６号の投票用名簿の点検は、次の各号に掲げる内容について確認するものとする。
（１）投票用名簿の記入及び押印が正しくなされていること
（２）第７７条に該当する投票不能者に投票をさせていないこと（仮投票を除く）
（３）第３６条第３項に定める移動者の投票の定に違反していないこと（仮投票を除く）
（４）期日前投票をした者又は郵便投票をする者に更に投票をさせていないこと（仮投票を除く）
（５）仮投票をすべき者に仮投票の手続きによらずに投票をさせていないこと
３　第１項第９号の仮投票の判定は、次の各号に掲げる事項について確認するものとする。
（１）第１０７条第２号に定める事前の確認により、投票として取り扱わないと判定していないこと
（２）第７９条第４項に定める仮投票の手続きに違反していないこと
（３）第７７条に該当する投票不能者でないこと
（４）第３６条第３項に定める移動者の投票の定に違反していないこと
（５）期日前投票をした者又は郵便投票をする者でないこと
４　第１項第１０号による仮投票の封筒の開封の結果、投票用紙１枚のほかに他のものが封入されていたときは、教区選管はこれを投票として取り扱うかを判定しなければならない。ただし、投票用紙が入っていなかったときは、その投票は無効とする。
５　教区選管は、前４項の点検の結果、投票として取り扱うと判定したすべての投票用紙を、当該投票区の投票函に一旦戻すものとする。
（期日前投票の点検）
第１１２条　教区選管は、次の各号に掲げる順序により、期日前投票の点検を行わなければならない。
（１）特別投票函の破損、施錠の状態
（２）特別投票函の鍵を入れた封筒の状態
（３）期日前投票用の選挙人名簿の記載内容
（４）期日前投票録と期日前投票用の選挙人名簿の記載内容との照合
（５）仮投票の数並びに仮投票の封筒、期日前投票用の選挙人名簿、期日前投票録及び投票申立書の照合
（６）投票として取り扱う仮投票の判定
（７）仮投票の封筒の同封物
（８）投票の総数と期日前投票録の記載内容との照合
２　前項第３号の期日前投票用の選挙人名簿の点検、第６号の仮投票の判定及び第７号の封筒の同封物の点検は、前条第２項から第４項までの規定を準用する。この場合、「投票用名簿」とあるは「期日前投票用の選挙人名簿」と、「期日前投票を行った者又は郵便投票を行う者」とあるは「郵便投票を行う者」とそれぞれ読み替えるものとする。
３　教区選管は、前２項の点検の結果、投票として取り扱うと判定したすべての投票用紙を、期日前投票の特別投票函に一旦戻すものとする。
（郵便投票の点検）
第１１３条　教区選管は、次の各号に掲げる順序により、郵便投票の点検を行わなければならない。
（１）特別投票函の破損、施錠の状態
（２）特別投票函の鍵を入れた封筒の状態
（３）郵便投票受付簿の記載内容
（４）郵便投票の数と郵便投票受付簿の記載内容との照合
（５）郵便用封筒の記載内容と郵便投票受付簿との照合
（６）郵便用封筒の同封物
（７）投票用封筒の同封物

（第四編）宗議会議員選挙条例

（８）投票の総数と郵便投票受付簿の記載内容との照合

２　前項第５号の点検で、第１０２条に定める無効となる郵便投票に該当するおそれのあるとき、その他異状が認められるときは、教区選管はこれを投票として取り扱うかを判定しなければならない。

３　第１項第６号の郵便用封筒の同封物の点検の結果、次の各号に掲げる異状が認められるときは、教区選管はこれを投票として取り扱うかを判定しなければならない。ただし、投票用封筒及び投票用紙のいずれもが封入されていなかったときは、その投票は無効とする。

（１）投票用封筒に入れない投票用紙が封入されていたとき

（２）投票用封筒のほかに他のものが封入されていたとき

（３）所定の投票用封筒以外の封筒が封入されていたとき

４　第１項第７号による投票用封筒の開封の結果、投票用紙１枚のほかに他のものが封入されていたときは、教区選管はこれを投票として取り扱うかを判定しなければならない。ただし、投票用紙が封入されていなかったときは、その投票は無効とする。

５　教区選管は、前４項の点検の結果、投票として取り扱うと判定したすべての投票用紙を、郵便投票の特別投票函に一旦戻すものとする。

（異状又は違反の取り扱い）

第１１４条　教区選管は、第１１１条及び第１１２条に定める点検において、異状又は違反が認められる投票があるときは、その数を計算しなければならない。

２　教区選管は、前３条に定める点検において、著しい異状又は違反を認め、次条に定める開票及び投票の効力の判定の手続きを行わずに再投票を行うべきと判断したときは、開票を中断し、直ちに再投票を命じるものとする。

（開票及び投票の効力の判定）

第１１５条　教区選管は、前４条の点検の結果、異状又は違反を認めない投票函の投票を混交して、これを開票し、投票の効力を判定したうえで、有効と判定した投票（以下「有効投票」という。）について、候補者ごとに得票数を計算するものとする。

２　教区選管は、前条第１項に定める異状又は違反を認めた投票を含む投票函があるときは、前項とは別にこれを開票し、投票の効力の判定及び候補者ごとの得票数の計算を行わなければならない。

３　次に掲げる各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

（１）所定の投票用紙を用いないもの

（２）候補者でない者の氏名を記載したもの

（３）２人以上の候補者の氏名を記載したもの

（４）候補者の氏名のほかに他のことを記載したもの。ただし、職名、身分又は敬称の類を記載したもの及び候補者が同姓同名である場合は、この限りでない。

（５）候補者の氏名を記載しないもの

（６）候補者の氏名を確認し難いもの

４　教区選管による投票の判定に対しては、何人も異議を申立てることができない。

（再投票）

第１１６条　前条第１項及び第２項により計算した候補者ごとの得票数を合計した結果、第１１４条第１項に規定する異状又は違反を認めた投票の合計数が、第１１８条第１項に定める当選人及び次点者の決定に異動を及ぼす場合は、教区選管は開票を中断し、該当する投票区に再投票を命じなければならない。

２　前項によるときは、異状又は違反を認めた投票が直接投票のみである場合は、該当する投票区に、期日前投票を含む場合は、郵便投票を除く全ての投票区に再投票を命じるものとする。

３　第１１４条第２項により、前条の手続きを行わずに直ちに再投票を行うときは、前項に準じて再投票を命ずるものとする。ただし、郵便投票の異状又は違反による再投票は、郵便投票を行う選挙人のみを対象とする。

４　前３項により再投票を行うときは、教区選管は、直ちに中央選管に報告するとともに、開票の日から数えて２０日以内に再投票の期日を定めてこれを告示し、対象となる選挙人に周知しなければならない。

５　第１２６条に定める審問院の異議の裁決により一部又は全部の投票区の再投票を行う場合は、前２項の規定を準用する。この場合、「開票の日から」とあるは「異議の裁決のあった日から」と読み替えるものとする。

６　再投票は、この条例の投票に関する規定を準用して行う。

（得票数の発表）

第１１７条　教区選管は、第１１５条の規定による計算を終え、前条による再投票を行う必要がないときは、得票数の多い候補者の順に、その氏名及び得票数を発表するものとする。

（当選人の決定）

（第四編）宗議会議員選挙条例

第１１８条　教区選管は、有効投票の最多数を得た候補者の順に、当選人及び次点者を定める。

２　有効投票の総数を、その選挙区の議員の定数で除した数の４分の１以上の得票数がない者は、当選人及び次点者とすることができない。

３　得票数が同じときは、教区選管がくじで定める。

（当選人の失格）

第１１９条　当選人が選挙の期日の後に被選挙資格を失ったとき又は推薦届出人若しくは事務長がその選挙に関し、謹慎以上の懲戒に処せられたときは、当選の効力を失う。

（無投票当選）

第１２０条　教区選管は、第６９条の規定によって無投票となったときは、選挙の期日に、その時点の候補者をもって当選人と定めるものとする。この場合、当選人の数がその選挙で選出する議員の数に満たないときは、第４３条に定める補欠選挙の規定を、当選人がないときは、第４４条に定める再選挙の規定をそれぞれ適用するものとする。

（当選人の告示）

第１２１条　教区選管は、当選人が決定したときは、直ちにその氏名を告示し、併せて中央選管に報告しなければならない。

（選挙録の作成）

第１２２条　教区選管は、別に定める選挙録正副２通を作成し、会長及び開票に立ち会った委員全員並びに選挙管理事務長とともに署名押印し、併せてその副本を中央選管に送付しなければならない。

（当選証書の交付）

第１２３条　教区選管は、当選人が決定したときは、当選人に当選証書を交付する。

（関係文書の保存）

第１２４条　投票、期日前投票録、郵便投票に用いた封筒、郵便投票受付簿、仮投票に用いた封筒、選挙録の正本及び投票録は、議員の任期中教務所に保存しなければならない。この場合、投票は、有効及び無効を区別するものとする。

２　第１１１条から第１１３条の規定により、投票として取り扱わないと判定した仮投票及び郵便投票は、その理由を封筒の表面に記載して、前項に準じて保存しなければならない。

３　第１１６条の規定により、再投票を行うこととなった投票函の投票は、第１項に準じてそれぞれ別に保存しなければならない。

４　前３項の規定による保存は、それぞれ種別ごとにまとめて包装し、教区選管の会長、開票に立ち会った委員全員及び選挙管理事務長とともに封印するものとし、特に必要が認められる場合のほか、開封することができない。

第１０章　異議申立及び裁決

（異議申立）

第１２５条　選挙の効力に関して異議のある選挙人は、教区選管を相手として、当選人の告示日から数えて２０日以内に、審問院にその事由を申立て、裁決を求めることができる。

２　当選の効力に関して異議のある候補者、推薦届出人又は事務長は、教区選管を相手として、当選人の告示日から数えて２０日以内に、審問院にその事由を申立て、裁決を求めることができる。

（選挙及び当選の無効の裁決）

第１２６条　審問院は、前条第１項に定める選挙の効力に関する異議の申立を受理した場合、選挙の規定に違反した事実があると認めたときは、選挙の結果に異動を及ぼすおそれのある場合に限り、その選挙の全部又は一部の無効を裁決しなければならない。

２　審問院は、前条第２項に定める当選の効力に関する異議の申立を受理した場合、選挙の規定に違反した事実があると認めたときは、当選の効力の有無又は選挙無効の裁決をしなければならない。

（判定及び裁決の通知）

第１２７条　宗務総長は、非違行為の申告の判定又は異議申立の裁決について、審問院から報告を受けたときは、直ちにその旨を宗議会議長に通知しなければならない。

（異議申立の処理）

第１２８条　審問院は、異議の申立を受理したときは、他の事件の順序にかかわらず、速やかに裁決しなければならない。

第１１章　懲戒

（買収、利害誘導及び投票偽造増減等の非違）

第１２９条　次の各号に掲げる行為をした者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

（１）投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、金品を贈与し、及びこれを受け、若しくは供応をし、及びこれを受け、並びにこれらの約束若しくは申込又は承諾をしたとき

（２）前号にいう目的と同じ目的で、身分又は財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込又は約束をしたとき

（３）候補者たること若しくは候補者になろうとすることをやめさせる目的で、候補者若しくは候補者になろうとする者に対し、又は当選

（第四編）宗議会議員選挙条例

を辞させる目的で、当選人に対し、及びこれらの目的で、それぞれの所属する寺院又は教会に対し、前２号の行為をしたとき
（４）第１号にいう目的と同じ目的で、選挙人の所属する寺院又は教会に対し金品を贈与したとき
（５）前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき
（６）氏名を詐称し又は詐偽の方法をもって、投票し又は投票しようとしたとき
（７）投票を偽造し又はその数を増減したとき
（８）選挙録、投票録又は選挙に関する表簿を変造又は偽造若しくは破棄したとき

（選挙の自由妨害等の非違）

第１３０条　次の各号に掲げる行為をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。
（１）投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、選挙人の宅又は居所を訪問し若しくは呼び出すことにより選挙権行使の自由を妨げる如き行為をしたとき
（２）前号にいう目的と同じ目的で、第６３条及び第６４条に定める立会演説会及び個人演説会以外の演説会を開き及び法要その他の集会で演説又は勧誘をしたとき
（３）第１号にいう目的と同じ目的で、演説を妨害し又は選挙の自由を妨害したとき
（４）選挙運動をすることができない者に運動行為をさせたとき、又は選挙運動をすることができない者が選挙運動をしたとき
（５）第１号にいう目的と同じ目的で、選挙人に、投票のために便宜を供与したとき

（名簿の情報の目的外使用等の非違）

第１３１条　第３７条の規定により提供された選挙人名簿の情報を選挙運動以外の目的に使用した者及び当該情報を適切に廃棄しなかった者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

（虚偽事項の公表等の非違）

第１３２条　次の各号に掲げる行為をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。
（１）第５９条に定める選挙運動者が、選挙運動に用いる普通扱いの通常郵便物の第一種定形郵便物、郵便書簡、市内特別定形郵便物及び第二種通常はがきを除き、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、郵便、電報その他文書又は印刷物を発信し、配布し、若しくはこれを選挙事務所以外の場所に掲示したとき
（２）前号にいう目的と同じ目的で、候補者の身分又は経歴に関して虚偽の事項を公にしたとき
（３）候補者となるべき者若しくは議員となるべき候補者を予想するための人気投票又は予選をしたとき、及びその結果に基づいて選挙の自由を妨害したとき

（役職務利用による非違）

第１３３条　条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者若しくは選挙係に発令された者が、その地位を利用して選挙運動をしたとき、又はこれらの役職にある者に対し選挙運動をさせたときは、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。ただし、候補者である宗務総長及び参務が、自らのための選挙運動をする場合を除く。

２　中央選管の委員及びその補充員、教区選管の委員及びその補充員、組長、副組長並びに査察委員である者が選挙運動をしたときも、また同様とする。

（不正郵便投票の非違）

第１３４条　第９６条第３項から第５項までに定める郵便投票の届出に虚偽があったとき、又は郵便投票に関して不正があったときは、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。

（期間外運動の非違）

第１３５条　第６０条に定める期間の後選挙運動をした者は、軽懲戒に処する。

２　立候補届出前に選挙運動をした者も、また同様とする。

（挨拶行為の非違）

第１３６条　選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって、第１２９条、第１３０条及び第１３２条それぞれの各号のいずれかに該当する行為をした者は、それぞれその本条の定に準じて、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。この場合、普通扱いの通常郵便物の第一種定形郵便物、郵便書簡、市内特別定形郵便物及び第二種通常はがきを用いた場合もまた同様とする。

（暴力による非違）

第１３７条　故意に投票函又は関係書類を破損し、奪取し、若しくは抑留し、及びその送付並びに保管を妨げた者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

２　選挙事務関係者又は施設等に対して、暴行を加えた者もまた同様とする。

（事務長、運動員及び選挙事務所の設置に関する非違）

第１３８条　第５４条から第５８条までの規定に違反した者は、その軽重に従って、軽懲戒、謹慎又は譴責に処する。

（第四編）宗議会議員選挙条例

（開票所又は投票所の秩序を乱した非違）

第１３９条　開票所又は投票所において、演説討論をし若しくは喧噪にわたり、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他秩序を乱した者は、謹慎又は譴責に処する。

（職務違反）

第１４０条　中央選管の委員及びその補充員、教区選管の委員及びその補充員、選挙管理事務長、投票管理者、投票立会人、投票所係員、教務所長、組長、副組長、選挙係並びに選挙事務に従事する宗務役員が、選挙に関し故意にその職務の執行を怠り又はその職権を乱用して選挙の自由を妨害したとき若しくは職務上知り得た情報を必要な範囲を超えて他に漏らしたときは、軽懲戒又は謹慎に処する。

（非違及び違反事件の処理）

第１４１条　当選人にかかる本章に掲げる非違行為に関する申告及びその判定は、他の事件の順序にかかわらず、速やかにこれをするよう努めなければならない。

第１２章　補則

（議員の任期の起算）

第１４２条　総選挙により選出された議員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

２　補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（達令への委任）

第１４３条　この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附　則

１　この条例は、２０２５年７月１日から施行する。

２　この条例施行の際、従前の規定による中央選管は、この条例による中央選管とし、現に中央選管の会長、委員及び補充員である者は、この条例による中中央選管の会長、委員及び補充員とし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。

３　この条例施行の際、従前の規定による教区選管は、この条例による教区選管とし、現に教区選管の会長、委員及び補充員である者は、この条例による教区選管の会長、委員及び補充員とし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。

４　この条例施行の際、現に宗議会議員である者は、この条例により選出されたものとみなし、その任期は従前就任の日から起算するものとする。

５　宗会条例（１９８１年条例公示第５号）第２０条中「宗議会議員選挙条例（１９９１年条例公示第４号。以下同じ。）」を「宗議会議員選挙条例（２０２５年条例公示第２号。以下同じ。）」に改める。

６　東日本大震災に伴う宗議会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例（２０１３年条例公示第２号）は、廃止する。

７　新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う宗議会議員選挙の不在者投票の特例に関する臨時措置条例（２０２１年条例公示第３号）は、廃止する。

別表第１（第７条）

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙する議員の数
北海道	北海道教区	４人
東　北	東　北教区	３人
東　京	東　京教区	３人
新　潟	新　潟教区	５人
富　山	富　山教区	５人
能　登	能　登教区	３人
金　沢	金　沢教区	３人
小松大聖寺	小松大聖寺教区	２人
福　井	福　井教区	２人
岐阜高山	岐阜高山教区	３人
大　垣	大　垣教区	３人
岡　崎	岡　崎教区	３人
名古屋	名古屋教区	５人
三　重	三　重教区	１人
京　都	京　都教区	６人
大　阪	大　阪教区	４人
山陽四国	山陽四国教区	３人
九　州	九　州教区	７人

（第四編）宗議会議員選挙条例

別表第２（第８条・第９５条）

所属する選挙区	投票区の名称	投票の区域	投票所を設置する地域
北海道	函　館	第1組	函館市
	檜　山	第2組	二海郡八雲町
	蘭　越	南第3組	磯谷郡蘭越町
	小　樽	北第3組	小樽市
	札　幌	第４・８組	札幌市
	滝　川	第5組	滝川市
	富良野	第6組	富良野市
	岩見沢	第7組	岩見沢市
	室　蘭	第9組	室蘭市
	日　高	第１０組	日高郡
	深　川	第１１組	深川市
	留　萌	第１２組	苫前郡
	名　寄	第１３組	名寄市
	稚　内	第１４組	稚内市
	紋　別	第１５組	紋別市
	旭　川	第１６組	旭川市
	十　勝	第１７・１８組	帯広市
	網　走	第１９組	網走郡
	釧　路	第２０組	釧路市
東　北	津　軽	青森県第1組	北津軽郡板柳町
	青　森	青森県第2組	青森市
	野辺地	青森県第3組	上北郡野辺地町
	能　代	秋田県北組	能代市
	秋　田	秋田県中央・西組	秋田市
	六　郷	秋田県南組	仙北郡美郷町
	山　形	山形第１・２・４組	山形市
	米　沢	山形第3組	米沢市
	村　山	山形第５・６・7組	村山市
	酒　田	山形第８・９・１０組	酒田市
	盛　岡	盛岡組	盛岡市
	花　巻	花巻組	花巻市
	気　仙	気仙組	大船渡市
	仙　台	仙台・仙南組	仙台市
	会　津	会津組	会津若松市
	中	中組	二本松市
	浜	浜組	双葉郡浪江町
東　京	坂　東	茨城1組	坂東市
	水　戸	茨城2組	水戸市
	群　馬	群馬組	前橋市
	栃　木	栃木組	宇都宮市
	東　京	埼玉・千葉組、東京１・２・３・４・５・６・７・８組	東京都台東区
	神奈川	横浜・川崎・三浦・湘南組	横浜市
	山　梨	山梨組	甲府市
	長　野	長野１・２・３・４組	長野市
	中南信	長野５・６組	（郵便投票）
新　潟	長　岡	第１０・１４・２４組、中越１１・１２・１３組	長岡市
	三　条	第１５・１６・１８組	三条市
	新　潟	第１７・１９・２０・２１・２２・２３組	新潟市
	佐　渡	佐渡組	（郵便投票）
	高　田	第１・２・３・４・５・６・７・８組、高田１１・１２・１３組	上越市
富　山	富　山	第９・１０・１１組	富山市
	黒　部	第１２・１３組	黒部市
	砺　波	第１・２・３・４組	砺波市
	高　岡	第５・６・７・８組	高岡市
能　登	羽　咋	第１・２・３浜方・３山方・４組	羽咋市
	鳳　至	第５・６・７組、鵜川・穴水組	鳳珠郡穴水町
	珠　洲	第８・１０組	珠洲市
	七　尾	第１１・１２・１３・１４組	七尾市
金　沢	金　沢	金沢教区全域	金沢市
小松大聖寺	小　松	第2組	小松市
	大聖寺	第1組	加賀市
福　井	福　井	第１・２・３・４・５・６・８・９・１０組	福井市
	大　野	第7組	大野市
岐阜高山	高　山	高山１・２組、吉城・清見・益田・朝日高根組	高山市
	荘白川	荘白川組	大野郡白川村
	岐　阜	第１・２・３・４・５・６・７・８・９・１０・１１組	岐阜市
	東　濃	第１２・１６組	多治見市
	郡　上	第１３・１４・１５組	郡上市
大　垣	大　垣	第１・２・３・４・５・６・７・１０・１１組	大垣市
	揖　斐	第８・９組	揖斐郡揖斐川町
	養　老	第１２・１３・１４・１５組	養老郡養老町
	海　津	第１６・１７・１８組	海津市
岡　崎	岡　崎	第1・2・3・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・23組、幸田・六ッ美組	岡崎市
	豊　橋	第4・5・6組	豊橋市
	豊　田	第２４・２５・２６・２７・２８組、高岡・松平組	豊田市
	静　岡	第31・32・33・34・35組	静岡市
名古屋	名古屋	第1・2・3・15・17・18・19・20・21・22・23・25・26・30・31・32組	名古屋市中区
	一　宮	第4・5・6・7・8・9・16・24・28・29組	一宮市
	津　島	第10・11・12・13・14・27組	津島市
三　重	桑　名	桑名・長島・員弁・三講・三重・四日市組	桑名市
	津	中勢1・2組、伊賀組	津市
	松　阪	南勢1・2組	松阪市
京　都	長　浜	長浜第１２・１３・１４・１５・１６・１７・１８・１９・２０・２１・２２・２３・２４組	長浜市
	敦　賀	敦賀組	敦賀市
	若　狭	若狭第1・2組	小浜市
	京　都	近江第1・2・3・4・5組、山城第1・2・3・4・5組	京都市下京区
	湖　東	近江第6・7・8・9・10・11組	東近江市
	湖　西	近江第２５東・２５西・２６組	高島市
	丹　波	丹波第1・2組	南丹市
	但　馬	丹波第3組、但馬組	福知山市
	山　陰	因伯・出雲組	松江市
	石　見	石東・石西組	浜田市
大　阪	奈　良	第２４・２５・２６・２７組	大和高田市
	大　阪	第1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23組	大阪市
山陽四国	神　戸	神戸組、第6組	神戸市兵庫区
	姫　路	第1・2・3・4・5・7組、赤穂組	姫路市
	福　山	備後組	福山市
	広　島	安芸南組	広島市
	山　陽	美作・備中・芸備・安芸北組	（郵便投票）
	高　松	東讃第一・東讃・中讃・西讃組	高松市
	四　国	伊予・阿波・土佐組	（郵便投票）
九　州	四日市	宇佐・豊前中津・京都・田川・日田玖珠組	宇佐市
	大　分	大分東・大分別府・奥豊後組	大分市
	筑　前	福岡組	福岡市
	久留米	久留米三井・三井西・浮羽・八女・三潴・山門西・山門東・唐津組	久留米市
	大牟田	大牟田三池組	大牟田市
	長　崎	長崎組	長崎市
	熊　本	熊本中・熊本北・熊本西・熊本南組	熊本市
	阿　蘇	熊本東組	阿蘇市
	鹿児島	鹿児島組	鹿児島市
	宮　崎	宮崎組	都城市

宗議会議員選挙条例施行条規

〈２０２５年6月２７日達令公示第５号〉

（用語の定義）

第１条　この達令において、「条例」とは宗議会議員選挙条例（２０２５年条例公示第２号）を、「選挙人」とは選挙人名簿に登載されている者を、「教区選管」とは選挙区の選挙管理会をそれぞれいうものとする。

（被選挙資格の同意ができないことを証する書類）

第２条　条例第２条第５項に定める被選挙資格の同意ができないことを証する書類に押印する責任役員及び総代の印鑑は、当該選定届の届出印を押印しなければならない。

（選挙人名簿の作成）

第３条　条例第３０条第１項に定める選挙人名簿は、電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程（２００６年達令公示第７号）第４条第１項に定める寺院教会・僧侶情報システムの情報によってこれを作成する。

２　選挙人名簿の様式は、別記様式第１のとおりとする。

（選挙の発令）

第４条　条例第４０条第２項に定める宗議会の開会中に任期満了する場合の総選挙及び条例第４１条に定める宗議会が解散された場合の総選挙を行うときは、宗務総長は、選挙の期日を定めて、これを発令するものとする。

（供託金の受領）

第５条　条例第５２条第３項に定める供託金預証の様式は、別記様式第２のとおりとする。

２　教区選管は、供託金を受領したときは、その金員は教務所において預り金として保管するものとする。

（返還しない供託金の処理）

第６条　条例第５２条第５項により、供託金が本派に帰属したときは、教務所長は、速やかに財務部に回付しなければならない。

２　財務部は、前項の供託金を受領したときは、当該会計年度の一般会計の雑収入として処理するものとする。

（事務長及び運動員の証明）

第７条　条例第５６条第１項に定める届済証明書は、別記様式第３のとおりとする。

（選挙公報の配布）

第８条　選挙公報の配布は、選挙人の所属する寺院・教会に一括送付することができる。

２　条例第６９条に定める無投票の場合は、選挙人の属する寺院・教会に１部を送付又は適切な方法をもって届け、選挙人へ配布したものとみなす。

３　条例第９６条第３項による郵便投票の届出を行った選挙人には、前２項にかかわらず、選挙公報を本人宛に送付しなければならない。

（配布の遅延）

第９条　災害その他避けられない事故により、条例第６２条第１項に定める期限までに選挙公報を配布することができないときは、教区選管は、選挙公報の掲載事項について、速やかに選挙人に周知させるため適切な方途を講じなければならない。

（個人演説会）

第１０条　条例第６４条第４項に定める届済証明書は、別記様式第４のとおりとする。

（投票用紙等）

第１１条　条例第６８条第１項に定める投票用紙、投票用封筒及び郵便用封筒は、別記様式第５から第７までのとおりとする。

（郵便投票）

第１２条　条例第９６条第２項に定める寺院・教会は、別表で定める。

（当選証書）

第１３条　条例第１２３条に定める当選証書は、別記様式第８のとおりとする。

附　則

この達令は、２０２５年７月１日から施行する。

（第四編）宗議会議員選挙条例施行条規

別表（第１２条・郵便投票を行う選挙人の属する寺院・教会）

選挙区	投票区	組	郵便投票を行う選挙人の属する寺院・教会	所在地　　備考
北海道	檜山	第２組	法隆寺	奥尻郡奥尻町青苗
			順行寺	同　同　宮津
	留萌	第１２組	興徳寺	苫前郡羽幌町天売
	稚内	第１４組	本浄寺	利尻郡利尻富士町鴛泊
			大安寺	同　利尻町沓形
			西圓寺	同　同　仙法志
			眞立寺	同　利尻富士町鬼脇
			共同寺	同　同　同
			禮香寺	礼文郡礼文町香深村
			北教寺	同　同　船泊村
東北	津軽	青森県第１組	西願寺	青森県北津軽郡中泊町小泊
			願龍寺	同　五所川原市十三古中道
	野辺地	青森県第３組	法性寺	同　下北郡佐井村佐井
			法香寺	同　同　大間町大間
			憶念寺	同　むつ市川内町川内
			正覺寺	同　同　脇野沢桂沢
	酒田	山形第8組	圓稱寺	山形県最上郡金山町金山 ◆１２月　１日から翌年４月３０日まで
			應住寺	同　同　最上町本城　◆同
			顯行寺	同　同　鮭川村京塚　◆同
			光明寺	同　同　大蔵村清水　◆同
	盛岡	盛岡組	善林寺	岩手県宮古市光岸地
			永光寺	同　同　田代
			松江寺	同　下閉伊郡山田町八幡町
	花巻	花巻組	寂静寺	同　一関市花泉町油島
			碧祥寺	同　和賀郡西和賀町沢内太田
			寶樹寺	同　釜石市天神町
	会津	会津組	光照寺	福島県南会津郡南会津町湯ノ花
	中	中　組	光源寺	同　東白川郡矢祭町東舘山野井
			法林寺	同　同　同　小田川
	浜	浜　組	浄願寺	同　いわき市三和町中三坂
東京	水戸	茨城２組	寶善寺	茨城県神栖市波崎
			西円寺	同　潮来市潮来
			照願寺	同　常陸大宮市鷲子
			宗圓寺	同　同　同
			法龍寺	同　久慈郡大子町上金沢
	栃木	栃木組	林照寺	栃木県日光市足尾町
			專徳寺	同　同　同
	東京	埼玉組	西廣寺	埼玉県本庄市
		千葉組	勝善寺	千葉県南房総市二部
			福藏寺	同　安房郡鋸南町岩井袋
			圓龍寺	同　富津市花香谷
	神奈川	湘南組	萬福寺	神奈川県足柄下郡箱根町
			本光寺	同　足柄上郡開成町宮台
	長野	長野１組	淨蓮寺	長野県長野市山田中 ■１２月　１日から翌年３月３１日まで
			專勝寺	同　同　戸隠豊岡　■同
		長野４組	妙福寺	同　上水内郡飯綱町芋川　■同
			正定寺	同　同　同　赤塩　■同
			德滿寺	同　同　同　牟礼　■同
			證念寺	同　同　同　同　■同
			玉蓮寺	同　同　同　小玉　■同
			願法寺	同　同　同　古町　■同
			悲願寺	同　同　同　黒川　■同
			佛性寺	同　同　信濃町穂波　■同
			行善寺	同　同　同　古間　■同
新潟	長岡	第１４組	廣照寺	新潟県長岡市山古志種苧原 ■１２月　１日から翌年３月３１日まで
		第２４組	西永寺	同　十日町市上野　■同
			榮行寺	同　同　水口沢　■同
			正念寺	同　同　神明町　■同
			最勝寺	同　同　同　■同
			專明寺	同　魚沼市和田　■同
			萬行寺	同　魚沼市中島　■同
			極樂寺	同　南魚沼市六日町　■同
	高田	第３組	淨念寺	同　上越市名立区小田島　■同
		第７組	聞稱寺	同　同　大谷　■同
			淨嚴寺	同　同　桶海　■同
		高田１１組	法定寺	同　同　浦川原区法定寺　■同
			通願寺	同　同　同　坪野　■同
			高德寺	同　同　安塚区坊金　■同
			妙玄寺	同　同　同　真荻平　■同
			高源寺	同　同　大島区仁上　■同
			真養寺	同　同　同　同　■同
			了慧寺	同　同　同　上達　■同
			照源寺	同　同　同　嶺　■同
			大嚴寺	同　十日町市浦田　■同
小松大聖寺	小松	第２組	東林寺	石川県白山市桑島 ■１２月　１日から翌年３月３１日まで
			聖得寺	同　同　白峰　■同
			行勸寺	同　同　同　■同
			林西寺	同　同　同　■同
			真成寺	同　同　同　■同
福井	大野	第７組	威德寺	岐阜県郡上市白鳥町石徹白
			圓周寺	同　同　同　同
岐阜高山	岐阜	第２組	源了寺	同　関市板取 ■１２月　１日から翌年３月３１日まで
			龍泉寺	同　同　同　■同

（第四編）宗議会議員選挙条例施行条規

	東濃	第１２組	靈仙寺	同　恵那市中野方町　■同
		第１６組	法誓寺	同　加茂郡八百津町久田見　■同
	郡上	第１３組	眞観寺	同　郡上市高鷲町鮎立　■同
		第１５組	養泉寺	同　同　明宝大谷　■同
京都	丹波	丹波第1組	最尊寺	京都府南丹市美山町鶴ヶ丘　■同
			唯然寺	同　同　同　高野　■同
			満林寺	同　同　同　同　■同
			善西寺	同　同　同　大野　■同
			正願寺	同　同　同　島　■同
			頓乗寺	同　同　同　下吉田　■同
			西乗寺	同　同　同　下平屋　■同
			教誓寺	同　同　同　上平屋　■同
			正覺寺	同　同　同　安掛　■同
			覺了寺	同　同　同　荒倉　■同
			光瑞寺	同　同　同　内久保　■同
			最勝寺	同　同　同　佐々里　■同
	山陰	出雲組	蓮光寺	島根県隠岐郡隠岐の島町西町
			海士教会	同　同　海士町海士
大阪	大阪	第２３組	浄泉寺	和歌山県新宮市新宮
山陽四国	神戸	第６組	浄泉寺	兵庫県洲本市栄町四丁目
			重恩寺	同　南あわじ市福良
			永願寺	同　同　阿那賀
	福山	備後組	明行寺	広島県世羅郡世羅町賀茂
	広島	安芸南組	教專寺	山口県岩国市美和町西畑
			弘誓寺	同　同　同　佐坂
			西榮寺	同　同　柱島
	高松	西讃組	光顯寺	香川県三豊市山本町大野
			養林寺	同　同　同　同
九州	長崎	長崎組	真宗寺	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷
			善行寺	同　西海市崎戸町江島
			浄專寺	同　同　同　平島
			憶念寺	同　南松浦郡新上五島町有川郷
	熊本	熊本西組	鎮道寺	熊本県天草郡苓北町富岡
			興教寺	同　同　坂瀬川字中郷
			光蓮寺	同　天草市佐伊津町
			東光寺	同　同　浄南町
			正教寺	同　同　新和町碇石字毛生
			安養寺	同　同　河浦町河浦
			直入寺	同　同　同　崎津
	阿蘇	熊本東組	了蓮寺	同　阿蘇郡高森町上色見　■12月　1日から翌年3月31日まで
			光西寺	同　上益城郡山都町柏　■同
			玄徳寺	同　阿蘇郡南小国町中原　■同
			明蓮寺	同　同　同　満願寺　■同
			玉岑寺	同　同　小国町北里　■同
			長蓮寺	同　同　同　宮原　■同
鹿児島	鹿児島	鹿児島組	徳船寺	鹿児島県薩摩川内市鹿島町藺牟田
			長光寺	同　同　下甑町長浜
			大照寺	同　同　同　手打
			西淨寺	同　同　同　瀬々野浦
			真光寺	同　出水郡長島町獅子島
			正覺寺	同　同　同　浦底
			萬徳寺	同　西之表市西之表
			願船寺	同　熊毛郡屋久島町一湊
			大島寺	同　奄美市名瀬伊津部町
			真教寺	沖縄県那覇市西二丁目
	宮崎	宮崎組	光勝寺	宮崎県延岡市中央通二丁目
			誓敬寺	同　同　大貫町四丁目
			永覚寺	同　同　伊形町
			觀音寺	同　西臼杵郡高千穂町田原
			昭光寺	同　児湯郡川南町川南
			報徳寺	同　東諸県郡綾町南俣

様式第１（選挙人名簿）

宗議会議員選挙　選挙人名簿

訂正	記　号	氏　名	生年月日	寺院教会の名称	所在地	備考

表　紙

選挙区（　　組）
宗　議　会　議　員　選　挙　　選　挙　人　名　簿

○○○○年○○月○○日現在

様式第２（供託金預証）

年　月　日

宗議会議員候補者（　氏名　）推薦届出人
殿

選挙区選挙管理会 印

供　託　金　預　証

宗議会議員選挙条例第５３条第１項の規定による供託金として、下記のとおり預かりました。

記

１　金　額　　金３００，０００円也
２　条　件　　（１）供託金には利子を付しません。
（２）供託金は、宗議会議員選挙条例第５２条第４項の規定によりこの預証と引換に返還します。
（３）同条第５項各号に該当する場合は、この金員は真宗大谷派に帰属するものとし、本証は無効とします。

以　上

様式第３（届済証明書）

1　氏　名
2　所　属　　教区　　組　　寺・教会
3　候補者
4　区　分　　選挙事務長・選挙運動員
4　届出受付日時　　年　月　日
上記のとおり届出のあったことを証明する。
年　月　日

選挙区選挙管理会　印

様式第４（個人演説会の開催届済証明書）

1　候補者氏名
2　日　時　　年　月　日　時　分から　時　分まで
3　場　所
4　開催回数　　／5回目（5回まで開催可）
5　届出日　　年　月　日
上記のとおり、届出のあったことを証明する。
なお、個人演説会の開催にあたっては、下記の事項に留意すること。
①演説は、候補者本人に限るものとする
ただし、宗議会議員選挙条例第４２条に定める選挙運動者に代理させてもよい
②司会・係員は、推薦届出人、事務長又は運動員に限るものとする
③個人演説会の場所に、本証明書を掲示すること
年　月　日

選挙区選挙管理会　印

様式第５（投票用紙）

宗議会議員選挙投票用紙

候補者の氏名

注意
一　候補者の氏名は欄内に一人書くこと
二　候補者でない者の氏名は書かないこと

年　月　日

中央選挙管理委員会　印（印影）

様式第６（投票用封筒）

投票用封筒

様式第７（郵便用封筒）

住所
組
寺
教会
氏名
年
月
日

住所
真宗大谷派　教務所内
選挙区選挙管理会御中
書留
投票入

様式第８（当選証書）

宗議会議員当選証書

教区　組　寺・教会
氏名

右は、年　月　日　選挙区で宗議会議員に当選したことを証する。

年　月　日

選挙区選挙管理会　印

（第四編）宗議会議員選挙条例施行条規

参議会議員選挙条例

〈１９８２年3月8日条例公示第3号〉

改正　①１９８６年3月１１日条例公示３
②１９９１年6月２９日条例公示８
③２０２０年6月２５日条例公示１
④２０２２年6月２８日条例公示１
⑤２０２３年6月３０日条例公示１
⑥２０２４年6月２８日条例公示３
⑦２０２５年6月２７日条例公示３

（目的）

第１条　この条例は、真宗大谷派宗憲（以下「宗憲」という。）第２３条第２項の規定により、参議会議員（以下「議員」という。）の定数及び選挙の方法に関する事項を定めることを目的とする。

（議員の定数）

第２条　議員の定数は、６５人とする。

（選挙資格及び被選挙資格）

第３条　教区門徒会員（以下「会員」という。）は、在任する選挙区において、選挙資格及び被選挙資格を有する。

（選挙区）

第４条　選挙は、選挙区ごとに行う。

２　選挙区の数、名称、区域及び各選挙区において選挙する議員の数は、別表で定める。

（通常選挙）

第５条　議員の任期満了による通常選挙は、議員の任期が終わる日の５日前までに、期日を定めて行う。

（補欠選挙）

第６条　次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由の発生した日から４０日以内に補欠選挙を行う。ただし、議員の任期満了前の宗憲第２６条第１項による参議会が終わった後は、欠員１５人に達するまでは、補欠選挙を行わない。

（１）議員に欠員ができたとき

（２）当選人が議員に就任するまでの間に、被選挙資格を失ったとき又は死亡したとき

（再選挙）

第７条　次の各号のいずれかに該当する場合は、当該教区門徒会において、更に選挙を行う。この場合、選挙すべき議員の数に不足する数について、選挙を行うものとする。

（１）当選人のないとき

（２）当選人が当該選挙区において選挙すべき議員の数に達しないとき

（教区門徒会の招集）

第８条　選挙は、教区門徒会（以下「門徒会」という。）で行う。

２　前項の門徒会の招集は、教務所長が期日を定めて、教区制（１９９１年条例公示第８号。以下同じ。）第１２条第２項に規定する臨時会として招集する。

（定足数）

第９条　選挙を行うべき門徒会は、教区制第３３条第１項の規定にかかわらず、会員の３分の２以上の出席がなければ、議事を開き選挙することができない。

２　会員は、前項の門徒会に欠席しても被選挙資格を失わない。

（選挙人）

第１０条　前２条による門徒会に出席した会員を選挙人という。

（選挙不能の処置）

第１１条　第９条第１項により定足数に充たないときは、教務所長は、その旨を宗務総長に報告し、あらためて門徒会を招集しなければならない。

２　前項の門徒会の招集は、教区制第１４条ただし書の期間を３日までに短縮することができる。

（選挙の方法）

第１２条　選挙は、投票によって行う。

２　投票は、当該選挙区において選挙する議員の数の被選挙資格を有する者の氏名を、選挙人が投票用紙に自ら記載して投票箱に投入する。

３　投票用紙には、前項の氏名のほか他の事項を記載してはならない。

（選挙管理者・選挙立会人）

第１３条　選挙管理者は、当該教区の教務所長をこれに充てる。

２　選挙管理者は、選挙人の中から選挙立会人２人を指名するものとし、当該門徒会の議事録署名委員をこれに充てる。

３　選挙立会人は、投票及び開票の状況を監督するものとし、当選人が確定するまでその任に当る。

（開票）

第１４条　投票が終了したときは、選挙管理者が、直ちに開票し、１票ごとにその効力を判定しなければならない。

（無効投票）

第１５条　次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

（１）所定の投票用紙を用いないもの。

（２）被選挙資格を有する者の氏名を１人も記載

（第四編）参議会議員選挙条例

しないもの。
（３）当該選挙区において選挙すべき議員の数を超える数の被選挙資格を有する者の氏名を記載したもの。
（４）被選挙資格のない者の氏名を記載したもの。
（投票の効力の判定）
第１６条　投票の効力について疑義のある投票は、選挙管理者が、選挙立会人にはかってその効力を決定する。
（当選人の決定）
第１７条　選挙管理者は、有効得票数を計算し、その最多数を得た者から当選人を定める。
２　有効得票数が同じであって当選人を決定し難いときは、選挙管理者が、抽せんにより当選人を定める。
３　抽せんの方法は、選挙管理者が定める。
（選挙方法の変更の決定）
第１８条　門徒会は、投票によらないで議員の選挙を行うことができる。この場合、投票によらないことの決定及び選挙の方法の決定は、選挙人の全員の賛成を要する。
（当選人の確定）
第１９条　当選人が定まったときは、選挙管理者が当選人に対し選挙の結果を通知し、当選の諾否を照会しなければならない。
２　当選人が当選を受諾したときは、当選が確定する。
３　当選人が当選を辞退したときは、その辞退した者の数について、当該教区門徒会において、更に選挙を行う。ただし、投票により選挙した場合であって、当選人に次ぐ有効得票数を得た者があるときは、第１７条の規定により、当選人を定める。
（門徒会役員の辞職）
第２０条　当選人が教区制第５９条に規定する役員（以下「門徒会役員」という。）であるときは、直ちにその職を辞さなければならない。
２　前項の場合、新たに門徒会役員を選出するときは、あらためて門徒会を招集することなく、当該門徒会において直ちに行うことができる。
（門徒会の閉会）
第２１条　選挙を行うべき門徒会は、当選人が確定するまで閉会することができない。
（当選人の告示）
第２２条　教務所長は、当選人が確定したときは、直ちにその氏名、住所及び所属寺を告示し、併せて宗務総長に報告しなければならない。
（当選証書の交付）
第２３条　教務所長は、当選人が確定したときは、当選人に当選証書を交付する。
（選挙録）
第２４条　選挙録は、教区制第４０条第１項に規定する議事録をもってこれに代える。
（被選挙資格に関する特例）
第２５条　議員は、その任期中会員の任期が満了しても、議員の地位を失わない。

附　則

１　この条例は、１９８２年3月１０日から施行する。
２　この条例によりはじめて選挙された参議会議員の任期は、１９８２年5月１０日から起算する。

附　則（１９８６年3月１１日条例公示第３号）

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（１９９１年6月２９日条例公示第８号）抄

この条例は、１９９１年7月１日から施行する。

附　則（２０２０年6月２５日条例公示第１号）抄

この条例は、２０２０年7月１日から施行する。

附　則（２０２２年6月２８日条例公示第１号）抄

この条例は、２０２２年7月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日条例公示第１号）抄

この条例は、２０２３年7月１日から施行する。

附　則（２０２４年6月２８日条例公示第３号）抄

この条例は、２０２４年7月１日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第３号）

１　この条例は、２０２５年7月１日から施行する。
２　この条例施行の際、現に参議会議員である者は、この条例により選出されたものとみなし、その任期は従前就任の日から起算するものとする。

別表（第４条）

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙する議員の数
北海道	北海道教区	４人
東　北	東　北教区	３人
東　京	東　京教区	３人
新　潟	新　潟教区	５人
富　山	富　山教区	５人
能　登	能　登教区	３人
金　沢	金　沢教区	３人
小松大聖寺	小松大聖寺教区	２人
福　井	福　井教区	２人
岐阜高山	岐阜高山教区	３人
大　垣	大　垣教区	３人
岡　崎	岡　崎教区	３人
名古屋	名古屋教区	５人
三　重	三　重教区	１人
京　都	京　都教区	６人
大　阪	大　阪教区	４人
山陽四国	山陽四国教区	３人
九　州	九　州教区	７人

（第四編）参議会議員選挙条例

～第５編　宗務機関～

宗務職制

〈１９９１年６月２９日条例公示第５号〉

改正　①１９９３年２月２５日条例公示１
②１９８５年６月２２日条例公示２
③１９９７年６月１３日条例公示４
④１９９９年６月２５日条例公示１
⑤２００２年６月２８日条例公示２
⑥２００４年６月２８日条例公示３
⑦２０１０年６月２９日条例公示８
⑧２０１０年６月２９日条例公示１７
⑨２０１２年６月２９日条例公示７
⑩２０１４年６月２７日条例公示１
⑪２０１５年６月２６日条例公示１０
⑫２０１７年６月２６日条例公示４
⑬２０１８年６月２５日条例公示２
⑭２０２０年６月２５日条例公示１
⑮２０２２年６月２８日条例公示１
⑯２０２３年６月３０日条例公示１
⑰２０２３年６月３０日条例公示１７
⑱２０２４年６月２８日条例公示３
⑲２０２５年６月２７日条例公示４

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、内局の権限に属する宗務執行のために必要な事項を定めることを目的とする。

（宗務の運営）

第２条　この条例によって設けられた部門は、内局の統轄の下に相互の連絡を緊密にし、一体として能率的にその機能を発揮するよう運営されなければならない。

第２章　内局

（部門の統制及び管理）

第３条　宗務総長は、内局の主班として宗務を裁定し、部門の連絡統制を保持しなければならない。

２　宗務総長は、参務に宗務を分担管理させ、又は自ら管理することができる。

３　宗務総長は、前項により財務を分担する参務を財務長に任命し、財務に関する事務を統轄させるものとする。

４　宗務総長は必要と認めたときは、部門が行った処分又は命令を停止することができる。

５　参務及び財務長は、宗務総長を助け、分担する部門の事務について指揮監督し、その責に任ずる。

（役職）

第４条　宗務総長、参務及び財務長は、当然宗務役員とする。

（諮問機関）

第５条　宗務総長は、特定の事項について、諮問機関を設けることができる。

（宗務総長の臨時代理）

第６条　宗務総長に事故があるときは、そのあらかじめ指定する参務が、臨時にその職務を代理する。

２　前項の規定は、宗務総長が欠けた場合にも準用する。

（内局会議）

第７条　次の事項は、内局会議に付さなければならない。

（１）宗門法規の制定、変更及び公示に関する事項
（２）門首の行う宗務に関する重要な事項
（３）儀式に関する重要な事項
（４）教学に関する重要な事項
（５）予算及び決算
（６）予備費及び予算外の支出並びに臨時の融通に関する事項
（７）重要な財産の管理及び処分並びに平衡資金及び保管金に関する事項
（８）宗費の賦課及び浄財の募集に関する事項
（９）宗務役員の任免及び進退に関する事項
(10) 外部との交渉に関する重要な事項
(11) 宗門法規に内局会議に付すべきことを定められた事項
(12) 前各号のほか宗務上重要な事項

２　宗務総長及び参務は、内局会議に提案することができる

第８条　内局会議は、内局の全員が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、出席することができない者がある場合は、その者に、案件について事前又は事後に同意するかしないかの意見を聞いて、出席に代えることができる。

２　内局会議の議事は、内局の全員の同意によってこれを決する。

第３章　宗務所の部門

（部門の設置）

第９条　内局が執行する宗務を分掌するため宗務所に総務部、本廟部、大谷祖廟事務所、内事部、教育部、研修部、組織部、出版部、財務部及び企画調整局を置く。

２　前項の部門のほか、すべての宗務機関と連携を密にし、かつ教区・組及び寺院・教会に対し機動的なはたらきかけを必要とする事業を推進

（第五編）宗務職制

するため、条例により機関を設置することができる。

第１０条　特別な法要、事業その他について必要とするときは、前条に掲げるもののほかに、臨時に部門を設けることができる。

２　前項の規定による部門を設置しようとするときは、条例によらなければならない。

（部門の所管事項）

第１１条　第９条第１項に掲げる部門の所管事項は、次のとおりとする。

総務部　法規、文書、人事、広報、電算情報管理、労務管理、警備防災及び衛生に関する事項

本廟部　儀式及び真宗本廟両堂の守護並びに参拝者の応接及び総合案内に関する事項

大谷祖廟事務所　大谷祖廟に関する事項

内事部　内事に関する事項

教育部　教師、教化、学事及び公益事業に関する事項

研修部　研修に関する事項

組織部　寺院・教会、住職・教会主管者、僧侶及び門徒並びに組織活動の促進・統制、国際関係及び浄財の勧募に関する事項

出版部　出版物及び聖教編纂に関する事項

財務部　経理、財産の管理、金員及び物品の出納並びに授与物に関する事項

企画調整局　教化推進に必要な企画・調整、機関相互の交流、情報収集・発信及び寺院・教会の活性化支援に関する事項

（所管事項の裁定）

第１２条　各部門の間において、その所管事項に関し疑義のある場合は、宗務総長が裁定する。

（部門の行う調査）

第１３条　部門が必要により調査を行うときは、統計調査基本条例（２０１０年条例公示第８号）に基づき行わなければならない。

第４章　宗務出張所及び教務所等

（宗務出張所）

第１４条　東京宗務出張所は、東京都練馬区谷原一丁目３番地「東本願寺真宗会館」に置く。

（教務所）

第１５条　教務所の名称、所在地及び管轄教区は、別表のとおりとする。

２　教務支所については、別に定める。

（教務所達）

第１６条　教務所長は、職務を執行するため管内に教務所達を発することができる。

（処務細則）

第１７条　宗務出張所長及び教務所長は、処務細則を定め、宗務総長の承認を経てこれを施行することができる。

（開教監督部）

第１８条　開教監督部については、別に条例で定める。

第５章　宗務役員

（基本姿勢）

第１９条　宗務役員は、真実の教法を弘め伝えるための宗務を担任する責務を担い、常に信仰に基づく報恩の心をもって服務し、諸法規を遵守してその職務を全うしなければならない。

（任用）

第２０条　宗務役員は、教師のうちから任用する。ただし、必要のあるときは、この限りでない。

２　宗憲及び条例に特別の定めがあるものを除き、宗務役員の任免は宗務総長がこれを行う。

３　前項の任免にあたっては、その都度、役職及びその所属部門を示して発令するものとする。

４　宗務役員の任用及び資格その他必要な事項については、別に定める。

（部門の長）

第２１条　第９条第１項に掲げる各部門に、部門の長を置く。

２　部門の長は、宗務総長又は当該部門を担当する参務の指揮監督を受けて、主務を掌理し、その責に任ずる。

（宗務出張所長）

第２２条　宗務出張所に、宗務出張所長を置く。

２　宗務出張所長は、宗務総長の委任する事項について、中央の諸機関との交渉、その他の事務を掌理し、その責に任ずる。

（教務所長）

第２３条　教務所長は、宗務総長の監督を受けて、教区内の諸般の事務を掌理し、その責に任ずる。

（長の代理）

第２４条　第９条第１項に掲げる部門の長、宗務出張所長及び教務所長に事故があるときは、上席の宗務役員にその職務を臨時に代理させることができる。

（次長等の配属）

第２５条　第９条第１項に掲げる部門、宗務出張所及び教務所に次の各号に掲げる宗務役員を配属し、その職務は当該各号に規定するとおりとする。

（１）次長は、部門の長、宗務出張所長又は教務所長を助け事務を整理する。

（２）主事及び主事補は、上司の命を受けて事務を処理する。

（３）書記及び書記補は、上司の命を受けて事務

（第五編）宗務職制

に従事する。
（４）主計は、宗務出張所長又は教務所長の指揮を受けて会計に関する事務をつかさどり、所長とともにその責に任ずる。
２　必要な業務に当たるため、第９条第１項に掲げる部門又は宗務出張所に出仕を置くことができる。
（宗務役員の出向）
第２６条　宗務総長は、法要又は事業その他特別の必要があるときは、現に配置している宗務役員の配属及び当該宗務役員の現在の役職を変更することなく、前条に定める宗務役員について、期間及び任務を定めて、他の宗務の機関に出向させて必要な宗務に専従させることができる。
（鍵役補）
第２７条　必要に応じ、本廟部に鍵役補を置くことができる。
２　鍵役補は、両堂に奉仕し、鍵役の業務を補佐する。
（式務員）
第２８条　真宗本廟及び大谷祖廟における崇敬、給仕及び儀式その他の式務に専従するため、本廟部に次の各号に掲げる式務員を置く。
（１）定衆は、両堂に奉仕し、出仕の法要座次の座紙を管理し、座配点検して儀式を斉整する。
（２）堂衆は、両堂に奉仕し、勤行及び助音等の式務に従事する。
（３）参衆は、両堂に奉仕し、荘厳等の式務に従事する。
２　式務員は、前項各号に掲げるほか、本廟部長が真宗本廟の崇敬、給仕及び儀式のために必要と認めた業務に従事する。
（試用期間）
第２９条　第２５条第３号に定める書記補及び前条に定める式務員については、その任用に先立って、必要により試用期間を定めることができる。
（企画調整局参事）
第３０条　企画調整局の業務に必要な企画の立案及び推進に当たるため、企画調整局に参事若干人を置く。
（教育部学校教育幹事）
第３１条　上司の命を受けて学校教育に必要な業務に当たるため、教育部に学校教育幹事若干人を置く。
（教区駐在教導）
第３２条　教務所長の指揮を受けて、教区の教化活動を振興するため、教務所に教区駐在教導を置く。
（教化相談員）
第３２条の２　教区駐在教導を補佐し、教区の教化活動に従事するため、必要により教務所に教化相談員を置くことができる。
２　前項の教化相談員は、常勤に限り宗務役員とする。
（教区青少幼年指導主任）
第３３条　地方における青少幼年教化の推進をはかるため、教務所に教区青少幼年指導主任を置く。
（研修部補導）
第３４条　上司の命を受けて研修の補導に当たるため、研修部に補導若干人を置く。
（専門編集員）
第３５条　上司の命を受けて、出版に関する編集業務に当たるため、出版部に専門編集員若干人を置く。
（業務の指定）
第３６条　指定する業務に従事させるため、次の各号に掲げる宗務役員を置くことができる。
（１）巡監　警備防災に関する庶務に従事する。
（２）用務員　清掃その他の庶務に従事する。
（嘱託）
第３７条　必要により、学識又は技能を有する者に、特定の事項を嘱託することができる。
２　前項の嘱託は、常勤に限り宗務役員とする。
（業務の委託）
第３８条　必要により、特定の事項について、他の団体又は個人に対して、業務を委託することができる。
（準宗務役員）
第３９条　宗務総長の任命にかかる学校法人の教職員並びに別院の輪番、副輪番、会計及び書記は、これを準宗務役員とする。
２　準宗務役員は、第１９条に定める基本姿勢に立ち、宗務に従事しなければならない。
（本務及び兼務）
第４０条　宗務役員又は準宗務役員であって、２以上の職務を兼務するものは、最初に任命されたものを本務とし、本務の職を解かれた場合、同時に兼務する職務も解かれたものとする。

附　則

１　この条例は、１９９１年7月１日から施行する。
２　１９９１年6月３０日現在、宗務総長、参務、財務長、宗務出張所長、教務所長、第９条に掲げる部門の長、次長、主事、主事補、書記及び書記補並びに主計であった者は、この条例による宗務総長、参務、財務長、宗務出張所長、教務所長、第９条に掲げる部門の長、次長、主事、主事補、書記及び書記補並びに主計とそれぞれみなす。

（第五編）宗務職制

３　１９９１年６月３０日現在、式務員であった者は、この条例による式務員とみなす。
４　１９９１年６月３０日現在、企画室の参事、研修部の補導・補導補及び青少年部の指導主事であった者は、この条例による企画室の参事、研修部の補導・補導補及び青少年部の指導主事とみなす。
５　１９９１年６月３０日現在、設置していた部門、宗務出張所及び教務所並びにその宗務役員の配属は、この条例による部門、宗務出張所及び教務所並びにその宗務役員の配属とみなす。
６　１９９１年６月３０日現在、出仕として勤務していた者は、この条例により任用した出仕とみなす。
７　１９９１年６月３０日現在、嘱託として勤務していた者は、この条例による嘱託とみなす。
８　１９９１年６月３０日現在、補助員として勤務していた者は、この条例により採用した補助員とみなす。

附　則（１９９３年2月２５日条例公示第１号）
この条例は、１９９３年３月１日から施行する。

附　則（１９９５年6月２２日条例公示第２号）
１　この条例は、１９９５年7月１日から施行する。
２　この条例施行の際、従前の規定により任用されている第２０条から第２２条まで、第２４条、第２６条及び第２８条から第３３条までに規定する各役職に任命されている者は、それぞれこの条例により任用されたものとみなす。
３　この条例施行の際、従前の規定により補助員に採用されている者は、第３２条に規定する宗務役員とみなす。
４　蓮如上人五百回御遠忌事務所職制（１９９４年条例公示第１号）第８条第５項第２号中「金品」を「金員及び物品」に、同第１５条中「宗務職制第２４条、同第２６条及び同第１６条」を「宗務職制第２０条、同第２４条及び同第２８条から同第３３条まで」に、同第１６条中「宗務職制第１７条」を「宗務職制第２２条、同第２４条、同第３２条及び同第３３条」に、「、指導主任及び常勤の嘱託」を「及び指導主任」に、それぞれ改める。
５　宗務役員定年条例（１９８９年条例公示第３号）第３条第３号を削り、第４号を第３号とし、以下１号ずつ繰り上げる。
６　審問院組織条例（１９９１年条例公示第１２号）第１２条の見出し中「及び補助員」を削り、同条第５項を削り、第６項を第５項とし、同項中「及び前項の補助員」を削り、第７項を第６項とする。
７　別院条例（１９８１年条例公示第７号）第２１条第２項を削る。

附　則（１９９７年6月１３日条例公示第４号）
１　この条例は、１９９７年7月１日から施行する。
２　宗費賦課金の賦課基準に関する特別審議会条例（１９９２年条例公示第２号）第１４条中、「出納部」を「財務部」に改める。
３　両堂等修復検討委員会条例（１９９４年条例公示第２号）第１１条中、「経理部」を「財務部」に改める。
４　会計条例（１９８８年条例公示第１号）第２６条第１項及び第４８条中、「出納部」を「財務部」にそれぞれ改め、同第５２条中、「経理部」を「財務部」に改め、「支出伝票綴」の次に「勘定元帳」「賦課金台帳」「現金出納簿」「備品台帳」「物品出納簿」「収入通知綴」を加え、同第５３条を次のとおり改める。

第５３条　削除

５　賦課金条例（１９８７年条例公示第４号）第８条中、「出納部長」を「財務部長」に改める。

附　則（１９９９年6月２５日条例公示第１号）
１　この条例は、１９９９年7月１日から施行する。
２　この条例施行の際、現に財務長である者は、この条例により任命されたものとみなす。
３　この条例施行の際、現に各部門、宗務出張所及び教務所に配属されている宗務役員は、この条例により配属されたものとみなす。
４　この条例施行の際、現に式務員である者は、この条例による式務員とみなす。

附　則（２００２年6月２８日条例公示第２号）
この条例は、２００２年7月１日から施行する。

附　則（２００４年6月２８日条例公示第３号）
１　この条例は、２００４年7月１日から施行する。
２　従前の規定による式務部及び参拝接待所の所管事項は、この条例による本廟部が、従前の規定による教務部及び組織部の所管事項は、この条例による組織部が、従前の規定による教育部及び青少年部の所管事項は、この条例による教育部がそれぞれ承継する。

附　則（２０１０年6月２９日条例公示第８号）抄
この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０１０年6月２９日条例公示第１７号）抄
この条例は、２０１０年7月１日から施行する。

附　則（２０１２年6月２９日条例公示第７号）
この条例は、２０１２年7月１日から施行する。

附　則（２０１４年6月２７日条例公示第１号）
この条例は、２０１４年7月１日から施行する。

附　則（２０１５年6月２６日条例公示第１０号）抄
この条例は、２０１５年7月１日から施行する。

（第五編）宗務職制

ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附　則（２０１７年6月２８日条例公示第４号）

この条例は、２０１７年７月１日から施行する。

附　則（２０１８年6月２５日条例公示第２号）

１　この条例は、２０１８年７月１日から施行する。

２　この条例施行の際、従前の規定により任用されている第２１条から第２３条まで、第２５条、第２７条及び第２９条から第３５条までに規定する各役職に任命されている者は、それぞれこの条例により任用されたものとみなす。

附　則（２０２０年6月２５日条例公示第１号）抄

この条例は、２０２０年７月１日から施行する。

附　則（２０２２年6月２８日条例公示第１号）抄

この条例は、２０２２年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日条例公示第１号）抄

この条例は、２０２３年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日条例公示第１７号）

この条例は、２０２３年７月１日から施行する。

附　則（２０２４年6月２８日条例公示第３号）抄

この条例は、２０２４年７月１日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第４号）

この条例は、２０２５年７月１日から施行する

別表　教務所の名称・所在地・管轄地区

名　称	所在地	管轄地区
北海道教務所	北海道札幌市	北海道教区
東北教務所	宮城県仙台市	東北教区
東京教務所	東京都練馬区	東京教区
新潟教務所	新潟県三条市	新潟教区
富山教務所	富山県富山市	富山教区
能登教務所	石川県七尾市	能登教区
金沢教務所	石川県金沢市	金沢教区
小松大聖寺教務所	石川県小松市	小松大聖寺教区
福井教務所	福井県福井市	福井教区
岐阜高山教務所	岐阜県岐阜市	岐阜高山教区
大垣教務所	岐阜県大垣市	大垣教区
岡崎教務所	愛知県岡崎市	岡崎教区
名古屋教務所	愛知県名古屋市	名古屋教区
三重教務所	三重県桑名市	三重教区
京都教務所	京都府京都市	京都教区
大阪教務所	大阪府大阪市	大阪教区
山陽四国教務所	兵庫県姫路市	山陽四国教区
九州教務所	福岡県久留米市	九州教区

教化推進の組織機構に関する基本条例

〈２０１５年6月２６日条例公示第１号〉

改正　①２０１７年6月２８日条例公示５
②２０１９年6月２７日条例公示１
③２０１９年6月２７日条例公示２
④２０１９年6月２７日条例公示１０
⑤２０２１年6月３０日条例公示４
⑥２０２３年6月３０日条例公示２
⑥２０２４年6月２８日条例公示２

（目的）

第１条　この条例は、教化基本条例（１９８５年条例公示第４号。以下同じ。）第２条に定める教化の本旨に基づき、同朋会運動推進に資する教学振興と教化推進を担う者のあらゆる取り組みを尊重し、聞法の道場たる別院及び寺院・教会並びに寺院・教会の共同教化の現場たる組及びこれらの教化の主体的活動を支援する教区が、それぞれ相互に連携して取り組みの課題を積極的に見い出し共有するとともに現代社会の負託に応えることができるよう、中央宗務機関が機動的にはたらきかけるための教化機構の有機的な相互関係を明確にすることを目的とする。

（真宗教化センター）

第２条　前条の目的を達成するため真宗教化センターを設置し、これを「しんらん交流館」とも称する。

２　前項の真宗教化センターは、京都市下京区諏訪町通六条下る上柳町１９９番地に置く。

３　第１項の施設に、教学研究所、解放運動推進本部及び青少幼年センター（以下「３機関」という。）並びに宗務職制（１９９１年条例公示第５号。以下同じ。）第９条第１項に定める企画調整局を配置する。

（教学・教化の営為）

第３条　すべて宗門人は、教学振興及び教化推進の営為に関わり、常に同朋会運動の推進を宗門のいのちとして受け止めこれを担うものである。よって、すべての宗務は、この営為をどこまでも尊重し運営されなければならない。

（３機関の独自性担保・総合力発揮）

第４条　３機関は、それぞれ独自の役割を担い、その使命を全うする上で主体性と独自性を保有する機関である。よって、各機関の設置の目的や取り組みの方向性並びにこれまでの実績と成果はどこまでも尊重されるとともに、共有すべき課題を積極的に見い出して協調・共同して取り組む姿勢を確保し、総合力を発揮して教化の現場にはたらきかけなければならない。

（教学会議・課題別委員会）

第５条　教化基本条例第５条に定める教化のつとめを果たすための教学振興と教化推進の基本方針策定に資するとともに、時代社会の要請に呼応し真宗の教法を現代に発信する要件を整えることができるよう、宗務総長の諮詢に応えるため教学会議を設置する。

２　教学会議は、前項の他、教学振興と教化推進に関する定例懇談を行う。

３　教学会議は、教学研究所長及び学識経験者の中から宗務総長が委嘱した教学員若干人で組織し、宗務総長が招集する。

４　教学会議は、宗務総長が出席して開催する。

５　教学会議は、運営上必要があると認めたときは、宗務総長の同意を得て課題別委員会を設置することができる。この場合において、課題別委員会の名称は、「何々に関する教学委員会」とすることを通例とする。

６　課題別委員会は、学識経験者の中から宗務総長が委嘱した委員若干人で組織し、要請された期間内に考究・討議した結果を取りまとめ、これを教学会議に報告する。

７　教学会議は、前項の報告を受けたときは、その内容を検討した結果を当該課題に関する教学教化の指針として宗務総長に提示するものとする。

８　教学会議及び課題別委員会に関する業務は、教学研究所条例に定める研究職員、真宗大谷派解放運動推進本部職制に定める本部委員・本部要員及び真宗大谷派青少幼年センター条例に定める主幹・幹事・研究員（以下「３機関の専門職員」という。）並びに宗務職制に定める宗務役員の中から、宗務総長が指名した者がこれに当たる。

９　教学会議及び課題別委員会の運営等については、別に定める。

（専門職員協議会）

第６条　３機関の専門職員が相互に共有すべき課題を積極的に見い出し、協調・共同して取り組むべき事業及び業務を推進するため、専門職員協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会は、３機関の専門職員及び企画調整局の業務主幹で組織し、企画調整局長が招集する。

３　協議会は、第１項の目的を達成するため、必要により学識経験者及び専門家を招聘し、長期的展望に立ち幅広い視野をもって打開の方途を見い出すものとする。

４　協議会は、課題別作業班又はプロジェクトチ

（第五編）教化推進の組織機構に関する基本条例

ームを編成し、前項の方途を具体化するために必要な宗門活動の総合的企画案を作成する。

（同朋会運動推進会議）

第７条　宗務所に宗務執行の総合協議機関として同朋会運動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、同朋会運動推進に必要な次の各号に掲げる事項を協議する。

（１）同朋会運動の基本施策の実施状況、成果及び課題の掌握に関する事項

（２）前号の課題を克服するために必要な調査及び検討に関する事項

（３）部門及び機関相互の連携保持に関する事項

（４）前各号に基づく必要な基本施策の見直しに関する事項

（５）前各号に基づく教化研修計画の基本方針策定に関する事項

（６）その他必要な事項

２　推進会議は、宗務総長及び宗務総長が指名する参務並びに宗務職制第９条第１項に掲げる部門の長、東京宗務出張所長、解放運動推進本部事務部長、青少幼年センター部長、行財政改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長で組織し、宗務総長の同意を得て企画調整局長が招集する。

３　参務及び３機関の専門職員は、いつでも会議に出席して発言することができる。

４　教化の現場の実情に即した協議に資するため、必要により開教監督、沖縄開教本部長、教務所長、別院輪番、教区駐在教導、沖縄準開教区駐在教導及び教区教化委員会の委員の中から出席を求め、意見を聞くものとする。

５　宗務総長が必要と認めたときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

（企画調整局の主要業務）

第８条　企画調整局は、同朋会運動に必要な、部門及び機関相互の連携、組織機構の活性化及び教化に関する情報交流の拡充強化を機動的に行うとともに、３機関の事務を総合的に処理する。

２　企画調整局は、教区教化委員会及び組教化委員会並びに別院及び寺院・教会等の教化の現場との情報交流を図り、別院及び寺院・教会の活性化支援に努めるものとする。

３　前２項の業務の実を挙げるため、企画調整局に業務主幹及び主任を置く。

４　前項の業務主幹及び主任は、企画調整局の宗務役員及び非常勤の嘱託の中から、企画調整局長の上申により宗務総長が命ずる。

５　企画調整局の業務を円滑に処理するため、企画調整会議を置き、企画調整局を分担管理する参務、企画調整局長及び業務主幹で組織する。

附　則

この条例は、２０１５年７月１日から施行する。

附　則（２０１７年６月２８日条例公示第５号）

この条例は、２０１７年７月１日から施行する。

附　則（２０１９年６月２７日条例公示第１号）抄

この条例は、２０１９年７月１日から施行する。

附　則（２０１９年６月２７日条例公示第２号）抄

この条例は、２０１９年７月１日から施行する。

附　則（２０１９年６月２７日条例公示第１０号）抄

この条例は、２０１９年７月１日から施行する。

附　則（２０２１年６月３０日条例公示第４号）抄

この条例は、２０２１年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年６月３０日条例公示第２号）抄

この条例は、２０２３年７月１日から施行する。

附　則（２０２４年６月２８日条例公示第２号）抄

この条例は、２０２４年７月１日から施行する。

（第五編）教化推進の組織機構に関する基本条例

真宗大谷派解放運動推進本部職制

〈１９９０年６月２９日条例公示第１号〉

改正　①１９９９年６月２５日条例公示２
②２００４年６月２８日条例公示４
③２００５年６月２８日条例公示３
④２０１５年６月２６日条例公示１０
⑤２０１８年６月２５日条例公示３

（設置及び目的）

第１条　教化基本条例（１９８５年条例公示第４号）第５条第２項の規定により、同朋会運動を基底として、部落差別をはじめとする様々な差別問題から問われる課題を通した本派の解放運動の推進に関する総合企画とその実践をはかるため、同条例第２６条に定める真宗教化センターに解放運動推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（業務）

第２条　本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

（１）差別問題への取り組みの推進に関する業務の指導・調整

（２）差別問題についての正しい認識に基づく啓発と普及

（３）差別問題に関する実態調査、研究並びに資料の収集、保存及び整備

（４）差別問題に関する教育の振興及びその資料の作成

（５）非戦平和等の課題共有を目的とした事業の企画と実施

（６）性差別に関する課題共有を目的とした事業の企画と実施

（７）関係諸団体との連絡協調

（８）その他必要な業務

（他の宗務機関との連携）

第３条　本部は、宗務職制（１９９１年条例公示第５号）第９条第１項に定める各部門、宗務出張所及び各教務所並びに条例で定める宗務の機関と連携を緊密にし、一体としてその機能を発揮するよう運営されなければならない。

（宗務総長の統理）

第４条　本部は、宗務総長が統理する。

（本部長）

第５条　本部に本部長を置く。

２　本部長は、参務の中から宗務総長がこれを任命する。

３　本部長は、本部の業務を総理する。

（本部委員）

第６条　本部に５人以内の本部委員（以下「委員」という。）を置く。

２　委員は、宗務総長が任命し、その任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。

３　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、本部長の指揮を受けて第１条の目的を達成するために必要な業務を行うことを任務とする。

５　委員は、宗務役員とする。

（本部要員）

第７条　本部に５人以内の本部要員（以下「要員」という。）を置く。

２　要員は、宗務総長が任命し、その任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。

３　補充による要員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　要員は、本部長の指揮を受けて委員を補佐し、本部の業務に従事する。

５　要員は、宗務役員とする。

（事務部長及び事務）

第８条　本部長の指揮を受けて本部の事務を掌理するため、本部に事務部長を置き、宗務総長がこれを任命する。

２　事務部長は、宗務役員とし、企画調整局の出仕を兼務する。

３　本部の事務は、企画調整局の宗務役員が処理する。

（嘱託）

第９条　必要により、本部に嘱託を置き、宗務総長がこれを任命する。

２　前項の嘱託は、すべて非常勤とする。

（本部会議）

第１０条　本部に本部会議を置き、本部の業務及び方針について協議し、これを決定する。

２　本部会議は、本部長、委員及び事務部長で組織する。

（解放運動推進審議会）

第１１条　本派における解放運動推進に関する重要な事項について宗務総長の諮問に応ずるため、解放運動推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会に関する事項は、別に定める。

附　則

１　この条例は、１９９０年7月1日から施行する。

２　真宗大谷派同和推進本部職制（１９７７年条例第２１１号）は、廃止する。

３　この条例施行の際、現に本部長である者は、この条例により任命されたものとみなす。

（第五編）解放運動推進本部職制

４　この条例施行の際、現に事務局の宗務役員である者は、この条例による事務局の宗務役員とみなす。

附　則（１９９９年6月２５日条例公示第２号）

１　この条例は、１９９９年7月１日から施行する。

２　この条例施行の際、現に事務局の宗務役員である者は、この条例による本部の宗務役員とみなす。

附　則（２００４年6月２８日条例公示第４号）

１　この条例は、２００４年7月１日から施行する。

２　この条例施行の際、現に本部長である者は、この条例により任命されたものとみなす。

３　この条例施行の際、現に本部委員である者及び本部要員である者は、この条例による本部委員及び本部要員とみなし、その任期は、従前の任期を通算する。

附　則（２００５年6月２８日条例公示第３号）

この条例は、２００５年7月１日から施行する。

附　則（２０１５年6月２６日条例公示第１０号）抄

この条例は、２０１５年７月１日から施行する。ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附　則（２０１８年6月２５日条例公示第３号）抄

この条例は、２０１８年7月１日から施行する。

真宗大谷派青少幼年センター条例

〈２０１０年６月２９日条例公示第１２号〉
改正　①２０１５年６月２６日条例公示１０
②２０１８年６月２５日条例公示３
③２０１９年６月２７日条例公示１
④２０２０年６月２５日条例公示２

（設置）
第１条　教化基本条例（１９８５年条例公示第４号）第２０条の３の規定に基づき、教化の現場との連携のもと青少幼年の課題に関する情報を収集発信し、青少幼年教化に必要な研究、交流、支援及び人の育成を行い、もって現代社会に即応した青少幼年教化の実を挙げるため、同条例第２６条に定める真宗教化センターに真宗大谷派青少幼年センター（以下「センター」という。）を置く。
（業務）
第２条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）青少幼年の教化育成に関する事項
（２）青少幼年教化の指導者の養成に関する事項
（３）青少幼年教化の施策の企画立案に関する事項
（４）青少幼年教化にかかる情報の収集整理及び発信に関する事項
（５）青少幼年を取り巻く諸問題の研究に関する事項
（６）青少幼年教化に取り組む諸団体との交流に関する事項
（７）教区及び組並びに寺院及び教会における青少幼年教化の支援に関する事項
（８）教区青少幼年教化推進本部に関する事項
（９）青少幼年教化施設の管理運営に関する事項
(10) その他必要な事項
（他の宗務機関との連携）
第３条　センターは、宗務職制（１９９１年条例公示第５号。以下同じ。）第９条第１項に定める各部門、宗務出張所及び各教務所並びに条例で定める宗務諸機関と連携を緊密にして、その業務にあたらなければならない。
（宗務総長の統理）
第４条　センターは、宗務総長が統理する。
（青少幼年センター長）
第５条　センターに青少幼年センター長（以下「センター長」という。）を置き、参務の中から宗務総長がこれを任命する。
２　センター長はセンターを代表し、センターに勤務する職員を指揮監督して、センターの業務を総理する。
（青少幼年センター部長及び事務）
第６条　センター長の指揮を受けて、センターの業務を掌理するため、センターに青少幼年センター部長（以下「部長」という。）を置き、宗務総長がこれを任命する。
２　部長は、宗務役員とし、企画調整局の出仕を兼務する。
３　センターの事務は、企画調整局の宗務役員が処理する。
（主幹）
第７条　センター長及び部長の命を受けて、センターの業務を整理するため、センターに主幹１人を置き、教師の中から宗務総長がこれを任命する。
２　主幹は、宗務役員とする。
（幹事）
第８条　主幹の指揮を受けて、センターの業務を分担するため、センターに幹事若干人を置き、部長の上申により、宗務に経験のある者及び学識経験のある者の中から、宗務総長がこれを任命し又は委嘱する。
２　幹事の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。
３　幹事は、常勤に限り宗務役員とする。
（研究員）
第９条　青少幼年教化に必要な研究及び助言を行うため、センターに研究員若干人を置き、部長の上申により、学識経験のある者の中から、宗務総長がこれを任命し又は委嘱する。
２　研究員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。
３　研究員は、常勤に限り宗務役員とする。
（センター会議）
第１０条　センターにセンター会議を置き、センターの方針及び業務について協議し、これを決定する。
２　センター会議は、センター長、部長、主幹、幹事及び研究員で組織する。
（青少幼年スタッフ）
第１１条　センターの業務を補佐し、青少幼年教化の現場における活動を推進するため、センターに青少幼年スタッフ（以下「スタッフ」という。）を置き、部長の上申により、宗務総長がこれを委嘱する。
２　スタッフの任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

附　則
この条例は、２０１０年７月１日から施行する。

附　則（２０１５年6月２６日条例公示第１０号）抄

（第五編）真宗大谷派青少幼年センター条例

この条例は、２０１５年７月１日から施行する。ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附　則（２０１８年6月２５日条例公示第３号）抄

この条例は、２０１８年７月１日から施行する。

附　則（２０１９年6月２７日条例公示第１号）

１　この条例は、２０１９年7月１日から施行する。

２　この条例施行の際、現に主幹、幹事及び研究員である者は、それぞれこの条例による主幹、幹事及び研究員とみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。

３　この条例施行の際、現に青少幼年スタッフである者は、この条例による青少幼年スタッフとみなす。ただし、その任期は、なお従前の規定を適用する。

４　教化推進の組織機構に関する基本条例（２０１５年条例公示第１号）第５条第８項中「真宗大谷派青少幼年センター条例に定める専門職員」を「真宗大谷派青少幼年センター条例に定める主幹・幹事・研究員」に改める。

附　則（２０２０年6月２５日条例公示第２号）抄

この条例は、２０２０年７月１日から施行する。

宗務改革の推進に関する条例

〈２０２２年６月２８日条例公示第３号〉
改正　①２０２４年６月２８日条例公示１
②２０２５年６月２７日条例公示５

（趣旨）
第１条　この条例は、宗務改革の推進に必要な事項を定める。
（基本方針）
第２条　宗務改革は、同朋社会の実現を目的とする宗門として、将来にわたって持続可能な教学振興と教化推進を基軸とする宗務機構の基盤整備をはかるべく、次の各号に掲げる事項について、宗門を挙げて取り組むものとする。
（１）教区及び組の改編に関する事項
（２）門徒戸数調査に関する事項
（３）行財政改革に関する事項
（４）別院の再編成に関する事項
２　宗務改革は、時代社会の変化に対応すべく、本派に属するすべての機関の緊密な連携のもとに推進されなければならない。
（宗務改革の推進）
第３条　前条第１項各号に掲げる宗務改革は、次の各号のとおり推進する。
（１）教区及び組の改編に関する事項　教区及び組の改編に関する条例（２０１３年条例公示第４号）に基づき推進する。
（２）門徒戸数調査に関する事項　門徒戸数調査に関する条例（２００４年条例公示第８号）に基づき推進する。
（３）行財政改革に関する事項　行財政改革検討委員会の報告に基づき、内局がこれを推進する。
（４）別院の再編成に関する事項　別院の再編成に関する条例（２０２５年条例公示第６号）に基づき推進する。
（事務所管）
第４条　第２条第１項各号に掲げる宗務改革は、次の各号に掲げる部門又は機関がその事務を所管する。
（１）教区及び組の改編に関する事項　組織部
（２）門徒戸数調査に関する事項　組織部
（３）行財政改革に関する事項　行財政改革推進本部
（４）別院の再編成に関する事項　組織部

附　則（２０２２年６月２８日条例公示第３号）
１　この条例は、２０２２年７月１日から施行する。
２　この条例施行の際、現に設置されている宗務改革推進本部は、この条例による宗務改革推進本部とみなす。
３　この条例施行の際、現に条例により推進している教区及び組の改編並びに門徒戸数調査は、この条例に定める教区及び組の改編並びに門徒戸数調査とみなす。

附　則（２０２４年６月２８日条例公示第１号）
この条例は、２０２４年７月１日から施行する。

附　則（２０２５年６月２７日条例公示第５号）
この条例は、２０２５年７月１日から施行する。

（第五編）宗務改革の推進に関する条例

行財政改革推進本部職制

〈２０２１年６月３０日条例公示第４号〉
改正　①２０２２年６月２８日条例公示第４号
②２０２３年６月３０日条例公示第２号
③２０２４年６月３０日条例公示第２号

（設置及び目的）
第１条　宗務改革の推進に関する条例（２０２２年条例公示第３号）第２条第１項第３号に掲げる行財政改革の推進に必要な事務を行うため、宗務所に行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。
（業務）
第２条　推進本部は、次の各号に掲げる業務をつかさどる。
（１）行財政改革検討委員会の報告に示された課題の整理・抽出に関する事項
（２）前号により整理・抽出された各課題にかかる施策の推進に関する事項
（３）行財政改革の推進に必要な各宗務機関への指示及び総合調整に関する事項
（４）プロジェクトチームに関する事項
（５）行財政改革の推進に係る記録に関する事項
（６）その他必要な事項
（他の宗務機関との連携）
第３条　推進本部は、宗務職制（１９９１年条例公示第５号。以下同じ。）第９条及び第１０条に定める各部門、宗務出張所及び各教務所並びに条例で定める宗務の機関（以下「宗務機関」という。）と連携し、一体としてその機能を発揮するよう運営されなければならない。
（宗務総長の統理）
第４条　推進本部は、宗務総長が統理する。
（本部長）
第５条　推進本部に本部長を置き、参務の中から宗務総長がこれを任命する。
２　本部長は、本部の業務を総理する。
（職員）
第６条　推進本部に次の各号に掲げる宗務役員を置く。
（１）事務部長
（２）次長　　若干人
（３）主事又は主事補　　若干人
（４）書記又は書記補　　若干人
２　事務部長は、本部長の指揮を受けて、本部の事務を掌理する。
３　必要により、推進本部に嘱託を置くことができる。
４　第１項の職員及び前項の嘱託の任用は、宗務職制の定に準ずる。
（行財政改革参与）
第７条　行財政改革の推進について、必要な提言及び助言を得るため、推進本部に行財政改革参与（以下「参与」という。）若干人を置き、学識経験のある者の中から宗務総長がこれを委嘱する。
２　参与の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
（行財政改革推進会議）
第８条　行財政改革の推進に必要な事項を協議するため、宗務所に行財政改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
２　推進会議は、宗務総長及び参務並びに宗務職制第９条第１項に掲げる部門の長、東京宗務出張所長、解放運動推進本部事務部長、青少幼年センター部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長並びに第６条第１項第１号に定める事務部長で組織する。
３　推進会議に常任委員会を置き、宗務総長が指名した者で組織する。
４　本部長が必要と認めたときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。
（プロジェクトチーム）
第９条　行財政改革の推進に関する業務を効率的に推進するため、必要によりプロジェクトチームを編成し、推進本部の業務を分担させることができる。

附　則

１　この条例は、２０２１年７月１日から施行する。
２　この条例施行の際、現に条例により推進している教区及び組の改編並びに門徒戸数調査は、この条例に定める教区及び組の改編並びに門徒戸数調査とみなす。
３　教化推進の組織機構に関する基本条例（２０１５年条例公示第１号）第７条第２項中「親鸞仏教センター事務長」の上に「宗務改革推進本部事務部長、」を加える。
４　宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業本部職制（２０１９年条例公示第２号）第７条第１項中「青少幼年センター、」の下に「宗務改革推進本部、」を、第２項第２号中「財務部」の下に「、宗務改革推進本部」をそれぞれ加える。
５　災害対策条例（２０１２年条例公示第９号）第１８条第４項第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（第五編）宗務改革推進本部職制

（８）宗務改革推進本部事務部長

６　統計調査基本条例（２０１０年条例公示第８号）第２条第２項中「及び親鸞仏教センター」の上に「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業本部、宗務改革推進本部」を加える。

７　宗務改革推進資金に関する特別措置条例（２０１２年条例公示第６号）第１条中「財政改革」を「行財政改革」に改める。

附　則（２０２２年6月２８日条例公示第４号）

この条例は、２０２２年7月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日条例公示第２号）抄

この条例は、２０２３年7月１日から施行する。

附　則（２０２４年6月２８日条例公示第２号）

１　この条例は、２０２４年7月１日から施行する。

２　教化推進の組織機構に関する条例（２０１５年条例公示第１号）第７条第２項、災害対策条例（２０１２年条例公示第９号）第１８条第４項及び統計調査基本条例（２０１０年条例公示第８号）第２条中「宗務改革推進本部」を、「行財政改革推進本部」に改める。

宗務所事務分掌規程

〈１９９１年６月２９日達令公示第８号〉

改正　①１９９４年　６月２８日達令公示５
②１９９５年　６月２２日達令公示８
③１９９６年　６月２０日達令公示６
④１９９６年　７年　１日達令公示９
⑤１９９７年　６月１３日達令公示５
⑥１９９７年　６月１３日達令公示１３
⑦１９９８年　９月３０日達令公示５
⑧１９９８月１２年　１日達令公示８
⑨２００２年　６月２８日達令公示１
⑩２００４年　６月２８日達令公示３
⑪２００５年　６月２８日達令公示２
⑫２００６年　１月２７日達令公示１
⑬２００９月１２年　７日達令公示２０
⑭２０１０年　６月２９日達令公示１
⑮２０１２年　２月２８日達令公示１
⑯２０１２年　６月２９日達令公示８
⑰２０１３年　６月２８日達令公示２
⑱２０１４年　３年　５日達令公示１
⑲２０１４年　６月２７日達令公示６
⑳２０１５年　６月２６日達令公示１
㉑２０１５年　６月２６日達令公示９
㉒２０１６年　６月２４日達令公示２
㉓２０１７月１２月２８日達令公示１５
㉔２０１８年　６月２５日達令公示２
㉕２０２０年　６月２５日達令公示５
㉖２０２０年　６月２５日達令公示８
㉗２０２１年　６月３０日達令公示７
㉘２０２３年　６月３０日達令公示５
㉙２０２５年　６月２７日達令公示６

（趣旨）

第１条　この達令は、宗務職制（１９９１年条例公示第５号）第１１条による宗務所の各部門の所掌事務について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２条　総務部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）宗憲、条例、達令及び規則の制定及び改廃並びに公示に関する事項
（２）門首の行う宗務に関する事項及び門首に進達する文書の取扱いに関する事項
（３）議決機関に関する事項
（４）内局会議に関する事項
（５）宗教法人「真宗大谷派」の代表役員及び責任役員に関する事項
（６）継承審議会に関する事項
（７）内事会議に関する事項
（８）宗務顧問会に関する事項
（９）宗務審議会に関する事項
(10) 宗務総長の裁決を要する文書の取扱いに関する事項
(11) 重要文書の取扱いに関する事項
(12) 公印の管守に関する事項
(13) 宗議会議員及び参議会議員の選挙に関する事項
(14) 宗務出張所に関する事項
(15) 他の教、宗派との重要な交渉に関する事項
(16) 官公署との交渉に関する事項
(17) 機務及び外部に対する儀礼に関する事項
(18) 所管事項の裁定及び内達に関する事項
(19) 事務効率化に関する事項
(20) 電算機及び電算情報の管理に関する事項
(21) 宗務役員その他の任免、資格、服務及び懲戒に関する事項
(22) 宗務役員の養成及び教養に関する事項
(23) 度牒、辞令書及び賞状の作成に関する事項
(24) 事務文書の印刷に関する事項
(25) 宗務役員その他の名簿の保管
(26) 時局対策に関する事項
(27) 機関誌「真宗」の発行に関する事項
(28) 本派及び本派の活動に係る広報並びに報道機関との交渉に関する事項
(29) 真宗本廟周辺地域との交流に関する事項
(30) 風紀、秩序、警備、防災、清掃、安全及び衛生に関する事項
(31) 勤務条件に関する事項
(32) 給与に関する事項
(33) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に関する事項
(34) 宗務所の受付及び当直に関する事項
(35) 電話及び内部放送に関する事項
(36) 宗務役員の福利厚生に関する事項
(37) 真宗本廟の境内及び諸施設の使用及び監督に関する事項
(38) 役宅の使用並びに諸車両の使用管理に関する事項
(39) 庶務に関する事項

第３条　本廟部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）真宗本廟の宗祖聖人真影及び佛祖の影像の崇敬、給仕及び荘厳に関する事項
（２）真宗本廟両堂の守護及び尊厳の保持に関する事項
（３）真宗本廟における儀式の執行に関する事項
（４）儀式指導研究所に関する事項

（第五編）宗務所事務分掌規程

（５）儀式、声明作法、給仕及び荘厳等の指導及び教習に関する事項
（６）式務員の大谷祖廟への派遣に関する事項
（７）楽僧及び准堂衆に関する事項
（８）真宗本廟における法要出仕の手続きに関する事項
（９）別院、普通寺院及び教会の儀式出向に関する事項
(10) 重要な例規及び式務その他の記録並びにその整理に関する事項
(11) 参拝者の接待に関する事項
(12) 団体参拝に関する事項
(13) 帰敬式及び読経並びに真宗本廟収骨の申請に関する事項
(14) 門徒に対する授与物の授与に関する事項
(15) 参拝者への教化伝道に関する事項
(16) 参拝者の総合案内諸施設の運営及び管理に関する事項
(17) 真宗本廟教化教導に関する事項
(18) 諸殿及び渉成園の参観及び使用に関する事項

第４条　大谷祖廟事務所は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）大谷祖廟の崇敬及び守護に関する事項
（２）大谷祖廟における儀式及び納骨に関する事項
（３）大谷祖廟の土地、建物、備品及び墓地の管理並びに衛生に関する事項
（４）東大谷墓地の管理に関する事項
（５）大谷祖廟における教化伝道に関する事項
（６）大谷祖廟の参拝者の接待に関する事項
（７）大谷祖廟の関係団体に関する事項

第５条　内事部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）門首の行う宗務に関する必要な事項
（２）門首及びその親族に関する事項
（３）内事の庶務に関する事項

第６条　削除

第７条　教育部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）学事に関する事項
（２）学校に関する事項
（３）安居に関する事項
（４）奨学、育英及び留学に関する事項
（５）学階に関する事項
（６）董理院に関する事項
（７）教師の検定及び補任に関する事項
（８）社会福祉その他公益に関する事業に関する事項
（９）矯正保護及び更生保護に関する事項
(10) 教導及び輔導使に関する事項
(11) 教化に関する事項
(12) 宗教々育及び社会教化に関する事項
(13) 仏教行事に関する事項

第８条　研修部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）本廟奉仕に関する事項
（２）研修に関する事項
（３）推進員室に関する事項
（４）真宗本廟奉仕施設の使用及び運営に関する事項
（５）真宗本廟奉仕施設内の環境衛生に関する事項
（６）帰敬式実践運動推進総合会議に関する事項

第９条　削除

第１０条　組織部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）別院及び直属教会に関する事項
（２）普通寺院及び一般教会の設立、移転、合併及び解散並びに規則の制定及び変更に関する事項
（３）普通寺院の住職、一般教会の教会主管者及びその代務者の任免に関する事項
（４）普通寺院及び一般教会の責任役員及び総代に関する事項
（５）承認書及び添書に関する事項
（６）法臈、法衣その他の僧侶の処遇の取扱いに関する事項
（７）得度願に関する事項
（８）候補衆徒、副住職及び副教会主管者の承認に関する事項
（９）僧侶及び坊守の転属、転派、所属移転、改姓、改名及び死亡に関する事項
(10) 寺族に関する事項
(11) 紛議調停委員会並びに寺院、教会、僧侶及び門徒の各種相談に関する事項
(12) 褒賞に関する事項
(13) 災害の対応に関する事項
(14) 共済に関する事項
(15) 寺籍簿、教会籍簿、内事僧籍簿及び僧籍簿並びに坊守籍簿の登載及び保管に関する事項
(16) 責任役員名簿及び総代名簿の整備及び保管
(17) 被包括法人の規則書の保管
(18) 教区及び組の運営に関する事項
(19) 査察委員の選挙に関する事項
(20) 教務所に関する事項
(21) 門徒会に関する事項
(22) 開教、開教区、開教使及び開教使補に関する事項
(23) 首都圏教化に関する事項

（第五編）宗務所事務分掌規程

(24) 相続講に関する事項
(25) 真宗同朋会、同朋の会に関する事項
(26) 講、会及びその他の団体に関する事項
(27) 懇志の奨励に関する事項
(28) 懇志奨励についての褒賞に関する事項
(29) 門徒資格の贈与に関する事項
(30) 国際的交流に関する事項

第１１条　出版部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）機関誌「真宗」及び機関紙「同朋新聞」の編集及び頒布に関する事項
（２）聖教編纂に関する事項
（３）前各号以外の刊行物の出版に関する事項
（４）前各号以外の印刷物の作成に関する事項
（５）出版物及び印刷物の宣伝及び普及に関する事項
（６）出版物及び印刷物の頒布に関する事項
（７）出版物及び印刷物の代金の回収に関する事項

第１２条　削除

第１３条　財務部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）予算及び決算に関する事項
（２）平衡資金及び保管金に関する事項
（３）収支月計表の作成に関する事項
（４）貸借及び臨時の融通に関する事項
（５）財産の管理に関する事項
（６）宗宝及び宗史蹟に関する事項
（７）財務長の諮問機関に関する事項
（８）殿舎並びに設備の管理及び営繕に関する事項
（９）主計の監督に関する事項
(10) 別院の財務の監督に関する事項
(11) 金員及び物品の出納に関する事項
(12) 収支の振替に関する事項
(13) 教務所の収納及び支払いの仕訳に関する事項
(14) 出納日計表の作成に関する事項
(15) 授与物の調製、管理及び取扱いに関する事項
(16) 寺院及び教会に対する授与物の授与に関する事項
(17) 物品の調製及び保管に関する事項
(18) 郵便物及び荷物の発送に関する事項

第１４条　削除

第１５条　企画調整局は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）教学研究所、解放運動推進本部及び青少幼年センター（以下「３機関」という。）の独自性の担保と総合力の発揮に必要な連携及び調整に関する事項
（２）３機関専門職員協議会に関する事項
（３）教学会議に関する事項
（４）教化研修計画基本方針の策定に関する事項
（５）同朋会運動推進に関する宗務所の他の部門との連携・調整に関する事項
（６）機関紙「同朋新聞」の発行に関する事項
（７）同朋会運動推進会議に関する事項
（８）教区教化委員長との連携・調整に関する事項
（９）教区教化委員長会に関する事項
(10) 教区駐在教導のネットワーク構築と運用に関する事項
(11) 教区駐在教導研究集会に関する事項
(12) 企画調整会議に関する事項
(13) 教学振興及び教化推進に資する宗務執行に必要な研究・企画に関する事項
(14) 前号の研究・企画に必要な資料の収集、調査に関する事項
(15) 宗門現勢の推移の調査及び統計に関する事項
(16) 教区及び組並びに別院及び寺院・教会の教化に資する情報の収集・発信に関する事項
(17) 教区及び組並びに別院及び寺院・教会の教化に必要な支援及び教化に資する相談に関する事項
(18) 教区及び組の教化に関する課題別研究集会に関する事項
(19) 総合資料室に関する事項
(20) 教化の現場に資する資料及び書籍の収集・提供並びに東本願寺文庫に関する事項
(21) 宗門に属する教化団体、宗門と連携するＮＰＯ法人及びこれに準ずる団体に対する支援に関する事項
(22) 外部団体・専門機関との連携に関する事項
(23) 真宗教化センターにおける教化事業及び行事の実施計画の推進に関する事項
(24) 教化に関する相談業務に関する事項
(25) 真宗教化センターの使用、運営及び管理に関する事項
(26) 真宗教化センター内の環境衛生に関する事項

第１６条　削除

第１７条　各部門は、この達令によるほか、他の宗門法規によってその所掌と定められた事務を行う。

（調査及び統計）

第１８条　各部門は、その所掌事務のほかに、宗務職制第１３条に定める調査及び統計を行わなければならない。

（合議）

第１９条　各部門は、その所掌事項の処理について、他の部門と関係があるものは、合議しなければならない。

（所掌事務の配分及び取扱い）

（第五編）宗務所事務分掌規程

第２０条　部門の長は、所掌事務について、その性質、数量及び連絡を勘案して、その取扱いを適当に部員に配分しなければならない。

２　前項の配分及びその変更は、その都度総務部に通知しなければならない。

３　第１項による取扱者が欠け又は事故があるときは、臨時に他の者をして取扱わせることができる。

（部員の増援）

第２１条　部門の長は、臨時に事務が増大して、速やかに処理し難いときは、他の部門の長にその部員の増援を求めることができる。

（宗務役員の責務）

第２２条　部門の長は、配属された宗務役員を指揮監督して、事務の遂行に遺漏のないようにつとめなければならない。

第２３条　宗務役員は、その行った事務について、責任を負うものとする。

附　則

１　この達令は、１９９１年7月１日から施行する。

２　１９９１年６月３０日現在、設置されていた宗務所の各部門が所掌していた事務は、この達令の定めるところにより、各部門がそれぞれ承継する。

３　１９９１年６月３０日までに、発した内達は、この達令により発した内達とみなす。

附　則（１９９４年6月２８日達令公示第５号）

この達令は、１９９４年7月１日から施行する。

附　則（１９９５年6月２２日達令公示第８号）

この達令は、１９９５年7月１日から施行する。

附　則（１９９６年6月２０日達令公示第６号）

この達令は、１９９６年7月１日から施行する。

附　則（１９９６年7月１日達令公示第９号）

この達令は、１９９６年7月１日から施行する。

附　則（１９９７年6月１３日達令公示第５号）

１　この達令は、１９９７年7月１日から施行する。

２　真宗本廟防災管理規程（１９８３年達令公示第２号）中「庶務部」を「総務部」に、「庶務部長」を「総務部長」にそれぞれ改める。

３　財産管理室規程（１９９１年達令公示第９号）中「経理部」を「財務部」に、「経理部長」を「財務部長」にそれぞれ改める。

４　宗務所事務取扱規程（１９９１年達令公示第１０号）中「庶務部」を「総務部」に、「出納部」を「財務部」に改め、同第１３条第１項中「経理部（支払については更に出納部）を」を「財務部を」にそれぞれ改める。

５　公印規程（１９８２年達令公示第２５号）第３条第３項中「経理部の長の印及び出納部の長の印の形式及び寸法は、」を「財務部の長の印の形式及び寸法は、」に、別記様式第１号中「（経理部及び出納部の長の印）」を「（財務部の長の印）」にそれぞれ改める。

６　財産管理審議会規程（１９９１年達令公示第１３号）中「経理部長」を「財務部長」に、「経理部」を「財務部」にそれぞれ改める。

７　真宗本廟造営物保存管理専門委員会規程（１９９１年達令公示第１８号）中「経理部」を「財務部」に改める。

８　帰敬式に関する条例施行条規（１９９６年達令公示第２号）中「出納部長」を「財務部長」に、「出納部」を「財務部」にそれぞれ改める。

９　物品取扱規程（１９９１年達令公示第３号）中「出納部長」を「財務部長」に、「出納部員」を「財務部員」にそれぞれ改める。

10　賦課金条例施行条規（１９９３年達令公示第４号）中「出納部」を「財務部」に、「出納部長」を「財務部長」にそれぞれ改める。

11　渉成園保存管理規程（１９９６年達令公示第１０号）中「庶務部長」を「総務部長」に、「庶務部」を「総務部」にそれぞれ改める。

附　則（１９９７年6月１３日達令公示第１３号）抄

この達令は、１９９７年7月１日から施行する。

附　則（１９９８年9月３０日達令公示第５号）

この達令は、１９９８年１０月１日から施行する。

附　則（１９９８年１２月１日達令公示第８号）

この達令は、１９９９年1月１日から施行する。

附　則（２００２年6月２８日達令公示第１号）

この達令は、２００２年7月１日から施行する。

附　則（２００４年6月２８日達令公示第３号）

この達令は、２００４年7月１日から施行する。

附　則（２００５年6月２８日達令公示第２号）

この達令は、２００５年7月１日から施行する。

附　則（２００６年1月２７日達令公示第１号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２００９年１２月７日達令公示第２０号）

この達令は、２０１０年1月１日から施行する。

附　則（２０１０年6月２９日達令公示第１号）

この達令は、２０１０年7月１日から施行する。

附　則（２０１２年2月２８日達令公示第１号）

この達令は、２０１２年3月１日から施行する。

附　則（２０１２年6月２９日達令公示第８号）

この達令は、２０１２年7月１日から施行する。

附　則（２０１３年6月２８日達令公示第２号）

この達令は、２０１３年7月１日から施行する。

附　則（２０１４年3月５日達令公示第１号）

１　この達令は、公示の日から施行する。

（第五編）宗務所事務分掌規程

２　この達令施行の際、改正前の達令第１０条第１２号及び第１３号の規定により取扱われている事務は、本廟部が承継する。

附　則（２０１４年6月２７日達令公示第６号）

１　この達令は、２０１４年7月１日から施行する。

２　この達令施行の際、改正前の達令第１５条第５号の規定により取扱われている事務は、総務部が承継する。

附　則（２０１５年6月２６日達令公示第１号）

この達令は、２０１５年7月１日から施行する。

附　則（２０１５年6月２６日達令公示第９号）抄

この達令は、２０１５年7月１日から施行する。

附　則（２０１６年6月２４日達令公示第２号）

１　この達令は、２０１６年7月１日から施行する。

２　この達令施行の際、改正前の達令第３条第１４号の規定により取り扱われている事務は、研修部が承継する。

附　則（２０１７年１２月２８日達令公示第１５号）

１　この達令は、２０１８年1月１日から施行する。

２　この達令施行の際、改正前の達令第１０条第６号の規定により取り扱われている事務は、財務部が承継する。

附　則（２０１８年6月２５日達令公示第２号）

この達令は、２０１８年7月１日から施行する。

附　則（２０２０年6月２５日達令公示第５号）

この達令は、２０２０年8月１日から施行する。

附　則（２０２０年6月２５日達令公示第８号）抄

この達令は、２０２０年7月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第７号）抄

この達令は、２０２１年7月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日達令公示第５号）

この達令は、２０２３年7月１日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日達令公示第６号）

この達令は、２０２５年7月１日から施行する。

推進員室規程

〈１９９７年６月１３日達令公示第６号〉

（設置・目的）

第１条　真宗同朋会条例施行条規（１９９１年達令公示第４３号）第７条に規定する推進員について、その教習及び研修の充実並びに相互の連携を図り、もって真宗同朋会運動の推進に資するため、研修部に推進員室を置く。

（所掌事務）

第２条　推進員室は、次の各号に掲げる事項を行う。

（１）推進員教習及び推進員の研修に関する事項

（２）推進員の宗門活動に必要な情報及び資料の収集に関する事項

（３）推進員の宗門活動に関する広報紙の発行に関する事項

（４）推進員名簿に関する事項

（５）推進員の諸団体に関する事項

（６）その他必要な事項

（企画検討会）

第３条　推進員室は必要に応じ、その業務を企画し検討するために、企画検討会を開くことができる。

２　企画検討会は、研修部長が指名する推進員及び学識経験者若干人で構成する。

３　企画検討会は、推進員室の主任が研修部長の同意を得て招集する。

（職員）

第４条　推進員室に次に掲げる職員を置き、研修部の宗務役員及び非常勤の嘱託の中から、宗務総長が命ずる。

（１）主任　１人

（２）掛　　若干人

２　主任は、推進員室の事務を整理し、業務の進捗状況について研修部長に報告する。

３　掛は、推進員室の事務を処理し、又は事務に従事する。

附　則

この達令は、１９９７年７月１日から施行する。

国際室規程

〈１９８７年７月１日達令公示第５号〉

改正　①１９９５年６月２２日達令公示９

②２０２０年６月２５日達令公示８

（設置及び目的）

第１条　開教に関する事務及び国際的交流に必要な事項を管掌するため、組織部に国際室を置く。

（所掌事務）

第２条　国際室は、次の事務を行う。

（１）開教、開教区、開教使及び開教使補に関する事項

（２）開教に関する資料の整備、保存に関する事項

（３）開教に係る人材養成並びに留学生に関する事項

（４）国際的交流及び関係諸機関との交渉に関する事項

（５）その他必要な事項

（職員）

第３条　国際室に次に掲げる職員を置き、組織部の宗務役員又は非常勤の嘱託の中から宗務総長がこれを命ずる。

（１）主任　１人

（２）掛　　若干人

附　則

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（１９９５年６月２２日達令公示第９号）

この達令は、１９９５年７月１日から施行する。

附　則（２０２０年６月２５日達令公示第８号）抄

この達令は、２０２０年７月１日から施行する。

女性室規程

〈１９９６年７月１日達令公示第８号〉
改正　２００５年６月２８日達令公示３

（設置及び目的）
第１条　女性による宗門活動の活性化並びに宗務の執行の方針及び施策に関する企画、検討及び立案への積極的参画を実現し、もって真宗同朋会運動の推進に資するため、解放運動推進本部に女性室を置く。
（所掌事務）
第２条　女性室は、次の各号に掲げる事項を行う。
（１）女性室会議に関する事項
（２）女性による宗門活動の活性化に必要な調査及び研究並びに情報及び資料の収集に関する事項
（３）女性の宗門活動の推進に資する人材の養成及び確保に関する事項
（４）女性の宗門活動に関する広報紙の発行に関する事項
（５）女性の諸団体に関する事項
（６）その他必要な事項
（女性室会議）
第３条　女性室の業務を推進するため女性室会議を開く。
２　女性室会議は、女性室スタッフ若干人で組織する。
３　女性室スタッフは、解放運動推進本部の非常勤の嘱託の中から、宗務総長が命ずる。
４　女性室スタッフは、主任とともに第２条に規定する事項の推進にあたる。
５　女性室会議は、解放運動推進本部事務部長の同意を得て女性室の主任が招集し、会議の座長となる。
（職員）
第４条　女性室に次に掲げる職員を置き、宗務役員の中から、宗務総長が命ずる。
（１）主任　　１人
（２）掛　　若干人
２　主任は、女性室の事務を整理し、業務の進捗状況について解放運動推進本部事務部長に報告する。
３　掛は、女性室の事務を処理し、又は事務に従事する。

附　則

この達令は、１９９６年７月１日から施行する。

附　則（２００５年６月２８日達令公示第３号）

１　この達令は、２００５年７月１日から施行する。
２　従前の規定による女性室の所掌事務は、この達令による女性室が承継する。

（第五編）女性室規程

財産管理室規程

〈１９９１年６月２９日達令公示第９号〉
改正　①１９９７年　６月１３日達令公示５
②１９９７年１２月２６日達令公示１９
③２０１６年　６月２４日達令公示３

（設置及び目的）
第１条　本派の不動産の管理及び営繕、並びに古文書、古記録及び美術品の調査、保存及び管理に関する事務を管掌するため、財務部に財産管理室（以下「管理室」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　管理室には、不動産目録、土地台帳、建物台帳、不動産預り金明細帳、古文書・古記録台帳、美術品台帳その他必要な表簿及び書類を備え、次の各号に掲げる事務を行う。
（１）不動産の譲渡、譲受、交換及び貸借に関する事項
（２）不動産の造成並びに営繕に関する事項
（３）不動産の調査及び測量に関する事項
（４）不動産についての紛争に関する事項
（５）古文書、古記録及び美術品の調査、保存及び管理に関する事項
（６）前各号について、関係諸法人との連絡に関する事項
（７）備付表簿及び書類の整備に関する事項
（８）その他必要な事項
（職員）
第３条　管理室に、次に掲げる職員を置き、宗務役員の中から宗務総長が命ずる。
（１）主任　　１人
（２）掛　　５人以内
２　主任は、財務部長の命を受けて、管理室の事務を整理する。
３　掛は、上司の命を受けて事務を処理し又は事務に従事する。
（嘱託）
第４条　必要により、財務部の嘱託の中から管理室に嘱託を置き、管理室に関する業務を委嘱することができる。
（参事）
第５条　管理室の所掌事務の遂行に資するため、必要により、管理室に参事を置くことができる。
２　前項の参事は、学識経験者又は宗務役員の中から、宗務総長が委嘱し、又は命ずる。

附　則

１　この達令は、１９９１年7月1日から施行する。
２　１９９１年6月３０日現在、管理室の職員及び嘱託であった者は、この達令による職員及び嘱託とみなす。

附　則（１９９７年6月１３日達令公示第５号）抄
この達令は、１９９７年7月１日から施行する。

附　則（１９９７年１２月２６日達令公示第１９号）
この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０１６年6月２４日達令公示第３号）
この達令は、公示の日から施行する。

（第五編）財産管理室規程

聖教編纂に関する規程

〈２０２４年６月２８日達令公示第４号〉

（趣旨）

第１条　この達令は、本派が行う聖教の編纂に必要な事項を定める。

（聖教編纂委員会）

第２条　聖教の編纂に関する計画及び方針を策定するため、宗務所に聖教編纂委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の業務）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）聖教編纂計画及び編纂方針の策定に関する事項

（２）聖教編纂に必要な資料調査及び保存に関する事項

（３）その他必要な事項

（委員会の組織）

第４条　委員会は、委員長及び委員若干人でこれを組織する。

２　委員長は、出版部を担当する参務がこれに当たり、議事を整理する。

３　委員は、学識経験を有する者の中から、出版部長の上申により、宗務総長が委嘱する。

４　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の招集）

第５条　委員会は、委員長が招集する。

（委員会の議事及び議決）

第６条　委員会の議事は、委員長及び委員の半数以上の出席によって開き、出席者の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（宗務役員の会議への出席）

第７条　委員長が必要と認めた宗務役員は、何時でも委員会に出席して発言することができる。

（参考人の会議への出席）

第８条　委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

（聖教編纂室）

第９条　委員会が策定した計画及び方針に基づき、聖教の調査研究及び編纂刊行の実務を担うため、出版部に聖教編纂室（以下「編纂室」という。）を置く。

（編纂室の業務）

第１０条　編纂室は、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）聖教編纂に必要な調査研究に関する事項

（２）聖教の編纂刊行に関する事項

（３）委員会に関する事項

（４）その他必要な事項

（研究員）

第１１条　編纂室に次の各号に掲げる研究員を置く。

（１）特別編纂研究員　１人

（２）編纂研究員　若干人

２　特別編纂研究員は、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。

３　編纂研究員は、出版部の宗務役員の中から宗務総長がこれを命じ、特別編纂研究員の命を受けて、編纂室の業務を処理する。

４　第１項各号のほか、編纂室の業務を円滑に遂行するため、出版部長は、必要により客員研究員を置くことができるものとし、その任期は１年とする。ただし再任を妨げない。

（職員）

第１２条　編纂室に次の各号に掲げる職員を置き、出版部の宗務役員の中から宗務総長が命ずる。

（１）主任　１人

（２）掛　若干人

２　主任は、出版部長の命を受けて、編纂室の事務を整理する。

３　掛は、編纂室の事務を処理し、又は事務に従事する。

附　則

１　この達令は、２０２４年７月１日から施行する。

２　この達令施行の際、現に設置されている聖教編纂室は、この達令による聖教編纂室とみなす。

３　この達令施行の際、現に特別編纂研究員及び編纂研究員である者は、この達令による特別編纂研究員及び編纂研究員とそれぞれみなす。

（第五編）聖教編纂に関する規程

大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備委員会条例

〈２０２５年６月２７日条例公示第７号〉

（設置及び目的）

第１条　宗祖聖人墳墓の地たる大谷祖廟及び東大谷墓地の総合整備（以下「総合整備」という。）に関する事業について、宗務審議会「大谷祖廟総合整備に関する委員会」答申に示された基本構想に基づき、その推進に必要な事項について調査及び審議するため、大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管業務）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

（１）総合整備総計画に関する事項

（２）総合整備工事の設計及び施工監理業者の選定に関する事項

（３）総合整備工事の施工業者の選定に関する事項

（４）総合整備事業の周知に関する事項

（５）納骨及び仏事を縁とした開教の取り組みに関する事項

（６）その他必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる者の中から宗務総長が委嘱した委員１５人以内で組織する。

（１）宗議会議員

（２）参議会議員

（３）学識経験のある者又は宗務に経験のある者

２　前項第１号及び第２号による委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、委員の任期が終っても後任者が就任するまで在任する。

３　第１項第３号による委員の任期は３年とし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、会務を統理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第５条　委員会は、宗務総長が招集する。

（議事及び議決）

第６条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

２　委員会の議決は、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（報告）

第７条　委員会の議決は、その都度、委員長から宗務総長に文書をもって報告しなければならない。

２　宗務総長は、何時でも会議の内容について報告を求めることができる。

（内局員等の会議への出席）

第８条　宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

２　宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

（参考人）

第９条　委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

（事務）

第１０条　委員会に関する事務は、大谷祖廟事務所が行う。

附　則

この条例は、２０２５年７月１日から施行する。

（第五編）大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備委員会条例

大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備事業事務室規程

〈２０２５年６月２７日達令公示第７号〉

（設置及び目的）

第１条　大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備委員会（以下「総合整備委員会」という。）の事務及びその他必要な業務を行うため、大谷祖廟事務所に大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備事業事務室（以下「総合整備事業事務室」という。）を置く。

（所管業務）

第２条　総合整備事業事務室は、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）総合整備委員会の運営に関する事項

（２）資料の作成、整備及び保管に関する事項

（３）その他必要な事項

（事務の所掌）

第３条　総合整備事業事務室の事務は、大谷祖廟事務所長が掌理する。

（職員）

第４条　総合整備事業事務室に次に掲げる職員を置き、大谷祖廟事務所の宗務役員の中から宗務総長がこれを命ずる。

（１）主任　　１人

（２）掛　　若干人

２　主任は、総合整備事業事務室の事務を整理する。

３　掛は、総合整備事業事務室の事務を処理し、又は事務に従事する。

附　則

１　この達令は、２０２５年７月１日から施行する。

２　大谷祖廟総合整備事業準備室規程（２０２３年達令公示第６号）は、廃止する。

電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程

〈２００６年１０月２日達令公示第７号〉

改正　①２００７年1月２９日達令公示１
②２００７年9月１０日達令公示７
③２００８年７月３１日達令公示１３
④２０１２年６月２９日達令公示１０
⑤２０１３年６月２８日達令公示５
⑥２０１４年６月２７日達令公示７
⑦２０１５年６月２６日達令公示３
⑧２０１８年６月２５日達令公示６
⑨２０１９年６月２７日達令公示１
⑩２０１９年６月２７日達令公示２
⑪２０２１年６月３０日達令公示５
⑫２０２１年６月３０日達令公示７
⑬２０２３年６月３０日達令公示４
⑭２０２４年６月２８日達令公示３
⑮２０２５年６月２７日達令公示８

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この達令は、宗務所事務取扱規程（１９９１年達令公示第１０号。以下同じ。）第１５条第２項の規定により、宗務において電子計算機（以下「電算機」という。）を使用して処理する情報等の管理、運用及び保護についての適正を確保し、その事務処理の標準化と効率化を図り、もって同朋会運動推進のための宗門活動の活性化に資するために必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この達令における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

（１）「電算機」とは、デスクトップ型、ノートブック型等のパーソナルコンピュータ及びネットワークサーバ等のコンピュータの総称をいう。

（２）「ＯＡ機器」とは、電算機、ファクシミリ、複合機等の情報処理に必要な機器の総称をいう。

（３）「電算機の仕様」とは、電算機の設定、部品、ソフトウェア、周辺機器等の使用環境のことをいう。

（４）「周辺機器」とは、プリンタ、スキャナ、外付ハードディスク等の情報を入力、取込、保存、出力する装置のことをいう。

（５）「ネットワーク」とは、宗務所及び教務所の電算機が相互に物理的に接続されている回線とその使用環境のことをいう。

（６）「電算業務」とは、ネットワークに接続された電算機を利用して処理する業務をいう。

（７）「電算処理」とは、電算機を使用して行う情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力及びこれらに類する処理をいう。

（８）「電算システム」とは、電算処理を行うための仕組の総称をいう。

（９）「電子承認」とは、電算システムを使用して行う電算処理のうち、作成又は承認が真正に行われたことを証明する仕組みをいう。

(10)「電算情報」とは、電算業務により記録している情報及びその成果物のことをいう。

(11)「アカウント」とは、電算機及び電算システムを使用することができる権利のことをいう。

(12)「外部記憶媒体」とは、ＵＳＢメモリ、フロッピーディスク及びＣＤ－Ｒ等の記憶媒体のことをいう。

（電算業務の種別）

第３条　電算業務の種別は、次の各号のとおりとする。

（１）寺院及び教会の情報に関する業務

（２）僧侶の情報に関する業務

（３）門徒の情報に関する業務

（４）会計処理の情報に関する業務

（５）文書の情報処理に関する業務

（６）インターネットを利用した情報処理に関する業務

（７）その他必要な業務

（電算システム）

第４条　電算業務を行うために構築された電算システムは、別表のとおりとする。

２　前項の他、新たなシステムを追加し又は廃止しようとするときは、第２２条に定める委員会の議を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

３　電算システムを使用して行う事務のうち、宗務所事務取扱規程の定めにより押印が必要な事務は、電子承認をもってこれに代えることができる。

（ウェブサイトの運営）

第４条の２　第３条第６号に掲げる業務を行うため、ウェブサイトを管理運営するものとする。

２　前項のウェブサイトは、別表第２号のとおりとする。

第２章　電算機使用者、電算機、電算業務及び電算情報に係る制限

（電算機使用者の制限）

第５条　この達令に基づき宗務においてネットワークに接続された電算機を使用することがで

（第五編）電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程

きる者（以下「電算機使用者」という。）は、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者の中から、総務部長がアカウントを発行した者に限る。

２　前項の者の他、宗務執行上特に必要と認めたときは、総務部長はアカウントを発行し、電算機使用者としてネットワークに接続された電算機を使用させることができる。

（アカウントの発行）

第６条　総務部長は、宗務職制（１９９１年条例公示第５号。以下同じ。）第９条第１項に掲げる部門の長、宗務出張所長、教務所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少幼年センター部長、行財政改革推進本部事務部長、会計監査院長、審問院長、親鸞仏教センター事務長、教学研究所事務長、開教監督及び沖縄開教本部長（以下「宗務機関の長」という。）の申請により、第３０条に定める講習を受講した者に限り、アカウントを発行する。

２　前条第２項によるアカウントの発行申請については、別に定める。

（アカウントの取消）

第７条　総務部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第２２条に定める委員会の議を経て、アカウントを取り消すことができる。

（１）電算機使用者として著しく適性を欠くと認めたとき

（２）宗務機関の長からの申請があったとき

（電算機使用者の義務及び責任）

第８条　電算機使用者は、第３０条に定める講習を受講しなければならない。

２　電算機使用者は、電算機を使用する上において、電算情報の漏洩、改ざん、滅失及び損傷の防止に努めるとともに、職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

３　電算機使用者は、個人を特定できる電算情報を電算機から持ち出してはならない。ただし、別に定める手続を経て、第１３条第５項に規定する外部記憶媒体を用いるときは、この限りでない。

４　電算機使用者は、宗務機関の長の許可なくして外部記憶媒体で電算情報を持ち出してはならない。

５　電算機使用者は、前４項の義務を負う。

６　故意又は重大な過失による情報漏洩等の事故で本派及び第三者に損害を与えた電算機使用者には、その情状により弁償の責を課することができる。

（電算業務の制限）

第９条　電算機使用者が電算業務を行うときは、その所掌する事務以外の目的で電算情報を使用してはならない。

（情報の記録制限）

第１０条　電算機には、宗務の執行に必要な情報のみを記録するものとする。

（宗務機関相互の電算情報の提供）

第１１条　宗務機関の長は、条例により設置された部門・機関、宗務出張所及び教務所（以下「宗務機関」という。）に対して当該宗務機関の宗務に必要な電算情報を提供することができる。

２　宗務機関の長は、当該宗務機関に提供されていない電算情報の提供を受けようとするときは、当該情報を所掌する宗務機関の長に申請するものとする。

３　前項の手続等は、別に定める。

（個人を特定できる電算情報の取り扱いの原則）

第１２条　宗務機関の長は、前条に定める手続による宗務機関の長以外の者に個人を特定できる電算情報を提供してはならない。

（個人を特定できる電算情報の取り扱いの特例措置）

第１３条　宗務機関の長は、次の各号に掲げる場合に限り、前条の規定にかかわらず、個人を特定できる電算情報を紙面に印刷して提供することができる。ただし、第３号から第７号までにより個人を特定できる電算情報を提供しようとするときは、あらかじめ第２２条に定める委員会の議を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

（１）本人が情報を提供することに同意している場合

（２）宗務役員以外の特定の宗務を担任する役職者に対し、当該宗務を遂行するために必要最小限の電算情報を提供する場合

（３）宗務機関以外の本派に属する宗務の機関の長、輪番、所属団体及び関係団体の長から申請があった場合

（４）報道機関（報道を業として行う個人を含む。）に報道の目的で提供する場合

（５）大学その他の学術研究を目的とする機関、若しくは団体又はそれらに属する者から学術研究の用に供する目的での提供の申請があった場合

（６）国の法令に基づく場合

（７）その他宗務機関の長が所掌する宗務のために必要と認める場合

２　宗務機関の長は、電算情報を提供するときは、当該電算情報の適正利用及び安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（第五編）電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程

３　第１項の規定により個人を特定できる電算情報の提供を受ける者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）提供を受けた電算情報（以下「提供情報」という。）の漏洩、滅失、損傷及び改ざん等の防止に努めること

（２）提供情報は、提供を受けた目的のみに使用し、使用が終了したときは、速やかに返還し又は安全な方法により廃棄処分を行うこと

（３）提供情報の返還の要求があったときは、速やかに返還すること

（４）故意又は重大な過失によって、提供情報の漏洩又は不正使用があったときは、ただちに当該情報の提供者に報告し、必要な対応策を講ずるとともに、本派及び第三者に及ぼした損害について、その情状により弁償の責を負うこと

４　第１項ただし書の手続等は、別に定める。

５　総務部長は、必要により、第２２条に定める委員会の議を経て、個人を特定できる電算情報を複写するための外部記憶媒体（以下「特定記憶媒体」という。）を定めることができる。

６　前項の特定記憶媒体の使用申請等については、別に定める。

（業務委託する場合の措置）

第１４条　宗務機関の長は、個人を特定できる電算情報を取り扱う電算処理の一部を第２２条に定める委員会の議を経て宗務総長の承認を得たときに限り、外部に委託することができる。この場合、委託先においてその情報が適正に管理及び保護されるよう、必要な契約をしなければならない。

２　前項の業務委託に係る手続等は、別に定める。

（電算機及び周辺機器の導入）

第１５条　ネットワークに接続する電算機及び周辺機器（以下「ネットワーク機器」という。）は、第２２条に定める委員会が策定する基本計画に従って総務部が導入するものとする。

（電算機及び周辺機器の制限）

第１５条の２　ネットワーク機器以外のものをネットワーク及びネットワーク機器に接続してはならない。ただし、第２２条に定める委員会の議を経て総務部長が許可したときは、この限りでない。

２　ネットワーク機器の仕様は、総務部長の許可を得た場合を除き変更してはならない。

３　ネットワーク機器は、電算機使用者以外の者に使用させてはならない。

４　ネットワーク機器以外の電算機及び周辺機器並びに当該機器を使用して処理される情報は、当該機器を導入した宗務機関の長が管理する。

（苦情及び事故への対応）

第１６条　宗務機関の長は、その所掌する事務において電算情報に関する苦情及び事故が生じたときは、速やかに必要な調査及び対応を行い、総務部長に報告しなければならない。

２　総務部長は、前項の報告を受けたときは、第２２条に定める委員会の議に付さなければならない。

３　第２２条に定める委員会は、前項の結果、更に調査及び対応を必要とするときは、宗務総長の指揮のもと、当該宗務機関の長と連携して行わなければならない。

（操作履歴の記録）

第１７条　総務部長は、電算機及び電算情報の管理、運用の確認並びに事故等の責任所在を明らかにするために、ネットワークに接続された全ての電算機及び電算情報の操作履歴を記録しなければならない。

第３章　電算業務の管理者及び従事者

（電算業務の統括管理）

第１８条　電算業務及び電算システムの統括管理は、総務部長が行う。

２　総務部長は、第２２条に定める委員会の決定に基づいて、次の各号に掲げる事項を統括管理する。

（１）ＯＡ機器及び電算業務の適正運用に関する事項

（２）電算システムの管理の適正化に関する事項

（３）電算処理における情報の管理の適正化に関する事項

（４）電算機使用者に対するアカウントの発行及び管理に関する事項

（５）電算機及び電算システムの研究、開発に関する事項

（宗務機関の長の責務）

第１９条　宗務機関の長は、所掌するＯＡ機器及び電算情報の適正な管理、運用及び保護についてその職責を全うするため、電算機使用者に対し、次の各号に掲げる事項を指揮監督するとともに必要な措置を講じなければならない。

（１）ＯＡ機器の適正な運用に関する事項

（２）電算情報の取り扱いにおける正確性及び最新性の確保に関する事項

（３）電算業務における情報の漏洩、改ざん、滅失、損傷等の事故の防止及び調査に関する事項

（電算担当者）

第２０条　宗務機関にそれぞれ電算担当者１人を

置く。ただし、当該宗務機関の長が必要と認めたときは、複数の電算担当者を置くことができる。
２　条例により設置された部門・機関及び宗務出張所の電算担当者は、当該宗務機関の長が電算機使用者である主事又は主事補の中から選定し、宗務総長が命ずる。ただし、条例により設置された部門・機関及び宗務出張所に主事又は主事補が配属されていないときは、その他の電算機使用者である宗務役員の中から電算担当者を選定することができる。
３　教務所の電算担当者は、主計の職にある者をもってこれに充てる。
４　電算担当者は、当該宗務機関の長の命を受け、ＯＡ機器の適正運用、電算業務の環境整備及び処理に当たるとともに、電算情報の取り扱いの適正化と電算機使用者の指導の任に当たる。
（電算システム担当者）
第２１条　第１８条第２項に掲げる各事項の統括管理及び第２２条に定める委員会の業務に従事させるため、電算システム担当者を置く。
２　電算システム担当者は、総務部の宗務役員の中から、総務部長の上申により宗務総長が命ずる。

第４章　電算業務及び電算情報の管理運用及び保護に関する委員会

（委員会の目的）
第２２条　この達令の適正な運用を図り並びに宗務における電算機、電算業務及び電算情報の管理、運用及び保護に必要な事務処理の適正化を図るとともに、事務の効率化を推進するため、電算業務及び電算情報の管理運用及び保護に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（業務）
第２３条　委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。ただし、宗務総長が委任したときは、委員会の決定をもって処理することができる。
（１）宗務における電算機、電算業務及び電算情報の管理、運用及び保護に係る基本計画の策定に関する事項
（２）電算業務及び電算情報を効果的に利用した事務の効率化に資するための基本方針の策定に関する事項
（３）電算機に蓄積された情報の管理、運用及び保護に関する事項
（４）宗務所及び教務所に導入するＯＡ機器の規模とその管理に関する事項
（５）電算機及び電算システムの研究及び開発に関する事項
（６）電算機使用者講習に関する事項
（７）電算業務における苦情及び事故への対応に関する事項
（８）その他必要な事項
（組織）
第２４条　委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。
（委員長・委員）
第２５条　委員長は、宗務総長が指名した参務をもってこれに充てる。
２　委員は、宗務役員の中から宗務総長が命ずる。
３　委員長は、会務を総理し、案件に対する委員の意見を整理する。
４　委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。
（参考人の会議への出席）
第２６条　委員会は、必要に応じ参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（事務）
第２７条　委員会の事務は、総務部が行う。

第５章　補則

（電算情報の提示）
第２８条　宗務機関の長は、本人から本人に関する電算情報について確認の申請があったとき若しくは、住職、教会主管者又はそれらの代務者から当該寺院の電算情報並びに所属僧侶及び所属門徒の電算情報について確認の申請があったときは、その内容を提示する。この場合、その電算情報を紙面に印刷して提供することができる。
２　宗務機関の長は、寺院、所属僧侶及び所属門徒に関する電算情報の確認のために当該寺院住職、教会主管者又はそれらの代務者に対して、その電算情報を紙面に印刷して提供することができる。
（記録文字）
第２９条　この規定による電算業務に使用する文字に関する必要な事項については、別に定める。
（電算機使用者講習）
第３０条　委員会は、電算機及び電算情報の適正な管理、運用及び保護に資するため、電算機使用者講習（以下「講習」という。）を開催しなければならない。
２　講習を分けて、一般講習、電算管理者講習及び電算担当者講習とする。
３　一般講習は、電算機使用者又はアカウントを受けようとする者に対して、電算機及び電算情報の適正な使用及び保護について講習する。
４　電算管理者講習は、宗務機関の長及び次長に対して、第１９条に定める事項について講習する。
５　電算担当者講習は、電算担当者に対して、第

（第五編）電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程

２０条第４項に定める事項について講習する。
６　第３項から第５項までに定める講習は、電算システム担当者が行う。ただし、第３項に定める講習は、宗務機関の長の申請により、宗務総長が必要と認めたときは、当該宗務機関の電算担当者が行うことができる。
７　第４項及び第５項の講習は、当該対象者の他、宗務総長が認めた者を受講させることができる。
８　講習に係る事務は、総務部が行う。
（内規への委任）
第３１条　電算機の管理及び運用、電算情報の管理、運用及び保護並びに電算システム開発に必要な事項は、内規で定める。

附　則

１　この達令は、２００７年１月１日から施行する。ただし、この達令を施行するために必要な事項は、達令施行前に行うことができる。
２　２００６年１２月３１日現在、アカウントの発行を受けている者は、この達令による電算機使用者とみなす。
３　電子計算機による情報等の管理運用に関する規程（１９９７年達令公示第１４号）は、２００６年１２月３１日に廃止する。

附　則（２００７年1月２９日達令公示第１号）

１　この達令は、２００７年2月１日から施行する。
２　この達令施行の際、電子計算機による情報等の管理運用に関する規程（１９９７年達令公示第１４号）第１１条に定める宗務事務効率化委員会が審査して宗務総長が決定した事項については、本達令第２２条に定める電算業務及び電算情報の管理運用及び保護に関する委員会の議を経て宗務総長が決定したものとみなす。

附　則（２００７年9月１０日達令公示第７号）

１　この達令は、公示の日から施行する。
２　この達令施行の際、従前の規定により、個人を特定できる電算情報の提供を受けた者は、この達令により提供を受けたものとみなす。

附　則（２００８年7月３１日達令公示第１３号）

１　この達令は、２００８年8月１日から施行する。
２　この達令施行の際、従前の規定によりアカウントを発行されている者であって、電算機使用者講習を受講している者は、この達令によりアカウントを発行されたものとみなす。
３　この達令施行の際、従前の規定によりアカウントを発行されている者であって、電算機使用者講習を受講していない者は、この達令施行から３ヵ月以内に講習を受講しないときはアカウントを取り消されるものとする。

附　則（２０１２年6月２９日達令公示第１０号）

この達令は、２０１２年７月１日から施行する。

附　則（２０１３年6月２８日達令公示第５号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０１４年6月２７日達令公示第７号）

１　この達令は、２０１４年7月１日から施行する。
２　この達令施行の際、すでにアカウントを発行された者は、この達令によりアカウントを発行された者とみなす。

附　則（２０１５年6月２６日達令公示第３号）

１　この達令は、２０１５年７月１日から施行する。ただし、第３０条の規定は、２０１５年１１月１日から施行する。
２　この達令施行の際、現に電算担当者を命ぜられている者は、この達令により命ぜられたものとみなす。
３　この達令施行の際、従前の規定によりアカウントを発行されている者は、この達令によりアカウントを発行されたものとみなす。
４　この達令施行の際、従前の規定による一般講習、電算管理者講習又は電算担当者講習を受講した者は、それぞれこの達令による一般講習、電算管理者講習又は電算担当者講習を受講したものとみなす。
５　この達令施行の際、従前の規定により導入した電算機及び周辺機器については、この達令の第１５条及び第１５条の２により導入したものとみなす。

附　則（２０１８年6月２５日達令公示第６号）

１　この達令は、２０１８年7月１日から施行する。
２　この達令施行の際、すでにアカウントを発行されている者は、この達令によりアカウントを発行されたものとみなす。
３　この達令施行の際、現に電算システムを使用して行われている電算処理は、この達令による電算処理とみなす。

附　則（２０１９年6月２７日達令公示第１号）抄

この達令は、２０１９年７月１日から施行する。

附　則（２０１９年6月２７日達令公示第２号）

この達令は、２０１９年７月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第５号）抄

この達令は、２０２１年７月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第７号）抄

この達令は、２０２１年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日達令公示第４号）抄

この達令は、２０２３年７月１日から施行する。

附　則（２０２４年6月２８日達令公示第３号）抄

この達令は、２０２４年７月１日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日達令公示第８号）

この達令は、公示の日から施行する。

（第五編）電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程

別表第１号（第４条第１項）

	稼働システム
1	寺院教会・僧侶情報システム
2	財務会計システム
3	予算編成システム
4	宗費賦課金管理システム
5	選挙人名簿管理システム
6	教師修練管理システム
7	宗務役員人事・給与管理システム
8	宗門関係者情報システム
9	坊守情報システム
10	教務所システム
11	授与物管理システム
12	出版物頒布管理システム
13	宗祖御遠忌・御修復懇志金システム
14	帰敬式受式者管理システム
15	真宗本廟団体参拝システム
16	東大谷墓地管理システム
17	大谷祖廟納骨・永代経管理システム
18	真宗本廟収骨台帳管理システム
19	出張届管理システム
20	出荷依頼システム
21	サンガシステム
22	図書情報管理・蔵書検索システム
23	就業管理システム
24	法要座次・衣体許可システム
25	慶讃懇志金システム

別表第２号（第４条の２第２項）

	ウェブサイト	URL
1	真宗大谷派（東本願寺）公式ウェブサイト	https://www.higashihonganji.or.jp/
2	同朋会館ウェブサイト	https://dobokaikan.jp/
3	東本願寺出版公式オンラインストア	https://books.higashihonganji.or.jp/
4	真宗大谷派（東本願寺）真宗聖典検索サイト	https://shinshuseiten.higashihonganji.or.jp/
5	浄土真宗ドットインフォ（しんらん交流館ウェブサイト）	https://jodo-shinshu.info/
6	あいあうnet	https://aiau-higashihonganji.net/
7	真宗会館ウェブサイト	https://shinshu-kaikan.jp/
8	親鸞仏教センターウェブサイト	https://www.shinran-bc.higashihonganji.or.jp/
9	真宗大谷派（東本願寺）公式ウェブサイト【英語版】	http://english.higashihonganji.or.jp/english_top/

（第五編）電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程

教勢調査実施規程

〈２０１２年６月２９日達令公示第１１号〉
改正　①２０１５年６月２６日達令公示９
②２０２３年６月３０日達令公示９

（趣旨）
第１条　この達令は、統計調査基本条例（２０１０年条例公示第８号。以下「条例」という。）第４条第１号に規定する教勢調査（以下「調査」という。）の実施に必要な事項について定める。
（調査実施の告示）
第２条　宗務総長は、調査の都度、調査期日及び調査票の提出期限等調査に必要な事項を定め、告示する。
（調査対象）
第３条　調査は、調査期日現在において寺籍を有する全ての別院、普通寺院及び教会を対象とする。
（調査票の作成と送付）
第４条　調査票は、条例第６条に定める統計調査委員会（以下「委員会」という。）において作成する。
２　委員会は、調査票を調査期日までに全ての別院、普通寺院及び教会に直接送付する。
（調査票への回答と提出）
第５条　調査票の送付を受けた別院の輪番、普通寺院・教会の住職・教会主管者又はその代務者は、調査期日現在における事実を調査票に示された方法により回答し、定められた期日までに提出しなければならない。
２　住職・教会主管者又はその代務者が不在の場合は、寺院教会条例（１９９１年条例公示第１４号）第２５条に定める寺族の代表者が回答するものとする。
（回答の催促）
第６条　委員会は、定められた期日までに回答の提出がない別院、普通寺院及び教会について、管轄する教務所長に通知するものとする。
２　前項の通知を受けた教務所長は、当該別院、普通寺院及び教会に対し、調査票の提出を求めなければならない。
（守秘義務）
第７条　この調査に従事する者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
（調査票の保管）
第８条　委員会が回収した調査票は、次の教勢調査が実施されるまでの間、企画調整局が保管する。
（所管）
第９条　調査に関する事務は、企画調整局が行う。

附　則

この達令は、２０１２年７月１日から施行する。

附　則（２０１５年６月２６日達令公示第９号）抄

この達令は、２０１５年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年６月３０日達令公示第９号）

１　この達令は、公示の日から施行する。
２　この達令施行の際、従前の規定により実施した教勢調査は、この達令により実施した教勢調査とみなす。

（第五編）教勢調査実施規程

教区及び組の改編に関する条例

〈２０１３年６月２８日条例公示第４号〉
改正　①２０１７年６月２８日条例公示８
②２０１８年６月２５日条例公示４
③２０１９年６月２７日条例公示３
④２０２０年６月２５日条例公示１
⑤２０２３年６月３０日条例公示４
⑥２０２５年６月２７日条例公示９

第１章　総則

（趣旨）
第１条　この条例は、教区及び組の改編に必要な事項を定める。
（改編の目的）
第２条　教区及び組の改編は、宗務改革推進委員会の報告に基づき、著しい社会状況の変化に即応し、同朋会運動のさらなる推進に必要な教化体制及び財政基盤の確立並びに効率的な地方宗務機関の再編成を目的とする。
（機関の設置）
第３条　前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる機関を設置する。
（１）教区及び組の改編に関する中央委員会（以下「中央改編委員会」という。）
（２）教区改編委員会
（３）地方協議会
（４）新教区準備委員会

第２章　中央改編委員会

（業務）
第４条　中央改編委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）教区改編委員会が調査すべき教化及び財政等の基本項目の作成に関する事項
（２）教区改編についての教区改編委員会からの報告の整理に関する事項
（３）教区改編試案の作成に関する事項
（４）教区説明会の実施に関する事項
（５）地方協議会の設置及び構成教区に関する事項
（６）教区改編委員会及び地方協議会並びに新教区準備委員会の進捗状況の把握に関する事項
（７）教区改編委員会及び地方協議会並びに新教区準備委員会に対する助言及び指導に関する事項
（８）教区改編案についての宗務総長への報告に関する事項
（９）組改編に関する基本事項
（10）教区及び組の改編後の課題及び支援の調査、研究に関する事項
（11）その他必要な事項
（組織）
第５条　中央改編委員会は、委員１０人以内で組織する。
２　中央改編委員会の委員は、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。
３　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。
４　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第６条　中央改編委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　委員長は、会務を統理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（招集）
第７条　中央改編委員会は、宗務総長の同意を得て、委員長が招集する。
（議事及び議決）
第８条　中央改編委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（報告）
第９条　中央改編委員会は、議事の結果を宗務総長に文書をもって報告しなければならない。
（内局員等の会議への出席）
第１０条　宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。
２　宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。
（参考人の会議への出席）
第１１条　委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

第３章　教区改編委員会

（業務）
第１２条　教区改編委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）第４条第１号に定める基本項目の調査に関する事項
（２）教区改編試案による効果及び影響の検討に関する事項
（３）教区改編に伴う作業及び手順に関する事項
（４）教区改編委員会及び地方協議会の経過及び結果の教区内寺院・教会への報告並びに意見聴取に関する事項
（５）中央改編委員会及び地方協議会との連絡及

（第五編）教区及び組の改編に関する条例

び報告に関する事項
（６）組改編に関する基本事項
（７）その他必要な事項
（組織）
第１３条　教区改編委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
（１）教区会議長及び教区会副議長
（２）教区門徒会長及び教区門徒会副会長
（３）教務所長が教区会及び教区門徒会の同意を得て委嘱した委員　若干人
２　前項第１号及び第２号による委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。
３　第１項第３号による委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。
４　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第１４条　教区改編委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　委員長は、会務を統理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（招集）
第１５条　教区改編委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。
（議事及び議決）
第１６条　教区改編委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（報告）
第１７条　教区改編委員会は、教区改編委員会の議事の結果及び地方協議会の議事の結果を教区会及び教区門徒会に報告しなければならない。
（宗務役員の会議への出席）
第１８条　教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。
２　教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。
（参考人の会議への出席）
第１９条　委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（事務）
第２０条　教区改編委員会の事務は、教務所が行う。

第４章　地方協議会

（業務）
第２１条　地方協議会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）教区改編に係る情報の交換に関する事項
（２）教区改編に必要な基本的条件の検討及び調整に関する事項
（３）教化事業を円滑に推進するための組織及び区域等についての協議に関する事項
（４）教区改編に伴う作業及び手順についての協議に関する事項
（５）中央改編委員会及び教区改編委員会との連絡及び報告に関する事項
（６）教区改編に係る合意書の作成に関する事項
（７）教区改編に伴う組改編に関する基本事項
（８）その他必要な事項
（構成）
第２２条　地方協議会は、教区改編に関係する教区（以下「改編関係教区」という。）の教区改編委員会において互選された委員で構成する。
２　改編関係教区の教区改編委員会において互選する委員の人数は、それぞれ３人とする。ただし、地方協議会が特に必要と認めたときは、その人数を増加することができる。
３　委員の任期は、教区改編委員の任期による。ただし、任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。
４　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第２３条　地方協議会に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、会務を統理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
（招集）
第２４条　地方協議会は、改編関係教区の教務所長の同意を得て、会長が招集する。
（議事及び議決）
第２５条　地方協議会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（報告）
第２６条　地方協議会は、議事の結果を改編関係教区の教区改編委員会及び中央改編委員会に文書をもって報告しなければならない。
（部会の設置）
第２６条の２　地方協議会に、部会を置くことができる。
２　部会は、地方協議会から付託された事項を審

（第五編）教区及び組の改編に関する条例

議する。
３　部会は、地方協議会において互選された委員で構成する。ただし、地方協議会が特に必要と認めたときは、改編関係教区の教区改編委員の中から、会長が選定することができる。
４　部会に、主査及び副主査１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
５　主査は、部会の議事を整理する。
６　副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、その職務を代理する。
７　部会は、第２９条に定める掌理教務所長の同意を得て、主査が招集する。
８　部会の審議結果は、文書をもって地方協議会に報告しなければならない。
（宗務役員の会議への出席）
第２７条　改編関係教区の教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。
２　改編関係教区の教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。
（参考人の会議への出席）
第２８条　会長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（事務の掌理）
第２９条　地方協議会の事務は、宗務総長が命じた教務所長が掌理する。
２　前項の規定により地方協議会の掌理を命じられた教務所長を掌理教務所長と称する。
３　掌理教務所長は、改編関係教区の教務所に配属されている宗務役員に、地方協議会の事務を行わせるものとする。

第５章　教区改編の手続及び新教区準備委員会

（教区改編試案）
第３０条　教区改編は、中央改編委員会が作成する教区改編試案に基づいてこれを行う。
（地方協議会の合意）
第３１条　地方協議会は、教区改編試案に基づき、次の各号に掲げる事項について合意するものとする。
（１）教区改編の実施により新たに発足する教区（以下「新教区」という。）の名称に関する事項
（２）改編実施に係る日程に関する事項
（３）教務所及び教区の施設に関する事項
（４）改編前の改編関係教区（以下「旧教区」という。）の財産に関する事項
（５）新教区に編入される別院に関する事項
（６）新教区の組の名称に関する事項
（７）その他必要な事項
２　地方協議会は、前項に掲げる事項について合意書を作成し、改編関係教区の教区改編委員会及び中央改編委員会に報告しなければならない。
（改編関係教区の議決）
第３２条　改編関係教区の教務所長は、前条による合意がなされたときは、教区会及び教区門徒会に付議し、合意事項について議決を得なければならない。
２　改編関係教区の教務所長は、前項における議事の結果について掌理教務所長に文書をもって報告するものとする。
３　すべての改編関係教区において第１項の規定による議決が得られたときは、地方協議会は、中央改編委員会に文書をもって報告しなければならない。
４　地方協議会は、前項に定める報告を中央改編委員会が受理した時点で解散するものとする。
５　改編関係教区の一部又は全部において第１項の議決が得られなかったときは、地方協議会は、中央改編委員会に報告するとともに、改めて第３１条以降の手続きを経なければならない。
（教区改編案）
第３３条　中央改編委員会は、前条第３項に定める報告を受けたときは、教区改編案として、これを宗務総長に報告しなければならない。
（統括教務所長）
第３４条　宗務総長は、前条に定める報告を受けたときは、新教区の発足に必要な事務を掌理させるため、統括教務所長を任命する。
２　教区制（１９９１年条例公示第８号。以下同じ。）その他の法規により教務所長の職務として定められた事項であって、新教区発足前に行う必要がある事項については、統括教務所長がこれを行うことができる。
３　統括教務所長は、改編関係教区の教務所に配属されている宗務役員に、新教区準備委員会の事務を行わせるものとする。
（新教区準備委員会）
第３５条　統括教務所長は、新教区準備委員会を設置し、次の各号に掲げる事項を付議しなければならない。
（１）新教区の発足年度の教化基本条例（１９８５年条例公示第４号）第６条第２項及び研修条例（１９８８年条例公示第６号）第１０条第２項に定める教化研修に関する事項
（２）新教区の発足年度の教区制第６条に定める歳入歳出の予算に関する事項
（３）新教区発足後最初に教区会議長、教区会副議長、教区門徒会長、教区門徒会副会長、教

（第五編）教区及び組の改編に関する条例

区会参事会員及び教区門徒会常任委員が選出されるまでの間のそれぞれの役職に関する事項
（４）新教区における教区制第３８条に定める議事細則、同第５３条に定める特例、同第５５条に定める規約その他教区の定めに関する事項
（５）前各号のほか新教区の発足に必要な教区制第１０条に定める付議事項
２　前項各号に定める議決事項のうち、教区会若しくは教区会参事会又は教区門徒会若しくは教区門徒会常任委員会又は教区教化委員会の議決を要する事項は、新教区準備委員会の議決をもって、それぞれ新教区の教区会若しくは教区会参事会又は教区門徒会若しくは教区門徒会常任委員会又は教区教化委員会の議決を得たものとみなす。
（組織）
第３６条　新教区準備委員会は、改編関係教区の次の各号に掲げる委員で組織する。
（１）教区会議長及び教区会副議長
（２）教区門徒会長及び教区門徒会副会長
（３）教区会参事会員
（４）教区門徒会常任委員
２　前項第３号及び第４号の委員にそれぞれ補充員を置き、前項第３号及び第４号に定める者の補充員がこれに当たる。
３　委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、新教区が発足したときは、第４２条第３項の規定により、新教区準備委員会が解散するまで在任する。
（委員長及び副委員長）
第３７条　新教区準備委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　委員長は、会務を統理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（招集）
第３８条　新教区準備委員会は、統括教務所長が招集する。
（議事及び議決）
第３９条　新教区準備委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（常任委員会の設置）
第３９条の２　新教区準備委員会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議するため、新教区準備委員会に常任委員会を置くことができる。
２　常任委員会は、委員長、副委員長及び委員の中から互選された者若干人で組織する。
３　常任委員会の審議結果は、新教区準備委員会に報告しなければならない。
（小委員会の設置）
第３９条の３　新教区準備委員会に、小委員会を置くことができる。
２　小委員会は、新教区準備委員会から付託された事項を協議する。
３　小委員会は、新教区準備委員会において互選された委員で構成する。
４　小委員会に、主査及び副主査１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
５　主査は、小委員会の議事を整理する。
６　副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、その職務を代理する。
７　統括教務所長が特に必要と認めたときは、新教区準備委員会にはかって、改編関係教区内の寺院・教会に所属する僧侶、寺族及び門徒の中から小委員会の委員を選定することができる。
８　小委員会は、統括教務所長の同意を得て、主査が招集する。
９　小委員会の協議結果は、文書をもって新教区準備委員会に報告しなければならない。
（宗務役員の会議への出席）
第４０条　統括教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。
（参考人の会議への出席）
第４１条　委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（報告・解散）
第４２条　統括教務所長は、新教区準備委員会の議事及び議決の結果を、改編関係教区の教区会及び教区門徒会並びに教区改編委員会及び中央改編委員会に文書をもって報告しなければならない。
２　中央改編委員会は、前項に定める報告を受けたときは、宗務総長に文書をもって報告しなければならない。
３　新教区準備委員会は、新教区において教区会議長、教区会副議長、教区門徒会長、教区門徒会副会長、教区会参事会員及び教区門徒会常任委員が選定された時点で解散するものとする。ただし、第４５条の規定により、新教区発足前に役職者が選定されたときは、当該役職者の就任の日をもって解散するものとする。
（宗会の議決）
第４３条　宗務総長は、前条第２項に定める報告があったときは、当該教区改編について宗会の

（第五編）教区及び組の改編に関する条例

議決を得なければならない。

（新教区の発足）

第４４条　新教区は、前条による宗会の議決を得た翌年度の７月１日に発足するものとする。

（役職者の選定に関する特例）

第４５条　統括教務所長は、第３５条第１項第３号に掲げる役職者の選定について特に必要と認めたときは、新教区準備委員会に諮って、新教区発足前に、改編関係教区の教区会及び教区門徒会による合同の教区会及び合同の教区門徒会（以下「合同教区会及び合同教区門徒会」という。）をそれぞれ招集し、次条第２項の規定にかかわらず、あらかじめ新教区の教区会議長、教区会副議長、教区門徒会長、教区門徒会副会長、教区会参事会員及び教区門徒会常任委員を選定することができる。

２　前項による合同教区会及び合同教区門徒会を招集するときは、統括教務所長は、新教区準備委員会に諮って、あらかじめ合同教区会及び合同教区門徒会の運営細則をそれぞれ定めなければならない。

３　合同教区会及び合同教区門徒会により新たに選定された役職者は、新教区発足の日に就任するものとし、その任期は、それぞれ教区会議員又は教区門徒会員の任期による。

（教区の役職者の地位）

第４６条　新教区発足の際、旧教区において次の各号の役職に就任している者は、当該役職の選定に係る規定に関わらず、新教区のそれぞれの役職者とみなし、その任期は、従前就任の日からそれぞれ起算し、当該役職の任期満了をもって終わるものとする。

（１）選挙管理委員及びその補充員
（２）選出教区会議員
（３）教区門徒会員
（４）監事
（５）教務員
（６）査察委員
（７）同朋の会教導

２　前項各号以外の役職者は、新教区発足と同時に、その地位は失効し、新教区発足後に新たに選定するものとする。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

３　第１項第２号の役職者に欠員が生じた場合、任期満了までの間は、教区会議員選挙条例（２０２５年条例公示第９号）第１３条の規定に関わらず、補充は行わない。

（宗会議員の地位）

第４７条　新教区発足の際、旧教区を選挙区とする宗議会議員及び参議会議員は、宗議会議員選挙条例（１９９１年条例公示第４号）及び参議会議員選挙条例（１９８２年条例公示第３号）の規定にかかわらず、新教区を選挙区とする宗議会議員及び参議会議員とそれぞれみなす。この場合、当該宗議会議員の任期は次の選挙までの間とし、当該参議会議員の任期は従前の任期とする。

第６章　組改編

（組改編）

第４８条　組改編は、組制（１９９１年条例公示第９号）第２条に定める手続きに基づきこれを行う。

２　組改編により複数の組が合併する場合、合併前の組において次の各号の役職に就任している者は、当該役職の選定に係る規定に関わらず、合併により新たに発足する組（以下「新組」という。）において選定されたそれぞれの役職者とみなし、その任期は、従前就任の日からそれぞれ起算し、当該役職の任期満了をもって終わるものとする。

（１）教区門徒会員
（２）組門徒会員
（３）査察委員

３　前項各号以外の役職者は、新組発足と同時に、その地位は失効する。

４　前３項に定めるほか、組改編に必要な事項は、別に定める。

第７章　補則

（特別措置）

第４９条　この条例に定めるほか、教区及び組の改編に伴う特別措置を講じる必要があるときは、条例によりこれを定める。

（事務）

第５０条　教区及び組の改編に関する事務は、組織部が行う。

附　則

１　この条例は、公示の日から施行する。

２　この条例施行の際、現に設置されている中央改編委員会、教区改編委員会及び地方協議会は、この条例に定める中央改編委員会、教区改編委員会及び地方協議会とそれぞれみなす。

３　この条例施行の際、従前の規定による各機関の業務は、この条例による各機関がそれぞれ承継するものとする。

４　この条例施行の際、現に在職する中央改編委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による中央改編委員会の委員長、副委員長及び委員と、現に在職する教区改編委員会の委員長、

（第五編）教区及び組の改編に関する条例

副委員長及び委員は、この条例による教区改編委員会の委員長、副委員長及び委員と、現に在職する地方協議会の会長、副会長及び委員は、この条例による地方協議会の会長、副会長及び委員とそれぞれみなす。

５　前項による役職者の任期は、それぞれ従前就任の日から起算するものとする。

６　この条例施行の際、従前の規定により地方協議会の事務の掌理を命じられた教務所長は、この条例による掌理教務所長とみなす。

７　教区改編に伴う組の名称変更を除くほか、新教区における組に関する事項は、旧教区における組を承継する。ただし、第４７条第２項による教区改編を実施する場合を除く。

附　則（２０１７年6月２８日条例公示第８号）

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０１８年6月２５日条例公示第４号）

この条例は、２０１８年７月１日から施行する。

附　則（２０１９年6月２７日条例公示第３号）

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０２０年6月２５日条例公示第１号）抄

この条例は、２０２０年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日条例公示第４号）

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第９号）抄

この条例は、２０２０年７月１日から施行する。

御依頼割当基準策定に関する条例

〈２０１０年6月２９日条例公示第９号〉
改正　２０１６年6月２４日条例公示６

（目的）
第１条　この条例は、内局が本派の財源を教区に御依頼する際の割当基準（以下「御依頼割当基準」という。）の策定に必要な事項について定め、もって適正かつ円滑な浄財の募集に資することを目的とする。
（御依頼割当基準策定の原則）
第２条　内局は、この条例に基づき御依頼割当基準を定めなければならない。
２　御依頼割当基準は、公平性、公正性及び透明性が確保されるよう策定されなければならない。
３　御依頼割当基準は、門徒戸数調査によって得られた教区毎の門徒の合計指数及びその他必要な要素により構成する。
（内局の諮問）
第３条　内局は、御依頼割当基準の適正を保持するため必要と認めたときは、御依頼割当基準策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、必要な事項について諮問するものとする。
（策定委員会）
第４条　策定委員会は、次の各号に掲げる者の中から宗務総長が委嘱した委員１２人以内で組織する。
（１）宗議会議員　若干人
（２）参議会議員　若干人
（３）学識経験者　若干人
２　策定委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
３　委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
５　委員会は、必要に応じて参考人に出席を求め又は必要な調査を行うことができる。
（招集）
第５条　策定委員会は、宗務総長が招集する。
（議事及び議決）
第６条　策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。
２　策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（答申及び中間報告）
第７条　策定委員会は、審議の結果を宗務総長に文書をもって答申しなければならない。
２　策定委員会が宗務総長に答申書を提出したときをもって、その委員の任期は終了するものとする。
３　宗務総長は、何時でも中間報告を求めることができる。
（内局員等の会議への出席）
第８条　宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。
２　宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。
（御依頼割当基準の公開）
第９条　宗務総長は、新たに御依頼割当基準を定めたときは、機関誌「真宗」に掲載し、これを公開するものとする。
（事務）
第１０条　御依頼割当基準の策定に関する事務は、組織部が行う。

附　則

１　この条例は、２０１０年7月１日から施行する。
２　この条例施行の際、現に定められている御依頼割当基準は、この条例による御依頼割当基準とみなす。

附　則（２０１６年6月２４日条例公示第６号）
この条例は、２０１６年7月１日から施行する。

（第五編）御依頼割当基準策定に関する条例

門徒戸数調査に関する条例

〈２００４年６月２８日条例公示第８号〉

改正　①２０１０年６月２９日条例公示１０
②２０１３年６月２８日条例公示５
③２０２１年６月３０日条例公示５
④２０２３年６月３０日条例公示３

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、統計調査基本条例（２０１０年条例公示第８号）第４条第２号の規定に基づき、門徒戸数調査（以下「調査」という。）に関する必要な事項を定める。

（調査の目的）

第２条　調査は、別院及び普通寺院・教会に所属し、又は関係する門徒戸数を社会状況の変化に応じて宗門が的確に把握するとともに、御依頼割当基準策定に関する条例（２０１０年条例公示第９号）第２条第３項による教区毎の門徒の合計指数及びその他必要な数値を得るためにこれを実施し、もって宗門の財政基盤の確保並びに効果的な教化施策の展開を可能ならしめ、同朋会運動の推進に資することを目的とする。

（責務）

第３条　すべて宗門に属する者は、前条の目的達成のため、調査が円滑に行われるよう努めなければならない。

（機関の設置）

第４条　第２条の目的を達成するため、宗務所に中央門徒戸数調査委員会（以下「中央調査委員会」という。）を、教区に教区門徒戸数調査委員会（以下「教区調査委員会」という。）を、組に組門徒戸数調査委員会（以下「組調査委員会」という。）を、それぞれ置く。

（調査期日）

第５条　調査期日は、調査の都度、宗務総長がこれを定める。

（調査対象）

第６条　調査は、前条に定める調査期日現在の別院及び普通寺院・教会を対象とする。

（調査の手順）

第７条　調査は、中央調査委員会が作成する調査票を用い、その調査票により申告された数値を集計する方法により行う。

２　調査票は、中央調査委員会が前条に定める調査対象に送付する。

３　調査票の記入は、別院については輪番が、普通寺院・教会については住職・教会主管者又はその代務者が、それぞれこれを行い、調査票の各項目に該当する数値を記入するものとする。

４　記入後の調査票は、組調査委員会が回収し、教区調査委員会に提出する。

５　教区調査委員会は、前項の調査票の記載内容を確認したうえで、中央調査委員会に提出する。

６　中央調査委員会は、調査票の記載内容を集計し、教区調査委員会に提示するとともに集計結果の精査を求める。

７　教区調査委員会は、組調査委員会と連携し、集計結果の点検精査を行い、その結果を中央調査委員会に報告する。

８　中央調査委員会は、前項の報告を確認し、その結果を宗務総長に文書をもって報告する。

（調査票未提出寺院への対応）

第８条　調査票未提出の普通寺院・教会については、教区調査委員会が組調査委員会と十分な連携のもと必要な調査を行い、当該普通寺院・教会の数値を決定するものとする。

２　教区調査委員会は、前項の決定をしたときは、その数値を当該普通寺院・教会に通知しなければならない。

３　第１項の教区調査委員会の決定には、何人も異議を申し立てることができない。

（修正の届出）

第９条　調査票の記載に錯誤があったと認めたときは、別院は教区調査委員会に、普通寺院・教会は組調査委員会に、ただちに修正を届け出なければならない。

２　前項の届出があったときは、教区調査委員会は必要な調査を行い、当該届出の受理について決定するものとする。

（調査状況の照会・聴取及び再点検）

第１０条　中央調査委員会は、教区の調査の状況について、当該教区調査委員会に照会し又は聴取することができる。

２　中央調査委員会は、前項による聴取の結果、特に必要と認めたときは、当該教区調査委員会に再点検を請求することができる。

３　中央調査委員会は、第１項の当該教区調査委員会への照会又は聴取及び前項の再点検について、第７条第８項に定める報告の後であっても請求することができる。

（再調査）

第１１条　中央調査委員会は、教区調査委員会への聴取及び再点検の結果、著しく調査の適正を欠くと認めたときは、当該教区の再調査をすることができる。

２　再調査は、第５条から第７条までの規定を適用する。

（第五編）門徒戸数調査に関する条例

（継続点検及び追加報告）
第１２条　中央調査委員会は、第７条第８項に定める報告後においても、教区調査委員会及び組調査委員会をして、毎年継続して調査結果の点検を行うものとし、その結果及び調査に関して必要な事項を宗務総長に報告しなければならない。
（結果の公開）
第１３条　中央調査委員会は、教区毎の調査の結果を機関誌「真宗」に掲載し、これを公開するものとする。
２　中央調査委員会は、教区調査委員会をして別院及び組毎の調査の結果を、教区の機関紙への掲載等適切な方法をもって、公開させなければならない。
３　教区において調査対象の別院及び普通寺院・教会毎の数値を公開する必要があるときは、教務所長は、調査期日までに教区会及び教区門徒会の議決を得て、教区の機関紙への掲載等適切な方法をもって、周知しなければならない。
（結果の使用）
第１４条　教区において調査対象の別院及び普通寺院・教会毎の数値を懇志金等の勧募又は教化施策展開のために使用する必要があるときは、教務所長は、調査期日までに教区会及び教区門徒会の議決を得て、教区の機関紙への掲載等適切な方法をもって、周知しなければならない。
２　前項による議決を得ようとするときは、前条第３項による数値の公開についても議決を得なければならない。

第２章　調査の機関

（中央調査委員会の業務）
第１５条　中央調査委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）調査票の作成に関する事項
（２）予備調査に関する事項
（３）教区調査委員会への説明会の実施に関する事項
（４）調査票の配付及び回収に関する事項
（５）教区調査委員会への助言及び指導に関する事項
（６）教区調査委員会報告の点検及び集計に関する事項
（７）調査結果報告後の継続点検及び追加報告に関する事項
（８）その他必要な事項
（組織）
第１６条　中央調査委員会は、委員１０人以内で組織する。
２　中央調査委員会の委員は、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。
３　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。
４　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第１７条　中央調査委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　委員長は、会務を統理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（招集）
第１８条　中央調査委員会は、宗務総長の同意を得て、委員長が招集する。
（議事及び議決）
第１９条　中央調査委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（議事の報告）
第２０条　中央調査委員会は、必要に応じて、議事の経過及び結果を宗務総長に報告することができる。
２　宗務総長は、何時でも中央調査委員会に対して、議事の経過及び結果について報告を求めることができる。
（内局員等の会議への出席）
第２１条　宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。
２　宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。
（参考人の会議への出席）
第２２条　委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（集計業務の委託）
第２３条　中央調査委員会は、調査票記載内容の集計業務を信用ある外部機関に委託することができる。
（教区調査委員会の業務）
第２４条　教区調査委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）調査に関する説明会の実施に関する事項
（２）組調査委員会への助言及び指導に関する事項
（３）別院及び普通寺院・教会の調査票の点検及び集計に関する事項
（４）中央調査委員会への調査票の提出及び調査結果の報告に関する事項

（第五編）門徒戸数調査に関する条例

（５）中央調査委員会報告後の継続点検に関する事項
（６）その他必要な事項
（組織）
第２５条　教区調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
（１）教区会議長及び教区会副議長
（２）教区門徒会長及び教区門徒会副会長
（３）組長
（４）学識経験のある者の中から、教務所長が委嘱した委員　若干人
２　前項第１号から第３号までの委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。
３　第１項第４号による委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。
４　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第２６条　教区調査委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　委員長は、会務を統理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（招集）
第２７条　教区調査委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。
（小委員会）
第２８条　教区調査委員会に、小委員会を置くことができる。
２　小委員会は、教区調査委員会から付託された事項を審議する。
３　小委員会に属すべき委員は、教区調査委員会の委員の中から、委員長が指名する。
４　小委員会に、互選により主査１人を置き、主査は、小委員会の議事を整理する。
５　小委員会は、教務所長の同意を得て、主査が招集する。
６　小委員会の審議結果は、文書をもって教区調査委員会に報告しなければならない。
（議事及び議決）
第２９条　教区調査委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（宗務役員の会議への出席）
第３０条　教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。
２　教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。
（参考人の会議への出席）
第３１条　委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（事務）
第３２条　教区調査委員会の事務は、教務所が行う。
（組調査委員会の業務）
第３３条　組調査委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）普通寺院及び教会への説明に関する事項
（２）調査票の回収に関する事項
（３）教区調査委員会への調査票の提出及び報告に関する事項
（４）当該組の普通寺院及び教会の調査票の点検に関する事項
（５）調査結果報告後の継続点検に関する事項
（６）その他必要な事項
（組織）
第３４条　組調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
（１）組長及び副組長
（２）組門徒会長及び組門徒会副会長
（３）組会において互選した委員　若干人
（４）組門徒会において互選した委員　若干人
２　前項第１号、第２号及び第４号による委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。
３　第１項第３号よる委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。
４　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第３５条　組調査委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員長は組長を、副委員長は組門徒会長を、それぞれこれに充てる。
２　委員長は、会務を統理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（招集）
第３６条　組調査委員会は、委員長が招集する。
（守秘義務）
第３７条　中央調査委員会、教区調査委員会及び組調査委員会の委員は、業務上知り得た情報について守秘義務を有する。

第３章　補則

（事務）

（第五編）門徒戸数調査に関する条例

第３８条　門徒戸数調査に関する事務は、組織部が行う。

（達令への委任）

第３９条　門徒戸数調査を実施するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附　則

この条例は、２００４年7月１日から施行する。

附　則（２０１０年6月２９日条例公示第１０号）

１　この条例は、２０１０年7月１日から施行する。

２　この条例施行前に実施した門徒戸数調査については、第８条、第９条は適用しない。

附　則（２０１３年6月２８日条例公示第５号）

１　この条例は、公示の日から施行する。

２　第３３条、第３４条、第３５条及び第３６条の規定は、２０１２年１０月１日実施の門徒戸数調査から、これを適用する。

附　則（２０２１年6月３０日条例公示第５号）

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日条例公示第５号）

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日達令公示第３号）抄

この達令は、公示の日から施行する。

門徒戸数調査実施規程

〈２００７年５月２８日達令公示第３号〉
改正　①２０１０年６月２９日達令公示４
②２０１６年６月２４日達令公示５
③２０２１年６月３０日達令公示８

（趣旨）

第１条　この達令は、門徒戸数調査に関する条例（２００４年条例公示第８号。以下「条例」という。）第３９条に規定する門徒戸数調査の実施に必要な事項について定める。

（調査実施の分担）

第２条　中央門徒戸数調査委員会（以下「中央調査委員会」という。）は、調査実施要項を作成し、これをもって教区門徒戸数調査委員会（以下「教区調査委員会」という。）に対し、調査の適正を図るための必要な説明を行うとともに、調査が円滑に実施されるよう必要な措置を講じなければならない。

２　教区調査委員会は、前項の調査実施要項をもって、別院及び普通寺院・教会に対し、調査実施の説明を行うとともに、全ての別院及び普通寺院・教会から調査結果が報告されるよう必要な助言及び指導をしなければならない。

３　組門徒戸数調査委員会（以下「組調査委員会」という。）は、当該組に属する普通寺院・教会に対し、調査の趣旨及び調査票の記入方法について説明し、調査の適正を図るとともに、全ての普通寺院・教会から調査票が提出されるよう努めなければならない。

（調査実施の告示）

第３条　この調査を実施するときは、条例第５条に定める調査期日及びこの達令に定める各提出期限日の他、調査実施に必要な事項を宗務総長が告示する。

（教区会・教区門徒会への付議）

第４条　教務所長は、条例第１４条第１項により教区会及び教区門徒会の議決を得ようとするときは、使用目的を明らかにして教区会及び教区門徒会に付議しなければならない。

２　教務所長は、条例第１３条第３項及び条例第１４条第１項による議決結果を宗務総長に報告しなければならない。

（調査票等の送付）

第５条　中央調査委員会は、調査票を定められた期日までに全ての別院及び普通寺院・教会に直接送付する。

２　調査の結果について、条例第１３条第３項により公開し又は条例第１４条第１項により使用するときは、教務所長は、公開又は使用する旨を告知する文書を調査実施以前に別院及び普通寺院・教会に通知しなければならない。

（調査票への記入）

第６条　調査票の送付を受けた別院の輪番及び普通寺院・教会の住職・教会主管者又はその代務者は、調査実施の日現在における事実を調査票に記入しなければならない。

２　普通寺院・教会の坊守又は寺院教会条例（１９９１年条例公示第１４号）第２５条に定める寺族の代表者（以下「寺族代表者」という。）並びに別院及び普通寺院・教会の門徒代表者は、調査票の記載内容を確認し、連署するものとする。

３　特別の事情により、住職・教会主管者又はその代務者を欠く普通寺院・教会がある場合は、教区調査委員会は、当該組調査委員長及び寺族代表者と協議確認し、寺族代表者に調査票を記入させるものとする。

（門徒代表者）

第７条　前条第２項の門徒代表者は、責任役員及び総代とする。ただし、責任役員及び総代が共に事故あるときは、別院の輪番又は住職・教会主管者若しくはその代務者が認めた門徒をもってこれに代えることができる。

２　門徒代表者の連署人数は、２人以上とする。

（調査票の提出）

第８条　第６条により記入した調査票は、別院は教区調査委員会に、普通寺院・教会は組調査委員会に、それぞれ定められた期日までに提出しなければならない。

２　組調査委員会は、回収した調査票を取りまとめ、定められた期日までに教区調査委員会に提出しなければならない。ただし、組調査委員会では教区調査委員会に提出する前の調査票を開封することができない。

３　組調査委員会は、調査票を提出しない普通寺院・教会に対して、提出を求めなければならない。

４　前項の請求に応じない普通寺院・教会については、その理由書の提出を求め又はその理由を聴取しなければならない。この場合、組調査委員会は、その結果を教区調査委員会に報告しなければならない。

（教区調査委員会での調査票の確認及び中央調査委員会への提出）

第９条　教区調査委員会は、前条により提出された調査票を確認し、記入漏れ及び記入内容の不備がある調査票については、修正を求めなけれ

（第五編）門徒戸数調査実施規程

ばならない。
２　教区調査委員会は、前項による調査票の修正を経て、すべての調査票を取りまとめ、中央調査委員会に提出しなければならない。
（教区調査委員会での点検精査）
第１０条　条例第７条第７項に定める点検精査は、教区調査委員会において、調査票の数値について確認するものとする。この場合、教区調査委員会は、必要により組調査委員会に点検精査の業務を委任することができる。
２　点検精査の結果、調査票の記載数値に錯誤の可能性があると認められる場合は、組調査委員会をして当該普通寺院・教会に修正の届出を求めるものとする。ただし、別院については、教区調査委員会がこれを行う。
３　組調査委員会は、前項の請求に応じない普通寺院・教会については、理由書の提出を求め又はその理由を聴取し、教区調査委員会に文書で報告しなければならない。
（再点検）
第１１条　教区調査委員会は、条例第１０条の規定により中央調査委員会から再点検を請求されたときは、前条に準じて再点検を行い、その結果を中央調査委員会に報告しなければならない。
２　再点検において、前条第３項に定める理由書の提出に応じない普通寺院・教会については、条例第８条に定める調査票未提出の普通寺院・教会とみなし、条例第８条に準じて当該普通寺院・教会の数値を決定するものとする。
（修正の届出）
第１２条　条例第９条に定める修正の届出があったときは、組調査委員会は教区調査委員会に、教区調査委員会は中央調査委員会に、それぞれ報告しなければならない。
２　条例第７条第７項による点検精査及び条例第１０条第２項による再点検において、教区調査委員会が修正の届出を求めるときは、あらかじめ届出の期限を指定しなければならない。
３　条例第７条第８項に定める報告後に修正の届出があったときは、中央調査委員会は、条例第１２条に定める継続点検の結果とあわせて宗務総長に報告しなければならない。
（代表者不在寺院等への対応）
第１３条　住職・教会主管者又はその代務者が不在であって、寺族代表者が選定し難い普通寺院・教会若しくは調査票が配付できない普通寺院・教会については、条例第８条の規定に準じ、教区調査委員会が組調査委員会と十分な連携のもと必要な調査を行い、当該普通寺院・教会の数値を決定するものとする。
２　教区調査委員会は、前項の決定をしたときは、その数値を当該普通寺院・教会に通知しなければならない。
（調査結果の通知）
第１４条　宗務総長は、当該教区の調査結果を教務所長に通知するものとする。
（調査結果報告後の継続点検について）
第１５条　中央調査委員会は、条例第１２条に定める継続点検の実施について、次回調査までの間、継続して実施するよう教区調査委員会へ指導するものとする。
２　教区調査委員会は組調査委員会との十分な連携のもと、第１０条の規定に準じて点検精査を行うものとする。この場合、届出数値に錯誤があった場合は、第１２条に準じて修正の届出をするものとする。
（調査票の保管）
第１６条　中央調査委員会が回収した調査票は、次の門徒戸数調査が実施されるまでの間、組織部が保管する。
（任期満了時の引継）
第１７条　中央調査委員会並びに教区調査委員会及び組調査委員会は、調査の継続性を確保するため、委員の任期満了時には引継事項を作成し、次期委員に引き継がなければならない。

附　則

この達令は、２００７年7月１日から施行する。

附　則（２０１０年6月２９日達令公示第４号）

この達令は、２０１０年7月１日から施行する。

附　則（２０１６年6月２４日達令公示第５号）

この達令は、２０１６年7月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第８号）

この達令は、公示の日から施行する。

（第五編）門徒戸数調査実施規程

別院の再編成に関する条例

〈２０２５年６月２７日条例公示第６号〉

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、別院の再編成に必要な事項を定める。

（目的）

第２条　別院の再編成は、宗務審議会「別院の将来構想に関する委員会」の答申に基づき、各別院が置かれている現況及び編入される教区の構造的な環境変化等を見据え、別院の解散、合併又は新たな位置づけ等、それぞれの別院の将来展望に立った改革を行うことを目的とする。

（機関の設置）

第３条　前条の目的を達成するため、宗務所に別院の再編成に関する委員会（以下「委員会」という。）を、教区に別院再編成協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第２章　別院の再編成に関する委員会

（業務）

第４条　委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）再編成の原案の作成に関する事項

（２）再編成の原案の提示及び説明に関する事項

（３）協議会への助言指導に関する事項

（４）別院再編成案についての宗務総長への報告に関する事項

（５）その他必要な事項

（組織）

第５条　委員会は、委員１０人以内で組織する。

２　委員会の委員は、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。

３　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

４　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は、会務を統理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第７条　委員会は、宗務総長の同意を得て、委員長が招集する。

（議事及び議決）

第８条　委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（報告）

第９条　委員会は、議事の結果を宗務総長に文書をもって報告しなければならない。

（内局員等の会議への出席）

第１０条　宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

２　宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

（参考人）

第１１条　委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

第３章　別院再編成協議会

（設置）

第１２条　教務所長は、委員会から再編成の原案が提示されたときは、協議会を設置しなければならない。

（業務）

第１３条　協議会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）再編成の原案に基づく再編成計画の作成に関する事項

（２）協議会の経過及び結果の教区内への報告並びに意見聴取に関する事項

（３）委員会との連絡及び報告に関する事項

（４）その他必要な事項

（組織）

第１４条　協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

（１）教区会議長及び教区会副議長

（２）教区門徒会長及び教区門徒会副会長

（３）当該別院の輪番

（４）当該別院の責任役員

（５）教務所長が委嘱した委員　若干人

２　前項第１号から第４号までによる委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

３　第１項第５号による委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

４　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第１５条　協議会に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を統理する。

（第五編）別院の再編成に関する条例

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第１６条　協議会は、教務所長の同意を得て、会長が招集する。

（議事及び議決）

第１７条　協議会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（報告）

第１８条　協議会は、議事の結果を委員会に文書をもって報告しなければならない。

（宗務役員の会議への出席）

第１９条　教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。

２　教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

（参考人の会議への出席）

第２０条　会長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

（事務）

第２１条　協議会の事務は、教務所が行う。

第４章　別院の再編成に関する手続き

（別院再編成の原案）

第２２条　別院の再編成は、委員会が作成する別院再編成の原案に基づいてこれを行う。

（再編成計画の作成及び提示）

第２３条　協議会は、別院再編成の原案に基づいて再編成計画を作成し、当該別院に提示するものとする。

（別院の議決）

第２４条　輪番は、前条により再編成計画の提示がなされたときは、院議会に付議し、議決を得なければならない。

（教区会及び教区門徒会の議決）

第２５条　教務所長は、前条により議決がなされたときは、教区会及び教区門徒会に付議し、議決を得なければならない。

（報告）

第２６条　協議会は、前２条における議決が得られたときは、委員会に文書をもって報告しなければならない。

（別院再編成案）

第２７条　委員会は、前条に定める報告を受けたときは、別院再編成案として、これを宗務総長に報告しなければならない。

（宗会の議決）

第２８条　宗務総長は、前条に定める報告があったときは、別院再編成案について宗会の議決を得なければならない。

２　宗務総長は、前項の議決が得られたときは、告示するものとする。

（協議会の解散）

第２９条　協議会は、当該再編成が完了した時点で解散するものとする。

第５章　補足

（事務）

第３０条　委員会に関する事務は、組織部が行う。

附　則

この条例は、２０２５年７月１日から施行する。

（第五編）別院の再編成に関する条例

宗議会等の選挙制度に関する検討委員会条例

〈２０００年６月２７日条例公示第３号〉

（設置及び目的）

第１条　この条例は、あるべき宗門運営の将来展望を確立し、同朋の公議公論の精神に基づく本派の選挙制度等のあり方について必要な調査及び審議を行うため、宗議会等の選挙制度に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（業務）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

（１）宗門運営組織のあり方について

（２）同朋の公議公論の確立について

（３）宗議会、教区会及び組会等の選挙制度について

（４）その他必要な事項

（委員会）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員２０人以内で組織する。

（１）宗議会議員の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員７人以内

（２）教区会議長の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員５人以内

（３）学識経験のある者又は宗務に経験のある者の中から、宗務総長が委嘱又は命じた委員８人以内

（委員長・副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第５条　委員会は、宗務総長が招集する。

（小委員会）

第６条　委員会に小委員会を置くことができる。

２　小委員会は、委員会から付託された事項を審議する。

３　小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。

４　小委員会に、互選により主査１人を置き、主査は、小委員会の議事を整理する。

（議事及び議決）

第７条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

２　委員会の議決は、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（報告）

第８条　委員会の議決は、委員長から宗務総長に文書をもって報告しなければならない。

２　委員会は、議決事項以外の事項について、必要により宗務総長に文書をもって報告することができる。

（内局員等の会議への出席）

第９条　宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

２　宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

（参考人）

第１０条　委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

（事務）

第１１条　委員会の事務は、総務部が行う。

附　則

この条例は、２０００年７月１日から施行する。

（第五編）宗議会等の選挙制度に関する検討委員会条例

法規調査委員会規程

〈１９９１年6月２９日達令公示第１４号〉
改正　２０２１年6月３０日達令公示９

（設置）
第１条　法規の制定及び改廃等について調査審議するため、宗務所に法規調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（組織）
第２条　委員会は、会長及び委員でこれを組織する。
２　会長は、総務部を担当する参務がこれに当たり、会務を統理する。
３　委員は、宗務職制（１９９１年条例公示第５号）第９条及び第１０条に定める部門並びに教学研究所の事務を掌理する長をもってこれに充てる。
（常任委員会）
第３条　緊急を要する事項及び委員会から委任された事項を調査審議するため、常任委員会を置く。
２　常任委員会は、会長及び会長が委員の中から指名する常任委員１０人以内をもって組織する。
３　常任委員会における調査審議の結果は、委員会の議に付さなければならない。
（内局員及び宗務役員の会議への出席）
第４条　宗務総長及び参務は、いつでも会議に出席して発言することができる。
２　会長は、いつでも会議に宗務役員の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（事務）
第５条　委員会の事務は、総務部が行う。

附　則

１　この達令は、１９９１年7月１日から施行する。
２　１９９１年6月３０日現在、委員会の副会長及び委員並びに常任委員会の常任委員であった者は、この達令による委員会の副会長及び委員並びに常任委員会の常任委員とみなす。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第９号）

１　この達令は、２０２１年７月１日から施行する。
２　この達令施行の際、従前の規定により設置された委員会による審査の結果は、この達令による委員会が審査したものとみなす。

地下鉄対策委員会規程

〈１９９１年６月２９日達令公示第１５号〉

（設置）

第１条　京都市の地下鉄工事に関して、宗務総長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議及びその交渉にあたるため、地下鉄対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は、委員３０人以内で組織する。

２　委員は、宗議会議員、参議会議員及び学識経験ある者の中から宗務総長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第３条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（常任委員会）

第４条　緊急を要する事項及び委員会から委任された事項を処理するため、常任委員会を置く。

２　常任委員会は、委員長、副委員長及び委員の中から互選された者１５人以内で組織する。

３　常任委員会で処理した事項は、次の委員会に報告しなければならない。

（招集）

第５条　委員会及び常任委員会は、宗務総長が招集する。

（議事及び議決）

第６条　委員会の議事は、半数以上の委員の出席によって開き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

２　委員は、議事について他の委員に委任して出席に代えることができる。

３　委員会の議決は、委員長から宗務総長に文書をもって答申しなければならない。

（内局員の会議への出席）

第７条　宗務総長及び参務は、いつでも会議に出席して発言することができる。

（参考人の会議への出席）

第８条　委員会及び常任委員会が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて意見及び説明を聞くことができる。

（幹事）

第９条　委員会に幹事若干人を置く。

２　幹事は、宗務役員の中から宗務総長が命ずる。

３　幹事は、委員会の会務を補佐する。

（事務）

第１０条　委員会の事務は、総務部が行う。

附　則

１　この達令は、１９９１年7月１日から施行する。

２　１９９１年６月３０日現在、幹事であった者は、この達令による幹事とみなす。

（第五編）地下鉄対策委員会規程

教師養成のための教科書編纂委員会規程

〈１９８２年１０月１日達令公示第２４号〉
改正　１９９４年1月１２日達令公示１

（設置及び目的）
第１条　教師養成に資する教科書を編纂し、及びこれを改訂するため、教師養成のための教科書編纂委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（業務）
第２条　委員会は、前条の目的を達成するため、編纂に必要な企画及び文献資料の調査、整備並びに編集の業務を行う。
（組織）
第３条　委員会は、委員長及び委員２０人以内で組織する。
（委員長）
第４条　委員長は、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。
２　委員長は、会務を総理する。
３　委員長の任期は、４年とする。ただし、再任を妨げない。
（委員）
第５条　委員は、学識経験のある者及び宗務役員の中から宗務総長が委嘱し又は命ずる。
２　委員の任期は、次条の規定による指名を受けた部会の業務の終了をもって満了する。
（部会）
第６条　教科書の編纂又は改訂を行うときは、その業務内容ごとに、その都度部会を設けるものとする。
２　部会は、委員の中から委員長が指名した者をもって組織する。
３　委員は、２以上の部会の指名を受けることがある。
（主査・幹事）
第７条　部会の業務を整理、遂行するために、部会ごとに主査１人を置く。
２　主査は、委員の中から、宗務総長の承認を得て、委員長が指名する。
３　主査は、部会の業務をとりまとめ、委員長に報告しなければならない。
４　主査は、必要と認めたときは、当該部会の委員の中から幹事を指名し、部会の業務を整理させることができる。
５　主査は、前項の幹事を指名したときは、これを委員長に報告しなければならない。
（主査会）
第８条　委員長は、各部会の業務の調整を図る必要が生じたときは、主査会を開き、各主査の説明及び意見を求め、調整を図るものとする。
（内局員等の会議への出席等）
第９条　宗務総長、参務及び教育部長は、何時でも会議に出席して発言することができる。
２　委員長は、宗務総長の要請があったときは、業務の推捗状況等について中間報告をしなければならない。
（参考人）
第１０条　主査会及び部会は、必要と認めたときは、宗務総長の承認を得て会議に参考人の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。
（所管）
第１１条　委員会に関する事務は、教育部の所管とする。

附　則

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（１９９４年1月１２日達令公示第１号）

１　この達令は、公示の日から施行する。
２　この達令施行の際、従前の規定により就任していた委員の任期は、すべて満了したものとみなす。

（第五編）教師養成のための教科書編纂委員会規程

真宗本廟造営物保存管理専門委員会規程

〈１９９１年６月２９日達令公示第１８号〉

改正　①１９９７年　６月１３日達令公示５
②２００８年　５月１４日達令公示１
③２０１３年１２月２６日達令公示１６

（設置及び目的）

第１条　真宗本廟の両堂及び諸殿並びに飛地境内地たる大谷祖廟及び渉成園の建造物・庭園の保存及び管理に関する重要事項について、基本的かつ総合的展望に立って専門の立場から調査、審議し、宗務総長及び財務長に助言及び提言を行うため、真宗本廟造営物保存管理専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者の中から、財務部長の上申により、宗務総長が委嘱する。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、宗務総長が招集する。

（専門部会）

第６条　委員会には、専門部会を置くことができる。

２　専門部会の設置については、別に定める。

（内局員等の会議への出席）

第７条　宗務総長及び参務は、いつでも会議に出席して発言することができる。

２　必要に応じて、部門の長が会議に出席して発言することができる。

（参考人）

第８条　委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

（報告）

第９条　宗務総長及び財務長は、いつでも審議の内容について報告を求めることができる。

（事務）

第１０条　委員会の事務は、財務部が行う。

附　則

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（１９９７年6月１３日達令公示第５号）抄

この達令は、１９９７年７月１日から施行する。

附　則（２００８年5月１４日達令公示第１号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０１３年１２月２６日達令公示第１６号）

この達令は、公示の日から施行する。

（第五編）真宗本廟造営物保存管理専門委員会規程

法衣制定審査会規程

〈１９９４年９月１６日達令公示第１４号〉
改正　①２００４年６月２８日達令公示１０
②２０１７年６月２８日達令公示４
③２０１８年６月２５日達令公示１

（設置及び目的）
第１条　本派の法衣の様式、色、文様及び紋を新たに制定するための手続きを明確にし、かつ現行の法衣及び紋章の依用基準等の適正を保持し、もって本派の儀式の伝統と本来性を確保することに資するため、宗務所に法衣制定審査会（以下「審査会」という。）を置く。
（業務）
第２条　審査会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）新たに制定しようとする本派の法衣の様式、色、文様及び紋の審査及び監修
（２）現行の法衣の依用基準、その他適正を保持するための調査及び審査
（３）現行の紋章等の依用基準、その他適正を保持するための調査及び審査
（４）儀式における法衣の依用基準及び衣体の服装構成等の研究及び調査
（５）その他必要な事項
（組織）
第３条　審査会は、会長及び委員１０人以内で組織する。
２　会長は、組織部を担当する参務がこれに当たり、会務を統理する。
３　会長に事故あるときは、組織部長がその職務を代理する。
４　委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。
（１）総務部長
（２）本廟部長
（３）組織部長
（４）財務部長
（５）前各号に掲げる者のほか条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者の中から宗務総長が命じた者
（招集）
第４条　審査会は、会長が招集する。
（宗務役員の会議への出席）
第５条　会長は、いつでも審査会に宗務役員の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（参考人の会議への出席）
第６条　会長が必要と認めるときは、審査会に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（幹事）
第７条　審査会の事務を整理し、必要な資料を作成するため、審査会に幹事若干人を置く。
２　幹事は、主事補以上の宗務役員の中から宗務総長が命ずる。
（事務）
第８条　審査会の事務は、組織部が行う。

附　則

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２００４年6月２８日達令公示第１０号）

この達令は、２００４年７月１日から施行する。

附　則（２０１７年6月２８日達令公示第４号）

１　この達令は、公示の日から施行する。
２　この達令施行の際、従前の規定により設置された審査会による調査及び審査の結果は、この達令による審査会が調査及び審査したものとみなす。

附　則（２０１８年6月２５日達令公示第１号）抄

この達令は、２０１８年７月１日から施行する。

（第五編）法衣制定審査会規程

男女共同参画推進会議規程

〈２０１３年１２月２６日達令公示第１７号〉
改正　２０１８年6月２５日達令公示１

（設置及び目的）
第１条　男女共同参画に関する内局の宗務執行方針に基づき、男女共同参画による宗門運営を計画的かつ円滑に推進するため、宗務所に男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
（業務）
第２条　推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）男女共同参画による宗門運営を推進するための実施計画の立案に関する事項
（２）前号に規定する計画の実施に関する事項
（３）その他必要な事項
（宗務機関との連携）
第３条　第１条の目的を達成するため、推進会議はその他の宗務機関と相互に緊密な連携を保持し、その機能を発揮できるよう運営されなければならない。
（組織）
第４条　推進会議は、委員長及び委員若干人でこれを組織する。
２　委員長は、総務部を担当する参務がこれに当たり、会務を統理する。
３　委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。
４　委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。
（１）総務部長
（２）組織部長
（３）解放運動推進本部事務部長
（４）前各号に掲げる者のほか条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者の中から宗務総長が命じた者
（５）学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱した者
５　前項第５号の委員の任期は、１年とする。
（招集）
第５条　推進会議は、委員長が招集する。
（推進部会）
第６条　委員長は、第２条に定める実施計画を遂行するため、実施計画の分野ごとに推進部会を置くことができる。
２　推進部会は、推進スタッフ若干人で組織する。
３　推進部会ごとに、主任１人を置き、宗務総長が命じた推進スタッフがこれに当たる。
４　推進部会は、委員長が招集する。
（推進スタッフ）
第７条　推進スタッフは、次の各号に掲げる者の中から、総務部長の上申により、宗務総長が委嘱し又は命ずる。
（１）条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者
（２）学識経験のある者
２　前項第２号のスタッフの任期は、１年とする。
３　推進スタッフは、実施計画を実動させるために必要な業務を行うものとする。
（内局員等の会議への出席）
第８条　宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。
２　委員長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。
（参考人の会議への出席）
第９条　委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（報告）
第１０条　委員長は、業務の進捗状況及び審議の内容について、宗務総長及び解放運動推進本部長に随時報告するものとする。
（事務）
第１１条　推進会議の事務は、総務部が行う。

附　則

この達令は、２０１４年1月６日から施行する。

附　則（２０１８年6月２５日達令公示第1）抄

この達令は、２０１８年7月１日から施行する。

（第五編）男女共同参画推進会議規程

宗務所及び視聴覚ホールの営繕並びに境内設備の改修等に関する委員会規程

〈２０２５年２月１２日達令公示第１号〉
改正　２０２５年５月１４日達令公示４

（設置及び目的）
第１条　宗務所（東本願寺会館）及び視聴覚ホール（ギャラリーを含む）の営繕並びに境内設備の改修等に関する必要な事項について調査審議するため、会計条例施行条規（１９８８年達令公示第２号）第７３条に基づき、宗務所及び視聴覚ホールの営繕並びに境内設備の改修等に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所管事項）
第２条　委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）営繕計画に関する事項
（２）設計監理業者及び施工業者の選定に関する事項
（３）工事の監督管理に関する事項
（４）工事に必要な調査に関する事項
（５）その他必要な事項
（組織）
第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員２０人以内で組織する。
（１）宗議会議員
（２）参議会議員
（３）財産管理審議会委員
２　前項の委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。
（委員長及び副委員長）
第４条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によって定める。
２　委員長は、会務を統理し、会議の議長となる。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（招集）
第５条　委員会は、宗務総長が招集する。
（議事及び議決）
第６条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。
２　委員会の議決は、出席者の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（報告）
第７条　委員会の議事及び議決の結果は、委員長から宗務総長に文書をもって報告しなければならない。
２　宗務総長は、何時でも会議の内容について報告を求めることができる。
（意見書の提出）
第８条　委員は、会議に出席できないときは、議題に関して意見書を提出することができる。
（内局員等の会議への出席）
第９条　宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。
２　宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。
（参考人の会議への出席）
第１０条　委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（事務）
第１１条　委員会に関する事務は、財務部が行う。

附　則

この達令は、２０２５年３月１日から施行する。

附　則（２０２５年５月１４日達令公示第４）

この達令は、公示の日から施行する。

～第６編　宗務役員～

宗務役員の任用等に関する規程

〈２０１８年6月２５日達令公示第９号〉

改正　①２０１９年６月２７日達令公示１
②２０２０年６月２５日達令公示６
③２０２１年６月３０日達令公示５
④２０２３年６月３０日達令公示１１
⑤２０２３年６月３０日達令公示１２
⑥２０２４年６月２８日達令公示６
⑦２０２５年６月２７日達令公示９

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この達令は、宗務職制（１９９１年条例公示第５号。以下同じ。）第２０条第４項の規定により、宗務役員の任用及び資格その他必要な事項を定める。

（適用の範囲）

第２条　この達令は、条例で宗務役員と定められた者（以下「宗務役員」という。）について適用する。

（遵守義務）

第３条　宗務役員は、この達令を遵守し、職務上の指示命令に従い、その職務を履行しなければならない。

（職種）

第４条　宗務役員の職種は、特別職、管理職、一般職及び専門職とする。

２　特別職は、次の各号のとおりとする。

（１）宗務総長、参務及び財務長
（２）解放運動推進本部本部長
（３）青少幼年センター長
（４）行財政改革推進本部長
（５）会計監査院長
（６）審問院長
（７）親鸞仏教センター所長及び同副所長
（８）大谷専修学院長
（９）教学研究所長
(10) 首都圏教化推進本部長

３　管理職は、次の各号のとおりとする。

（１）宗務職制第９条第１項に掲げる部門の長及び同次長
（２）東京宗務出張所長及び同次長
（３）教務所長及び同次長
（４）出仕（式務員業務従事者を除く）
（５）宗会事務局長及び同次長
（６）解放運動推進本部事務部長
（７）青少幼年センター部長
（８）行財政改革推進本部事務部長及び同次長
（９）親鸞仏教センター事務長
(10) 大谷専修学院指導主事
(11) 教学研究所事務長
(12) 開教監督
(13) 沖縄開教本部長

４　一般職は、条例で定める主事、主事補、書記、書記補及び主計とする。

５　専門職は次の各号のとおりとする。

（１）出仕（式務員業務従事者）
（２）鍵役補
（３）式務員
（４）企画調整局参事
（５）教育部学校教育幹事
（６）教区駐在教導
（７）常勤の教化相談員
（８）教区青少幼年指導主任
（９）研修部補導
(10) 専門編集員
(11) 巡監及び用務員
(12) 常勤の嘱託
(13) 解放運動推進本部本部委員及び同本部要員
(14) 青少幼年センター主幹並びに常勤の同幹事及び同研究員
(15) 会計監査院検査員
(16) 審問院審事及び同監事
(17) 親鸞仏教センター主任研究員及び同研究員
(18) 大谷専修学院指導、同指導補、同助手及び同書記
(19) 教学研究所所員、同研究員及び同助手
(20) 沖縄準開教区駐在教導及び沖縄開教本部法務員
(21) 常勤の首都圏教化推進本部本部員、同推進要員及び同法務員

第２章　任用

（任用）

第５条　宗務職制第５章に定める宗務役員の任用は、次の各号のとおり行う。

（１）部門の長、宗務出張所長及び教務所長　教師の中から任用する。
（２）次長　主事又は主計の経歴のある者の中から任用する。
（３）主事　宗務役員主事任用試験規程（１９８３年達令公示第１号。以下同じ。）第９条に定める宗務役員主事任用試験合格者名簿（以下「主事試験合格者名簿」という。）に登録

（第六編）宗務役員の任用等に関する規程

された後、主事補又は主計の経歴が通算２年以上ある者の中から任用する。

（４）主事補　主事試験合格者名簿に登録された者で、書記の経歴が通算３年以上ある者の中から任用する。

（５）書記　書記補の経歴が通算１年以上ある者の中から任用する。ただし、事務の都合により必要と認めたときは、条例で宗務役員と定められた役職にある者の中から任用することができる。

（６）書記補　宗務職制第２９条に定める試用期間１ヵ月以上１年以内を経た者の中から任用する。

（７）主計　主事試験合格者名簿に登録された者の中から任用する。

（８）出仕　宗務上の経歴を有し、又は特定の学識若しくは技能を有すると認めた者の中から任用する。

（９）鍵役補　定衆もしくは定衆に任用されたことのある者の中から、本廟部長の上申により任用する。

(10) 式務員　別に定める儀式指導研究所の審査を経た者の中から、本廟部長の上申により任用する。

(11) 企画調整局参事　宗務上の経歴を有し、又は特定の学識若しくは技能を有すると認めた者の中から、企画調整局長の上申により任用する。ただし、必要により任期を定めることができる。

(12) 教育部学校教育幹事　宗務上の経歴を有し、又は特定の学識若しくは技能を有すると認めた者の中から、教育部長の上申により、期限を定めて任用する。

(13) 教区駐在教導　教導規程（１９８５年達令公示第４号）第４条の規定により任用する。

(14) 教化相談員　別に定めるところにより、特定の学識又は技能を有すると認めた者の中から、期限を定めて任用する。

(15) 教区青少幼年指導主任　教区青少幼年教化推進本部規程（１９９１年達令公示第２８号）第６条の規定により任用する。

(16) 研修部補導　別に定める考査及び補導審査会の審査を経た者の中から、研修部長の上申により、期限を定めて任用する。

(17) 専門編集員　出版部長の上申により、特定の学識又は技能を有すると認めた者の中から任用する。

(18) 巡監及び用務員　所管部門の長の上申により任用する。

(19) 嘱託　別に定めるところにより、特定の学識又は技能を有すると認めた者の中から、期限を定めて任用する。

２　前項第２号から第８号まで及び第１３号並びに第１８号に規定する宗務役員の任用は、総務部長の上申によりこれを行う。ただし、会計監査院の嘱託は、会計監査院長の上申により任用する。

（巡監長）

第６条　巡監を指揮統制するため、宗務職制第３６条第１号に定める巡監、又は巡監の職務を行う嘱託の中から、総務部長の上申により、巡監長若干人を命ずる。

（試用期間）

第７条　新たに任用した者については、特に例外と認めた場合を除き、宗務職制第２９条に準じて、任用の日から１年以内の期間を上限として試用期間を定めることができる。

２　第５条第６号に定める書記補の任用前における試用期間中の者は、事務見習と称する。

（任用試験）

第８条　条例及び達令に特別の定めのある者を除き、新たな宗務役員の任用は、所定の任用試験に合格した者の中からこれを行う。ただし、その役職によって、第１０条に定める人事協議会（以下「人事協議会」という。）の審議を経て、これを省略することができる。

２　前項の任用試験の内容及び合格の判定基準は、人事協議会の審議を経て、宗務総長がこれを定める。

（任用時の提出書類）

第９条　任用試験を受験しようとする者及び新たに任用される者は、別に定める必要書類を総務部に提出しなければならない。ただし、人事協議会の審議を経て、その一部を省略することができる。

（人事協議会）

第１０条　宗務役員の任免及び資格等に関して、必要な事項を調査及び審議するため、宗務所に人事協議会を置く。

２　人事協議会は、宗務役員の中から宗務総長が命じた委員若干人で組織する。

３　人事協議会の事務は、総務部が行う。

第３章　服務規律

（基本姿勢）

第１１条　宗務役員は、宗務職制第１９条に基づき、宗門法規及び法令等を遵守し、宗務の円滑な運営に努めなければならない。

２　宗務役員は、品位を重んじ、礼儀を正しく

し、篤実を旨とし、職務に関すると否とを問わずその信用を失うような行為があってはならない。

（威権濫用の禁止）

第１２条　宗務役員は、職務上であると否とにかかわらず、威権を濫用することなく、懇切丁寧を旨としなければならない。

（守秘義務）

第１３条　宗務役員は、職務上知り得た秘密及び別に定める個人を特定できる電算情報を漏洩してはならない。退職の後も又同様である。

２　宗務役員は、宗務に関する事項又は文書について、みだりに口外し、及び発令その他公示の手続が終わらない前に、これを公表してはならない。

（服務義務）

第１４条　宗務役員は、その職務を行うについて、上席の命に従わなければならない。ただし、職務上の意見を具申することができる。

２　宗務役員は、上席の承認を得ることなく、職務を離れ、又は任地を離れてはならない。

３　宗務役員は、命じられた人事異動について、特別な事由なくこれを拒むことはできない。

４　異動、退職又は休職等により現在の職を離れる者は、担当する業務を指定された者に引き継がなければならない。その重要なものについては、説明書を添付することを要する。

（兼職等の禁止）

第１５条　宗務役員は、管理職の承認を得ることなく、本職のほかに基本給又は手当等を得て、他の職に就くことができない。

（利益供与の禁止）

第１６条　宗務役員は、職務に関して、直接間接を問わず不正の利益を受け又は受ける約束をしてはならない。

（財産的損害の禁止）

第１７条　宗務役員は、本派、本派に属する機関、別院若しくは団体の財産又はこれらの用に供する財産を不正に費消してはならない。

（ハラスメントの禁止）

第１８条　宗務役員は、他の宗務役員に不利益を与え又はその職務環境を害するハラスメント行為をしてはならない。

２　ハラスメント行為については、別に定める。

（所属宗務役員の指導）

第１９条　上席の宗務役員は、常に所属宗務役員を指導し、怠慢又は過誤については、これを訓戒しなければならない。

第４章　免役及び休職

（免役）

第２０条　宗務役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役務を免ずることができる。

（１）精神又は身体の故障で職務を執ることができないと認めるとき。

（２）職制又は規則の変更により過員を生じたとき。

（３）甚だしく勤務成績が不良のとき。

２　前項により役務を免ずる場合は、少なくともその３０日前までに本人に予告するか、又は給与の３０日分に相当する手当を支給して行うものとする。

（懲戒処分による免役）

第２１条　宗務役員が次の各号のいずれかに該当するときは、当然役務を免ぜられる。

（１）懲戒条例（１９９１年条例公示第２８号。以下同じ。）により、除名、重懲戒、軽懲戒又は謹慎の懲戒に処せられたとき。この場合、施行猶予の有無を問わない。

（２）宗務役員懲戒により、懲戒免役又は諭旨免役に処せられたとき。

（休職）

第２２条　宗務役員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職を命ずることができる。

（１）審問条例（１９９９年条例公示第７号。以下同じ。）により、審問院審問室に提訴の手続がなされたとき。

（２）第４１条に定める宗務役員懲戒委員会の審査に付されたとき。

（３）病気又は負傷により３ヵ月以上勤務ができないとき。

（４）前３号のほか、特別な事情により休職させることが適当と認められるとき。

２　前項の休職の期間は、第１号及び第２号の場合はその審理の継続中、他の各号の場合は２年以内とし、２年を経過したときは、役務を免ぜられる。

３　休職中は、勤続年数として通算しない。

４　公務による病気又は負傷により、長期の休養を要すると認められた者については、前２項の規定は適用しない。

（復職）

第２３条　前条第１項第１号及び第２号により休職を命ぜられた者で、その審決が第２１条に該当しないときは、直ちに復職を命じなければならない。

２　前条第１項第３号及び第４号の規定によって休職を命ぜられた者については、その休職事由が消滅したときは、何時でも復職を命ずることができる。

（第六編）宗務役員の任用等に関する規程

３　休職中に休職事由が消滅したときは、復職願を総務部長に届け出なければならない。ただし、病気又は負傷による休職の場合は、医師による勤務可能である旨の証明書又は診断書を添付しなければならない。

４　復職後は、休職前の職務に復帰させることを原則とする。ただし、休職前の職務に復帰させることが困難又は不適当な場合には、他の職務に就かせることがある。

第５章　退職及び定年

（退職）

第２４条　宗務役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

（１）本人の都合により退職を願い出て宗務総長の決裁を得たとき。

（２）死亡したとき。

（３）期間を定めて任用した者の期間が満了したとき。

（４）定年に達したとき。

（定年）

第２５条　特別職、開教監督及び沖縄開教本部長並びに定められた任期により勤務する者を除き、宗務役員の定年は、別表に定めるとおりとする。

２　宗務役員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の６月３０日に退職する。

３　２以上の職務を兼務する者の定年は、その本務の職務の定年による。

（勤務延長の特例）

第２６条　宗務総長は、定年に達した宗務役員が、この達令により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該本人に係る定年退職日の翌日から起算して１年を超えない期間内で期限を定め、当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

（１）当該職務が知識、技能又は経験を必要とするため、その者の退職により宗務の運営に著しい支障が生ずるとき。

（２）当該職務内容又は勤務条件の特殊性により、その者の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

２　宗務総長は、前項の規定により、引き続いて勤務させるときは、あらかじめ当該本人の同意を得なければならない。

（貸与品の返還、債務の返済）

第２７条　免役又は退職によって、宗務役員の身分を失うときは、免役又は退職の日に宗派からの貸与品を返還しなければならない。

２　免役又は退職に際し、宗派に対して債務のある場合には、これを完済しなければならない。

（定められた任期により勤務する者の退職）

第２８条　定められた任期により勤務する職員が、その任期満了日において、第２５条に定められた定年年齢を超えるときは、再任を行わない。

第６章　懲戒

（非違行為）

第２９条　宗務役員が第３章の定めに反する行為（以下「非違行為」という。）をしたとき、又は非違行為に類する行為とみなされ、その内容が悪質と認められる場合は、宗務総長は、その情状により宗務役員懲戒に処する。

（懲戒の種別）

第３０条　宗務役員懲戒は、次のとおりとする。

（１）懲戒免役

（２）諭旨免役

（３）停職

（４）減給

（５）譴責

（懲戒免役）

第３１条　懲戒免役は、第２０条第２項の規定によらず、即時にその役務を免ずる。

（諭旨免役）

第３２条　懲戒免役に相当する事由がある場合で、宗務役員懲戒委員会が特に認めたときは、自主的な退職を勧告することがある。ただし、勧告のあった日から１０日以内に退職願を提出しない場合には懲戒免役とする。

（停職）

第３３条　停職は、１ヵ月以上１年以内の期間中、その職務を停止する。

（減給）

第３４条　減給は、１ヵ月以上１年以内の期間中、基本給の１０分の１以下を減ずる。

（譴責）

第３５条　譴責は、文書をもって訓誡する。

（申告）

第３６条　上席の宗務役員は、所属の宗務役員が非違行為をしたときは、総務部長に事由を具して申告しなければならない。

２　前項の被申告者が上席の宗務役員の場合は、次席の宗務役員が総務部長に申告するものとする。

（宗務総長への報告）

第３７条　総務部長は、非違行為があると認めたとき、又は前条により申告を受けたときは、遅滞なく宗務総長に報告しなければならない。

（事実の存否）

第３８条　総務部長は、非違行為があると認めた

（第六編）宗務役員の任用等に関する規程

とき、又は第３６条により申告を受けたときは、事実関係を調査し、事実の存否を判断しなければならない。ただし、別の定めによって調査が実施されている場合であって、申告時に事実関係を判断するに十分な資料が提示されたと認めたときは、調査を省略することができる。

（総務部長の上申）

第３９条　総務部長は、前条の調査により事実があったと判断したときは、宗務役員懲戒に処すべきか否かの意見を具して宗務総長に上申しなければならない。

２　職員のハラスメントの防止に関する規程（２００７年達令公示第５号。以下「ハラスメント防止規程」という。）第１４条の規定による宗務総長への報告があったときも、前項と同様とする。

（申告及び上申の期限）

第４０条　第３６条による申告及び前条による上申は、その行為のあった日から３年以上経過した後は、これを行うことができない。ただし、第１７条に定める財産的損害の禁止事項に反する行為であるときは、この限りでない。

（懲戒委員会）

第４１条　宗務役員の懲戒の決定に必要な調査及び審議を行うため、宗務所に宗務役員懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）を置く。

第４２条　懲戒委員会は、必要の都度これを設置し、委員長及び委員４人をもって組織する。

２　委員長は、宗務総長がこれに当たり、委員は、参務の中から２人及び部門の長の中から２人を、宗務総長が命ずる。

３　総務部長は、懲戒委員会に出席して、意見を述べなければならない。

第４３条　懲戒委員会は、前条の全員が出席しなければ、これを開くことができない。

第４４条　懲戒委員会の決定は、評議による。評議により決定しないときは、過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決める。ただし、総務部長は意見の陳述をするほか、表決に加わらない。

第４５条　懲戒委員会に書記１人を置き、総務部の宗務役員の中から宗務総長がこれを命じ、委員長の命により庶務に従事する。

（懲戒委員会の開催）

第４６条　宗務総長は、第３９条の上申があったときは、直ちに懲戒委員会を開かなければならない。

（懲戒の可否）

第４７条　懲戒委員会は、第３９条の上申に基づき、当該非違行為について宗務役員懲戒に処すべきか否かを判断しなければならない。

（被申告人の召喚）

第４８条　宗務総長は、前条により宗務役員懲戒に処すべきと判断されたときは、再度懲戒委員会を開き、被申告人を召喚して申告内容について弁明を求めなければならない。ただし、被申告人が召喚に応じないときは、この限りでない。

（証人又は鑑定人の召喚）

第４９条　被申告人は、証人又は鑑定人の召喚を懲戒委員会に請求することができる。

（申告人の聴取）

第５０条　懲戒委員会は、必要があるときは、申告人の出頭を求め、申告の事由その他の説明を聴取することができる。

（専門家の意見聴取）

第５１条　懲戒委員会は、必要があるときは、会議への出席又は文書により専門家の意見を聴取することができる。

（懲戒の決定）

第５２条　懲戒委員会は、第４８条の被申告人の弁明を受け、その情状により第３０条に定める懲戒の種別を決定しなければならない。

（決定の申渡）

第５３条　決定の申渡は、宗務総長が被申告人を召喚し、文書をもってこれを行う。被申告人が召喚に応じないときは、文書を送達してこれを行う。

（審問院の先決）

第５４条　審問条例により、審問院審問室に提訴があったときは、その判定が確定するまで、同一の事件について懲戒委員会を開くことができない。

（ハラスメント行為の措置）

第５５条　ハラスメント防止規程に基づくハラスメント行為（以下「ハラスメント行為」という。）に関する申告は、ハラスメント防止規程に定めるハラスメント防止委員会の調査を経なければ、同一の事件について懲戒委員会を開くことができない。

２　総務部長は、ハラスメント行為と思われる行為について、前項の調査を経ずに申告があったときは、ハラスメント防止委員会に報告し、ハラスメント防止規程に基づき措置するよう求めなければならない。

第７章　補則

（適用除外）

第５６条　宗務総長、参務、審問院長及び会計監査院長並びに審問院審事及び同監事は、第４章

及び第６章に定める規定の適用を除外する。

（達令の準用）

第５７条　学校法人の教職員を除き、条例で準宗務役員と定められた役職にある者は、この達令に準じて取り扱うものとする。

附　則

１　この達令は、２０１８年7月１日から施行する。

２　宗務役員任用規程（１９９５年達令公示第１１号）、宗務役員服務規程（１９９１年達令公示第２１号）、宗務役員分限規程（１９９１年達令公示第２２号）及び宗務役員懲戒規程（１９９１年達令公示第２３号）は、廃止する。

３　この達令施行の際、従前の規定により任用されている宗務役員は、この達令により任用されたものとみなす。

４　この達令施行の際、従前の規定により設置された人事協議会及び懲戒委員会は、この達令により設置された人事協議会及び懲戒委員会とそれぞれみなす。

５　この達令施行の際、従前の規定により帰休を命じられた者は、第２２条の規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。

６　この達令施行の際、従前の規定により行った宗務役員懲戒は、この達令によるものとみなし、この達令施行前に行った宗務役員の非違行為の申告及び上申の期限は、第３９条の規定を適用する。

７　宗務役員主事任用試験規程第５条第２項中「懲戒条例又は宗務役員懲戒規程」を「懲戒条例（１９９１年条例公示第２８号）又は宗務役員の任用等に関する規程（２０１８年達令公示第９号）」に改める。

附　則（２０１９年6月２７日達令公示第１号）抄

この達令は、２０１９年７月１日から施行する。

附　則（２０２０年6月２５日達令公示第６号）抄

この達令は、２０２０年７月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第５号）抄

この達令は、２０２１年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日達令公示第１１号）

この達令は、２０２３年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日達令公示第１２号）抄

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０２４年6月２８日達令公示第５号）

この達令は、２０２４年７月１日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日達令公示第９号）

この達令は、２０２５年７月１日から施行する。

別表（定年）

宗務職制第９条第１項に掲げる部門の長、宗務出張所長、教務所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少幼年センター部長、行財政改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長並びに部長待遇の出仕（式務員業務従事者）	６５歳
宗務職制第９条第１項に掲げる部門、宗務出張所、教務所、宗会事務局及び行財政改革推進本部の次長、次長待遇の出仕（式務員業務従事者を除く）、大谷専修学院の指導主事、一般職及び専門職の宗務役員（ただし、式務員及び常勤の出仕（式務員業務従事者）並びに巡監及び用務員を除く）	６０歳
常勤の出仕（式務員業務従事者）、鍵役補及び式務員	６５歳
巡監及び用務員	７０歳

宗務役員給与条例

〈２０１８年6月２５日条例公示第６号〉

（目的）

第１条　この条例は、宗務役員に支給する給与の種類及び基準その他必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の支給）

第２条　宗務役員に対する給与は、他に特別の定めのある場合を除き、この条例に基づいて支給するものとする。

（基本姿勢）

第３条　給与の財源は浄財によるものであるから、これを支給するにあたっては常に公正を欠くことなく、これを受ける者は、報恩と奉仕の誠を全うするよう努めなければならない。

（適用の範囲）

第４条　この条例は、条例で宗務役員と定められた役職にある者（以下「宗務役員」という。）について適用する。

（給与の種類）

第５条　給与は、基本給、手当及び一時金並びに退職慰労金とする。

（基本給）

第６条　基本給は、役職、年齢、経験及び勤務成績等に基づき、宗務総長が定める。

２　宗務総長及び参務の基本給は、別表第１号に定めるとおりとする。

（手当の種類）

第７条　手当は、役職手当、勤務手当及び生活手当とする。ただし、宗務総長が必要と認めたときは、別に手当を支給することができる。

２　役職手当は、宗務役員の役職に応じて支給する。ただし、宗務総長及び参務の役職手当は、別表第２号に定めるとおりとする。

３　勤務手当は、時間外勤務及び休日勤務その他特別な勤務を命じられた者に支給する。

４　生活手当は、宗務役員の住居、家族その他の生活状況に応じて支給する。

（一時金）

第８条　一時金は、常勤の宗務役員に対して、本派の財政その他の状況を勘案して宗務総長が支給基準を定め、支給することができる。

２　宗務総長及び参務に対する一時金の支給は、前項の基準に準ずる。

（退職慰労金）

第９条　退職慰労金は、別に定める基準により、常勤の宗務役員が退職したときに、本人にこれを支給する。

２　退職慰労金の受給対象者が、受給前に死亡したときは、退職慰労金は弔慰金として遺族に支給するものとする。

３　宗務総長及び参務の退職慰労金支給基準は、別表第３号のとおりとする。

（達令への委任）

第１０条　この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附　則

１　この条例は、２０１８年7月１日から施行する。

２　この条例施行の際、現に支給されている宗務役員の給与は、この条例による給与とみなす。

別表第１号（宗務総長及び参務の基本給）

在職年数	宗務総長	参　　務
１年	800,000円	650,000円
２年	820,000円	665,000円
３年	840,000円	680,000円
４年	860,000円	695,000円
５年	880,000円	710,000円
６年	900,000円	725,000円
７年	920,000円	740,000円
８年	940,000円	755,000円
９年	960,000円	770,000円
10年以上	980,000円	785,000円

附規

１　基本給は、月額として定める。

２　在職年数は、宗務総長又は参務の在職年数を通算する。

別表第２号（宗務総長及び参務の手当）

役　職	役職手当
宗務総長	140,000円
参　　務	110,000円

附規

役職手当は、月額として定める。

別表第３号（宗務総長及び参務の退職慰労金支給基準）

役　職	支給基準
宗務総長	基本給の額に当期における在職月数を乗じて得た額の３分の１の額
参　　務	基本給の額に当期における在職月数を乗じて得た額の５分の１の額

附規

１　１千円未満の端数はこれを切り上げる。

２　在職月数が１ヵ月に満たない場合、その端数

（第六編）宗務役員給与条例

が１５日未満のときはこれを切り捨て、１５日以上のときは１ヵ月とみなす。

宗務役員給与規程

〈２０１８年6月２５日達令公示第８号〉

改正　①２０１８年9月２１日達令公示１７
②２０１９年6月２７日達令公示１
③２０２０年6月２５日達令公示６
④２０２０年6月２５日達令公示７
⑤２０２１年6月３０日達令公示５
⑥２０２１年6月３０日達令公示１１
⑦２０２２年6月２９日達令公示６
⑧２０２３年6月３０日達令公示１２
⑧２０２４年6月２８日達令公示６
⑩２０２５年6月２７日達令公示１０

（趣旨）

第１条　この達令は、宗務役員給与条例（２０１８年条例公示第６号。以下「条例」という。）第１０条に基づき、宗務役員への給与の支給について必要な事項を定める。

（適用の範囲）

第２条　この達令は、条例で宗務役員と定められた役職にある者（以下「宗務役員」という。）について適用する。ただし、常勤の教化相談員及び嘱託並びに非常勤の宗務役員を除く。

（給与の計算期間及び支給方法）

第３条　給与は、月の１日から末日までを一給与計算期間とする。

２　給与は、毎月２５日に支給する。ただし、その支給日が休日に当たる場合は、直近の休日以外の日に繰り上げて支給する。

３　給与は、宗務役員本人名義の金融機関の口座に、振り込みにより支給するものとする。

（給与の日割計算）

第４条　宗務役員が、給与の計算期間の中途において、任用若しくは退職したとき、又は宗務役員の任用等に関する規程（２０１８年達令公示第９号。以下「任用規程」という。）第２２条に定める休職（以下「休職」という。）、任用規程第２０条に定める免役（以下「免役」という。）、任用規程第３１条に定める懲戒免役（以下「懲戒免役」という。）、任用規程第３２条に定める諭旨免役（以下「諭旨免役」という。）若しくは任用規程第３３条に定める停職（以下「停職」という。）を命じられたときは、それぞれの勤務日数に応じて、その月を３０日として計算した日割額を支給する。

（端数処理）

第５条　支給額の決定に別段の定めがある場合を除き、時間外勤務、休日勤務及び日割計算等に

よる給与の支給額の算出にあたり、１００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて計算する。

（基本給）

第６条　条例第６条に定める宗務役員の基本給は、別表第１号に定める役職別号数表のとおりとする。ただし、特定の業務に従事する者について、宗務総長が特に必要と認めたときは、第２１条に定める給与審議会（以下「給与審議会」という。）の議を経て、別に定めることができる。

２　宗務役員に適用される号数は、年齢、経験及び勤務成績等に基づき、給与審議会の議を経て宗務総長が定める。

３　基本給は、基本給基礎額及び別に定めるライフプラン手当基礎額の合計額とする。ただし、その支給する額は、基本給基礎額にライフプラン手当を加えた額とする。

４　前項のライフプラン手当は、ライフプラン手当基礎額から、任意拠出の確定拠出年金掛金月額を控除した額とする。

５　確定拠出年金制度に関する事項は、別に定める。

（初任号数の決定）

第７条　新たに基本給を受ける者の号数は、その都度、給与審議会の議を経て宗務総長が定める。

（基本給の支給）

第８条　新たに基本給を受ける者には、発令の日からこれを支給し、役職の異動等により号数に異動を生じた者には、異動の日から新たに定められた基本給を支給する。

２　宗務役員が退職し又は休職、免役、懲戒免役、諭旨免役若しくは停職を命じられたときは、その発令の日までの基本給を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の基本給の全額を支給するものとする。

３　２以上の職務を兼務する者の基本給は、その本務における基本給を適用する。

（昇給の基準）

第９条　毎年７月１日を基準日として、勤務成績に基づく判定を行い、良好な成績で勤務した宗務役員については、１回に１号数までの範囲で昇給させることができる。ただし、次のとおり昇給の上限を設ける。

（１）書記及び書記補　　１７号数まで

（２）前号以外の宗務役員　　適用されている号数表の上限の号数まで

２　前項に定める勤務成績の判定は、給与審議会の議を経て、宗務総長が行う。

３　第１項に定める昇給は、現に受けている号数を受けるに至ったときから６ヵ月に満たない者については、これを行わない。

４　宗務総長は、特に必要があると認めたときは、給与審議会の議を経て、前３項によらず昇給させることができる。

（手当の種類及び申請）

第１０条　条例第７条第２項に定める役職手当の支給額は、別表第２号に定めるとおりとする。ただし、宗務総長が特に必要と認めたときは、給与審議会の議を経て、別に定めることができる。

２　役職手当の支給は、第８条に準じて取り扱うものとする。

３　条例第７条第３項に定める勤務手当は、他に別段の定めがある場合を除き、当該勤務が生じた日の属する月の末日をもって締め切り、所属長を経て総務部長に申請するものとし、その種別及び支給額等は、別表第３号に定めるとおりとする。

４　条例第７条第４項に定める生活手当は、本人からの申請に基づき、当該申請を受理した日の属する月分からこれを支給するものとし、その種別及び支給額等は、別表第４号に定めるとおりとする。

５　生活手当の申請内容に異動又は変更があった場合は、速やかに総務部へ届け出なければならない。この場合、当該手当の支給は、異動又は変更の事実が生じた日の属する月をもって変更又は終了するものとする。

（手当の返還）

第１１条　虚偽又は故意による不正な届出により、不当に手当を受給した者は、任用規程第４１条に定める宗務役員懲戒委員会の議を経て、返還の責を課するものとする。

（一時金の支給基準）

第１２条　条例第８条に定める一時金を支給する場合は、基本給、役職手当及び勤務手当のうち勤務地手当、並びに生活手当のうち家族手当を合計した額に、給与審議会の議を経て宗務総長が毎回定める定率を乗じて得た額を基準額として支給する。

２　宗務総長は、前項による基準額に対し、給与審議会の議を経て、役職及び勤務成績等に応じた支給率の変動を加えることができる。

（給与の停止及び減額）

第１３条　休職又は停職を命じられた者には、その期間中、基本給及び手当を支給しない。

２　届出がなく無断で連続して勤務しない期間（中間における休日を除く。）が１０日を超えたときは、その超えた期間に対する基本給及び

（第六編）宗務役員給与規程

手当の支給を停止する。

（退職慰労金の支給基準）

第１４条　条例第９条第１項に定める退職慰労金は、３年以上連続して在職した者が退職したときに、本人に支給する。

２　条例第９条第２項に定める弔慰金を受ける遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とする。

３　退職慰労金又は弔慰金は、退職又は死亡した日における基本給に在職年数を乗じ、更に次に定める在職年数に応じた定率を乗じた額とする。

（１）３年以上１０年未満	１．００
（２）１０年以上１５年未満	１．１０
（３）１５年以上２０年未満	１．１５
（４）２０年以上２５年未満	１．２０
（５）２５年以上３０年未満	１．３０
（６）３０年以上３５年未満	１．３５
（７）３５年以上	１．４０

（退職慰労金の支給方法）

第１５条　退職慰労金は、退職の日から２ヵ月以内に支給するものとする。

２　退職慰労金は、退職者本人名義の金融機関の口座に、それぞれ振り込みにより支給するものとする。

（懲戒に伴う退職慰労金の支給）

第１６条　懲戒免役に処せられた者には、退職慰労金を支給しない。ただし、諭旨免役の者には、給与審議会の議を経て、その期間に対する退職慰労金に相当する額の半額を超えない限度の退職慰労金を支給することができる。

２　退職後に、在職期間中において懲戒免役に相当する行為があったことが判明した場合には、前項に準じて退職慰労金を支給しないことがある。ただし、既に退職慰労金の支給が完了している場合は、その全部または一部の返還を求めるものとする。

（退職慰労金の加算）

第１７条　宗務総長は、１０年以上在職した宗務役員が、任用規程第２５条に定める定年により退職したときは、第１４条第３項による退職慰労金のほかに、退職した日における基本給に次に定める在職年数に応じた定率を乗じた額を加算して支給することができる。

（１）１０年以上１５年未満	１．０
（２）１５年以上２０年未満	１．２
（３）２０年以上２５年未満	１．４
（４）２５年以上３０年未満	１．６
（５）３０年以上３５年未満	１．８
（６）３５年以上	２．０

ただし、宗務職制第３５条に定める者は２．４

２　宗務総長は、前項のほか、宗務役員が公務による病気又は負傷により退職するときは、給与審議会の議を経て、退職慰労金の支給額を加算することができる。

（在職年数の算定）

第１８条　退職慰労金の支給に係る在職年数の算定は、初任の日から退職又は死亡の日までとし、１年に満たない端数については、６ヵ月未満は切り捨て、６ヵ月以上は１年として算定する。

２　在職年数の算定は、当該年数に応じた退職慰労金の支給をもって終わる。

３　休職及び停職の期間は、在職年数に算入しない。

（慶弔見舞金）

第１９条　宗務役員の慶弔見舞金については、別に定める。

（出張及び特定業務手当に係る経費）

第２０条　出張等に係る旅費、日当、宿泊料及び特定の業務における手当の支給基準については、別に定める。

（給与審議会）

第２１条　給与の支給に関する必要な調査及び審議を行い、もって適正な給与支給事務に資するため、宗務所に給与審議会を置く。

２　給与審議会は、委員長及び委員若干人で組織する。

３　委員長は、財務長がこれに当たり、委員は、宗務役員の中から宗務総長が命ずる。

４　委員は、自己及び親族関係にある者の審議については、表決に加わることができない。

５　給与審議会の事務は、総務部が行う。

（常勤嘱託・非常勤宗務役員の給与）

第２２条　常勤の嘱託及び非常勤の宗務役員の給与は、別に定める。

附　則

１　この達令は、２０１８年７月１日から施行する。ただし、この達令施行の準備に必要な事項は、達令施行前に行うことができる。

２　この達令施行の際、従前の規定により支給されている扶養手当、通勤手当及び住宅手当は、この達令による家族手当、通勤手当及び住宅手当とそれぞれみなす。

３　この達令施行の際、現に１７号数を超える号数の適用を受けている書記又は書記補は、第９条第１項第１号の規定にかかわらず、現に受けている号数を上限とする。

４　第１７条第１項の規定は、２０１８年７月１日現在在職している宗務役員に限り、これを適用するものとする。

（第六編）宗務役員給与規程

附　則（２０１８年9月２１日達令公示第１７号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０１９年6月２７日達令公示第1号）抄

この達令は、２０１９年７月１日から施行する。

附　則（２０２０年6月２５日達令公示第6号）抄

この達令は、２０２０年７月１日から施行する。

附　則（２０２０年6月２５日達令公示第７号）

この達令は、２０２０年７月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第5号）抄

この達令は、２０２１年７月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第１１号）

この達令は、２０２１年７月１日から施行する。

附　則（２０２２年6月２９日達令公示第6号）

この達令は、２０２２年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日達令公示第１２号）

この達令は、２０２３年７月１日から施行する。

附　則（２０２４年6月２８日達令公示第６号）

この達令は、２０２４年７月１日から施行する。ただし、別表第１号中「６種」及び「１２種」の改正については、２０２５年４月１日から適用する。

附　則（２０２５年6月２７日達令公示第１０号）

この達令は、２０２５年７月１日から施行する。

別表第１号（役職別号数表）

種別／号数	１種	２種	３種	４種	５種	６種	７種	８種
１号	400,000	370,000	400,000	380,500	359,400	200,000	470,000	420,000
２号	410,000	380,000	409,700	390,200	368,400	230,000	480,000	430,000
３号	420,000	390,000	419,400	399,900	377,400	236,000	490,000	440,000
４号	430,000	400,000	429,100	409,600	386,400	242,000	500,000	450,000
５号	440,000	410,000	438,500	419,300	395,400	248,000	510,000	460,000
６号	450,000	420,000	446,100	429,000	404,400	254,000	520,000	470,000
７号	460,000	430,000	453,500	438,400	413,400	260,000		
８号	470,000	440,000	459,200	446,000	420,700	266,000		
９号	480,000	450,000	463,800	453,400	427,300	272,000		
10号	490,000	460,000	468,000	459,100	432,000	278,000		
11号	500,000	465,000	471,400	463,700	436,000	284,000		
12号	510,000	470,000	474,800	467,900	439,000	290,000		
13号	520,000	475,000	478,200	471,300	442,000	296,000		
14号	530,000		481,600	474,700	445,000	302,000		
15号	540,000		484,400	478,100	447,500	308,800		
16号	550,000		487,200	481,500	450,000	314,400		
17号	560,000		490,000	484,300	452,500	319,600		
18号			492,800	487,100	455,000	329,600		
19号			495,400	489,900	457,500	339,400		
20号			498,000	492,700	460,000	348,900		
21号			500,600	495,300	462,400	357,300		
22号			503,200	497,900	464,800	365,400		
23号			505,800	500,500	467,200	373,000		
24号				503,100	469,600	380,400		
25号				505,700	472,000	387,600		
26号						394,500		
27号						401,100		
28号						407,500		
29号						413,100		
30号						417,700		
31号						422,100		
32号						425,200		
33号						428,300		
34号						431,400		
35号						434,500		
36号						437,100		
37号						439,700		
38号						442,300		
39号						444,900		
40号						447,500		

種別／号数	９種	10種	11種	12種	13種	14種	15種	16種
１号	350,000	300,000	250,000	230,000	208,000	189,800	300,000	230,000
２号	360,000	310,000	260,000	240,000	211,500	192,500	305,000	231,100
３号	370,000	320,000	270,000	250,000	215,000	195,200	310,000	232,200
４号	380,000	330,000	280,000	260,000	218,500	197,900	315,000	233,300
５号	390,000	340,000	290,000	270,000	222,000	200,600	320,000	234,400
６号	400,000	350,000	300,000	280,000	225,500	203,300	325,000	235,500
７号	404,000		303,000	283,000	228,800	206,000	330,000	236,600
８号	408,000		306,000	285,000	232,100	208,700	335,000	237,700
９号					235,400	211,400	340,000	238,800
10号					238,700	214,100	345,000	239,900
11号					242,000	216,800	350,000	241,000
12号					245,300	219,500	355,000	242,000
13号					248,600	222,200	360,000	243,000
14号					251,900	224,900	365,000	244,000
15号					254,800	227,600	370,000	245,000
16号					257,700	230,200	375,000	246,000
17号					260,600	232,800	380,000	247,000
18号					263,500	235,400	385,000	248,000
19号					266,400	238,000	390,000	249,000
20号					269,300	240,600	395,000	250,000
21号					272,200	243,200	400,000	
22号					275,100	245,800	405,000	
23号					278,000	248,400	410,000	
24号					280,900	251,000	415,000	
25号					283,800	253,600	420,000	
26号						256,200	425,000	
27号						258,800	430,000	
28号						261,400	435,000	
29号						264,000	440,000	
30号						266,600	445,000	
31号							450,000	

（第六編）宗務役員給与規程

32号						455,000		
33号						460,000		
34号						465,000		
35号						470,000		
36号						475,000		
37号						480,000		
38号						485,000		
39号						490,000		
41号						495,000		

種別／号数	17種	18種
１号	200,000	359,400
２号	201,800	368,400
３号	203,600	377,400
４号	205,400	386,400
５号	207,200	395,400
６号	209,000	404,400
７号	210,800	
８号	212,600	
９号	214,300	
10号	216,000	
11号	217,700	
12号	219,400	
13号	221,100	
14号	222,800	
15号	224,500	
16号	226,200	
17号	227,900	
18号	229,600	
19号	231,300	
20号	233,000	
21号	234,700	
22号	236,400	
23号	238,100	
24号	239,800	
25号	241,500	
26号	243,200	
27号	244,900	
28号	246,600	
29号	248,300	
30号	250,000	

附規　種別に応じた役職は次のとおりとする。

１種　宗務職制第９条第１項に掲げる部門の長、宗務出張所長、教務所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少幼年センター部長、行財政改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長

２種　次長

３種　開教監督及び沖縄開教本部長

４種　部長待遇の出仕（式務員業務従事者を除く）

５種　次長待遇の出仕（式務員業務従事者を除く）

６種　書記（補）、主事（補）、主計、常勤の出仕（式務員業務従事者）、定衆、堂衆、参衆、企画調整局参事、学校教育幹事、教区駐在教導、教区青少幼年指導主任、研修部補導、専門編集員、青少幼年センター主幹（幹事・研究員）、大谷専修学院指導主事（指導・指導補・助手・書記）、沖縄準開教区駐在教導、沖縄開教本部法務員及び首都圏教化推進本部本部員（推進要員・法務員）

７種　親鸞仏教センター所長、大谷専修学院長及び教学研究所長

８種　親鸞仏教センター副所長

９種　解放運動推進本部本部委員及び教学研究所所員

10種　親鸞仏教センター主任研究員

11種　教学研究所研究員

12種　解放運動推進本部本部要員、親鸞仏教センター研究員及び教学研究所助手

13種　巡監

14種　用務員

15種　鍵役補

16種　定衆（儀式手当受給者）

17種　堂衆及び参衆（儀式手当受給者）

18種　会計監査院検査員

別表第２号（役職手当）

役　職	支給額
宗務職制第９条第１項に掲げる部門の長、宗務出張所長、教務所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少幼年センター部長、行財政改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長	20,000円
次長	15,000円
主事	10,000円
主事補	9,000円
書記	3,000円
宗務出張所、教務所及び沖縄開教本部に勤務する主計 ①主事任用試験合格後２年以上の者 ②主事任用試験合格後２年未満の者	①19,000円 ②18,000円
開教監督部に勤務する主計 ①主事任用試験合格後２年以上の者 ②主事任用試験合格後２年未満の者	①10,000円 ②9,000円
宗務出張所、教務所及び沖縄開教本部に勤務する主計事務取扱	7,000円
開教監督部に勤務する主計事務取扱	3,000円
定衆首座 ①在職年数２５年以上 ②在職年数２５年未満	①30,000円 ②20,000円
堂衆一臈	30,000円
堂衆二臈	20,000円
参衆首座	10,000円
定衆（首座を除く）	5,000円
堂衆（一臈及び二臈を除く）	5,000円
参衆（首座を除く）	5,000円
企画調整局参事	5,000円
教育部学校教育幹事	5,000円
教区駐在教導及び沖縄準開教区駐在教導	5,000円
教区青少幼指導主任	4,000円
研修部補導	16,500円
専門編集員	10,000円
巡監及び用務員	3,500円
巡監長	10,000円
会計監査院検査員	18,000円
解放運動推進本部本部委員	20,000円
解放運動推進本部本部要員	15,000円
青少幼年センター主幹	5,000円
青少幼年センター幹事	4,000円
親鸞仏教センター所長	30,000円
親鸞仏教センター副所長	25,000円
親鸞仏教センター主任研究員	20,000円
親鸞仏教センター研究員	15,000円
大谷専修学院長	30,000円
大谷専修学院指導主事（指導）	20,000円
大谷専修学院指導補	15,000円
教学研究所長	30,000円
教学研究所所員	30,000円
教学研究所研究員	20,000円
教学研究所助手	15,000円
開教監督	30,000円
沖縄開教本部長	30,000円
沖縄開教本部法務員	5,000円
首都圏教化推進本部本部員	5,000円
首都圏教化推進本部推進要員	5,000円
首都圏教化推進本部法務員	5,000円
財務部現金係	2,000円
その他現金係	1,000円

（第六編）宗務役員給与規程

別表第３号（勤務手当）

手当の種別	対　象	支 給 額
時間外勤務手当	宗務所勤務規程（２０１８年達令公示第１０号。以下「勤務規程」という。）に定める所定勤務時間を超えて勤務した者	時間単価×超過勤務時間×1.25
休日勤務手当	勤務規程第９条第１項に定める休日に勤務した者 ※ただし、同第２項及び第３項による振り替えが行われた場合は振り替えられた休日とする	時間単価×休日勤務時間×1.35 ※ただし、当該勤務時間に係る時間外勤務手当及び特別勤務手当は別途支給しない。
特別勤務手当	附規第２項に掲げる者のうち、勤務規程第９条第１項に定める期日に勤務した者	①１日7,000円（附規第２項第１号に掲げる者） ②１日5,000円（附規第２項第２号に掲げる者） ③１日3,000円（附規第２項第３号に掲げる者及び第４号に掲げる者のうち１日の勤務時間が５時間以上の者並びに第５号に掲げる者） ④１日1,500円（附規第２項第４号に掲げる者のうち１日の勤務時間が５時間未満の者） ※ただし、休日勤務手当は別途支給しない。
儀式手当	出仕の業務にあたった式務員	別に定める基準により支給する。
深夜勤務手当	深夜（午後１０時から午前５時まで）の時間に勤務した者 ①出仕（式務員業務従事者）、式務員、研修部補導、巡監及び用務員 ②その他の宗務役員	①4,400円 ②【平日】時間単価×深夜勤務時間×1.5 ※ただし、当該勤務時間に係る時間外勤務手当は別途支給しない。 【休日】時間単価×深夜勤務時間×1.6 ※ただし、当該勤務時間に係る休日勤務手当及びは別途支給しない。
勤務地手当	附規第３項に掲げる者	①月額50,000円（附規第３項第１号に掲げる者） ②月額25,000円（附規第３項第２号に掲げる者） ③月額10,500円（附規第３項第３号に掲げる者） ④月額9,000円（附規第３項第４号に掲げる者） ⑤月額5,000円（附規第３項第５号に掲げる者） ⑥月額4,000円（附規第３項第６号に掲げる者） ⑦月額10,500円（附規第３項第７号に掲げる者） ⑧月額9,000円（附規第３項第８号に掲げる者） ⑨月額5,000円（附規第３項第９号に掲げる者）
海外勤務手当	開教監督部に勤務する者。ただし日本国内から派遣された者に限る	①開教監督 月額100,000円 ②主事(補)・書記(補)・主計 月額50,000円

附規

１　時間単価は、基本給、役職手当及び勤務手当のうち勤務地手当の１２ヵ月分の総額を、年間所定勤務時間で除した額とする。

２　特別勤務手当の支給対象者は次のとおりとする。

（１）宗務職制第９条第１項に掲げる部門の長、宗務出張所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少幼年センター部長、行財政改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長並びに部長待遇の出仕（式務員業務従事者を除く）

（２）宗務所及び宗務出張所に勤務する次長及び次長待遇の出仕（式務員業務従事者を除く）

（３）本廟部、大谷祖廟事務所、研修部及び宗務出張所に勤務する主計、主事、主事補、書記、書記補

（４）別表第１号６種適用の堂衆及び参衆

（５）首都圏教化推進本部に勤務する本部員、推進要員及び法務員

３　勤務地手当の支給対象者は次のとおりとする。

（１）宗務職制第９条第１項に掲げる部門の長、宗務出張所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少幼年センター部長、行財政改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長

（２）宗務所及び宗務出張所に勤務する次長

（３）宗務所、宗務出張所、親鸞仏教センター、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する主事

（４）宗務所、宗務出張所、親鸞仏教センター、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する主事補

（５）宗務所、宗務出張所、親鸞仏教センター、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する書記

（６）宗務所、宗務出張所、親鸞仏教センター、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する書記補

（７）宗務出張所、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する主計（主事任用試験合格後２年以上）

（８）宗務出張所、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する主計（主事任用試験合格後２年未満）

（９）宗務出張所、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する主計事務取扱

４　教務所に勤務する者が教区会計から支給される手当及び職務としての出向に対する法礼及び謝礼等は、勤務手当とみなす。

（第六編）宗務役員給与規程

別表第４号（生活手当）

手当の種類	対　象	支給額及び申請要件
家族手当	他に収入の途がなく、当該宗務役員と生計をひとつにする次の各号に掲げる親族を扶養する者。 （１）配偶者（ただし、個人の年収が１５０万円以下の者） （２）１８歳未満の子及び扶養者のない孫並びに弟妹（結婚した者を除く。） （３）１８歳以上であって宗派関係学校（大谷専修学院を含む）及び学校教育法による大学並びに大学以下の学校に在学している子及び孫（大学院、各種学校及び通信教育を除く。） （４）６５歳以上の父母及び祖父母（住職及びその配偶者を除く。）	別に定める家族手当支給申請書により、次に定める該当親族の種別に応じた手当を毎月支給する。 ①配偶者　17,000円 ②配偶者以外の該当親族　１人あたり6,000円（配偶者の無い者は11,500円）。ただし、３人目以降は１人あたり3,000円とする。
住宅手当	自ら居住するための住宅を本人名義で借り受け、基準額以上の家賃を支払っている者	別に定める住宅手当支給申請書により、月額78,000円を上限に毎月支給する。支給基準額は別に定める。
通勤手当	居所と勤務先との距離が片道直線２km以上の場合であって、通勤のため利用する交通機関の運賃を自ら負担する者	別に定める通勤手当支給申請書により、月額55,000円を上限に、実際に通勤に要する旅費実費相当額を毎月支給する。
帰省手当	次に掲げる者のうち、勤務地から所属寺院・教会まで片道直線距離200km以上の住職である者 宗務職制第９条第１項に掲げる部門の長、宗務出張所長、教務所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少幼年センター部長、行財政改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長、教学研究所事務長、沖縄開教本部長、常勤の出仕、次長、主事（補）、書記（補）、主計、教区駐在教導	別に定める帰省手当支給申請書により、月１回分の帰省旅費往復実費相当額を支給する。

宗務所勤務規程

〈２０１８年6月２５日達令公示第１０号〉

改正　①２０１９年6月２７日達令公示１
②２０２１年6月３０日達令公示５
③２０２１年6月３０日達令公示１２
④２０２３年6月３０日達令公示４
⑤２０２４年6月２８日達令公示７

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この達令は、宗務所における勤務について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この達令における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

（１）この達令において「部」というときは、宗務職制（１９９１年条例公示第５号。以下同じ。）第９条第１項に定める部門、宗会事務局、解放運動推進本部、青少幼年センター、行財政改革推進本部及び教学研究所並びに会計監査院及び審問院をいう。

（２）この達令において「部長」というときは、宗務職制第９条第１項に定める部門、宗会事務局、解放運動推進本部、青少幼年センター、行財政改革推進本部及び教学研究所の事務を掌理する長並びに会計監査院長及び審問院長をいう。

（適用の範囲）

第３条　この達令は、宗務所の各部に勤務する者（以下「職員」という。）について適用する。

第２章　勤務時間、休憩及び休日

（勤務時間及び休憩時間）

第４条　宗務所の始業時刻は午前８時３０分とし、終業時刻は午後５時とする。ただし、宗務総長は、業務の都合、その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることができる。

２　休憩時間は、正午から午後１時までの６０分間とする。ただし、宗務総長は、業務の都合、その他やむを得ない事情により、これを繰り上げ、又は繰り下げることができる。

３　出張、その他勤務場所以外で勤務する場合において、勤務時間を算定することが困難であるときは、前２項による所定の勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）を勤務したものとみなす。

４　職員は、災害、その他非常の場合は、別に定めるところにより、勤務時間外であっても、出勤して必要な業務に就かなければならない。

（勤務条件の特例）

第５条　宗務総長は、業務の特性により、特に必要と認めたときは、当該職務に従事する者の始業及び終業の時刻並びに休憩時間その他必要な勤務条件について、別に定めることができる。

（出勤及び退勤時間の記録）

第６条　職員は、出勤及び退勤の時間を記録しなければならない。

（遅刻、早退、欠勤等の届出）

第７条　職員は、遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用外出するときは、事前に部長の許可を得て、総務部に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由で事前に申し出ることができなかった場合は、事後速やかに届け出なければならない。

２　職員は、病気又は負傷により連続７日以上にわたり勤務できないときは、医師の診断書を添え、部長を経て、総務部に届け出なければならない。

（宗務役員の出張及び外勤）

第８条　部長は、業務上必要がある場合に、部に配属された者に出張又は外勤を命ずることができる。

２　出張又は外勤に関する手続その他必要な事項は、別に定める。

（休日及び振替休日）

第９条　宗務所の休日は、次のとおりとする。

（１）土曜日、日曜日及び祝日

（２）年末年始休日　１２月２９日から１月５日まで

２　宗務総長は、業務の都合により、前項に定める休日を他の日に振り替えることができる。この場合、あらかじめその旨を適切な方法により周知するものとする。

３　部長は、業務の都合により、部に配属された者の休日を個別に他の日に振り替えることができる。この場合、あらかじめその旨を適切な方法により周知するものとする。

（時間外勤務及び休日勤務）

第１０条　部長は、業務の都合により、部に配属された者に対し、所定勤務時間を超えて、又は前条の休日に勤務を命ずることができる。

２　部長は、時間外及び休日の勤務の抑制に努めなければならない。

第３章　休暇

（年次有給休暇）

第１１条　職員には、申請により、別表のとおり年間最大２０日間の年次有給休暇を与える。

（第六編）宗務所勤務規程

２　前項の年次有給休暇は、半日を単位として取得することができる。
３　年次有給休暇を受けようとする者は、部長の承認を受けて、総務部に届け出なければならない。ただし、部長は、業務の正常な運営に支障があると認めるときは、その時季を変更させることができる。
４　年次有給休暇の付与基準日は、１２月１日とし、付与日から１年以内に取得しなかった年次有給休暇は、別表に定める日数を限度として、翌年に限り繰り越すことができる。
（夏期休暇）
第１２条　職員には、７月１日から９月３０日までの期間において、申請により、５日間の夏期休暇を与える。
２　夏期休暇を受けようとする者は、部長の承認を受けて、総務部に届け出なければならない。
３　夏期休暇に対する給与の取扱いについては、有給とする。
（特別休暇）
第１３条　職員が、次の各号に該当するときは、申請により、特別休暇を与える。
（１）本人が結婚するとき　継続５日以内
（２）所属する寺院又は自宅若しくは現在の住居が災害を受けたとき　継続５日以内
（３）感染症法により勤務することが停止されたとき　その定められた期間
（４）天災地変その他により長時間交通が遮断されたとき　その期間
（５）女性宗務役員が生理のため勤務することが著しく困難なとき　生理１回につき２日以内
（６）女性宗務役員が出産のとき　産前６週間、産後８週間
（７）裁判員等選任手続のために裁判所に出頭するとき、又は裁判員（補充裁判員も含む）として選任を受け、裁判審理に参加するとき　その期間
（８）その他特に必要と認められた場合
２　特別休暇を受けようとする者は、部長の承認を受けて、総務部に届け出なければならない。
３　特別休暇に対する給与の取扱いについては、有給とする。
（育児・介護休業等）
第１４条　職員のうち、育児又は介護のため、特に必要のある者は、申請により、次の各号に定める休暇又は休業を与える。
（１）子の看護休暇
（２）育児休業
（３）介護休業
（４）介護休暇
２　育児・介護休業等を受けようとする者は、部長の承認を受けて、総務部に届け出なければならない。
３　育児・介護休業等に関する必要な事項は、別に定める。
（忌引休暇）
第１５条　職員が、忌服を受けたときは、申請により、忌引休暇を与える。
２　忌引の期間は、次の各号のとおりとする。
（１）配偶者、父母及び子　　７日以内
（２）祖父母、孫及び兄弟姉妹　　３日以内
（３）曽祖父母、伯父父母、甥及び姪　２日以内
（４）従兄弟姉妹　　１日
３　忌引期間中に葬儀が行われないときは、会葬する日及びそのための旅程日数は、別に加算することができる。
４　忌引休暇を受ける者は、前２項により期間を定めて部長の承認を受けて、総務部に届け出なければならない。
５　忌引休暇に対する給与の取扱いについては、有給とする。
（休暇の取得促進と担当事務への配慮）
第１６条　部長は、部に配属された者の年次有給休暇等の取得促進に努めなければならない。
２　欠勤及び年次有給休暇等の休暇を受ける者は、担当する事務に支障を来たさないよう配慮しなければならない。

第４章　安全衛生及び災害補償

（安全衛生の確保）
第１７条　宗務総長は、職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場環境形成のために必要な措置を講ずるものとする。
２　職員は、安全衛生に関する法令及び上席の指示を守り、災害の防止及び疫病の予防等衛生管理に努めなければならない。
（健康診断及びストレスチェック）
第１８条　職員の健康管理のため、毎年１回、定期的に健康診断を行う。
２　健康診断の結果、特に必要があるときは、医師の意見を聞き、就業を一定期間禁止し、又は勤務時間の短縮その他の必要な措置を命ずることがある。
３　心身に係る状態管理のため、毎年１回、定期的に、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行う。
４　前項のストレスチェックの結果、ストレスが高く、面接指導が必要であると医師、保健師等

（第六編）宗務所勤務規程

が認めた者に対し、本人の申し出により、医師による面接指導を行う。

５　前項の面接指導の結果、特に必要があるときは、就業場所の変更、勤務時間の短縮その他の必要な措置を命ずることがある。

（就業禁止）

第１９条　他人に伝染する恐れのある疾病にかかっている者又は疾病のために他人に害を及ぼす恐れのある者その他医師が就業不適当であると認めた者は、就業させないことがある。

（災害補償）

第２０条　業務上の事由又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、法令の定めるところにより災害補償を行う。

第５章　補則

（規定外の定）

第２１条　この達令に定のない事項については、必要の都度宗務総長が定める。

（達令の準用）

第２２条　宗務出張所及び教務所その他の宗務機関は、この達令に準じて取扱うものとする。

附　則

１　この達令は、２０１８年7月１日から施行する。

２　この達令施行の際、従前の規定により命じられた出張及び外勤は、この達令により命じられたものとみなす。

３　この達令施行の際、従前の規定により取得又は繰り越された公休は、この達令により取得又は繰り越された年次有給休暇とみなす。

附　則（２０１９年6月２７日達令公示第1号）抄

この達令は、２０１９年7月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第5号）抄

この達令は、２０２１年7月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第１２号）

この達令は、２０１９年7月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日達令公示第４号）抄

この達令は、２０２３年7月１日から施行する。

附　則（２０２４年6月２８日達令公示第７号）

この達令は、２０２４年7月１日から施行する。

別表

勤続年数	1年未満	１年	２年	３年	４年	５年	6年以上
有給日数	１０日	１１日	１２日	１４日	１６日	１８日	２０日

宗務役員主事任用試験規程

〈１９８３年3月１日達令公示第１号〉

改正　①１９８４年１２月１９日達令公示６
②１９９４年１０月１２日達令公示１９
③２００９年　６月２９日達令公示９
④２０１２年　６月２９日達令公示１４
⑤２０１８年　６月２５日達令公示９

（趣旨）

第１条　この達令は、宗務役員主事任用試験（以下「試験」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（試験の目的）

第２条　試験は、主事及び主事補に任用するのに必要な知識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする。

（試験科目）

第３条　試験は、筆記及び口述の方法で行う。

２　筆記試験は、次に掲げる３科目とする。

（１）宗門法規

（２）文書の作成及び解釈

（３）記述

３　口述試験は、１科目とし、口頭試問により宗務一般について行う。

（試験の施行）

第４条　試験は、毎年３月に宗務所で行う。ただし、必要によりその期日を変更し、又は臨時に行うことがある。

２　試験施行の期日は、少なくとも１ヵ月前に決定するものとする。

（受験資格）

第５条　試験は、基本実務講習を修了した書記であって、書記在職期間が通算２年以上を経過している者について行う。

２　懲戒条例（１９９１年条例公示第２８号）又は宗務役員の任用等に関する規程（２０１８年達令公示第９号）による懲戒処分中の者は、受験することができない。

（受験手続）

第６条　試験を受けようとする者は、所定の受験願書を期日までに所属長を経て、総務部に提出しなければならない。

２　前項の受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

（宗務役員主事任用試験審査委員会）

第７条　試験問題の作成及び決定並びに試験の判定を行うため、試験施行の都度宗務役員主事任用試験審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、委員６人以上９人以内で組織する。

３　委員は、宗務役員のうちから宗務総長が命ずる。

（試験の判定基準）

第８条　試験の合格は、全科目の評点が合格点に達しなければならない。

２　試験の各科目の評点は、それぞれ１００点を満点とし、６０点以上を合格とする。

（宗務役員主事任用試験合格者名簿）

第９条　試験に合格した者は、宗務役員主事任用試験合格者名簿（以下「名簿」という。）にこれを登録する。

２　名簿に登録された者には、所属長を経て登録証を交付する。

（事務所管）

第１０条　試験に関する事務は、総務部の所管とする。

附　則

１　この達令は、１９８３年4月１日から施行する。

２　宗務役員資格試験規程（１９６０年告達第２５号）は、廃止する。

３　この達令施行の際、現に従前の規定による宗務役員資格試験合格者名簿に登録されている者は、この達令による宗務役員資格試験合格者名簿に登録されたものとみなす。

附　則（１９８４年１２月１９日達令公示第６号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（１９９４年１０月１２日達令公示第１９号）

１　この達令は、公示の日から施行する。

２　この達令施行の際、現に従前の規定による宗務役員資格試験合格者名簿に登録されている者は、この達令による宗務役員主事任用試験合格者名簿に登録された者とみなす。

附　則（２００９年６月２９日達令公示第９号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０１２年６月２９日達令公示第１４号）

１　この達令は、２０１３年７月１日から施行する。

２　この達令施行の際、現に主計である者及び主計の経歴を有する者の受験資格は、なお従前の例による。

附　則（２０１８年６月２５日達令公示第９号）抄

この達令は、２０１８年７月１日から施行する。

（第六編）宗務役員主事任用試験規程

宗務役員実務講習規程

〈１９９４年１０月１２日達令公示第２０号〉

改正　①１９９５年６月２２日達令公示１２
②２００１年８月３０日達令公示１２
③２００２年６月２８日達令公示１０
④２００３年６月２８日達令公示５
⑤２００４年６月２８日達令公示１２
⑥２０１０年９月　１日達令公示１６
⑦２０１２年６月２９日達令公示１５
⑧２０１３年６月２８日達令公示７
⑨２０１５年６月２６日達令公示９
⑩２０１７年６月２８日達令公示６
⑪２０１８年６月２５日達令公示１
⑫２０１９年６月２７日達令公示１
⑬２０２１年６月３０日達令公示５
⑭２０２１年６月３０日達令公示１３
⑮２０２３年６月３０日達令公示４
⑯２０２４年６月２８日達令公示３

（趣旨）

第１条　この達令は、宗務役員実務講習（以下「講習」という。）について必要な事項を定める。

（講習の種別）

第２条　講習を分けて、基礎事務講習、基本実務講習及び応用実務講習とする。

２　基礎事務講習は、宗務に関する基礎事務を講習する。

３　基本実務講習は、主事補の任用に必要な知識及びその応用能力修得のための基本実務を講習する。

４　応用実務講習は、主事及び次長の任用に必要な知識及び能力修得のための実務を講習する。

５　前３項のほか、宗務総長が必要と認める講習を行うことができる。

（講習の期日等）

第３条　講習は、宗務所において行い、その期間は、基礎事務講習は７日以内、基本実務講習は１４日以内、応用実務講習は５日以内とする。ただし、それぞれの講習は、必要によりその期日及び回数を変更し、又は臨時に行うことがある。

２　講習開催の期日及び受講出願締切の期日は、少なくとも開催期日の２０日以前に決定するものとする。

（受講対象者）

第４条　次の各号に掲げる講習は、宗務職制（１９９１年条例公示第５号）第９条第１項に定める各部門、宗務出張所、教務所、宗会事務局、行財政改革推進本部、会計監査院、審問院、親鸞仏教センター、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する次の各号に該当する宗務役員であって、受講を希望する者に対して行う。

（１）基礎事務講習　書記及び書記補その他所属長の推薦を経て、総務部長が受講を許可した宗務役員

（２）基本実務講習　基礎事務講習を修了した書記

（３）応用実務講習　宗務役員主事任用試験に合格した者

２　講習を受講しようとする者は、所定の受講願書を期日までに総務部に提出しなければならない。

（聴講）

第５条　基礎事務講習又は基本実務講習を修了した者であっても、所属長又は総務部長が必要と認めたときは、再度修了した講習を聴講させることができる。

２　総務部長は、条例で宗務役員若しくは準宗務役員と定められた役職にある者又はその他宗務執行機関に勤務する者の聴講について、所属長から要請を受けたときは、特別にこれを許可することができる。

（基礎事務講習の科目）

第６条　基礎事務講習の科目は、次のとおりとする。

（１）基本法規及び宗門制度の概要

（２）一般事務概要

（３）会計事務概要

（４）文書作成概要

（基本実務講習の科目）

第７条　基本実務講習の科目は、次のとおりとする。

（１）宗門法規の実務

（２）宗教法人法の実務

（３）会計の実務

（４）文書作成の実務

（応用実務講習の科目）

第８条　応用実務講習の科目は、次のとおりとする。

（１）宗憲前文に学ぶ

（２）宗教法人法の解釈と実務

（３）同朋会運動の願いと課題

（４）会計実務講習

（５）声明作法講習

（６）その他必要と認めた科目

２　応用実務講習は、科目ごとに行う。

（講師）

第９条　講習の講師は、講習開催ごとに、学識経験者及び宗務役員の中から、総務部長の上申により、宗務総長が委嘱し又は命ずる。

２　講師は、講義及び指導を行う。

（修了考査）

第１０条　講習には、修了考査を行う。

（第六編）宗務役員実務講習規程

２　基礎事務講習及び基本実務講習の修了考査は、第６条各号及び第７条各号に掲げる各科目ごとに行い、評点は、１科目１００点を満点とし、全科目６０点以上を合格とする。

３　応用実務講習の修了考査は、第８条第１項各号に掲げる各科目ごとに行い、講師の評点に基づき、科目合格の判定を行う。

（宗務役員実務講習考査委員会）

第１１条　講習の修了考査を行うため、講習施行の都度、宗務役員実務講習考査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、委員５人以上７人以内で組織する。

３　委員は、宗務役員の中から、宗務総長が命ずる。

（修了者名簿）

第１２条　総務部に基礎事務講習修了者名簿及び基本実務講習修了者名簿並びに応用実務講習科目合格者名簿を備え付ける。

２　総務部長は、第１０条の修了考査の合格者が決定したときは、合格者の氏名を基礎事務講習修了者名簿又は基本実務講習修了者名簿並びに応用実務講習科目合格者名簿に登録しなければならない。

（修了証の交付）

第１３条　前条により講習修了及び科目合格の都度、基礎事務講習修了証、基本実務講習修了証及び応用実務講習科目合格証を交付する。

（事務）

第１４条　講習に関する事務は、総務部が行う。

附　則

１　この達令は、公示の日から施行する。

２　宗務役員実務講習規程（１９９１年達令公示第２０号）は、廃止する。

３　この達令施行の際、現に従前の規定による一般事務講習修了者名簿又は会計事務講習修了者名簿のどちらか一方に登録されている者は、この達令により基礎事務講習修了者名簿に登録された者とみなす。

４　この達令施行の際、現に従前の規定による宗務役員実務講習修了者名簿に登録されている者は、この達令により基本実務講習修了者名簿に登録された者とみなす。

５　この達令施行の際、現に従前の規定により交付されていた宗務役員実務講習修了証は、この達令による基本実務講習修了証とみなす。

附　則（１９９５年6月２２日達令公示第１２号）

この達令は、１９９５年７月１日から施行する。

附　則（２００１年8月３０日達令公示第１２号）

この達令は、２００１年９月１日から施行する。

附　則（２００２年6月２８日達令公示第１０号）

この達令は、２００２年７月１日から施行する。

附　則（２００３年6月２８日達令公示第５号）

この達令は、２００３年７月１日から施行する。

附　則（２００４年6月２８日達令公示第１２号）

この達令は、２００４年７月１日から施行する。

附　則（２０１０年9月１日達令公示第１６号）

この達令は、２０１０年９月１日から施行する。

附　則（２０１２年6月２９日達令公示第１５号）

この達令は、２０１２年７月１日から施行する。

附　則（２０１３年6月２８日達令公示第７号）

この達令は、２０１３年７月１日から施行する。

附　則（２０１５年6月２６日達令公示第９号）抄

この達令は、２０１５年７月１日から施行する。

附　則（２０１７年6月２８日達令公示第６号）

この達令は、２０１７年７月１日から施行する。

附　則（２０１８年6月２５日達令公示第１号）抄

この達令は、２０１８年７月１日から施行する。

附　則（２０１９年6月２７達令公示第１号）抄

この達令は、２０１９年７月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０達令公示第５号）抄

この達令は、２０２１年７月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０達令公示第１３号）

この達令は、２０２１年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０達令公示第４号）抄

この達令は、２０２３年７月１日から施行する。

附　則（２０２４年6月２８達令公示第３号）抄

この達令は、２０２４年７月１日から施行する。

（第六編）宗務役員実務講習規程

職員のハラスメントの防止に関する規程

〈２００７年6月２８日達令公示第５号〉

改正　①２０１４年5月２７日達令公示４
②２０１８年6月２５日達令公示１１
③２０２３年6月３０日達令公示１３

（趣旨）

第１条　この達令は、同朋社会の実現を目的とする本派の宗務機関において、職員相互が尊敬し合う、健全な職務環境を保持するため、人権を侵害する恐れのあるハラスメントの未然防止及び職務環境改善に必要な事項について定める。

（適用の範囲）

第２条　この達令は、宗務の諸機関に勤務するすべての者（以下「職員」という。）について適用する。

（用語の定義）

第３条　この達令における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

（１）ハラスメント　個人の人格及び尊厳を侵害し、職務の遂行や職務環境を悪化させる一切の行為をいう。

（２）職務環境　職員が職務を遂行するすべての場所及び環境をいい、執務時間内に限らず、実質的に職務の延長とみなされる執務時間外の時間を含むものとする。

（３）業務の適正な範囲　職員が職務を遂行するうえで必要な指導・叱責・命令をいう。

（ハラスメントの区分）

第４条　ハラスメントの区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）セクシュアルハラスメント　職務環境において、他の職員を不快にさせる性的な言動によって不利益を与え、又はその環境を害する行為をいう。

（２）パワーハラスメント　職務環境において、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えた言動により他の職員に不利益を与え、又はその環境を害する行為をいう。

（３）マタニティハラスメント　職務環境において、他の職員の妊娠、出産及び育児休業等に関する言動により不利益を与え、又はその環境を害する行為をいう。

（４）その他のハラスメント　前各号に定めるハラスメントのほか、職権を背景にしないハラスメント行為も含むものとし、これらに準ずるものであって、職務環境の悪化又は個人の人格や尊厳を侵害する一切の行為をいう。

２　前項各号における「他の職員」とは、直接的に言動の相手方となった職員に限らず、当該言動により職務環境を害されたすべての職員を含むものとする。

（責務）

第５条　すべての職員は、業務の適正な範囲を超えて、精神的及び身体的苦痛を与えることがない、健全な職務環境の保持に努めなければならない。

２　管理職は、ハラスメントの未然防止に努めるとともに、問題が生じたときは、迅速かつ適切にその解決のための措置を講じなければならない。

（セクシュアルハラスメント防止の義務）

第６条　職員は、職務環境において次の各号に掲げるハラスメント行為をしてはならない。

（１）不必要な身体への接触

（２）性的及び身体上の事柄に関する不必要な発言や質問

（３）性的な言動により、他の宗務役員の執務意欲を低下せしめる行為

（４）性的な言動への抗議又は拒否等を行った宗務役員に対して不利益を与える行為

（５）前各号に定めるほか、第４条第１項に該当する行為

（パワーハラスメント防止の義務）

第７条　職員は、職務環境において次の各号に掲げるハラスメント行為をしてはならない。

（１）暴行、傷害等身体的な攻撃

（２）脅迫、名誉毀損、侮辱、過度な暴言等精神的な攻撃

（３）隔離、無視等人間関係からの切り離し

（４）不要若しくは遂行不可能な業務の強制又は業務の妨害

（５）業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い業務の命令

（６）個人のプライバシーへの過度な立ち入り

（７）前各号に定めるほか、第４条第２項に該当する行為

（マタニティハラスメント防止の義務）

第８条　職員は、職務環境において次の各号に掲げるハラスメント行為をしてはならない。

（１）妊娠、出産及び育児休業等の請求又はそれらの制度及び措置の利用の阻害

（２）妊娠、出産及び育児休業等の請求又はそれらの制度及び措置の利用に関する言動による妨害

（第六編）職員のハラスメントの防止に関する規程

（３）妊娠、出産及び育児休業等による退職及び配置転換の強要又は勧奨
（４）前各号に定めるほか、第４条第３項に該当する行為

（その他のハラスメント防止の義務）

第９条　職員は、第６条から前条までに規定するハラスメント行為のほか、職務環境における一切のハラスメント行為及びこれに準ずる又はつながる恐れのある行為についても、その防止に努めなければならない。

（ハラスメント防止委員会）

第１０条　宗務所にハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）ハラスメントを防止するための企画及び研修の実施に関する業務
（２）相談窓口に関する業務
（３）ハラスメントの事実関係の調査に関する業務
（４）ハラスメントの再発防止策の検討、実施に関する業務
（５）当事者間の職務上の関係改善のための斡旋に関する業務
（６）宗務機関内の連絡調整に関する業務
（７）その他委員会が必要と認める業務

（組織）

第１１条　委員会は、次に掲げる委員で組織する。
（１）総務部を担当する参務
（２）解放運動推進本部長
（３）総務部長
（４）組織部長
（５）解放運動推進本部事務部長
（６）学識経験者　若干人

２　委員長は、総務部を担当する参務がこれに当たり、委員会の業務を統理する。

３　副委員長は、解放運動推進本部長がこれに当たり、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

４　委員長は、委員会の業務に支障を来すと判断した場合は、委員に当該業務を行わせないことができる。

５　委員長は、委員会に参考人の出席を求めて、助言、説明及び意見を聞くことができる。

６　第１項第６号の委員は、総務部長の上申により宗務総長が委嘱し、その任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

（相談窓口）

第１２条　委員会は、ハラスメントに関する相談に対応するため、相談窓口を設置する。

２　ハラスメントを受けた職員又はハラスメントを目撃した職員は、前項に定める相談窓口に対して、当該ハラスメントに関する相談を申し出ることができる。

（相談員）

第１３条　前条に定める相談窓口に相談員若干人を置く。

２　相談員は、男女の配分を考慮の上、宗務役員、女性室スタッフ又は学識経験を有する者の中から宗務総長が命じ又は委嘱する。

３　前項に掲げる相談員の他、外部機関へ相談窓口業務を委託するものとする。

４　相談員は、相談者の意向を尊重して相談内容を委員会に報告するものとする。

５　相談員は、委員会の指示があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

６　第１０条第３号に掲げる業務を遂行する必要が生じた場合、委員長は、相談員に調査を行わせるものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、当該調査を外部機関に委託することができる。

７　前項の場合、相談員は、公平で客観的な立場を保持し、当事者双方から事実関係を迅速かつ正確に確認し、必要に応じて他の職員等に事実関係を聴取するものとする。

８　相談員は、事実関係を確認した後、委員会に報告しなければならない。

９　第３項及び第６項ただし書により、相談員の業務を外部機関へ委託するときは、当該機関がこの達令に定める相談員に関する規定に則り業務を遂行しなければならない。

（事実の存否）

第１４条　委員会は、前条第８項の調査結果の報告を受けたときは、専門家からの助言に基づいて、ハラスメント行為に該当する事実の存否を判断しなければならない。

（再発防止策の実施）

第１５条　委員会は、前条によりハラスメント行為に該当する事実があったと判断したときは、再発防止のため、行為者に対して厳重に指導するとともに、必要な研修を受講させなければならない。

（関係改善の斡旋）

第１６条　委員会は、第１４条により事実の存否を判断したときは、当事者の意向を尊重しつつ、当事者間の職務上の関係改善のための斡旋を行うものとする。ただし、ハラスメント行為に該当する事実があったと判断したときは、前条の再発防止策を実施した後に斡旋を行うものとす

（第六編）職員のハラスメントの防止に関する規程

る。

（宗務機関内の連絡調整）

第１７条　委員会は、第１３条第４項に定める報告を受けた際、当該職員の所属する機関に別にハラスメントの防止に関する規定又は対応する制度等が定められている場合は、当該機関との連絡調整を密にして、第１４条から前条までに定める対応をはかるものとする。

（宗務総長への報告）

第１８条　総務部長は、第１４条によりハラスメント行為に該当する事実があったと判断された場合は、事実関係の調査結果、再発防止策の実施内容及び前条による斡旋の結果について、文書をもって宗務総長に報告しなければならない。

（守秘義務）

第１９条　ハラスメントに起因する問題の対応に関わる者は、その過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（不利益取り扱いの禁止）

第２０条　ハラスメントの相談又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、相談者等に不利益な取り扱いをしてはならない。

（事務）

第２１条　この達令に定める事務は、総務部が行う。

附　則

この達令は、２００７年7月１日から施行する。

附　則（２０１４年5月２７日達令公示第４号）

１　この達令は、２０１４年7月１日から施行する。

２　この達令施行の際、現に設置されているセクシュアルハラスメント防止委員会は、この達令に定めるハラスメント防止委員会とみなす。

３　この達令施行の際、従前の規定によるセクシュアルハラスメント防止委員会の業務は、この達令によるハラスメント防止委員会が承継するものとする。

附　則（２０１８年6月２５日達令公示第１１号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日達令公示第１３号）

１　この達令は、公示の日から施行する。

２　宗務役員の任用等に関する規程（２０１８年達令公示第９号）第３８条第２項中「宗務役員」を「職員」に、第５４条第１項中「第５条第１項、第６条第１項又は第７条第１項に掲げる」を「に基づく」にそれぞれ改める。

～第７編　地方宗務機関・教区・組・紛議調停・査察～

教区制

〈１９９１年6月２９日条例公示第８号〉

改正　①１９９７年6月１３日条例公示９
②２０００年6月２７日条例公示４
③２００５年6月２８日条例公示１０
④２００５年6月２８日条例公示１１
⑤２００９年6月２９日条例公示５
⑥２０１８年6月２５日条例公示３
⑦２０２０年6月２５日条例公示１
⑧２０２１年6月３０日条例公示１
⑨２０２２年6月２８日条例公示１
⑩２０２３年6月３０日条例公示１
⑪２０２４年6月２８日条例公示３
⑪２０２５年6月２７日条例公示８

第１章　教区の宗務執行機関

（教区の運営）

第１条　教区は、宗務執行の方針に則り、地方の特性に適応して、宗門の発展に寄与するために教学振興と教化推進を図り、常に同朋の公議公論に基づいて運営されなければならない。

（教区の名称）

第１条の２　教区の名称は､別表のとおりとする。

（教務所長の職務）

第２条　教務所長は、教区の宗務を執行するため、教務所を統轄し、次の事務を掌理する。

（１）教化及び学事に関する事項
（２）同朋の会に関する事項
（３）儀式に関する事項
（４）公益事業に関する事項
（５）寺院、教会その他の所属団体に関する事項
（６）僧侶、門徒及び寺族に関する事項
（７）本派の選挙に関する事項
（８）相続講に関する事項
（９）懇志の奨励に関する事項
(10) 共済に関する事項
(11) 財務に関する事項
(12) 賞罰及び風紀、秩序の維持に関する事項
(13) 教区会及び教区門徒会に関する事項
(14) 組に関する事項
(15) 教区の施設に関する事項
(16) 渉外に関する事項
(17) 教務支所に関する事項
(18) その他必要な事項

（教区費の賦課徴収）

第３条　教務所長は、教区会及び教区門徒会の議決を経て、教区内の寺院、教会その他の所属団体に対して、教区に必要な経費を賦課徴収することができる。

（教区の経費）

第４条　教区の経費は、前条の教区費及び交付金その他をもってこれに充てる。

２　前項の交付金は、教区交付金といい、教化交付金と奨励交付金に区分し、内局が年度ごとに交付率を定めて交付する。

（会計年度）

第５条　教区の会計年度は、会計条例（１９８８年条例公示第１号）第3条による。

（予算の議決及び予備費）

第６条　教務所長は、教区の会計の歳入歳出の予算を編成し、教区会及び教区門徒会に提出して、その議決を得なければならない。

２　予算中に予備費を設け、教務所長の責任でこれを支出することができる。

（補正予算）

第７条　教務所長は、教区会及び教区門徒会の議決を経て、予算の補正をすることができる。

（決算の承認）

第８条　教務所長は、予算と同時に、過年度の歳入歳出決算を監事の監査を経て教区会及び教区門徒会に提出して、その承認を求めなければならない。

（第七編）教区制

第２章　教区の議決機関

第１節　通則

（教区会及び教区門徒会）

第９条　教区の宗務の適正な運営をはかるため、教区に教区会及び教区門徒会を置く。

（付議事項）

第１０条　教務所長は、次に掲げる事項を教区会及び教区門徒会に付議しなければならない。

（１）教化及び学事の振興に関する事項
（２）教区の施設に関する事項
（３）教区費の賦課徴収に関する事項
（４）懇志の奨励に関する事項
（５）組への交付金に関する事項
（６）その他必要な事項

２　教区会及び教区門徒会は、宗務総長の承認を得て、宗門維持のための懇志金勧募について、必要と認める方法を議決することができる。

３　前項の議決については、宗務総長の承認を得なければならない。

（案件の提案）
第１１条　教区会議員又は教区門徒会員は、それぞれ教区会議員又は教区門徒会員３人以上の賛成を得て、案件を提案することができる。
（招集）
第１２条　教区会及び教区門徒会は、毎年１回教務所長がこれを招集する。
２　教務所長は、特に必要と認めたときは、臨時会を招集することができる。ただし、この場合の議案は、教務所長が提出したものに限る。
（会期）
第１３条　教区会及び教区門徒会の会期は、それぞれ３日以内とする。ただし、臨時会においては、２日以内とする。
２　前項の会期は、必要によって延長することができる。
（招集の発令）
第１４条　教区会及び教区門徒会の通常会の招集は、期日を定めて、少なくとも１０日前にこれを発令しなければならない。ただし、臨時会の招集は、その期間を７日前までに短縮することができる。
（合同協議会）
第１５条　教区会及び教区門徒会の議決が異なったときは、教区会参事会（以下「参事会」という。）及び教区門徒会常任委員会（以下「常任委員会」という。）による合同協議会（以下「協議会」という。）の議に付するものとし、協議会の議決を教区会及び教区門徒会の議決とみなす。
２　協議会は、教務所長が招集する。
３　協議会に座長を置き、協議会を構成する者（以下「協議会員」という。）で互選する。
４　協議会は、参事会及び常任委員会を構成する者のそれぞれ半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
５　協議会の議事は、出席協議会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、座長がこれを決する。
（議決事項の告示及び報告）
第１６条　教区会及び教区門徒会で議決した事項については、教務所長がこれを告示し、併せて宗務総長に報告しなければならない。
（議決事項の遵守）
第１７条　教区会及び教区門徒会で議決した事項については、教区内の寺院及び教会並びに僧侶及び門徒は、これを履行し若しくは遵守しなければならない。
２　参事会及び常任委員会で議決した事項についても、前項と同様とする。

第２節　教区会

（組織）
第１８条　教区会は、教区会議員でこれを組織する。
（教区会議員）
第１９条　教区会議員は、教区内における組長（以下「組長議員」という。）及び選挙による者（以下「選出議員」という。）の２つとする。
（選出議員の定数）
第２０条　選出議員の定数は、その教区における寺院及び教会の数が１００までは５人とし、１０１から４００まではその数が３０を加える毎に１人宛を増加し、４０１からはその数が５０を加える毎に更に１人宛を増加するものとする。
（選出議員の選挙）
第２１条　選出議員の選挙に関する事項は、教区会議員選挙条例による。
（任期）
第２２条　選出議員の任期は、３年とする。
２　補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
３　組長議員の任期は、組長の在任中とする。
（失職）
第２３条　教区会議員は、被選挙資格を失ったときは、その職を失う。
（委任）
第２４条　教区会は、その権限に属する事項を、参事会に委任することができる。
（建議）
第２５条　教区会は、教区内の教学施設について、宗務総長及び教務所長に建議することができる。
（諮問）
第２６条　教区会は、宗務総長又は教務所長の諮問があるときは、意見を答申しなければならない。
（議長及び副議長）
第２７条　教区会に議長及び副議長各１人を置き、議員の中からこれを互選する。
２　議長及び副議長の任期は、議員の任期による。
（議長の職務権限）
第２８条　議長は、教区会の秩序を保持し、議事を整理し、教区会を代表する。
（職務代理及び仮議長）
第２９条　議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。
２　議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を互選する。
（説明員）
第３０条　教務所長、次長、主事、主事補、主計及び教務所長の委任を受けた者は、会議に出席して説明をすることができる。

（第七編）教区制

（開会及び閉会）
第３１条　教区会の開会及び閉会は、教務所長がこれを行う。
（席次）
第３２条　議員の席次は、通常会の初めに抽せんでこれを定める。
（定足数及び表決）
第３３条　教区会は、議員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
２　教区会の議事は、出席議員の過半数でこれを決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。
（傍聴・秘密会）
第３４条　教区会の会議は、議長の承認を得た者に限って傍聴することができる。
２　教務所長の要求があったとき、又は会議で議決したときは、秘密会とすることができる。
（会議の停止）
第３５条　教区会の議事で、宗憲その他の諸規則に違反し、宗会の議決に悖り、又は本派の施策に反すると認めたときは、教務所長は、会議を停止し、宗務総長に具状してその指揮を請わなければならない。
（発言の取消及び退場）
第３６条　会議中に、違法の所為をなし、その他議場の秩序を紊し、又は不穏当にわたる言動をする議員があるときは、議長は、制止し、又は発言を取消させることができる。
２　議長の命に従わないときは、退場させ、又は議場に諮って相当の懲戒を加えることができる。
（傍聴人の退場命令）
第３７条　傍聴人で会議の妨害をする者があるときは、議長は、これに退場を命ずることができる。
（議事細則）
第３８条　教区会は、議事細則を定め、教務所長の承認を得てこれを施行することができる。
（書記）
第３９条　教区会に書記若干人を置き、教務所長が所属役員の中からこれを任命する。
（議事録）
第４０条　教区会は、議事録を作成しなければならない。
２　議事録には、出欠議員の氏名及び会議に関する主要な事項を記載して、議長は、署名委員２人と共に、これに連署しなければならない。
（報告）
第４１条　教区会で議決した事項は、議長がこれを教務所長に報告しなければならない。

第３節　教区会参事会

（設置）
第４２条　教区会に参事会を置くことができる。
（組織）
第４３条　参事会は、教区会参事会員（以下「参事会員」という。）で組織し、教区会議長・副議長及び教区会において互選した者がこれに当る。
（定数）
第４４条　教区会において互選すべき参事会員（以下「選出参事会員」という。）の数は、教区内の寺院及び教会数が３００に満たないものは、５人以内、３００以上のものは、７人以内とする。
２　選出参事会員に補充員２人を置き、教区会において互選した者がこれに当たる。
（任期）
第４５条　参事会員の任期は、教区会議員の任期による。
第４６条　参事会員は、任期が満了しても、後任者が就任するまで在任する。
（議長及び副議長）
第４７条　参事会の議長及び副議長は、教区会の議長及び副議長がこれに当たる。
（付議事項）
第４８条　参事会には、次の事項を付議する。
（１）教区会から委任を受けた事項
（２）教区会の議決を経るいとまのない臨時緊急の事項
（３）その他教務所長が必要と認めた事項
２　前項の議決は、次の教区会に報告しなければならない。
（招集）
第４９条　参事会は、会期を定めて、教務所長がこれを招集する。
２　参事会員の半数以上の要求があるときは、教務所長は、参事会を招集しなければならない。
（参事会に関する準用規定）
第５０条　第３３条から第４１条までの規定は、参事会にもこれを準用する。
（参事会員の報告）
第５１条　教務所長は、選出参事会員が定まったとき又はその異動があったときは、遅滞なくその氏名を宗務総長に報告しなければならない。

第４節　教区門徒会

（組織）
第５２条　教区門徒会は、組門徒会において組門徒会員の中から互選された教区門徒会員で組織する。
２　前項の会員の数は、当該教区の組の数の２倍を超えないものとする。
３　教務所長は、組の区域及び寺院及び教会の数

（第七編）教区制

を勘案して、各組門徒会において互選すべき教区門徒会員の定数を定めなければならない。この場合ひとつの組門徒会について３人を超えないものとする。

（組織に関する特例）

第５３条　特別の事情のある教区で、前条の規定によることができないときは、宗務総長の許可を受けて、教区門徒会の組織及びその定数について別に定めることができる。

（教区門徒会員証の交付）

第５４条　教区門徒会員には、教務所長が教区門徒会員証を交付する。

（規約）

第５５条　教区門徒会は、その定数及び運営の方法その他必要な事項について規約を定め、宗務総長の承認を得なければならない。

（資格を有しない者）

第５６条　次の各号に掲げる者は、教区門徒会員となることができない。

（１）未成年者

（２）条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者

（３）破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者

（４）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

（地位の失効）

第５７条　教区門徒会員は、組門徒会員でなくなったときは、その地位を失う。

２　教区門徒会員は、門徒たるの本分に悖り、又は教区門徒会の品位を失墜する行為により、教区門徒会において不適任と決定されたときは、会員の地位を失う。

３　教区門徒会が前項の決定をしようとするときは、出席会員の４分の３以上の多数で決めなければならない。

（任期）

第５８条　教区門徒会員の任期は、３年とする。

２　補欠による教区門徒会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第５９条　教区門徒会に教区門徒会員の互選により、次の役員を置く。

（１）会　長

（２）副会長　１人

（３）常任委員　当該教区の選出参事会員の数

２　会長は、会議の議長となり、議事を整理し、教区門徒会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

４　常任委員は、会長及び副会長とともに常任委員会を組織し、この条例に定める事項を行う。

５　常任委員に補充員２人を置き、教区門徒会において互選した者がこれに当たる。

６　第１項の役員の任期は、教区門徒会員の任期による。ただし、役員の任期が満了しても、後任者が就任するまで、常任委員会に属する事項を行う。

７　参議会議員選挙条例（１９８２年条例公示第３号）第６条の規定による選挙の結果により、新たに役員の選出が必要となったときは、同条例第２０条第２項の規定により、あらためて教区門徒会を招集することなく、当該教区門徒会において直ちに選出することができる。

（教区門徒会員の選定期間）

第６０条　第５２条第１項の規定による教区門徒会員の選定は、新たに選定された組門徒会員の任期が始まる日から教区門徒会員の任期が満了する日の前５日までの間にこれを行わなければならない。この場合、組長は、遅滞なくその結果を教務所長に報告しなければならない。

（名簿の作成及び報告）

第６１条　教務所長は、教区門徒会員及び第５９条第１項の役員の名簿を作成し、宗務総長に報告しなければならない。

２　教務所長は、前項の名簿に異動があったときもまた同様とする。

（常任委員会への委任）

第６２条　教区門徒会は、その権限に属する事項を常任委員会に委任することができる。

（準用規定）

第６３条　第２５条及び第３０条から第４１条までの規定は、教区門徒会にこれを準用する。

第５節　教区門徒会常任委員会

（設置）

第６４条　教区門徒会に常任委員会を置く。

（座長）

第６５条　常任委員会の座長は、教区門徒会の会長がこれに当たる。

（常任委員会に関する準用規定）

第６６条　第４８条から第５０条までの規定は、常任委員会にこれを準用する。

第３章　監事

（監事）

第６７条　教区に監事２人を置く。

２　監事は、教区内の住職又は教会主管者の中から教区会参事会が推薦した者１人及び組門徒会

（第七編）教区制

員の中から教区門徒会常任委員会が推薦した者１人とする。

（任期）

第６８条　教区会参事会が推薦した監事の任期は、教区会議員の任期に準じ、教区門徒会常任委員会が推薦した監事の任期は、教区門徒会員の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

２　補充による監事の任期は、前任者の残任期間とする。

（任務）

第６９条　監事は、毎年教区の会計の歳入及び歳出の決算を監査し、教区会及び教区門徒会に報告する。

第４章　教区教化委員会

（設置）

第７０条　教化基本条例（１９８５年条例公示第４号）第６条第２項に基づき、教化に関する企画、研鑽、その他必要な事業を行うため、各教区に教区教化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第７１条　委員会は、教区教化委員長（以下「委員長」という。）及び教区教化委員（以下「委員」という。）若干人で組織する。

２　委員は、教務所長がこれを委嘱する。

（委員長）

第７２条　委員長は、教務所長がこれに当たり、会務を統理する。

２　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第７３条　委員の任期は、３年とする。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第７４条　委員会は、委員長が招集し、毎年１回以上これを開く。

２　委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

３　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（施行細則）

第７５条　委員会を運営するために必要な事項は、教務所長が教区会及び教区門徒会の議決を経、宗務総長の承認を得て定める。

（達令への委任）

第７６条　この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附　則

１　この条例は、１９９１年7月１日から施行する。

２　１９９１年６月３０日現在、定めていた教区の区域は、この条例によるものとみなす。

３　１９９１年６月３０日現在、存在した教区会及び教区門徒会並びに教区会参事会及び教区門徒会常任委員会は、この条例による教区会及び教区門徒会並びに教区会参事会及び教区門徒会常任委員会とみなす。

４　１９９１年６月３０日現在、在職していた教区会議員、教区会議長及び副議長、教区会参事会員並びに教区門徒会員、教区門徒会長及び副会長、教区門徒会常任委員並びに教区の監事は、この条例による教区会議員、教区会議長及び副議長、教区会参事会員並びに教区門徒会員、教区門徒会長及び副会長、教区門徒会常任委員並びに教区の監事とそれぞれみなし、その任期は、それぞれ従前就任の日から起算するものとする。

５　１９９１年６月３０日現在、教務所長の承認を得て施行していた教区会の議事細則は、この条例による教区会の議事細則とみなす。

６　１９９１年６月３０日現在、宗務総長の承認を得て施行していた教区門徒会の規約は、この条例による教区門徒会の規約とみなす。

７　教務所長は、特に必要と認めたときは、当分の間、第５２条第１項に規定する教区門徒会員のほか、教区内の門徒の中から、教区門徒会にはかって教区門徒会員を選定することができる。この場合の教区門徒会員の任期は、その選定の日にかかわらず、第５２条第１項による教区門徒会員の任期の起算の日からこれを起算する。

８　参議会議員選挙条例（１９８２年条例公示第３号）第８条第２項中「教区制第１３条ただし書」を「教区制第１４条ただし書」に改める。

附　則（１９９７年6月１３日条例公示第９号）抄

この条例は、１９９７年７月１日から施行する。

附　則（２０００年6月２７日条例公示第４号）

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２００５年6月２８日条例公示第１０号）抄

１　この条例は、２００５年7月１日から施行する。

２　２００５年６月３０日現在、宗務総長の承認を得て施行していた各教区の教区教化委員会規程及び教務所長の承認を得て施行していた各組の組教化委員会規程は、この条例による教区教化委員会規程及び組教化委員会規程とみなす。

３　この条例施行の際、現に教区教化委員会及び組教化委員会の委員長及び委員である者は、それぞれこの条例による教区教化委員会及び組教

（第七編）教区制

化委員会の委員長及び委員とみなす。

附　則（２００５年6月２８日条例公示第１１号）抄

この条例は、２００５年７月１日から施行する。

附　則（２００９年6月２９日条例公示第５号）

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０１８年6月２５日条例公示第３号）抄

この条例は、２０１８年７月１日から施行する。

附　則（２０２０年6月２５日条例公示第１号）抄

１　この条例は、２０２０年７月１日から施行する。

２　この条例施行の際、従前の規定による教区は、この条例に定める教区とする。ただし、従前の規定による高山教区及び岐阜教区は、この条例に定める岐阜高山教区とし、従前の規定による日豊教区、久留米教区、長崎教区、熊本教区及び鹿児島教区は、この条例に定める九州教区とする。

附　則（２０２１年６月３０日条例公示第１号）抄

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０２２年6月２８日条例公示第１号）抄

１　この条例は、２０２２年７月１日から施行する。

２　この条例施行の際、従前の規定による奥羽教区、山形教区及び仙台教区は、この条例に定める東北教区とする。

附　則（２０２３年6月３０日条例公示第１号）抄

１　この条例は、２０２３年７月１日から施行する。

２　この条例施行の際、従前の規定による三条教区、高田教区はこの条例に定める新潟教区とし、富山教区、高岡教区はこの条例に定める富山教区とし、小松教区、大聖寺教区はこの条例に定める小松大聖寺教区とする。

附　則（２０２４年6月２８日条例公示第３号）抄

１　この条例は、２０２４年７月１日から施行する。

２　この条例施行の際、従前の規定による京都教区及び長浜教区はこの条例に定める京都教区とする。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第８号）

１　この条例は、２０２４年７月１日から施行する。

２　この条例施行の際、従前の規定による山陽教区及び四国教区は、この条例に定める山陽四国教区とする。

別表　教区の名称

北海道教区	岐阜高山教区
東北教区	大垣教区
東京教区	岡崎教区
新潟教区	名古屋教区
富山教区	三重教区
能登教区	京都教区
金沢教区	大阪教区
小松大聖寺教区	山陽四国教区
福井教区	九州教区

教区制施行条規

〈１９９１年6月２９日達令公示第２５号〉
改正　①２００５年６月２８日達令公示２５
②２０２０年６月２５日達令公示６

（趣旨）
第１条　この達令は、教区制（１９９１年条例公示第８号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。
（備付帳簿及び書類）
第２条　教務所には次の帳簿及び書類を備付けなければならない。
（１）寺院、教会及び僧籍台帳
（２）組長及び諸議員名簿
（３）総代名簿
（４）教区及び組門徒会員名簿
（５）諸施設台帳
（６）各寺院教会別門徒数台帳
（７）門徒資格者台帳
（８）管内図
（９）諸会記録
(10) 学事調査簿
(11) 他宗教派状態調査簿
(12) 事務諸帳簿
(13) 会計諸帳簿
（事務統計）
第３条　教務所長は、年間の事務統計を作成し、翌年３月末日迄に報告しなければならない。
（教務員）
第４条　条例第２条第８号及び第９号の事務を行うため、必要により教務員を置くことができる。
（教務支所）
第５条　教務所長は、教務支所を設置するときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。
２　宗務総長は、教務支所の設置を認めたときは、これを告示するものとする。
（制限）
第６条　条例第１９条の組長議員には、組長事務取扱を含まない。
（定数の異動）
第７条　条例第２０条又は第４４条第１項の規定によって、教区会議員又は教区会参事会員の定数に異動を生じたときは、総選挙を行う場合でなければ、これを増減することができない。
（議員の資格）
第８条　教区会において議員の資格に異議を生じたときは、教区会議員はその資格が決定するまでは、教区会での議席を失わない。
（秘密会）
第９条　条例第３４条第２項の規定により秘密会とする場合は、討論を用いないで、その可否を決しなければならない。
（欠席の届出）
第１０条　教区会議員は、会議に欠席するときは、その理由を具して、議長に届出なければならない。
（議長代行）
第１１条　議長及び副議長が定まるまで、又は仮議長の選挙を行う場合は、教務所長又はその命をうけた教務所員が議長の職務を行う。
（手当）
第１２条　議長、副議長及び議員は、名誉職とし、教区会の決議によって、相当の手当を受けることができる。
（会議停止中の会期満了）
第１３条　条例第３５条により会議の停止中に会期が満了した場合は、更に期日を定めて教区会を招集しなければならない。
（懲戒）
第１４条　条例第３６条第２項の懲戒は、次のとおりとする。
（１）議場で陳謝させること。
（２）議場で譴責すること。
（３）一定の期間出席を停止すること。
（欠員の補充）
第１５条　選出参事会員に欠員を生じたときは、補充員の中から、予め定めた順位により、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。
（準用規定）
第１５条の２　第８条から第１４条までの規定は、教区門徒会に、第１５条の規定は、教区門徒会常任委員に、それぞれこれを準用する。
（教務所長の専決）
第１６条　教区会又は教区会参事会が招集に応ぜず又は不成立のときは、その権限に属する事項について、教務所長は、宗務総長の指揮を受けて専決することができる。
（運営細則）
第１７条　教務所長は、必要と認めるときは、運営細則を定めて、条例第９条に規定する教区会と教区門徒会とを合同して開催することができる。
２　前項の運営細則は、教務所長が、あらかじめ教区会及び教区門徒会の同意を得さらに宗務総長の承認を得て、これを制定するものとする。
（教区会議員及び教区門徒会員の兼務の禁止）
第１８条　教区会議員及び教区門徒会員は、監事

（第七編）教区制施行条規

を兼ねることができない。

（任期に関する特例）

第１９条　監事は、条例第６８条第１項に定める任期が満了した後であっても、後任の監事が就任するまで、なおその職務を行う。

附　則

１　この達令は、１９９１年7月１日から施行する。

２　１９９１年6月３０日現在、教務員であった者は、この達令による教務員とみなす。

３　１９９１年6月３０日現在、宗務総長の承認を得て施行していた運営細則は、この達令による運営細則とみなす。

附　則（２００５年6月２８日達令公示第５号）

この達令は、２００５年7月１日から施行する。

附　則（２０２０年6月２５日達令公示第6号）抄

この達令は、２０２０年7月１日から施行する。

教区会議員選挙条例

〈２０２５年6月２７日条例公示第９号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、教区制（１９９１年条例公示第８号。以下同じ。）第２１条の規定により、教区会の選出議員の選挙について、必要な事項を定める。

（選挙資格）

第２条　住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者は、選挙資格を有する。ただし、住職代務者を置いている寺院の住職又は教会主管者代務者を置いている教会の教会主管者は、選挙資格を有しない。

（被選挙資格）

第３条　選挙資格を有する住職又は教会主管者は、被選挙資格を有する。

（選挙資格を有しない者）

第４条　次の各号に掲げる者は、選挙資格を有しない。

（１）謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者

（２）本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後４年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後２年を経過しない者

（３）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

（被選挙資格を有しない者）

第５条　次の各号に掲げる者は、被選挙資格を有しない。

（１）条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にあった者で、当該選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

（２）宗議会議員、組長又は査察委員であった者で、当該選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

（３）宗議会議員選挙条例（２０２５年条例公示第２号。以下「宗選条例」という。）で定める中央選挙管理委員会及び選挙管理会（以下「教区選管」という。）の委員及びその補充員であった者で、当該選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

（選挙に関する区域）

第６条　住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者は、在職する寺院又は教会が所在する選挙区において、選挙の投票を行うものとする。ただし、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者を務める寺院又は教会が複数の選挙区にわたる場合は、それぞれの選挙区において投票を行うことができる。

２　同選挙区において、数個の寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者を兼ねている者は、その本務である寺院又は教会が所在する投票区において投票しなければならない。

３　宗務役員その他役職により住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者を命ぜられた者は、前２項の規定にかかわらず、その寺院又は教会においては、選挙資格を有しない。

（選挙区）

第７条　選挙は、教区を一選挙区とし、選挙区ごとに行う。

（投票区に関する準用規定）

第８条　投票区については、宗選条例第８条の規定を準用する。

（選挙に関する事務）

第９条　選挙に関する事務は、教区選管が行う。

２　選挙係は、宗選条例第２９条の規定を準用する。

（選挙人名簿の作成）

第１０条　教区選管は、選挙の期日から数えて前２８日を基準日として選挙人名簿を作成しなければならない。

（選挙人名簿に関する準用規定）

第１１条　選挙人名簿については、宗選条例第３０条（作成）第２項から第４項まで、第３１条（閲覧）第１項、第３２条（異議の申立）、第３３条（申立に対する決定）、第３４条（審問院への異議の申立）、第３５条（削除）第１項及び第２項、第３６条（補正）第１項（第２号を除く。）及び第３８条（再作成）並びに第３９条（保存）の規定を準用する。ただし、「当該教区選管を経由する」旨の手続きは除く。この場合においては、「中央選管」とあるは「教区選管」と読み替えるものとする。

（総選挙）

第１２条　総選挙は、議員の任期満了の日の翌日が月曜日以外である場合は直前の月曜日に、月曜日である場合はその日に、これを行う。ただし、特別の事情があるときは、任期満了の日から前後６日以内に行うことができる。

２　前項により総選挙が行われたときの議員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

（第七編）教区会議員選挙条例

（欠員の補充）

第１３条　議員に欠員が生じた場合、教区選管は、その選挙において、宗選条例第１１８条第２項の規定による得票者であって当選人とならなかった者のうちから、得票の順位によって、これを補充するものとする。

（補欠選挙）

第１４条　前条の規定によって、議員の欠員を補充することができないときは、補欠選挙を行う。ただし、議員の欠員の数がその定数の３分の１を超えないとき又は議員の任期満了前の教区制第１２条第１項による教区会が終わった後は、補欠選挙を行わない。

２　第２３条の規定による、選挙及び当選の効力に関する異議申立の期間中又はその申立の繋属中は、補欠選挙を行うことができない。

（再選挙及び選挙の手続きに関する準用規定）

第１５条　再選挙及び選挙の手続きについては、宗選条例第４４条（再選挙）、第４５条（再選挙の手続き）及び第４６条（選挙不能の処置）並びに第４７条（選挙の期日等の告示）の規定を準用する。ただし、「中央選管へ報告する」旨の手続きを除く。

（立候補に関する準用規定）

第１６条　立候補については、宗選条例第４８条（立候補）第１項、同第６項、同第７項、第５０条（候補辞退）及び第５１条（候補者の告示）並びに第５３条（諸届の受付時間）の規定を準用する。ただし、推薦届出及び推薦届出人に関する規定を除く。

（選挙運動に関する準用規定）

第１７条　選挙運動については、宗選条例第５４条（選挙事務長）、第５５条（選挙運動員）、第５６条（事務長及び運動員の届出及び証明）、第５７条（事務長及び運動員の転属禁止及び制約）、第５８条（選挙事務所）、第５９条（選挙運動者）、第６０条（運動の期間）、第６１条（禁止行為）及び第６５条（運動の取締）並びに第６６条（諸届の受付時間）の規定を準用する。ただし、推薦届出及び推薦届出人に関する規定を除く。この場合においては、第５７条第２項第２号の規定は、「宗議会議員、組長、副組長（候補者である者を除く。）及び査察委員」と読み替えるものとする。

（選挙人に対する通知）

第１８条　教区選管は、次の各号に掲げる事項について、選挙の期日から数えて前８日までに、選挙人に通知しなければならない。

（１）候補者の氏名

（２）候補者の所属の寺院又は教会の名称及び所在地

（３）選出すべき議員の定数

（４）投票所及び投票管理者に関する事項（ただし、無投票の場合を除く。）

（５）前各号以外の告示事項

（６）その他教区選管が必要と認めた事項

（投票に関する準用規定）

第１９条　投票については、宗選条例第６７条（選挙の方法）、第６９条（無投票。選挙公報への掲載を除く。）、第８章第２節（直接投票）及び第８章第３節（期日前投票）並びに第８章第４節（郵便投票）の規定を準用する。ただし、候補者である副組長は、投票管理者になることができない。

（開票に関する準用規定）

第２０条　開票については、宗選条例第１０３条（開票及び開票所）、第１０４条（期日）、第１０５条（再投票における開票の期日）、第１０６条（開票の期日及び開票所の変更）、第１０７条（開票開始前の準備）、第１０８条（開票の開始）、第１０９条（開票所の入出及び参観）、第１１０条（開票所の秩序）、第１１１条（直接投票の点検）、第１１２条（期日前投票の点検）、第１１３条（郵便投票の点検）、第１１４条（異状又は違反の取り扱い）、第１１５条（開票及び投票の効力の判定）及び第１１６条（再投票）並びに第１１７条（得票数の発表）の規定を準用する。ただし、「中央選管へ報告する」旨の手続きを除く。

（当選人の決定等に関する準用規定）

第２１条　当選人の決定等については、宗選条例第１１８条（当選人の決定）、第１１９条（当選人の失格。推薦届出人を除く。）、第１２０条（無投票当選）、第１２１条（当選人の告示）及び第１２３条（当選証書の交付）並びに第１２４条（関係文書の保存）の規定を準用する。ただし、第１２０条中「第４３条に定める補欠選挙」とあるは「この条例第１４条に定める補欠選挙」と、第１２１条中「中央選管」とあるは「組織部」とそれぞれ読み替えるものとする。

（選挙録）

第２２条　教区選管は、選挙録を作成し、会長及び開票に立ち会った委員全員並びに選挙管理事務長とともに署名押印するものとする。

（異議申立等に関する準用規定）

第２３条　異議の申立及びその裁決等については、宗選条例第１２５条（異議申立）、第１２６条（選挙及び当選の無効の裁決）及び第１２８条

（第七編）教区会議員選挙条例

（異議申立の処理）の規定を準用する。

（選挙に関する非違及び懲戒の準用規定）

第２４条　選挙に関する非違行為の懲戒については、宗選条例第１２９条（買収、利害誘導及び投票偽造増減等の非違）、第１３０条（選挙の自由妨害等の非違）、第１３２条（虚偽事項の公表等の非違）、第１３３条（役職務利用による非違。第１項ただし書を除く。）、第１３４条（不正郵便投票の非違）、第１３５条（期間外運動の非違）、第１３６条（挨拶行為の非違）、第１３７条（暴力による非違）、第１３８条（事務長、運動員及び選挙事務所の設置に関する非違）、第１３９条（開票所又は投票所の秩序を乱した非違）及び第１４０条（職務違反）並びに第１４１条（非違及び違反事件の処理）の規定を準用する。ただし、第１３３条第２項中「組長、副組長」とあるは「宗議会議員、組長、副組長（候補者である者を除く。）」と読み替えるものとする。

（達令への委任）

第２５条　この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附　則

１　この条例は、２０２５年７月１日から施行する。

２　この条例施行の際、現に教区会議員である者は、この条例により選出されたものとみなし、その任期は従前就任の日から起算するものとする。

３　東日本大震災に伴う教区会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例（２０１３年条例公示第１０号）は、廃止する。

４　教区及び組の改編に関する条例（２０１３年条例公示第４号）第４６条第３項中「教区会議員選挙条例（１９８６年条例公示第８号）第２１条」を「教区会議員選挙条例（２０２５年条例公示第２号）第１３条」に改める。

５　組制（１９９１年条例公示第９号）第３６条第２項を次のように改める。

２　当選人のないときは、再選挙を行う。

教区会議員選挙条例施行条規

〈２０２５年６月２７日達令公示第１１号〉

（趣旨）

第１条　この達令は、教区会議員選挙条例（２０２５年条例公示第９号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項を定める。

（別表及び様式の準用規定）

第２条　条例第１９条の規定による郵便投票を行う選挙人の属する寺院・教会は、宗議会議員選挙条例施行条規（２０２５年達令公示第５号。以下「宗選条規」という。）の別表を準用する。

２　条例第１０条の規定による「選挙人名簿」、条例第１７条の規定による「届済証明書」及び条例第２１条の規定による「当選証書」は、宗選条規に定める様式第１（選挙人名簿）、様式第３（届済証明書）、様式第８（当選証書）の規定を準用する。ただし、様式中「宗議会議員」を「教区会議員」に改めるものとする。

（投票用紙及び封筒）

第３条　投票用紙、投票用封筒及び郵便用封筒は、宗選条規に定める様式第５（投票用紙）、様式第６（投票用封筒）及び様式第７（郵便用封筒）の規定を準用し、教務所がこれを調製するものとする。

附　則

この達令は、２０２５年７月１日から施行する。

教区会の選出議員の任期に関する臨時措置条例

〈２０１９年6月２７日条例公示第７号〉

（目的）

第１条　この条例は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要の厳修にあたり、教区制（１９９１年条例公示第８号。以下同じ。）第２１条に規定する選出議員の選挙を円滑に実施するため、選出議員の任期の満了日及び起算日を調整することを目的とする。

（任期の満了日）

第２条　この条例施行により、２０２０年施行の総選挙による選出議員の任期は、教区制第２２条第１項の規定にかかわらず、２０２２年１２月２３日をもって満了する。

（任期の起算日）

第３条　前条の規定による選出議員の任期満了に伴い、新たに選挙される選出議員の任期は、２０２２年１２月２４日から起算する。

（任期の延長）

第４条　前条の規定の適用を受ける選出議員の任期は、教区制第２２条第１項の規定にかかわらず、２０２６年4月２３日まで延長し満了するものとする。

附　則

この条例は、２０１９年7月１日から施行する。

教区改編に伴う京都教区の選出教区会議員の定数に関する特別措置条例

〈２０２４年6月２８日条例公示第４号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、教区改編に伴い２０２４年７月１日に新たに発足する京都教区（以下「京都教区」という。）における教区会の円滑な運営に資するため、京都教区の選出教区会議員の定数に関する特別措置について定める。

（選出教区会議員の定数に関する特別措置）

第２条　京都教区における選出教区会議員の定数は、教区制（１９９１年条例公示第８号。以下同じ。）第２０条の規定にかかわらず、京都教区発足後最初に招集される教区会の議決を経、宗務総長の承認を得て、これを定めるものとする。

（選出教区会議員の選定に関する特別措置）

第３条　前条の規定により、京都教区の選出教区会議員の定数が定められたときは、教務所長は、教区会議員選挙条例（１９８６年条例公示第８号）第２３条の規定に基づき、期日を定めて選出教区会議員の選挙を行うものとする。

２　前項の規定による選挙が行われたときは、教区制第２２条及び教区及び組の改編に関する条例（２０１３年条例公示第４号）第４６条第１項の規定にかかわらず、現に選出教区会議員である者は、当該選挙における当選人の決定をもってその地位を失う。この場合、新たに選挙される選出教区会議員の任期は、当選の日から起算し、２０２６年4月２３日をもって満了するものとする。

附　則

この条例は、２０２４年7月１日から施行する。

教区青少幼年教化推進本部規程

〈１９９１年6月２９日達令公示第２８号〉

改正　①２０１０年６月２９日達令公示７
②２０１８年６月２５日達令公示１
③２０２５年６月２７日達令公示１２

（設置）

第１条　地方における青少幼年教化の推進をはかるため、教区に教区青少幼年教化推進本部（以下「教区本部」という。）を置くことができる。

（目的）

第２条　教区本部は、青少幼年教化活動の中核となる人材を養成し、その組織活動の拡充強化をはかることを目的とする。

（業務）

第３条　教区本部は、前条の目的を達成するため、教区教化委員会と緊密な連携をとり、次の業務を行う。

（１）青少幼年教化の総合企画及びその実施
（２）青少幼年教化の指導者の養成
（３）青少幼年教化の拠点となるべき施設の設置
（４）青少幼年教化諸団体の掌握及び育成
（５）青少幼年教化に必要な教材の立案及び作成
（６）その他必要な業務

（教区本部長及び教区副本部長）

第４条　教区本部に教区本部長及び教区副本部長を置く。

第５条　教区本部長は、教区教化委員長をこれに充て、主務を掌理する。

２　教区副本部長は、教区教化委員の中から教区本部長が任命し、教区本部長を補佐する。

（指導主任）

第６条　教区本部に、宗務職制（１９９１年条例公示第５号）第３３条に定める教区青少幼年指導主任（以下「指導主任」という。）１人を置く。

２　指導主任は、青少幼年教化に経験を有し、又は特殊な学識若しくは技能を有する者の中から教区教化委員長の推薦により宗務総長が任命する。

３　指導主任は、教区本部長の命を受けて、青少幼年教化推進のための企画・指導その他必要な業務にあたる。

（青少幼年指導員）

第７条　教区本部に青少幼年指導員（以下「指導員」という。）若干人を置く。

２　指導員は、青少幼年教化に練達したる者について、教区本部長の推薦により宗務総長が任命する。

３　指導員は、教区本部長の命を受けて、青少幼年教化の指導にあたる。

４　指導員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

（事務）

第８条　教区本部の事務は、教務所が行う。

附　則

１　この達令は、１９９１年7月１日から施行する。

２　１９９１年６月３０日現在、指導主任及び青少年指導員であった者は、この達令による指導主任及び青少年指導員とみなす。なお、青少年指導員の任期は、従前就任の日から起算するものとする。

附　則（２０１０年6月２９日達令公示第７号）

１　この達令は、２０１０年7月１日から施行する。

２　２０１０年６月３０日現在、指導主任、青少年指導員であった者は、この達令による指導主任及び青少幼年指導員とみなす。なお、青少幼年指導員の任期は、従前就任の日から起算するものとする。

附　則（２０１８年6月２５日達令公示第１号）抄

１　この達令は、２０１８年7月１日から施行する。

２　この達令施行の際、現に指導主任である者は、この達令による指導主任とみなす。

附　則（２０２５年6月２７日達令公示第１２号）

この達令は、２０２５年7月１日から施行する。

（第七編）教区青少幼年教化推進本部規程

青少幼年教化施設の管理運営に関する規程

〈１９９１年6月２９日達令公示第２９号〉

改正　①２００４年6月２８日達令公示１３
②２００５年6月２８日達令公示６
③２０１０年6月２９日達令公示８
④２０１５年6月２６日達令公示９
⑤２０２３年6月３０日達令公示１４

（趣旨）

第１条　この達令は、青少幼年の教化活動のための宿泊施設（以下「施設」という。）及び野営場の管理運営に関する事項について定める。

（名称及び所在地）

第２条　施設の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

（管理及び運営）

第３条　施設の管理及び運営は、当該施設の管轄教区に委託して行い、その規則は、別に定める。

（施設の長）

第４条　施設の長は、当該施設を管轄する教務所長がこれに当たる。

（経費）

第５条　施設の管理及び運営に必要な経費は、施設の長の上申により助成することができる。

（事務所管）

第６条　施設に関する事務は、企画調整局の所管とする。

附　則

１　この達令は、１９９１年7月１日から実施する。

２　１９９１年6月３０日現在、施設の長及び職員であった者は、この達令による施設の長及び職員とみなす。

附　則（２００４年6月２８日達令公示第１３号）

この達令は、２００４年7月１日から施行する。

附　則（２００５年6月２８日達令公示第６号）

この達令は、２００５年7月１日から施行する。

附　則（２０１０年6月２９日達令公示第８号）

この達令は、２０１０年9月１日から施行する。

附　則（２０１５年6月２６日達令公示第９号）抄

この達令は、２０１５年7月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日達令公示第１４号）

この達令は、２０２３年7月１日から施行する。

別表　名称・所在地・管轄教区

名称	所在地	管轄教区
池の平青少幼年センター	新潟県妙高市大字関川２２８３番地	新潟教区

教区緊急事態対策委員会設置に関する達令

〈１９９１年6月２９日達令公示第３０号〉

（設置）

第１条　宗門の緊急事態に対処するため、教区会及び教区門徒会の議決を経て、教区にそれぞれ教区緊急事態対策委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

（報告）

第２条　教務所長は、委員会の組織、運営その他必要な事項を定め、教区会及び教区門徒会の議決を経て、これを委員の名簿とともに宗務総長に報告するものとする。

附　則

１　この達令は、１９９１年7月１日から施行する。

２　１９９１年6月３０日現在、設置されていた委員会は、この達令により設置された委員会とみなす。

組制

〈１９９１年6月２９日条例公示第９号〉

改正　①１９９７年6月１３日条例公示９
②２０００年6月２７日条例公示６
③２００５年6月２８日条例公示１０
④２００５年6月２８日条例公示１１
⑤２００９年6月２９日条例公示７
⑥２０１８年6月２５日条例公示３
⑦２０１８年6月２５日条例公示７
⑧２０２１年6月３０日条例公示１
⑨２０２５年6月２７日条例公示９
⑩２０２５年6月２７日条例公示１７

第１章　総則

（組の構成・運営）

第１条　組は、地方行政区画並びに教学振興及び教化推進の実動の便宜を参酌し、従前から分属された寺院、教会その他の所属団体により構成される地方宗務機関であって、聞法の道場たる寺院及び教会がその機能を発揮して同朋の会を生み出し、念仏者を育む同朋会運動のさらなる展開のための共同教化の単位として、常に同朋の公議公論に基づいて運営されなければならない。

（組の構成の変更）

第２条　合併若しくは分割又は新設等により、組の構成を変更するときは、組会及び組門徒会の議決を経なければならない。

２　前項の議決がなされたときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

第２章　組長の事務

（職務）

第３条　組長は、教務所長の監督を受け、教学振興及び教化推進をはかり、組を統轄代表し、宗門法規によって組の宗務を行う。

２　組長は、第１条の運営理念を尊重し、組の宗務執行の適正を保持するため、組同朋総会を開いて、組の運営に関わる住職・教会主管者、僧侶、坊守及び門徒会員等の意見を広く聴取するものとする。

３　前項の組同朋総会の運営に関する事項は、必要により組ごとに定める。

（副組長等）

第４条　副組長は、組長の職務を補佐するとともに、組長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

２　ひとつの組に２人以上の副組長を置くときは、宗務総長の承認を得なければならない。この場合、組長は前項の職務代理を行う副組長をあらかじめ指名しておくものとする。

３　組長の命を受け組の事務に従事する者が必要なときは、組会に諮って会計又は主事を置くことができる。

（任期及び就任日）

第５条　組長及び副組長の任期は、３年とする。ただし、補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

２　組長及び副組長は、選挙により当選した者が、現任者の任期満了の日の翌日就任する。ただし、補欠による場合は、当選の日とする。

（事務）

第６条　組長は、次の事務を行う。

（１）教化及び学事に関する事項
（２）同朋の会に関する事項
（３）本派に関係のある公益事業及び所属団体に関する事項
（４）諸法規の周知及びその実施に関する事項
（５）諸願、申請、届出に関する事項
（６）本派の選挙に関する事項
（７）風紀及び秩序の維持に関する事項
（８）門徒会に関する事項
（９）賦課金及び教区費に関する事項
(10) 相続講に関する事項
(11) 懇志の奨励に関する事項
(12) 組の施設に関する事項
(13) 組の会議に関する事項
(14) 組の会計に関する事項
(15) 寺院、教会、僧侶、門徒及び寺族に関する事項
(16) 渉外に関する事項
(17) その他必要な事項

（関係書類の整備及び保管）

第７条　組長は、諸法規綴、執務記録、組の会議の記録、会計簿及び証憑類その他重要書類を常に整備し保管しなければならない。

（職印）

第８条　組長及び副組長は、次の様式の職印を調製し、教務所長に届け出て、職務に使用する。

組長（副組長）印　（雛形）

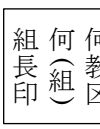

(18㎜平方)

（事務の引継）

第９条　組長が交替したときは、すみやかに副組長の立会により事務の引継をしなければならない。

第３章　組会

（第七編）組制

（構成）
第１０条　組に組会を置き、組内の住職、教会主管者及びその代務者でこれを構成する。
２　前項の構成員を組会員という。
（付議事項）
第１１条　組長は、組会に次の事項を付議する。
（１）教化及び学事の振興に関する事項
（２）組の施設に関する事項
（３）組費の徴収に関する事項
（４）組の予算及び決算に関する事項
（５）懇志の奨励に関する事項
（６）組の規約の制定及び改廃に関する事項
（７）その他必要な事項
（規約の制定）
第１２条　組は、組の規約を定めるときは、組会の議決及び教務所長の承認を得るものとする。
２　組内の寺院、教会及び所属団体は、前項の規約を守らなければならない。
（招集）
第１３条　組会は、毎年１回組長がこれを招集する。ただし、必要のあるときは、臨時にこれを招集することができる。
２　組長は、組会を招集するときは、併せて付議事項を通知しなければならない。
（定足数）
第１４条　組会は、組会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
（代理出席）
第１４条の２　組会員が出席できないときは、代理人を選定し出席させることができる。
２　前項によることができないときは、付議事項に関する賛否及び意見を記した文書の提出をもって、出席に代えることができる。
３　組会員が同組において複数の寺院又は教会の住職、教会主管者又はその代務者である場合、兼務する寺院又は教会においては代理人を選定し出席させることができる。
４　第１項及び前項の代理人は１人とし、次の各号の順序により組会員が選定する。
（１）当該寺院又は教会に所属する教師
（２）当該寺院又は教会に僧籍を有する成年以上の寺族
（３）当該寺院又は教会の成年以上の寺族
５　前項により代理人を選定することができない場合に限り、当該寺院又は教会の責任役員又は総代の中からこれを選定することができる。
（議決）
第１４条の３　組会で議決するときは、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、組長がこれを決する。
（組委員）
第１５条　組会は、組委員を置き、その権限の一部を委任することができる。
２　組委員の数及び委任事項については、組長が定める。
３　組委員は、組長及び副組長の選挙資格を有する者のうちから互選する。
４　組委員の任期は、組長の任期による。

第４章　組門徒会

（組織）
第１６条　組に組門徒会を置き、組門徒会員で組織する。
（目的）
第１７条　組門徒会は、寺院及び教会に所属する門徒の代表として、教化の振興をはかるため、組が行う施策について審議し、組の運営に寄与するとともに相互の連携を深め、同信同朋の実を挙げることを目的とする。
（選定及び報告等）
第１８条　組門徒会員は、組内の寺院又は教会に所属する成年門徒の中から、住職、教会主管者又はその代務者が、門徒総会に諮り若しくは総代と協議してこれを選定する。
２　組門徒会員が、所属する寺院又は教会を移転したときは、その地位を失う。
３　住職、教会主管者又はその代務者は、組門徒会員の氏名、生年月日、住所及び役職を組長に報告しなければならない。
（名簿の作成及び提出）
第１９条　組長は、組門徒会員名簿を作成して、教務所長に提出しなければならない。
（選定に関する特例）
第２０条　特別の事情のある教区で、第１８条の規定によることができない場合は、宗務総長の許可を得て、組門徒会の組織について別に定めることができる。
（定数）
第２１条　組門徒会員の定数は、組内の寺院及び教会の２倍以内とする。
（会員証の交付）
第２２条　教務所長は、組門徒会員に組門徒会員証を交付する。
（任期及び選定期間）
第２３条　組門徒会員の任期は、３年とする。補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
２　寺院・教会は、組門徒会員の任期満了１ヵ月前までに、後任の組門徒会員を選定し、組長に報告しなければならない。

（第七編）組制

（役員及び職務権限）
第２４条　組門徒会に次の役員を置く。
（１）会長
（２）副会長　若干人
（３）常任委員　若干人
２　会長は、組門徒会を代表し、組門徒会の会議を招集し、その議長となる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
４　２人以上の副会長を置く組門徒会にあっては、会長はその職務を代理する副会長をあらかじめ指名しておくものとする。
５　常任委員は、会長及び副会長とともに常任委員会を組織し、組門徒会から委任された事項、組門徒会の運営に関する事項その他必要な事項を処理する。
（定足数及び規約の制定）
第２５条　組門徒会は、組門徒会員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
２　組門徒会は、運営の方法その他必要な事項について規約を定め、組長を経て教務所長の承認を得なければならない。
（準用規定）
第２６条　第１１条の規定は、組門徒会にこれを準用する。この場合、第２４条第２項の規定にかかわらず、組門徒会の招集は、組長がこれを行う。

第５章　組の会計

（組費の賦課徴収）
第２７条　組長は、組会及び組門徒会の議決を経て、組内の寺院及び教会その他の所属団体に対して組に必要な経費を賦課徴収することができる。
（組の経費）
第２８条　組の経費は、前条の組費及び交付金その他をもってこれに充てる。
（会計年度）
第２９条　組の会計年度は、会計条例（１９８８年条例公示第1号）第3条による。
（予算の議決）
第３０条　組の歳入歳出は、毎年予算をもって、組会及び組門徒会の議決を経なければならない。
（補正予算）
第３１条　組長は、組会及び組門徒会の議決を経て、予算を補正することができる。
（予算の報告）
第３２条　前２条の予算は、組長から教務所長に報告しなければならない。
（決算の承認）
第３３条　組長は、予算と同時に、過年度の歳入歳出決算を組会及び組門徒会に提出して、その承認を求めなければならない。

第６章　組長及び副組長の選挙

（選挙資格及び被選挙資格）
第３４条　住職、教会主管者及びその代務者は、組長及び副組長の選挙資格を有する。
２　住職及び教会主管者は、組長及び副組長の被選挙資格を有する。
３　同組において数箇の寺院、教会の住職、教会主管者又はその代務者である者は、本務の場所において前２項による選挙資格及び被選挙資格を有する。
（選挙資格及び被選挙資格を有しない者）
第３５条　条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者、中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、宗議会議員及び査察委員は、組長及び副組長の被選挙資格を有しない。
２　次の各号に掲げる者は、組長及び副組長の選挙資格及び被選挙資格を有しない。
（１）謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者
（２）本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後４年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後２年を経過しない者
（３）破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者
（４）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者
（選挙及び再選挙）
第３６条　選挙は、組長が選挙管理者となって、任期満了の日の前３０日から５日までの間に期日を定めて行う。
２　当選人のないときは、再選挙を行う。
（選挙の方法）
第３７条　選挙は、投票によって行う。
２　組の区域が広範又は交通が不便である場合は、組長は、選挙の都度教務所長の承認を得て、郵便により投票する地域を定めることができる。
（当選人の申告及び報告）
第３８条　組長及び副組長の当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに教務所長にこれを申告しなければならない。
２　前項の報告は、教務所長がこれを宗務総長に報告しなければならない。
（当選証書の交付）

（第七編）組制

第３９条　当選人には、教務所長が当選証書を交付する。

（補欠選挙）

第４０条　組長又は副組長に欠員のできたときは、補欠選挙を行う。

２　当選人の欠けた場合も前項に準ずる。

（組長事務取扱）

第４１条　組長及び副組長がともに欠けたときは、教務所長は、組長事務取扱を置くことができる。

（役務の辞職）

第４２条　組長又は副組長が在任中に、住職又は教会主管者を辞退するときは、先ずその役務を辞するものとする。

第７章　組教化委員会

（設置）

第４３条　教化基本条例（１９８５年条例公示第４号）第６条第２項に基づき、教化に関する企画、研鑽、その他必要な事業を行うため、各組に組教化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第４４条　委員会は、組教化委員長（以下「委員長」という。）及び組教化委員（以下「委員」という。）若干人で組織する。

２　委員は、組長がこれを委嘱する。

（委員長）

第４５条　委員長は、組長がこれに当たる。ただし、必要により、組会員の中から組会及び組門徒会に諮り選定された者を、これに充てることができる。

２　委員長は、委員会の会務を統理する。

３　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第４６条　委員の任期は、３年とする。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第４７条　委員会は、委員長が招集し、毎年１回以上これを開く。

２　委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

３　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（施行細則）

第４８条　委員会を運営するために必要な事項は、組長が組会及び組門徒会の議決を経、教務所長の承認を得て定める。

（達令への委任）

第４９条　この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附　則

１　この条例は、１９９１年7月1日から施行する。

２　１９９１年６月３０日現在、定めていた組の区域は、この条例によるものとみなす。

３　１９９１年６月３０日現在、定めていた組の規約及び組門徒会の規約は、それぞれこの条例により定めたものとみなす。

４　１９９１年６月３０日現在、在職していた組長、副組長及び組委員並びに組門徒会員、組門徒会長及び副会長並びに組門徒会常任委員は、この条例による組長、副組長及び組委員並びに組門徒会員、組門徒会長及び副会長並びに組門徒会常任委員とみなし、その任期は、それぞれ従前就任の日から起算するものとする。

附　則（１９９７年6月１３日条例公示第９号）抄

この条例は、１９９７年7月1日から施行する。

附　則（２０００年6月２７日条例公示第６号）

この条例は、公示の日から施行する。ただし、第３５条第１項の改正については、２００１年７月１日から適用する。

附　則（２００５年6月２８日条例公示第１０号）抄

１　この条例は、２００５年7月1日から施行する。

２　２００５年６月３０日現在、宗務総長の承認を得て施行していた各教区の教区教化委員会規程及び教務所長の承認を得て施行していた各組の組教化委員会規程は、この条例による教区教化委員会規程及び組教化委員会規程とみなす。

３　この条例施行の際、現に教区教化委員会及び組教化委員会の委員長及び委員である者は、それぞれこの条例による教区教化委員会及び組教化委員会の委員長及び委員とみなす。

附　則（２００５年6月２８日条例公示第１１号）抄

この条例は、２００５年7月1日から施行する。

附　則（２００９年6月２９日条例公示第７号）

１　この条例は、公示の日から施行する。

２　この条例施行の際、現に組門徒会の副会長である者は、この条例による組門徒会の副会長とみなす。

３　この条例施行の際、現に教務所長の承認を得て施行していた組門徒会規約は、この条例による組門徒会規約とみなす。

附　則（２０１８年6月２５日条例公示第３号）抄

この条例は、２０１８年7月1日から施行する。

附　則（２０１８年6月２５日条例公示第７号）

この条例は、２０１８年７月１日から施行する。

（第七編）組制

附　則（２０２１年6月３０日条例公示第1号）抄

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第９号）抄

この条例は、２０２５年7月１日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第１７号）抄

この条例は、公示の日から施行する。

組長及び副組長の任期に関する臨時措置条例

〈２０１９年6月２７日条例公示第８号〉

（目的）

第１条　この条例は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要の厳修にあたり、組制（１９９１年条例公示第９号。以下同じ。）第６章に規定する組長及び副組長の選挙を円滑に実施するため、組長及び副組長の任期の満了日及び起算日を調整することを目的とする。

（任期の満了日）

第２条　この条例施行により、２０２０年施行の選挙による組長及び副組長の任期は、組制第５条第１項の規定にかかわらず、それぞれ２０２２年１１月３０日をもって満了する。

（任期の起算日）

第３条　前条の規定による組長及び副組長の任期満了に伴い、新たに選挙される組長及び副組長の任期は、それぞれ２０２２年１２月１日から起算する。

（任期の延長）

第４条　前条の規定の適用を受ける組長及び副組長の任期は、組制第５条第１項の規定にかかわらず、それぞれ２０２６年3月３１日まで延長し満了するものとする。

附　則

この条例は、２０１９年７月１日から施行する。

男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例

〈２０１４年6月２７日条例公示第５号〉
改正　２０２３年6月３０日条例公示５

（趣旨）
第１条　この条例は、女性門徒の積極的な宗政参加による宗門活動の活性化をはかり、もって宗門における男女共同参画を推進するため、普通寺院（以下「寺院」という。）及び教会における女性の組門徒会員の選定促進に係る必要な特別措置について定める。
（女性組門徒会員の選定）
第２条　寺院又は教会は、組制（１９９１年条例公示第９号。以下同じ。）第１８条による組門徒会員の選定において、１人以上の女性を選定するものとする。この場合、組制第２１条及び当該組門徒会規約の規定に関わらず、組門徒会員の定数を組内の寺院及び教会の３倍以内とすることができる
２　組制第２０条の規定により別に組門徒会の組織を定めている組においては、組門徒会員の選定において第１条の趣旨に基づき、当該教務所長は、教区会及び教区門徒会の議決を得て特別措置を定め、宗務総長の承認を得るものとする。
（教区における周知）
第３条　教務所長は、女性組門徒会員の選定が促進されるよう、教区教化委員会又は教区の男女共同参画推進機関と連携して、組長及び組門徒会長並びに寺院及び教会に対して、本条例の趣旨の周知徹底及び環境整備に努めるものとする。
（組における周知）
第４条　組長は、組門徒会長とともに、組内の寺院及び教会に対して本条例の趣旨が伝わるよう、組同朋総会をはじめとした組内のあらゆる機関を通じて周知徹底に努めるものとする。
（条例の効力）
第５条　この条例は、２０２７年3月９日をもって失効する。

附　則

１　この条例は、２０１５年3月１０日から施行する。
２　第２条に規定する組門徒会員の選定手続きは、前項に定める施行日前にこれを行うことができる。

附　則（２０２３年6月３０日条例公示第５号）
この条例は、公示の日から施行する。

組制施行条規

〈１９９１年6月２９日達令公示第３１号〉
改正　①２００９年６月２９日達令公示１２
②２０１８年６月２５日達令公示１２
③２０２０年６月２５日達令公示６
④２０２２年６月２８日達令公示３
⑤２０２３年６月３０日達令公示１５
⑥２０２４年６月２８日達令公示８
⑦２０２５年６月２７日達令公示１３

（趣旨）
第１条　この達令は、組制（以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。
（組の名称）
第２条　組の名称は、別表のとおりとする。
（組の構成）
第３条　組に分属される寺院及び教会は、別に定める。
（関係帳簿の整備）
第４条　組長は、条例第７条に規定する帳簿のほか、次の帳簿を整備しなければならない。
（１）組内の寺院、教会及び僧籍台帳
（２）諸議員名簿
（３）総代名簿
（４）教区及び組門徒会員名簿
（５）諸施設台帳
（６）各寺院教会別門徒数台帳
（７）管内図
（８）学事調査簿
（９）他宗教派状態調査簿
（運営細則）
第５条　組長は、必要と認めるときは、運営細則を定めて、条例第２６条第１項後段に規定する組門徒会について組会と合同して開催することができる。
２　前項の運営細則は、組長が、あらかじめ組会及び組門徒会の同意を得さらに教務所長の承認を得て、これを制定するものとする。
（事務の引継）
第６条　組長が交替するときは、第４条の帳簿及び職印を後任者に引継がなければならない。
（副組長の連署）
第７条　組長が個人の資格で、願、伺等を提出しようとするときは、副組長の連署を要する。
（辞職の手続）
第８条　組長及び副組長が辞職しようとするときは、署名押印した文書をもって教務所長に届け出て、あわせてこれを当該組の組長又は副組長

に通知しなければならない。届出は、教務所長の受理によってその効力を生ずる。ただし、教務所長は、正当な理由なくして届出の受理を拒むことはできない。

２　教務所長は、前項の届出書を受理したときは、余白に受理の日時を記載し、直ちにその旨を本人に通知するとともに、これを当該組の組長又は副組長に通知し、補欠選挙を行うことを求めなければならない。

（異動の報告）

第９条　組内の寺院、教会及び僧侶は、その資格について異動があったときは、遅滞なく組長に報告しなければならない。

（任期に関する準用規定）

第１０条　組の合併若しくは分割又は新設により、新たに選挙された組長及び副組長の任期は、条例第５条第１項ただし書の規定に準ずる。

（選挙会場）

第１１条　組長及び副組長の選挙は、特別の事由がある場合を除き、選挙管理者所属の寺院又は教会においてこれを行うものとする。

（選挙管理者の指定）

第１２条　副組長２人を置く組の組長の補欠選挙の選挙管理者は、教務所長が指定する。この場合、教務所長は、その旨を他の副組長にも通知しなければならない。

（選挙の告知）

第１３条　組長は、選挙の日時を定め少なくとも１５日前に組内の寺院、教会に告知しなければならない。

（選挙人名簿）

第１４条　組長は、選挙を告知した日の現在において選挙人名簿を作成し、前条の告知とともに組内の寺院、教会に送付しなければならない。

２　選挙人名簿作成期日の後選挙資格を失った者があるときは、組長は、直ちに名簿から削除し、あわせてこれを組内の寺院、教会に告知しなければならない。

第１５条　選挙人名簿は、別記第１号様式に準じて作成するものとする。

（名簿訂正の申立）

第１６条　選挙資格を有する者が、選挙人名簿に脱漏又は誤載のあることを発見したときは、選挙の告知をした日から７日以内に組長に訂正を求めることができる。

（申立の決定）

第１７条　組長は、前条の申立を受けたときは、その申立を受けた日から５日以内に審査の上訂正することができる。ただし、その申立が正当でないと判定したときは、その旨を申立人に通告しなければならない。

（名簿の掲示）

第１８条　選挙人名簿は、その選挙が終了するまで組長事務所に掲示しなければならない。

（投票）

第１９条　投票は、組長及び副組長の選挙について、それぞれ別の投票用紙を用いて行い、１人１票とする。

２　投票用紙には、被選挙人の氏名１人を、選挙人自ら記載するものとする。

（投票不能者及び無効投票）

第２０条　名簿に記載されていない者、名簿に記載されていてもその者が選挙の当日選挙資格を有しない者及び名簿に記載されていてもその者が記載されることを得ない者は、投票することができない。

２　所定の投票用紙を用いないもの、投票用紙に被選挙資格を有しない者の氏名を記載したもの、２人以上の氏名を記載したもの及び何人を記載したかを確認し難い投票は無効とする。

（選挙立会人）

第２１条　選挙管理者は、選挙人の中から選挙立会人２人を選定し、投票及び開票に立会させなければならない。

２　選挙立会人が欠けたときは、選挙管理者は、直ちにこれを補充しなければならない。

３　選挙立会人は、正当の事由なくして辞することができない。

（投票用紙）

第２２条　投票用紙は、選挙管理者において調製し、選挙の当日選挙人に交付する。

２　条例第３７条第２項の規定により、郵便により投票する地域と定めた寺院及び教会の住職、教会主管者及びその代務者に対する投票用紙は、第１４条による選挙人名簿とともに本人に送達しなければならない。

（郵便投票）

第２３条　条例第３７条第２項の規定により定められた地域の寺院及び教会の住職、教会主管者及びその代務者は、それぞれの投票用紙に被選挙人１人の氏名を自ら記載し、封筒に入れて封緘し、その裏面に住所、氏名、所属の寺院、教会の名称を記載して、選挙管理者に対し、自ら書留郵便で選挙の当日の午後４時までに到着するよう送達しなければならない。

（開票）

第２４条　投票が終わったときは、直ちに開票するものとする。

（第七編）組制施行条規

（当選人の決定）
第２５条　有効投票の最多数を得た者をもって、当選人とする。副組長２人を置く組においては、最多数を得た者から定める。
２　当選人を定める場合、得票数の同じときは、選挙立会人立会のうえ、選挙管理者がくじで定める。
３　同一人が組長及び副組長に当選したときは、組長に当選したものとし、副組長は、副組長得票の他の最多数を得た者をもって、当選人とする。
４　当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちにこれを本人に通告し、及び教務所長に報告しなければならない。
（当選証書）
第２６条　教務所長は、条例第３９条により当選証書を交付したときは、これを教報又は適当な方法をもって、告示しなければならない。
２　当選証書は、別記第２号様式による。
（代理人への委任）
第２７条　組会員は、条例第１４条の２第１項及び第３項による代理人を出席させるときは、付議事項について代理人に委任することを記した委任状を組長に提出しなければならない。
（組会員への委任の特例）
第２８条　組会員は、条例第１４条の２第２項による出席の場合、付議事項に関する賛否について他の組会員に委任することができる。
（定足数の算定）
第２９条　条例第１４条に定める定足数は、次の各号に掲げる数の合計をもって算定する。
（１）出席している組会員の人数
（２）条例第１４条の２第１項及び第３項による代理人の人数
（３）条例第１４条の２第２項による文書の数
（解釈規定）
第３０条　条例第１４条の３に規定する出席者の議決権は１人につきひとつとし、同組において複数の寺院又は教会の住職、教会主管者又はその代務者である組会員に議決権が複数あると解釈してはならない。
２　前項の規定は、条例第１４条の２第２項による文書の提出においても、これを適用する。
（議決事項の告知）
第３１条　組長は、組会又は組委員で議決した事項を、寺院及び教会に告知しなければならない。

附　則

１　この達令は、１９９１年7月1日から施行する。
２　１９９１年６月３０日現在、教務所長の承認を得て制定された運営細則は、この達令による運営細則とみなす。

附　則（２００９年6月２９日達令公示第１２号）
この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０１８年6月２５日達令公示第１２号）
この達令は、２０１８年７月１日から施行する。

附　則（２０２０年6月２５日達令公示第６号）抄
この達令は、２０２０年７月１日から施行する。

附　則（２０２２年6月２８日達令公示第３号）
１　この達令は、２０２２年７月１日から施行する。
２　この達令施行の際、従前の規定による奥羽教区、山形教区及び仙台教区の組は、この達令に定める東北教区の組とそれぞれみなす。ただし、従前の規定に定める山形教区の組は、この達令に定める山形第１組から山形第１０組までの組とみなす。

附　則（２０２３年6月３０日達令公示第１５号）
１　この達令は、２０２３年７月１日から施行する。
２　この達令施行の際、従前の規定による三条教区、高田教区、富山教区、高岡教区、小松教区及び大聖寺教区の組は、この達令に定める新潟教区、富山教区及び小松大聖寺教区の組とそれぞれみなす。ただし、従前の規定に定める三条教区の第１１組から第１３組までは、この達令に定める中越１１組から中越１３組までの組、高田教区の第１１組から第１３組までは、この達令に定める高田１１組から高田１３組までの組、九州教区の久留米組及び三井東組は、この達令に定める久留米三井組とそれぞれみなす。

附　則（２０２４年6月２８日達令公示第８号）
１　この達令は、２０２４年７月１日から施行する。
２　この達令施行の際、従前の規定による長浜教区及び京都教区の組は、この達令に定める京都教区の組とそれぞれみなす。ただし、従前の規定に定める長浜教区の組は、この達令に定める長浜第１２組から長浜第２４組までの組とみなす。

附　則（２０２５年6月２７日達令公示第１３号）
１　この達令は、２０２５年７月１日から施行する。
２　この達令施行の際、従前の規定による山陽教区及び四国教区の組は、この達令に定める山陽四国教区の組とそれぞれみなす。ただし、従前の規定に定める四国教区の東予組、松山組及び宇和島組は、この達令に定める伊予組、岡崎教区の第３組及び第３０組は、この達令に定める第３組とそれぞれみなす。

（第七編）組制施行条規

別　記

第１号様式（組長・副組長選挙人名簿）

組長・副組長選挙人名簿		教区		組
訂　正	氏　　名	寺院教会の名称	住職等の区分	備　考

備考　１　名簿を訂正したときは、その事由及び訂正の年月日を備考欄に記して押印すること。

２　すべて名簿の訂正は朱書すること。

３　名簿の記載事項の末尾には、次のように記載すること。

年　　月　　日

教区　　組長　氏　　名　　職印

第２号様式（組長・副組長当選証書）

組長（副組長）当選証書

教区　　組

寺住職
教会教会主管者　　氏　　名

右者　　年　月　日　組長（副組長）に当選したことを証する。

年　　月　　日

教務所長　氏　　名　　職印

別表　組の名称

教　区	組の名称
北海道教区	第１組・第２組・南第３組・北第３組・第４組・第５組・第６組・第７組・第８組・第９組・第１０組・第１１組・第１２組・第１３組・第１４組・第１５組・第１６組・第１７組・第１８組・第１９組・第２０組
東北教区	青森県第１組・青森県第２組・青森県第３組・秋田県北組・秋田県中央組・秋田県西組・秋田県南組・山形第１組・山形第２組・山形第３組・山形第４組・山形第５組・山形第６組・山形第７組・山形第８組・山形第９組・山形第１０組・盛岡組・花巻組・気仙組・仙台組・仙南組・会津組・中組・浜組
東京教区	茨城１組・茨城２組・群馬組・栃木組・埼玉組・千葉組・東京１組・東京２組・東京３組・東京４組・東京５組・東京６組・東京７組・東京８組・横浜組・川崎組・三浦組・湘南組・山梨組・長野１組・長野２組・長野３組・長野４組・長野５組・長野６組
新潟教区	第１０組・中越１１組・中越１２組・中越１３組・第１４組・第１５組・第１６組・第１７組・第１８組・第１９組・第２０組・第２１組・第２２組・第２３組・第２４組・佐渡組・第１組・第２組・第３組・第４組・第５組・第６組・第７組・第８組・高田１１組・高田１２組・高田１３組
富山教区	第９組・第１０組・第１１組・第１２組・第１３組・第１組・第２組・第３組・第４組・第５組・第６組・第７組・第８組
能登教区	第１組・第２組・第３浜方組・第３山方組・第４組・第５組・第６組・第７組・第８組・鵜川組・穴水組・第１０組・第１１組・第１２組・第１３組・第１４組
金沢教区	第３上組・第３下組・第４上組・第４下組・第４東組・第５組・第６組・第７組・第８組・第９金沢組・第９河北組・第１０組・第１１組
小松大聖寺教区	第２組・第１組
福井教区	第１組・第２組・第３組・第４組・第５組・第６組・第７組・第８組・第９組・第１０組
岐阜高山教区	高山１組・高山２組・吉城組・清見組・益田組・朝日高根組・荘白川組・第１組・第２組・第３組・第４組・第５組・第６組・第７組・第８組・第９組・第１０組・第１１組・第１２組・第１３組・第１４組・第１５組・第１６組
大垣教区	第１組・第２組・第３組・第４組・第５組・第６組・第７組・第８組・第９組・第１０組・第１１組・第１２組・第１３組・第１４組・第１５組・第１６組・第１７組・第１８組
岡崎教区	第１組・第２組・第３組・第４組・第５組・第６組・第７組・六ツ美組・幸田組・第８組・第９組・第１０組・第１１組・第１２組・第１３組・第１４組・第１５組・第１６組・第１７組・第１８組・第１９組・第２０組・第２１組・高岡組・第２３組・第２４組・第２５組・第２６組・第２７組・第２８組・松平組・第３１組・第３２組・第３３組・第３４組・第３５組
名古屋教区	第１組・第２組・第３組・第４組・第５組・第６組・第７組・第８組・第９組・第１０組・第１１組・第１２組・第１３組・第１４組・第１５組・第１６組・第１７組・第１８組・第１９組・第２０組・第２１組・第２２組・第２３組・第２４組・第２５組・第２６組・第２７組・第２８組・第２９組・第３０組・第３１組・第３２組
三重教区	桑名組・長島組・員弁組・三講組・三重組・四日市組・中勢１組・中勢２組・伊賀組・南勢１組・南勢２組
京都教区	長浜第１２組・長浜第１３組・長浜第１４組・長浜第１５組・長浜第１６組・長浜第１７組・長浜第１８組・長浜第１９組・長浜第２０組・長浜第２１組・長浜第２２組・長浜第２３組・長浜第２４組・敦賀組・山城第１組・山城第２組・山城第３組・山城第４組・山城第５組・近江第１組・近江第２組・近江第３組・近江第４組・近江第５組・近江第６組・近江第７組・近江第８組・近江第９組・近江第１０組・近江第１１組・近江第２５東組・近江第２５西組・近江第２６組・若狭第１組・若狭第２組・丹波第１組・丹波第２組・丹波第３組・但馬組・因伯組・出雲組・石東組・石西組
大阪教区	第１組・第２組・第３組・第４組・第５組・第６組・第７組・第８組・第９組・第１０組・第１１組・第１２組・第１３組・第１４組・第１５組・第１６組・第１７組・第１８組・第１９組・第２０組・第２１組・第２２組・第２３組・第２４組・第２５組・第２６組・第２７組
山陽四国教区	神戸組・第１組・第２組・第３組・第４組・第５組・第６組・第７組・赤穂組・美作組・備中組・備後組・芸備組・安芸北組・安芸南組・東讃第１組・東讃組・中讃組・西讃組・伊予組・阿波組・土佐組
九州教区	宇佐組・豊前中津組・京都組・田川組・大分東組・大分別府組・奥豊後組・日田玖珠組・福岡組・久留米三井組・三井西組・浮羽組・八女組・三潴組・山門西組・山門東組・大牟田三池組・唐津組・長崎組・熊本中組・熊本北組・熊本西組・熊本南組・熊本東組・鹿児島組・宮崎組

（第七編）組制施行条規

紛議調停委員会条例

〈１９９１年6月２９日条例公示第１０号〉

（組織）

第１条　紛議調停委員会（以下「委員会」という。）は、調停委員３人で組織する。

２　委員の互選により調停主任を置き、調停手続を指揮する。

３　調停委員は、教務所長が各事件について指名する。

４　調停主任は、事件を処理するために必要があると認めたときは、委員の意見をきいて２人以内に限り、前項に掲げる者以外の者を調停委員に指名を求めることができる。

（調停）

第２条　教区の寺院、教会の紛議、その他の宗務上の紛議を生じたときは、当事者は、教務所長に対し書面で委員会に調停を請求することができる。

２　教務所長は、紛議を調停に付することが適当と認めるときは、前項によらないで調停に付することができる。

第３条　調停は、当事者の出頭を求めてこれを行う。

２　出頭を求められた者は、故なくしてこれを拒むことはできない。

（利害関係人の参加）

第４条　調停の結果について利害関係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

（調停前の措置）

第５条　委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、調停前の措置として当事者その他の関係人に対して、現状の変更又は、調停の内容たる事項の実現を不能にし、又は著しく困難ならしめる行為の排除を要求することができる。

（調停をしない場合）

第６条　委員会は、事件の性質上調停をするのに適当でないと認めるときは、調停をしないものとして事件を終了させることができる。

（調停の成立）

第７条　調停において、当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとする。

（和解の勧告）

第８条　委員会は、調停の手続中いかなる段階においても当事者に対し和解を試み、又は勧告することができる。

（調停に代る決定）

第９条　委員会は、調停が成立する見込がない場合において、当事者双方のために衡平に考慮し、事件の解決のために必要な調停条件を定めて当事者に送達し、事件の決定をすることができる。

（異議の申立）

第１０条　前条の決定に対しては、当事者又は第４条によって調停に参加した者は、審問院に異議の申立をすることができる。

２　前項の異議の申立の期間は、当事者が決定の告知を受けた日から２０日とする。

３　前項の期間内に異議の申立があったときは、前条の決定はその効力を停止する。

４　第２項の期間内に異議の申立がないときは、その調停が成立したものとする。

附　則

１　この条例は、１９９１年7月１日から施行する。

２　１９９１年６月３０日現在、組織されていた調停委員及び調停主任は、この条例の規定により指名された調停委員及び互選された調停主任とみなす。

３　この条例施行前に生じた事件にも、この条例を適用する。

（第七編）紛議調停委員会条例

査察委員条例

〈１９９１年6月２９日条例公示第１１号〉

改正　①１９９９年６月２５日条例公示５
②２０００年６月２７日条例公示７
③２００５年６月２８日条例公示４
④２００５年６月２８日条例公示１１
⑤２０１８年６月２５日条例公示３
⑥２０２１年６月３０日条例公示１
⑦２０２５年６月２７日条例公示１７

（査察委員の任務）

第１条　査察委員は、本派の風紀秩序を保持し、真宗大谷派宗憲（以下「宗憲」という。）その他の諸規則の完全な実施を確保するために、査察の任に従事する。

（定数及び管轄区域）

第２条　組に査察委員１人を置く。ただし、特に必要があると認める組においてはこれを増すことができる。

２　査察委員の職務を行う区域は、その組内に限らないで所属教区全般に及ぶことができる。

（選挙資格及び被選挙資格）

第３条　住職・教会主管者及びその代務者は、査察委員の選挙資格を有する。

２　住職・教会主管者は、査察委員の被選挙資格を有する。

３　同組において数箇の寺院、教会の住職、教会主管者又はその代務者である者は、本務の場所において前２項による選挙資格及び被選挙資格を有する。

（選挙資格及び被選挙資格を有しない者）

第４条　次の各号に掲げる者は、査察委員の被選挙資格を有しない。

（１）条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者、中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員、宗議会議員、教区会議員並びに組長及び副組長

（２）謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者

（３）懲戒処分を受け、その施行を終わった後４年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後２年を経過しない者

（４）破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者

（５）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった後又は執行を受けることがなくなった後４年を経過しない者

２　次の各号に掲げる者は、査察委員の選挙資格を有しない。

（１）謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者

（２）本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後４年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後２年を経過しない者

（３）破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者

（４）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

（選挙に関する準用規定）

第５条　査察委員の選挙については、組制（１９９１年条例公示第９号。以下同じ。）第３６条、第３７条、第４０条及び第４２条の規定を準用する。この場合においては、組制第４０条及び第４２条に「組長又は副組長」とあるを「査察委員」と読み替えるものとする。

（当選人の報告及び申告）

第６条　査察委員の当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに教務所長に報告しなければならない。

２　教務所長は、前項の報告により当選人を、宗務総長及び審問院監察室（以下「監察室」という。）に申告しなければならない。

（当選証書の交付）

第７条　当選人には、宗務総長が当選証書を交付する。

（任期）

第８条　査察委員の任期は、３年とする。ただし、再選を妨げない。

２　補欠によって当選した者の任期は、前任者の残任期間とする。

（指揮機関）

第９条　査察委員は、監察室の指揮に従う。

（篤信、篤学及び善行者の報告）

第１０条　査察委員は、僧侶、寺族及び門徒のうち、篤信又は篤学若しくは善行が認められる者については、これを教務所長を経て、宗務総長に報告しなければならない。

（非違行為の未然防止）

第１１条　査察委員は、組長及び教務所長と協議して、宗門の秩序維持及び風紀の取締にあたるとともに、非違行為の未然防止に努めなければならない。

（第七編）査察委員条例

２　査察委員は、過誤のあった者に対し懇諭し、その経緯を教務所長を経て、監察室に報告するものとする。

３　査察委員は、施行猶予中の者について監察室から調査を命じられた場合は、教務所長を経て、監察室に文書をもってその結果を報告しなければならない。

（非違行為の申告）

第１２条　査察委員は、僧侶に非違行為があると認められるとき又は次の各号に該当すると認められるときは、すみやかに教務所長を経て、監察室に申告するものとする。

（１）宗憲その他諸規則に違反するとき。

（２）住職、教会主管者及びその代務者として、監督を怠り、所属僧侶及び寺族並びに責任役員及び総代がその責務に反し風紀秩序を乱しているにもかかわらず、適切な処置を行わないとき。

（秘密漏洩の禁止）

第１３条　査察委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

（被提訴事項）

第１４条　査察委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、監察室は、審問院審問室に提訴することができる。

（１）監察室の指揮に従わないとき。

（２）故なく第１２条に定める申告を遅延し又は虚偽の申告をしたとき。

（３）故なく第１２条に定める申告をしなかったとき。

（達令等への委任）

第１５条　この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この条例は、１９９１年7月1日から施行する。

２　１９９１年6月３０日現在、在職した査察委員は、この条例による査察委員とみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。

３　この条例施行前に行われた行為で、この条例の規定に該当するものについては、この条例の規定を適用するものとする。

附　則（１９９９年6月２５日条例公示第５号）

１　この条例は、１９９９年7月1日から施行する。

２　１９９９年6月３０日現在、在職した査察委員は、この条例による査察委員とみなし、その任期は、従前の就任日から起算するものとする。

３　この条例施行前に行われた行為で、この条例の規定に該当するものについては、この条例の規定を適用するものとする。

附　則（２０００年6月２７日条例公示第７号）

この条例は、公示の日から施行する。ただし、第４条第１項の改正については、２００１年７月１日から適用する。

附　則（２００５年6月２８日条例公示第４号）

この条例は、２００５年７月１日から施行する。

附　則（２００５年6月２８日条例公示第１１号）抄

この条例は、２００５年７月１日から施行する。

附　則（２０１８年6月２５日条例公示第３号）抄

この条例は、２０１８年７月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日条例公示第１号）抄

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第１７号）抄

この条例は、公示の日から施行する。

（第七編）査察委員条例

査察委員条例施行条規

〈１９９１年6月２９日達令公示第３２号〉
改正　①１９９９年6月２５日達令公示４
②２００５年9月　１日達令公示１４

（趣旨）
第１条　この達令は、査察委員条例（１９９１年条例公示第１１号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。
（権能濫用の禁止）
第２条　査察委員（以下「委員」という。）は、条例第１条に規定する責務に限らるべきものであって、いやしくも個人の自由及び権利の干渉にわたる等の権能を濫用することとなってはならない。
（増員の手続）
第３条　条例第２条第１項ただし書により、委員２人以上を置く場合は、寺院及び教会の数が４０以上の組であって、組会の議決を経て、宗務総長の認可を受けなければならない。
（職務の連携）
第４条　他組の委員が条例第２条第２項により職務を行う場合又は協力を求めたときは、その組の委員は、これを拒むことはできない。
２　委員が他組において職務を行う場合は、当該組の委員が事件に関係がある場合又は、重要な親族関係がある場合を除くほか、その委員と緊密な連絡を保たなければならない。
（辞職の手続）
第５条　委員が辞職しようとするときは、署名押印した文書をもって教務所長に届け出て、あわせてこれを該当組の組長に通知しなければならない。届出は、教務所長の受理によってその効力を生ずる。ただし、教務所長は、正当な理由なくして届出の受理を拒むことはできない。
２　教務所長は、前項の届出書を受理したときは、余白に受理の日時を記載し、直ちにその旨を本人に通知するとともに、これを当該組の組長に通知し、補欠選挙を行うことを求めなければならない。
（選挙）
第６条　委員の選挙については、組制施行条規（１９９１年達令公示第３１号）第１１条、第１３条から第１８条まで、第２０条から第２４条までの規定を適用する。
（投票）
第７条　投票は、所定の投票用紙をもって行い、１人１票とする。
２　投票用紙には、被選挙人１人の氏名を選挙人自ら記載するものとする。
（当選人の決定）
第８条　有効投票の最多数を得た者をもって、当選人とする。条例第２条第１項ただし書による組においては、最多数を得た者から定める。
２　当選人を定める場合、得票数の同じときは、選挙立会人立会のうえ、選挙管理者がくじで定める。
３　当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちにこれを本人に通告しなければならない。
（当選人の告示）
第９条　教務所長は、条例第６条第１項の報告を受けたときは直ちにその氏名を告示しなければならない。
（当選証書の交付）
第１０条　当選証書の交付は、教務所長を経て行う。
２　当選証書は、別記様式による。
（調査及び調査書の提出）
第１１条　組織部長は、必要と認めるときは、その事項につき、委員に調査及び調査書の提出を求めることができる。
２　前項による調査を求めたときは、その実費を支給することができる。
（委員の招集）
第１２条　宗務総長又は審問院長が必要と認めたときは、教区又は数教区若しくは数箇組の委員を招集して会議を開くことができる。
２　宗務総長が、前項による会議を行うときは、事前に審問院長に諮らなければならない。
３　審問院長が、第１項による会議を行うときは、宗務総長に委員の招集を求めるものとする。
（報告義務）
第１３条　委員は、条例第１０条に規定する事項のほか、官庁又は公共団体から褒賞を受けた者のあるときは、これを速やかに教務所長に報告しなければならない。
２　委員は、条例第１２条に規定する事項のほか、寺院、教会相互の間及び寺院、教会と門徒との間に、紛議を生じたとき又はそのおそれのあるときは、これを速やかに教務所長に報告しなければならない。
（委員の非違行為）
第１４条　僧侶は、委員の行為について疑義があるときは、審問院監察室に申告することができる。
２　門徒は、委員の行為について疑義があるときは、当該教務所長に通報することができる。

附　則

この達令は、１９９１年7月１日から施行する。

（第七編）査察委員条例施行条規

附　則（１９９９年6月２５日達令公示第４号）

この達令は、１９９９年7月１日から施行する。

附　則（２００５年9月1日達令公示第１４号）

この達令は、公示の日から施行する。

様式

第　　号

査察委員当選証書

教区　　組

寺住職

教会教会主管者

氏　　名

上記の者は　　年　　月　　日査察委員に当選したことを証する

年　　月　　日

宗務総長　氏　　名　職印

令和６年能登半島地震に伴う組門徒会員及び教区門徒会員の選定並びに参議会議員の選挙に関する緊急達令

〈２０２４年2月８日緊急達令公示第１号〉

（趣旨）

第１条　この緊急達令は、令和６年能登半島地震に伴う能登教区全域における甚大な被災状況に鑑み、能登教区の組門徒会員及び教区門徒会員の選定並びに参議会議員の選挙の実施に必要な臨時措置について定める。

（組門徒会員及び教区門徒会員の任期延長の特例）

第２条　この緊急達令施行の際、現に能登教区の組門徒会員及び教区門徒会員である者は、組制（１９９１年条例公示第９号）及び教区制（１９９１年条例公示第８号）の規定に関わらず、その任期を３年延長する。

２　組門徒会の会長、副会長及び常任委員並びに教区門徒会の会長、副会長、常任委員及び監事についても、前項同様とする。

（参議会議員選挙の特例）

第３条　参議会議員選挙条例（１９８２年条例公示第３号。以下同じ。）第８条に定める参議会議員選挙のための教区門徒会を招集できないと能登教務所長が判断したときは、参議会議員選挙条例の規定に関わらず、現に参議会議員の職にある者を当選人とみなす。

２　前項の場合、能登教務所長は、参議会議員選挙条例第２２条及び第２３条に規定する手続きを行わなければならない。ただし、同第２４条に規定する選挙録は作成しないものとする。

附　則

この緊急達令は、公示の日から施行する。

審問条例

〈１９９９年6月２５日条例公示第７号〉

改正　①２０００年６月２７日条例公示８
②２００７年６月２８日条例公示５
③２０２１年６月３０日条例公示１
④２０２５年６月２７日条例公示１０

第１章　申告、調査及び提訴

（この条例の目的）

第１条　この条例は、非違行為の申告事件及びその他の条例による異議申立事件について、事案の真相を明らかにし、適正な審問に基づき、判定又は裁決を行うことを目的とする。

（申告）

第２条　僧侶は、非違行為があると認めたときは、審問院監察室（以下「監察室」という。）に申告することができる。

２　教務所長、組長及び査察委員は、その管内又はその職務を行う区域に非違行為があると認めたときは、監察室に申告しなければならない。

３　門徒は、僧侶に非違行為があると認めたときは、当該教区の査察委員に通報することができる。

４　申告者は、次に掲げる事項を記載し、署名捺印した申告書を提出しなければならない。

（１）申告年月日

（２）申告者の氏名、生年月日、住所、僧籍及び身分

（３）被申告者の氏名、住所、僧籍及び身分

（４）事実

（５）証憑

（申告書の不受理）

第２条の２　前条第４項に規定する申告の要件を欠いた申告書については、監察室は監事の合議により、当該申告書を受理しないで返却することができる。

（監事の選定）

第３条　非違行為の容疑についての事情聴取及び調査は、事件ごとに審問院長が指名した監事がこれを行う。ただし、必要により、複数の監事を指名することができる。

（監事の調査）

第４条　前条により指名された監事は、直接事実を調査するとともに証憑を収集し、被申告者に出頭を命じて事情聴取を行うものとする。

２　前項の調査又は収集のため必要と認めたときは、監事は事件の関係者に出頭を求め、事件に関係のある書類及び物件の提示又は提出を命ずることができる。

３　前２項の出頭又は提示若しくは提出を求められた者は、正当な事由なくして、これを拒むことができない。

４　前項の出頭を命じられた者が、正当な理由なくしてこれを拒んだときは、監察室は監事の合議により、第２０条に規定する告示送達の手続きを準用することができる。

５　監事は、必要により出張して調査及び事情聴取を行うことができる。

（調書の作成）

第５条　監事は、前条第１項により聴取した事情の内容を記載した調書を作成したときは、これを読み聞かせた上、署名捺印を求めることができる。

２　被申告者は、自己に不利益な供述及び前項の署名捺印を拒むことができる。

３　監事は、事件の関係者の供述を記載した調書を作成したときは、これを読み聞かせた上、署名捺印を求めることができる。

４　事件の関係者は、前項の署名捺印を拒むことができない。

（提訴・不提訴の決定と処理）

第６条　提訴又は不提訴の決定は、監事の合議によるものとする。

２　不提訴と決定した場合、監察室は、申告者にその理由を記載した文書を送付し、被申告者に対してはその旨を通知しなければならない。

（監察室の提訴）

第７条　前条の決定により提訴を行う場合は、次の事項を記載した提訴状を作成し、審問院審問室（以下「審問室」という。）に提出しなければならない。

（１）提訴の年月日

（２）被申告者の氏名、生年月日、住所、僧籍及び身分

（３）提訴の事由

（４）調査・監察の記録

（５）懲戒の内容と量刑

（６）懲戒適用の根拠条文

（７）担当監事の氏名

２　前項の提訴状には、申告書、調書及び証憑を添付するものとする。

（提訴の取下）

第８条　監察室は、提訴の後、初審の判定があるまでは、監事の合議によりその提訴を取り下げることができる。

２　前項の取下は、文書によってしなければならない。

（第八編）審問条例

第２章　補佐人

（補佐人の選定）

第９条　被申告者又は異議申立人は、補佐人１人を定めて審問期日において意見の陳述をさせることができる。

２　補佐人を定めたときは、連署の上、あらかじめ審問会に届け出なければならない。

３　年齢満１４歳以上、２０歳に満たない僧侶を被申告者とする審問会においては、必ず補佐人１人を定めるものとし、当該被申告者が所属する寺院住職又は教会主管者若しくはその代務者又はそれに準ずる者がこれにあたる。

（補佐人の資格）

第１０条　被申告者又は異議申立人は、次の各号に掲げる者を補佐人とすることができない。

（１）教師でない者

（２）謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者

（３）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

第３章　審問手続並びに判定及び裁決

（審問会の開設）

第１１条　審問院長は、第７条に規定する提訴があったときは、３人の審事で構成する審問会を開設しなければならない。

２　審問院長は、その他の条例に基づく異議の申立があったときも前項同様とする。

３　前２項の３人の審事は、審問院長がこれを指名し、互選により審問長を決める。

（審事の除斥）

第１２条　審事は、当事者との間に親族関係又は直接の利害関係があるときは、その事件に関する審問会の審事となることができない。

（忌避の申立）

第１３条　監事又は被申告者若しくは異議申立人は、前条により審事が除斥されるべきとき、又は不公平な判定乃至裁決をするおそれがあるときは、その理由を具して、審問院長に忌避の申立をすることができる。

（忌避の決定）

第１４条　審問院長は、前条の忌避の申立があったときは、当該審事を除く他の審事全員の合議に付し、これを決定しなければならない。

（提訴状又は異議申立書の送達）

第１５条　審問会は、受理した提訴状又は異議申立書の謄本を被申告者又は相手方に送達しなければならない。

（審問期日前の準備）

第１６条　審問長は、必要と認めたときは、審問期日の前においても、事件の関係者を招喚し並びに必要書類及び物件の提示又は提出を命ずることができる。

（審問期日の決定及び通知）

第１７条　審問長は、審問期日を定め、被申告者又は異議申立人及び相手方、監事及び補佐人に通知しなければならない。

（審問期日の猶予期間）

第１８条　審問期日の通知及び招喚は、少なくともその期日及び招喚の７日前までに、行わなければならない。ただし、被申告者又は事件の当事者及び事件の関係者が同意したときは、この限りでない。

（審問期日変更の申立）

第１９条　事件当事者は、審問期日の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに審問長に対しその事由を付して、期日の変更を請求しなければならない。

２　審問長は、前項の事由が正当と認めたときは、その期日の変更を許可し、その事由が正当でないと認めたときは、その請求を却下しなければならない。

（送達）

第２０条　送達は、配達の証明を確認することができる郵便によってこれを行う。

２　事件の当事者の住所、居所その他送達する場所の知れないとき又は当事者が送達を拒否したときは、審問長は告示送達することができる。

３　告示送達は、宗務所の掲示場に掲示してこれを行い、告示の日の翌日から２０日を経過した日をもって送達したものとみなす。

（招喚）

第２１条　審問期日には原則として、事件の当事者を招喚してこれを行う。

２　事件の当事者は、正当な事由のない限り、前項の招喚に応じなければならない。

３　当事者が招喚に応ずることができないとき又は正当な事由なくして招喚に応じないときにおいても審問期日を開くことができる。

（初審冒頭手続）

第２２条　審問長は、第１回の審問期日の初めにおいて、事件の当事者であることに相違ないことを確かめるための尋問を行わなければならない。

２　監事は提訴状を、異議申立人は異議申立書をそれぞれ朗読しなければならない。

３　審問長は、被申告者又は相手方に対して、事

（第八編）審問条例

件について意見を陳述する機会を与えなければならない。

（傍聴の禁止）

第２３条　審問会は審問期日における傍聴を禁ずることができる。

（証人尋問）

第２４条　審問会は、事件の関係者を証人として期日に呼び出し、これを尋問することができる。

２　前項の関係者は、正当な事由のない限り、その呼び出しや尋問に応じなければならない。

（審問期日の調書）

第２５条　録事は期日ごとに調書を作成しなければならない。

２　前項の調書は、次の各号に掲げる事項を記載し、担当審事並びに録事が署名捺印しなければならない。

（１）審問期日を開いた年月日

（２）出頭した当事者、補佐人及び立会監事の氏名

（３）出頭した証人の氏名及び住所並びにその証言内容

（４）出頭した当事者又は補佐人が意見を陳述したときはその要旨

（５）提出された証憑又はその写しの明細

（６）審問長又は審事が記載を命じた事項

（７）審事の氏名

（８）録事の氏名

３　審問長が必要と認めたときは、前項の審問期日の調書を作成するために、テープレコーダー等を使用して録音することができる。

（判定及び裁決並びにその送達）

第２６条　審問が終了したときは、３人の審事の合議により、非違行為の申告事件については判定を、その他の条例による異議申立事件については裁決を行う。

２　判定及び裁決については、構成員３人の審事が署名捺印した判定書及び裁決書の原本を作成し、その謄本を事件の当事者に手交又は送達しなければならない。

（判定書及び裁決書）

第２７条　判定書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）被申告者又は異議申立人の氏名、生年月日、住所、僧籍及び身分

（２）主文

（３）理由及び適用条項

（４）施行猶予の者は、その期間

（５）作成の年月日

（６）関与した審事の氏名

（７）立会監事の氏名

２　裁決書には前項第１号乃至第３号、第５号及び第６号に掲げる事項を記載しなければならない。

（録事）

第２８　審問室及び監察室において調書又は記録を作成するときは、録事を置くことができる。

２　録事は、審問院組織条例（１９９１年条例公示第１２号）第１２条第１項に掲げる宗務役員のなかから、その都度審問院長が指名する。

第４章　上告審

（判定及び裁決に対する不服申立）

第２９条　非違行為の申告事件の初審の判定に対し不服のある監察室又は被申告者は、判定書の謄本の手交又は送達を受けた日の翌日から２０日以内に、審問室に上告することができる。

２　その他の条例による異議申立事件の裁決に対しては不服の申立ができない。

（上告状）

第３０条　前条第１項による上告は、次の各号に掲げる事項を記載した上告状を審問室に提出しなければならない。

（１）上告の年月日

（２）上告人の氏名並びに住所、僧籍及び身分ただし、上告人が監察室の場合はこの限りでない。

（３）初審の判定主文

（４）判定書の作成年月日

（５）判定した審事の氏名

（６）上告事由及び証憑

（上告審の審問会）

第３１条　審問院長は、前条の上告があったときは、その初審に関与しなかった３人の審事で構成する審問会を開設しなければならない。

２　審事の定数の関係上、除斥又は忌避により、前項の構成ができないときは、初審に関与した審事を構成員とすることができるが、この場合必要最小限にとどめなければならない。

（上告の取下）

第３２条　上告は、その判定があるまでは、これを取り下げることができる。

２　前項の取下は、文書によってしなければならない。

３　上告の取下をした者は、その事件について、更に上告をすることができない。

（審問会の判定）

第３３条　上告審の審問会は、上告の理由があると認めたときは、初審の判定を取り消して自ら判定を行い、上告の理由がないと認めたときは、上告棄却の判定を行う。

２　前項の判定に対しては不服の申立ができない。

（第八編）審問条例

（準用規定）
第３４条　上告審の審問手続については、別段の規定あるものを除き、初審に関する規定を準用する。

第５章　再審

（再審の理由）
第３５条　非違行為の申告事件について判定が確定した後においても、次の各号に掲げる事項を理由として、再審の請求をすることができる。
（１）確定した判定に事実の誤認があったと認められるとき。
（２）懲戒条例（１９９１年条例公示第２８号。以下同じ。）第４６条、第４７条及び第４８条によって懲戒処分を受けた者が、国法に基づく再審によってその内容に変更を生じたとき。
（再審請求権者）
第３６条　再審の請求は、次の各号に掲げる者がこれをすることができる。
（１）監察室
（２）懲戒処分の判定を受けた者
（３）前号の者が死亡している場合は、その配偶者及び２親等以内の親族
（再審請求の方法）
第３７条　再審の請求は次の各号に掲げる事項を記載した再審請求書を審問室に提出して行わなければならない。
（１）再審請求の年月日
（２）再審請求者の氏名並びに住所、僧籍及び身分　ただし、再審請求者が監察室の場合はこの限りでない。
（３）確定した判定主文
（４）判定書の作成年月日
（５）判定した審事の氏名
（６）再審事由及び証憑
（再審の審問会）
第３８条　審問院長は、再審の請求があったときは、５人の審事で構成する審問会を開設しなければならない。
（審問会の判定）
第３９条　再審の審問会は、再審の理由があると認めたときは確定判定を取り消して自ら判定を行い、再審の理由がないと認めたときは再審請求棄却の判定を行う。
２　前項の判定に対しては不服の申立ができない。
（再審の取下）
第４０条　再審の請求は、これを取り下げることができる。
２　前項の取下は、文書によってしなければならない。
３　再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によっては、更に再審の請求をすることができない。
（再審の不再理）
第４１条　再審の請求に対して判定が行われたときは、再び再審を請求することができない。
（準用規定）
第４２条　再審の審問手続については、別段の規定あるものを除き初審に関する規定を準用する。

第６章　判定及び裁決後の処置

（判定の確定）
第４３条　非違行為の申告事件については、初審の判定はその判定書が被申告者に手交又は送達された日の翌日から２０日の経過をもって確定し、上告審の判定は、その判定書が被申告者に手交又は送達された日をもって確定する。
２　再審の判定の確定については、前項に定める上告審の判定の確定に関する規定を準用する。
（裁決の確定）
第４４条　その他の条例による異議申立事件の裁決は、その裁決書が事件当事者に宛てて発送された日をもって確定する。
（判定及び裁決の報告）
第４５条　審問院長は、判定及び裁決が確定したときは、速やかに判定書又は裁決書の謄本を添えて宗務総長に報告しなければならない。
２　宗務総長は、前項の判定の報告を受けたときは、次に掲げる事項を宗務所の掲示場に１０日間掲示し、機関誌「真宗」に掲載し、更に当該教務所長に通報し、適切な処置を講ずるよう指示しなければならない。
（１）懲戒処分を受けた者の氏名、僧籍及びその身分
（２）懲戒の量刑
（３）施行猶予の場合、その期間
３　宗務総長は、第１項の裁決の報告を受けたときは、当該関係者及び関係機関に対し適切な処置を講じなければならない。
（懲戒施行猶予中の者の監察）
第４６条　懲戒条例第２０条による懲戒施行猶予中の者に対する監察は、監察室がこれを行うものとする。
２　監察室は、前項の監察について施行猶予中の者が所属する組又は教区の査察委員から報告を求めることができる。
（施行猶予取消の申立）
第４７条　監察室は、監事の合議により施行猶予の取消に該当すると決定したときは、審問室に懲戒施行猶予取消の申立を行う。
２　前項の申立がなされた場合は、審問院長が指

（第八編）審問条例

名した３人の審事の合議により施行猶予を取り消すか否かを決定する。

３　前項の決定に先立ち当該関係者又は当該施行猶予中の者から事情聴取することができる。

４　審問室は、第２項の決定を監察室及び当該施行猶予中の者に通知しなければならない。

５　第2項の決定に対しては不服の申立ができない。

（施行規則の制定）

第４８条　審問院は、審問手続の適正をはかるため、必要な規則を院達をもって定める。

２　前項の院達には、申告者及び被申告者が行うべき必要な手続きについて定めるものとする。

附　則

１　この条例は、１９９９年7月１日から施行する。

２　この条例施行の際、現に審問院で取り扱われている事件は、この条例によるものとする。

３　第５章に規定する再審の請求は、この条例施行の際、すでに確定判定となっているものについても適用する。

附　則（２０００年6月２７日条例公示第８号）

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２００７年6月２８日条例公示第５号）

この条例は、２００７年7月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日条例公示第１号）抄

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第１０号）

この条例は、公示の日から施行する。

審問手続きに関する細則

〈２００２年１０月１日院達第１号〉
改正　①２０２５年5月３０日院達１

第１章　送達に関する補足

（趣旨）

第１条　この院達は、審問条例（１９９９年条例公示第７号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

（被申告者への提訴状の送達）

第２条　条例第１５条に定める被申告者への提訴状の謄本の送達には、申告書の謄本を除き、調書及び証憑の謄本を添付するものとする。

（告示内容）

第３条　条例第２０条第３項に定める提訴状又は異議申立書及び条例第２６条第２項に定める判定書又は裁決書の告示送達は、審問院審問室が送達すべき書類を保管し、告示送達の期間、いつでも送達を受ける者に交付する旨を掲示するものとする。

第２章　上告状並びに異議申立書の提出

（上告状の提出）

第４条　条例第３０条に定める上告状の提出は、被申告者が手交又は郵便により行わなければならない。

２　被申告者が上告状を手交により提出したときは、審問室は当該上告状の受付証明書を発行する。

３　被申告者が上告状を郵便により提出しようとするときは、到達の期日が確認できる方途で行わなければならない。

（異議申立書の提出）

第５条　その他の条例に定める異議申立書の提出は、申立人が手交又は郵便により行わなければならない。

２　申立人が異議申立書を手交により提出したときは、審問室は当該異議申立書の受付証明書を発行する。

３　申立人が異議申立書を郵便により提出しようとするときは、到達の期日を確認できる方途で行わなければならない。

第３章　宗務役員を被申告者とする申告事件

（宗務役員に対する申告書の取り扱い）

第６条　宗務役員を被申告者とする申告事件について、監察室がその事実を調査・監察した結果、監事の合議により宗務役員懲戒委員会に付すべきであると判断したときは、提訴を猶予して、当該申告書を監察室から総務部長に送致することができる。

２　前項により申告書を総務部長に送致したときは、その事由を記載した文書を申告者に送付するとともに、被申告者にその旨を通知するものとする。

３　宗務役員を被申告者とする申告事件について審問会が開設されたときは、審問長はその旨を文書でもって総務部長に通知するものとする。

第４章　補　則

（傍聴人）

第７条　傍聴人は、僧侶に限る。

（細則の変更）

第８条　この細則を変更しようとするときは、審問院を構成する審問院長並びに審事及び監事の全員が出席した会議において、全会一致の議決を得なければならない。

附　則

この院達は、２００２年１０月１日から施行する。

附　則（2025年5月30日院達第１号）

１　この院達は、２００２年１０月１日から施行する。

２　この院達施行の際、既に行われている告示送達は、なお従前の例とする。

（第八編）審問手続きに関する細則

～第１０編　僧侶・教師～

僧侶条例

〈１９９１年6月２９日条例公示第１６号〉

改正　①２０００年７月　３日条例公示１４
②２００１年６月２９日条例公示９
③２００５年６月２８日条例公示１１
④２０１６年６月２４日条例公示８
⑤２０２１年６月３０日条例公示１
⑤２０２５年６月２７日条例公示１７

第１章　総則

（僧侶の本分）

第１条　僧侶は、専ら仏祖に奉仕し、宗義を研修し、教法を宣布するを本分とする。

（宗費の負担）

第２条　僧侶は、別に定めるところにより、宗費を負担しなければならない。

（僧侶の責務）

第３条　僧侶は、住職又は教会主管者に従い、その属する普通寺院（以下「寺院」という。）又は教会の興隆発展に努めなければならない。

第２章　得度

（得度願）

第４条　得度を出願する者は、その所属する寺院又は教会を定め、住職又は教会主管者の同意を得なければならない。ただし、内事僧籍簿に登載すべき者の得度並びに僧籍に関する事項については、別に定める。

（誓約事項）

第５条　得度を出願する者は、次の事項を誓約しなければならない。

（１）仏祖を崇敬し、教法を研修聞思すること。

（２）真宗本廟を崇敬し、本廟奉仕に努めること。

（３）宗規を遵守し、宗門並びに寺院、教会の興隆に努めること。

（欠格）

第６条　次の各号のいずれかに該当する者は、得度式を受けることができない。

（１）年齢満９歳に満たない者

（２）破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者

（３）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

（４）その他調査の上、不適当と認められた者

（得度考査）

第７条　得度出願者には、別に定めるところにより、考査を行う。

（度牒、法名及び登録）

第８条　得度式を受けた者には、度牒及び法名を授け、これを僧籍簿に登録する。

（転属）

第９条　他派から本派に転属した者には、別に得度式を行うことなく僧籍簿に登録し既度牒を授ける。

２　前項の場合においては、第４条乃至第６条の規定を準用する。

第１０条　他宗から本派に転属しようとする者は、その属する宗派の僧籍を離れ、新たに得度式を受けなければならない。

第３章　僧籍

（僧籍）

第１１条　僧籍は、寺院又は教会に置く。ただし、第４条ただし書に該当する者については、別に定めるところによる。

（僧籍簿）

第１２条　僧籍簿は、寺籍簿又は教会籍簿に併置する。

（前住職・前教会主管者）

第１３条　前任の住職又は前任の教会主管者であって、当該寺院又は教会に僧籍を有する者は、これを前住職又は前教会主管者と称する。ただし、その者が重懲戒に処せられたときは、この限りでない。

２　懲戒処分により住職又は教会主管者の役職を罷免された者及び住職又は教会主管者を差免された者は、前項本文の規定を適用しない。ただし、その者が再度住職又は教会主管者に任命され、懲戒処分及び差免以外の理由により退任した場合は、その退任の日をもって前項本文の規定を適用する。

（衆徒）

第１４条　住職、前住職、教会主管者及び前教会主管者以外の僧侶は、これを衆徒と称する。

（死亡届等）

第１５条　改姓名又は死亡したときには、これを証明する書類を添えて遅滞なく宗務総長に届出なければならない。

（所属移転）

第１６条　僧侶がその所属を移転しようとするときには、双方の住職又は教会主管者の同意を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

２　前項の者が住職、教会主管者又は候補衆徒である場合には、住職、教会主管者又は候補衆徒

（第十編）僧侶条例

を辞してからでなければならない。

（帰俗・転派）

第１７条　帰俗又は転派しようとする者は、その事由を具して宗務総長の承認を得なければならない。

（僧籍削除）

第１８条　次の各号のいずれかに該当するものは、その僧籍を削除する。

（１）死亡した者又は失踪の宣告を受けた者

（２）帰俗又は転派を承認された者

（３）除名の処分を受けた者

（４）本派に僧籍ある者が更に他宗派の僧侶となった者

（５）他宗派の僧侶であって、更に本派の得度式を受けた者

（６）事実をいつわって得度式を受けた者

第１９条　次の各号のいずれかに該当するときは、その僧籍を削除することができる。

（１）５年以上その属する寺院又は教会を離れて、その所在を明らかにせず、かつその旨を告示した後６ヵ月以内にこれを届出ないとき。

（２）他宗派の寺院又は教会に居住し、若しくは本派の僧侶としてその実のないとき。

第２０条　僧籍削除を受けた者が、これに対して異議あるときは、審問院に異議の申立をすることができる。ただし、通告を受けた日から３ヵ月を経過したときは、この限りでない。

（達令への委任等）

第２１条　この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この条例は、１９９１年６月３０日から施行する。

２　僧侶条例（１９４８年条例第２４号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

３　この条例施行の際、現に僧侶である者は、この条例による僧侶とみなす。

４　この条例施行の際、現に存する僧籍簿は、この条例による僧籍簿とみなす。

５　この条例施行の際、現に授けられている度牒、既度牒及び法名は、この条例による度牒、既度牒及び法名とみなす。

６　この条例施行の際、現に前住職、前教会主管者及び衆徒である者は、この条例による前住職、前教会主管者及び衆徒であるものとみなす。

７　この条例施行の際、現に提出されている申請書、願書及び届は、この条例による申請書、願書及び届とみなす。

８　この条例施行の際、現に旧条例第２０条第１号による告示は、第１９条第１号による告示とみなし、その期間については従前通告した日から起算する。

９　この条例施行の際、現に旧条例第２１条による異議申立は、この条例による異議申立とみなし、その期間については従前通告を受けた日から起算する。

10　開教条例（１９８９年条例公示第５号）第５条第２項中「僧侶条例（１９４８年条例第２４号）」を「僧侶条例（１９９１年条例公示第１６号）」に改める。

11　被包括関係設定に関する特別措置条例（１９８８年条例公示第８号）第１条中「僧侶条例（１９４８年条例第２４号。以下同じ。）」を「僧侶条例（１９９１年条例公示第１６号。以下同じ。）」に改める。

附　則（２０００年7月3日条例公示第１４号）

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２００１年6月２９日条例公示第９号）

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２００５年6月２８日条例公示第１１号）抄

この条例は、２００５年７月１日から施行する。

附　則（２０１６年6月２４日条例公示第８号）

１　この条例は、公示の日から施行する。

２　この条例施行の際、現に前任の住職又は教会主管者であって、重懲戒に処せられた経歴を持つ者及び住職又は教会主管者を差免された経歴を持つ者の呼称は、なお従前の例による。

附　則（２０２１年6月３０日条例公示第１号）抄

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第１７号）抄

この条例は、公示の日から施行する。

（第十編）僧侶条例

教師条例施行条規

〈１９９１年6月２９日達令公示第３５号〉

改正　①１９９４年６月２８日達令公示８
②１９９６年３月　６日達令公示４
③２０００年６月２７日達令公示５
④２００３年６月２８日達令公示６
⑤２００５年６月２８日達令公示８
⑥２００８年６月２７日達令公示６
⑦２０１０年６月２９日達令公示９
⑧２０１３年６月２８日達令公示８
⑨２０１７年６月２８日達令公示７
⑩２０２０年１月　９日達令公示１
⑪２０２１年１月１４日達令公示１
⑫２０２１年６月３０日達令公示１５
⑬２０２５年３月１２日達令公示２

（趣旨）

第１条　この達令は、教師条例（１９９１年条例公示第１７号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

（試験検定）

第２条　条例第５条第１項に定める試験による検定（以下「試験検定」という。）は、毎年３月及び８月の２回宗務所で行う。

２　宗務総長は、必要と認めたときは、臨時にこれを行うことができる。

（受験資格）

第３条　試験検定は、僧籍を有する者でなければ受験することができない。

２　試験検定を受けようとする者は、所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者の同意を得なければならない。

（期日等の告示）

第４条　試験検定施行の期日及び学科目並びに受験出願の期限は、少なくとも試験検定実施の日から３ヵ月前に告示する。なお、臨時に行う場合は、少なくとも１ヵ月前に告示する。

（受験願書）

第５条　試験検定を受けようとする者は、受験願書に、次に掲げる書類を添えて教育部に提出しなければならない。

（１）履歴書

（２）写真（上半身脱帽、出願前３ヵ月以内に撮影のもの）

（検定冥加金）

第６条　試験検定を受けようとする者は、願書に添えて、別に定める検定冥加金を納付しなければならない。

２　納付された検定冥加金は、これを返戻しない。

（受験票の交付）

第７条　受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

（試験の形態）

第８条　試験は、次に掲げる科目及び方法により行う。

（１）真 宗 学　　筆　記
（２）仏 教 学　　筆　記
（３）教　　化　　小論文及び面接
（４）声明作法　　実技及び筆記
（５）法　　規　　筆　記

２　試験の受験者は、前項各号に掲げる科目試験のほか、受験の都度、受験者講習を受講しなければならない。

（受験科目の免除）

第９条　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第１項第１号及び第２号の２科目又はいずれか１科目を免除する。

（１）大学卒業者又は大谷大学大学院修了者若しくは同朋大学大学院修了者若しくは大谷大学短期大学部若しくは九州大谷短期大学卒業者であって、当該学校で開講されている真宗学及び仏教学の両方又はいずれか一方の別に定める必要な単位を修得したと認めた者

（２）他派の教師であって、本派に転属した者で、前号に準ずると認めた者

（３）他派から離脱して本派に所属し、法人の被包括関係を設定する寺院の住職である者

（試験の判定基準等）

第１０条　試験の判定は、条例第６条に定める教師検定委員会（以下「教師検定委員会」という。）が行うものとし、全科目が合格点に達した者を合格とする。

２　試験の評点は、各科目につき１００点を満点とし、６０点以上を合格とする。ただし、声明作法については、実技・筆記ともにそれぞれ取得すべき基準点を設けるものとする。

３　前項ただし書の基準点は、教師検定委員会が定める。

４　第８条第２項に定める受験者講習を受講しない者は、当該試験において受験したすべての科目について不合格とする。

５　試験合格者には、合格証を交付する。

（科目合格）

第１１条　合格点を得た科目については、その証明書を交付する。

２　前項の証明書を有する者で、さらに受験を出

（第十編）教師条例施行条規

願したときは、その証明書交付の月から３年間、当該科目の試験を免除する。

（得点の開示）

第１２条　受験者は、合格点に達していない科目について、教師検定委員会委員長に対し得点の開示を申請することができる。

２　前項の申請は、受験者本人が書面によって行うものとし、合格発表の日から数えて１５日以内に教師検定委員会委員長に対し書留郵便でこれを送達しなければならない。

３　教師検定委員会委員長は、前項の申請を受理したときは、当該科目にかかる得点について、書面をもって申請者に送達し開示するものとする。

（無試験検定有資格者）

第１３条　次の各号のいずれかに該当する者で、別に定める単位を修得した者は、条例第５条第１項に定める無試験による検定を受ける資格を有する。

（１）大谷大学大学院修了者
（２）大谷大学文学部卒業者
（３）大谷大学社会学部卒業者
（４）大谷大学教育学部卒業者
（５）大谷大学国際学部卒業者
（６）大谷大学真宗大谷派教師資格取得コース修了者
（７）九州大谷短期大学卒業者
（８）同朋大学大学院修了者
（９）同朋大学文学部卒業者
（10）同朋大学社会福祉学部卒業者
（11）大谷専修学院卒業者
（12）同朋大学別科（仏教専修）修了者
（13）真宗学院卒業者
（14）大谷高等学校卒業者であって仏教課程を履修した者

（履修教科）

第１４条　前条の資格を得るための履修教科に関する事項は、毎年、宗務総長が定め、学校長に通知する。

（初補の手続）

第１５条　教師の初補を受けようとする者は、補任願書、履歴書、身元証明書及び最終学校卒業証明書に別に定める補任冥加金を添えて、出願しなければならない。ただし、第１３条に該当する者は、更に必要単位を取得したことを証する書類を添付しなければならない。

（陞補）

第１６条　教師の陞補は、別表の基準年限に達した者について行う。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、別に定めるところにより陞補することができる。

（１）教学上功労のある者
（２）社会教化に功績顕著な者
（３）宗門護持上功績顕著な者

３　前項及び次条から第１９条までの各号のいずれかに該当する者は、第１項の定によらないものとする。

第１７条　次の学歴を有する者については、それぞれ次のとおり陞補することができる。

（１）大谷大学大学院修士課程の真宗学専攻又は仏教学専攻を修了した者　僧　都
（２）大谷大学大学院修士課程の真宗学及び仏教学以外の専攻を修了した者　律　師
（３）大谷大学文学部真宗学科又は仏教学科卒業者　僧　都
（４）大谷大学文学部真宗学科及び仏教学科以外の卒業者　律　師
（５）大谷大学社会学部卒業者　律　師
（６）大谷大学教育学部卒業者　律　師
（７）大谷大学国際学部卒業者　律　師
（８）大谷大学真宗大谷派教師資格取得コース修了者　律　師
（９）九州大谷短期大学仏教学科卒業者　律　師
（10）九州大谷短期大学仏教学科以外の卒業者　法師位
（11）同朋大学大学院人間学研究科博士前期課程を修了した者　僧　都
（12）同朋大学文学部仏教学科卒業者　僧　都
（13）同朋大学文学部仏教学科以外の卒業者　律　師
（14）大谷専修学院卒業者　法師位
（15）同朋大学別科（仏教専修）修了者　満　位
（16）大学の真宗学科、仏教学科、宗教学科若しくは印度哲学科又はこれらに相当する学科の卒業者　律　師
（17）大学卒業者　満　位
（18）短期大学卒業者で、真宗学又は仏教学を履修した者　満　位
（19）真宗学院卒業者　満　位

２　前項第１５号及び第１７号の規定により陞補の対象となる大学、学部及び学科は、別に定める。

第１８条　学階を有する者は、次のとおり陞補することができる。

（１）講師　権大僧正
（２）嗣講　僧　正
（３）擬講　大 僧 都
（４）学師　僧　都

第１９条　安居条例（１９９０年条例公示第３号）第１４条による称号を許可された者は、次のと

（第十編）教師条例施行条規

おり陞補することができる。
（１）進　業　　権 僧 都
（２）准進業　　権 律 師

第２０条　入位からの陞補は、その補任の日から少なくとも６ヵ月以上を経過しなければ行うことができない。

附　則

１　この達令は、１９９１年7月1日から施行する。
２　１９６７年７月１日以前に第１５条各号に該当する学校を卒業した者、又は１９６７年７月１日において、同条各号に該当する学校に在学していた者の陞補については、なお従前の例による。
３　１９８１年７月１日以前に同朋大学を卒業した者は、第１５条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
４　１９８１年３月３１日以前に真宗学院に入学した者、１９８６年４月１日以前に東海専修学院を卒業した者、又は１９９１年３月３１日以前に東京大谷専修学院を卒業した者は、第１１条及び第１５条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
５　この達令施行前に交付された試験検定合格証は、なおその効力を有し、科目合格証の有効年限は、交付の月から起算する。
６　この達令施行前に行った試験施行の期日等の告示は、この達令による告示とみなす。

附　則（１９９４年6月２８日達令公示第８号）

１　この達令は、公示の日から施行する。
２　１９９４年３月３１日以前に同朋大学に入学している者は、なお従前の規定を適用する。

附　則（１９９６年3月６日達令公示第４号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０００年6月２７日達令公示第５号）

この達令は、２０００年8月１０日から施行する。

附　則（２００３年6月２８日達令公示第６号）

この達令は、２００３年7月１日から施行する。

附　則（２００５年6月２８日達令公示第８号）

１　この達令は、２００５年7月1日から施行する。
２　２００５年３月３１日以前に同朋大学大学院修士課程を修了した者は、なお従前の規定を適用する。

附　則（２００８年6月２７日達令公示第６号）

この達令は、２００８年7月１日から施行する。

附　則（２０１０年6月２９日達令公示第９号）

この達令は、２０１０年7月１日から施行する。

附　則（２０１３年6月２８日達令公示第８号）

１　この達令は、公示の日から施行し、２０１３年３月２２日から適用する。
２　同朋大学文学部仏教文化学科を卒業した者は、なお従前の例による。

附　則（２０１７年6月２８日達令公示第７号）

この達令は、２０１８年４月１日から施行する。

附　則（２０２０年1月９日達令公示第１号）

１　この達令は、２０２０年４月１日から施行する。ただし、第１２条の規定は、公示の日から施行する。
２　教師検定委員会規程（１９８６達令公示第６号）第９条中「第１２条」を「第１３条」に改める。
３　教師審査委員会規程（１９９１年達令公示第３７号）第９条第１項第１号中「第１５条」を「第１６条」に、同項第２号中「第１６条から第１８条」を「第１７条から第１９条」にそれぞれ改める。
４　学階条例施行条規（１９８２年達令公示第５号）第１７条中「第１２条」を「第１３条」に改める。

附　則（２０２１年1月１４日達令公示第１号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第１５号）

１　この達令は、公示の日から施行する。
２　大谷大学短期大学部卒業者及び大谷大学短期大学部科目等履修生（真宗大谷派教師資格取得コース）修了者は、なお従前の例により無試験検定の資格を有する。
３　大谷大学短期大学部仏教科卒業者、大谷大学短期大学部仏教科以外の卒業者、同朋大学大学院文学研究科博士前期課程を修了した者、大谷大学短期大学部科目等履修生（真宗大谷派教師資格取得コース）修了者は、なお従前の例により陞補することができる。

附　則（２０２５年3月１２日達令公示第２号）

この達令は、２０２６年４月１日から施行する。ただし、この達令施行の準備に必要な事項は、達令施行前に行うことができる。

別表

教師＼年限	基準	最低
僧　正	１０	7
権僧正	１０	7
大僧都	7	5
権大僧都	7	5
僧　都	7	5
権僧都	7	5
律　師	5	3
権律師	5	3
法師位	5	3
満　位	5	3

（第十編）教師条例施行条規

教師検定委員会規程

〈１９８６年6月２５日達令公示第６号〉

改正　①１９９１年６月２９日達令公示３６
②２００８年６月２７日達令公示７
③２０２０年１月　９日達令公示１

（趣旨）

第１条　教師条例（１９９１年条例公示第１７号）第６条に規定する教師検定委員会（以下「委員会」という。）に関する事項は、この達令の定めるところによる。

（構成）

第２条　委員会は、審査の対象により、次の各号に掲げる３部会で構成する。

（１）第１部　無試験検定受験者の審査

（２）第２部　試験検定受験者の考査

（３）第３部　海外教師の資格審査

（組織）

第３条　委員会は、委員長並びに第１部委員、第２部委員及び第３部委員それぞれ若干人で組織する。

（委員長・委員）

第４条　委員長は、教育部を担当する参務がこれに当る。

２　第１部委員及び第２部委員は、宗務役員及び学識経験を有する者の中から、教育部長の上申により、宗務総長が命じ又は委嘱する。

３　前項の委員の任期は、１年とする。ただし、宗務役員である委員は、この限りでない。

４　第３部委員は、出願の都度、宗務役員及び学識経験を有する者の中から、教育部長の上申により、宗務総長が命じ又は委嘱する。

第５条　委員長は、会務を掌理し、各部会の座長となる。

２　委員長に事故のあるときは、教育部長がその職務を代理する。

（幹事・書記）

第６条　委員会に幹事１人、書記若干人を置き、教育部の宗務役員の中から宗務総長がこれを命ずる。

２　幹事は、委員会の事務を処理する。

３　書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。

（開催）

第７条　委員会は、必要に応じて開くものとする。

（議事及び議決の方法）

第８条　委員会の各部会は、委員の３分の２以上の出席により開き、その議事は出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、座長の決するところによる。

（審査の特例）

第９条　教師条例施行条規（１９９１年達令公示第３５号）第１３条の各号のいずれかに該当するものの検定は、第１部委員の回議をもって審査に代えることができる。

附　則

１　この達令は、公示の日から施行する。

２　教師検定委員会規程（１９４９年告達第２号）は、廃止する。

附　則（１９９１年6月２９日達令公示第３６号）

この達令は、１９９１年7月１日から施行する。

附　則（２００８年6月２７日達令公示第７号）

この達令は、２００８年7月１日から施行する。

附　則（２０２０年1月９日達令公示第１号）抄

この達令は、２０２０年４月１日から施行する。

（第十編）教師検定委員会規程

～第１２編
法要座次・衣体～

法臈法衣条例

〈１９９１年6月２９日条例公示第２１号〉
改正　１９９２年6月１５日条例公示４

（趣旨）
第１条　この条例は、僧侶の法要式における序列並びに法衣の種類及びその依用を定める。ただし、門首（門首後継者を含む。）、前門、新門、新新門及び連枝に関するものを除く。
（法要座次）
第２条　前条の序列を法要座次といい、その基準は法臈とする。
２　法臈は、得度式を受けた日から起算した年数をいう。ただし、転属した者の法臈は、既度牒を授与された日から起算した年数とする。
３　法要座次の等級は、別に定める。
（対配座次）
第３条　教師又は役職務を有する者には、その資格に対配して法要座次を許可することができる。
（同座次中の優先）
第４条　教師、学階、役職を有する者及び褒賞せられた者は、その座次中において優先させることができる。
（法要座次の進席）
第５条　法要座次は、法臈によって進席し、進席について定年を設ける。
（法臈加算）
第６条　真宗本廟又は特に定められた法要に出仕した者には、その法臈を加算することができる。
（進席許可の特例）
第７条　宗門護持その他について功労のあったものについては、前２条の規定にかかわらず、その期限に満たない進席を許可することができる。
（法衣の種類）
第８条　法衣は、次のとおりとする。
（１）袈裟　七条袈裟、五条袈裟、墨袈裟、畳袈裟、輪袈裟
（２）衣　　袍裳、裳附、直綴、間衣、教衣
（３）袴　　表袴、差貫又は差袴
２　法衣は、別に「衣体」ともいい、袍裳は、別に「法服」ともいう。
（法衣の依用）
第９条　法衣の依用は、次の各号による。ただし、特に定められたときは、この限りでない。
（１）正装　重大なる法要式に依用する。ただし、時宜により式装をもってこれに代えることができる。
（２）式装　法要式及び特に依用を定めた儀礼に依用する。
（３）式服　儀礼に依用する。
（４）常服　平常に依用する。
（５）喪服　喪に依用する。
（法要座次・法衣の許可）
第１０条　法要座次及び法衣は、宗務総長がこれを許可する。
（依用の禁止）
第１１条　制規に反する法衣及び許可をうけない法衣は、依用することができない。
（達令等への委任）
第１２条　この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この条例は、１９９２年7月1日から施行する。
２　１９９２年6月３０日現在、積算されている法臈年数は、この条例が承継する。
３　旧条例により許可された堂班は、これをこの条例に相当する法要座次を許可されたものとみなす。
４　１９９２年6月３０日現在、許可されている法衣は、この条例により許可された法衣とみなす。

附　則（１９９２年6月１５日条例公示第４号）

１　この条例は、１９９２年7月1日から施行する。
２　この条例施行の際、現に坊守衣の依用を許可されている者は、その者一身に限って依用することができる。

（第十二編）法臈法衣条例

法臈法衣条例施行条規

〈１９９２年４月１日達令公示第３号〉

改正　①１９９３年　４月３０日達令公示２
②１９９３年　６月２１日達令公示５
③１９９３年　７月　１日達令公示８
④１９９４年　１月１２日達令公示２
⑤１９９４年　６月２８日達令公示９
⑥１９９４年　９月１６日達令公示１６
⑦１９９５年　３月２５日達令公示３
⑧１９９５年　６月２２日達令公示１５
⑨１９９６年１１月　１日達令公示１１
⑩１９９７年　６月１３日達令公示１３
⑪１９９９年　６月２５日達令公示５
⑫２０００年　７月　３日達令公示１３
⑬２００１年　６月２９日達令公示８
⑭２００２年　６月２８日達令公示１４
⑮２００３年　６月２８日達令公示７
⑯２００４年　１月２８日達令公示１
⑰２００４年　６月２８日達令公示１７
⑱２００６年　２月　１日達令公示４
⑲２００８年　６月２７日達令公示８
⑳２００９年　６月２９日達令公示１５
㉑２０１０年　６月２９日達令公示１０
㉒２０１１年　３月　１日達令公示２
㉓２０１１年　７月　１日達令公示７
㉔２０１２年　６月２９日達令公示１７
㉕２０１３年　６月２８日達令公示９
㉖２０１４年　３月　５日達令公示２
㉗２０１５年　６月２６日達令公示９
㉘２０１６年　６月２４日達令公示８
㉙２０１７年　６月２８日達令公示９
㉚２０１８年　６月２５日達令公示１
㉛２０１９年　６月２７日達令公示１
㉜２０１９年　６月２７日達令公示４
㉝２０１９年１２月２７日達令公示６
㉞２０２０年　６月２５日達令公示６
㉟２０２０年　６月２５日達令公示８
㊱２０２０年　８月２１日達令公示１３
㊲２０２１年　２月２２日達令公示２
㊳２０２１年　６月３０日達令公示５
㊴２０２３年　６月３０日達令公示１７
㊵２０２４年　６月２８日達令公示９
㊶２０２４年１１月１３日達令公示１３
㊷２０２５年　６月２７日達令公示１４

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この達令は、法臈法衣条例（１９９１年条例公示第２１号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

（許可の制限）

第２条　法要座次及び法衣の許可は、特に定める法衣を除き、その者一身に限るものとする。

（僧籍取得による同時許可）

第３条　本派の僧侶となった者は、同時に平座及び一般衣体を許可されたものとする。

（出願順序）

第４条　許可を受けるのに順序のあるものは、これを超えて出願することはできない。

（所属移転の場合の許可の効力）

第５条　所属移転をした者が、旧所属寺において許可を受けた法要座次及び法衣は、新所属寺においても当然許可の効力を失わない。

第２章　法臈

（法臈の積算）

第６条　法臈は、条例第２条第２項及び同第６条の規定に基づき積算する。

（法臈加算の申請）

第７条　法臈の加算を受けようとする者は、次条に定める法要に出仕したことを証する書類を添えて、宗務総長に申請しなければならない。この場合、申請人が所属する寺院が所在する都道府県により、別表第１号に定める出仕座数を満たしていなければならない。

２　学校法人の教職員を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者が法臈の加算を受けようとするときは、前項後段の規定にかかわらず、必要な出仕座数を７座とする。

（法臈加算の対象となる法要）

第８条　法臈加算の対象となる本山における法要は、次の各号のとおりとする。

（１）報恩講
（２）宗祖聖人、蓮如上人及び前門首の命日法要
（３）修正会
（４）春秋彼岸会（初中結の各１座）
（５）聖徳太子、七高僧及び歴代門首の祥月命日法要（ただし、一昼夜に満たないものを除く）
（６）その他特に指定された法要

２　前項のほか、真宗本廟奉仕に参加するため門徒を引率して上山した者が晨朝に出仕した場合も前項に準ずるものとする。

３　法臈加算の対象となる本山以外の地における法要については、その都度定める。この場合、第９条から第１１条までの規定についてもその都度定めるものとする。

（出仕願書）

第９条　前条第１項及び第２項に定める法要に出仕しようとする者は、あらかじめ本廟部長に、別記様式第１号に準じて作成した所定の出仕願書を提出しておかなければならない。

（出仕証明）

（第十二編）法臈法衣条例施行条規

第１０条　前２条による法要に出仕した者に、その座数を明記した出仕証明書を交付する。
２　前項の証明は、本廟部長が、前条の出仕願書に職印を押印してこれを行うものとする。
３　出仕証明書は、再発行しない。
（法臈加算の除外）
第１１条　次の各号のいずれかに該当する場合は、法臈加算のための出仕証明は行わない。
（１）当該法要について上山又は参集を命ぜられ旅費又は手当の支給を受けた場合
（２）学校法人の教職員を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者が業務として出仕した場合
（法臈加算年数）
第１２条　第７条の申請に基づく法臈加算年数は、その都度１年とする。ただし、上座各等への進席については、加算年数を２分の１とする。
（加算法臈年数の効力）
第１３条　条例第６条に基づき加算された法臈年数は、第１６条に定める法要座次の進席定年にこれを充当して計算する場合、次の各号による区分を超えて充当することはできない。
（１）准上座１等までの進席
（２）准上座１等から上座４等への進席
（３）上座４等から上座３等への進席
（４）上座３等から上座２等への進席
（５）上座２等から上座１等への進席

第３章　法要座次

第１節　等級

（等級）
第１４条　法要座次は、次のとおりとする。
初級　平座
２級　准本座
３級　本座１０等から１等まで
４級　准上座４等から１等まで
５級　上座４等から１等まで

第２節　進席

（進席許可）
第１５条　法要座次は、別に規定のあるもののほかは、必ず出願して許可を受けるものとする。
（進席定年）
第１６条　法要座次の進席定年は、別表第２号による。
２　前項の進席定年は、第６条の規定により積算された法臈によって計算する。
（既満進席）
第１７条　前条の進席定年による法要座次の進席を既満進席という。
（未満進席）
第１８条　条例第７条に該当する者の進席許可は、別に定めるところにより行う。この場合、住職でない者の出願には、当該所属寺の住職の同意を必要とする。
２　前項による進席を未満進席という。

第３節　対配法要座次

（教師対配法要座次）
第１９条　教師対配法要座次は、別表第３号のとおりとする。
２　教師対配法要座次は、これに該当する法要座次以下の者に対して、当該教師補任と同時に許可されたものとする。
３　教師対配法要座次は、これに基づいて、法要座次の進席又は法衣の許可を受けることができる。
（宗務役員対配法要座次）
第２０条　宗務役員対配法要座次は、別表第４号のとおりとする。
２　宗務役員対配法要座次は、これに該当する法要座次以下の者に対して、在職中許可されたものとする。
３　宗務役員対配法要座次に基づいて、進席することはできない。

第４節　法要座次中の順序

（法要座次中の順序）
第２１条　同法要座次中の序列を座席、同座席中の序列を席次、同席次中の序列を順位という。
（座席）
第２２条　座席は、次に掲げる順序のとおりとする。
（１）住職又は教会主管者
（２）住職又は教会主管者であった者
（３）前２号以外の教師
（４）教師でない者
（席次）
第２３条　席次は、前条第１号から第３号までの者については、それぞれ教師の等級によるものとし、同第４号の者については、その順位のとおりとする。
（順位）
第２４条　順位は、次に掲げる順序のとおりとする。
（１）宗議会議長、講師
（２）宗議会副議長、嗣講
（３）功章及び旌賞の等級（同等級のときは功章を優先する。）
（４）擬講、学師
（５）教師補任の日
（６）法要座次許可の日
２　宗議会議員は、その選挙区において、教区会議員は、その教区において、組長及び副組長は、その組において、それぞれ第２順位の次におい

（第十二編）法臈法衣条例施行条規

て第３順位に優先する。
３　前２項により順位が定められないときは、法臈による。
４　前項の法臈が同じときは、年長者を先とする。
（謙退）
第２５条　序列は、時宜により、式支配の承認を得て、謙退することができる。

第５節　所作

（巡讃）
第２６条　上座４等を許可された者には、同時に巡讃を許可されたものとする。
２　本座１０等を許可された者には、本山を除き、同時に巡讃を許可されたものとする。
（進席の条件）
第２７条　本座１０等以上へ進席するときは、同時に御伝鈔拝読許可を受けなければならない。
２　本座９等以上へ進席するときは、同時に報恩講式及び嘆徳文拝読許可を受けなければならない。

第４章　法衣及び紋章等

第１節　通則

（法衣の制定等）
第２８条　条例第８条により本派において依用する法衣の名称その他必要な事項は、すべてこの達令又は別の達令で定めるものとする。
２　前項のほか、教区又は別院について特に必要があるときは、宗務総長は、依用基準その他必要な事項を付して、法衣の制定を許可することができる。この場合、その都度告示するものとする。
（服装構成）
第２９条　条例第８条に定める法衣に関する服装の構成は、別表第５号のとおりとする。ただし、外国においては、時宜によることができる。
（法衣の依用区分）
第３０条　条例第９条各号によって依用する法衣の区分は、別表第６号のとおりとする。
（法衣制式）
第３１条　本派において依用するそれぞれの法衣の制式は、別表第７号のとおりとする。
２　法衣の様式は、別に定める。
（法衣の許可申請に関する住職の同意）
第３２条　住職でない僧侶が、法衣に関する許可を受けようとするときは、当該所属寺の住職の同意を得なければならない。

第２節　衣体

（一般衣体）
第３３条　一般衣体は、本派の僧侶となった者に同時に許可される衣体をいい、別表第８号のとおりとする。
（相当衣体）
第３４条　相当衣体は、当該法要座次の進席許可と同時に許可される衣体をいい、別表第９号のとおりとする。
（出願衣体）
第３５条　出願衣体は、当該法要座次許可後、別に定めるところにより出願して許可される衣体をいい、別表第１０号のとおりとする。
２　前項の衣体中、未満進席の許可の条件と定められたものについては、次の未満進席の許可前にあらかじめ当該衣体の許可を得ておかなければならない。
（教師衣体）
第３６条　教師衣体は、当該教師補任と同時に許可される衣体をいい、別表第１１号のとおりとする。
（学階衣体）
第３７条　学階衣体は、当該学階授与と同時に許可される衣体をいい、別表第１２号のとおりとする。
（役職衣体）
第３８条　役職衣体は、当該役職者のその職務執行上依用する衣体をいい、別表第１３号のとおりとする。
（褒賞衣体）
第３８条の２　褒賞条例施行条規（１９９４年達令公示第１１号）第９条に規定する褒賞衣体は、功章又は旌賞の授与と同時に許可される衣体をいい、別表第１３号の２のとおりとする。

第３節　紋章

（紋章の制限）
第３９条　別表第１４号に掲げる紋章は、許可なく依用することはできない。
２　文様であって、その形状が別表第１４号の紋章に類似すると認められたものは、依用を禁ずることができる。
（六藤紋・八葉牡丹紋）
第４０条　本座９等以上の者は、第３１条に規定する法衣制式に定める範囲内において、六藤紋を依用することができる。
２　准上座以上の者は、八葉牡丹紋について前項の規定を準用する。

第５章　補則

（願事証明書）
第４１条　教務所長は、出願に不備の点がないと認めたときは、必要に応じて、その願事について願事証明書を交付することができる。
２　願事証明書は、許状又は指令書が到達するまでの間、これを提示することによって、許状又は指令書に代用することができる。ただし、仮

（第十二編）法臈法衣条例施行条規

にその発行の日をもって許可の日とみなす。

（法臈加算の取消）

第４２条　不正の方法をもって法臈の加算をした場合は、当然当該法臈加算の全部を取り消す。

（懲戒期間中の法要座次の順位）

第４３条　重懲戒に処せられた者は、平座の席次の最末とし、その相互間においては、判定の前後による。

２　軽懲戒に処せられた者は、その降座期間中、前項の者の上において、平座の最末とし、その相互間においては、前項に準ずる。

３　謹慎に処せられた者は、その期間中、前２項の者の上において、相当順位の最末とする。

（記念衣体）

第４４条　本山における法要その他特に記念すべき行事に際して、記念衣体を制定する。

２　前項の記念衣体は、別表第１５号のとおりとする。

附　則

１　この達令は、１９９２年7月1日から施行する。

２　連続３０ヵ年経常費完納記念畳袈裟着用許可に関する達令（１９９１年達令公示第３８号）、相続講創設百年・真宗本廟両堂再建九十年記念畳袈裟着用許可に関する達令（１９８４年達令公示第９号）、首都圏教化施設設置記念輪袈裟制定及び着用許可に関する達令（１９８６年達令公示第１０号）、連続４０ヵ年経常費完納記念畳袈裟着用許可に関する達令（１９８９年達令公示第１号）及び彰如上人五十回忌及び綽如上人六百回忌法要記念畳袈裟着用許可に関する達令（１９９２年達令公示第１号）は、廃止する。

３　従前の規定により許可されている堂班であって、この達令に定める法要座次に相当するものは、この達令により許可された法要座次とみなす。ただし、現に許可されている法要座次に基づいて未満進席の許可を受けようとするときは、この達令による制限その他の条件については、この達令及び別に定めるところにより、新たに許可を受けなければならない。

４　前項ただし書の規定は、当該法要座次以下を条件とする出願衣体の許可を受けようとするときも同様とする。

５　従前の規定により許可されている衣体であって、この達令に定める衣体に相当するものは、この達令により許可された衣体とみなす。ただし、この達令に定める当該衣体に関する制限その他の条件は、この限りでない。

６　前項の制限その他の条件は、この達令及び別に定めるところにより、新たに出願して許可を受けなければならない。

７　従前の規定により許可されている衣体であって、この達令に定めのない衣体については、その後の一身に限って依用することができる。

８　この達令施行の際、現に准上座１等以下の者であって、従前の規定により巡讃の許可を受けている者は、第２６条第１項に規定する巡讃を許可されたものとみなす。

９　この達令施行の際、従前の規定により第２８条第２項の規定に該当する法衣の制定の許可を受けている衣体は、この達令により許可され、告示されたものとみなす。

附　則（１９９３年4月３０日達令公示第２号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（１９９３年6月２１日達令公示第５号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（１９９３年7月１日達令公示第８号）

この達令は、１９９３年７月１日から施行する。

附　則（１９９４年1月１２日達令公示第２号）

１　この達令は、公示の日から施行する。ただし、別表第１５号の改正は、１９９４年４月１日から施行する。

２　別表第４号及び別表第１３号の改正は、１９９３年３月１日から適用する。

附　則（１９９４年6月２８日達令公示第９号）

この達令は、１９９４年７月１日から施行する。

附　則（１９９４年9月１６日達令公示第１６号）

この達令は、公示の日から施行し、１９９４年７月１日から適用する。

附　則（１９９５年3月２５日達令公示第３号）

この達令は、１９９５年3月２５日から施行する。

附　則（１９９５年6月２２日達令公示第１５号）

この達令は、１９９５年７月１日から施行する。

附　則（１９９６年１１月１日達令公示第１１号）

この達令は、１９９６年１１月２１日から施行する。

附　則（１９９７年6月１３日達令公示第１３号）抄

この達令は、１９９７年７月１日から施行する。

附　則（１９９９年6月２５日達令公示第５号）

この達令は、１９９９年７月１日から施行する。

附　則（２０００年7月３日達令公示第１３号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２００１年6月２９日達令公示第８号）

この達令は、２００１年７月１日から施行する。

附　則（２００２年6月２８日達令公示第１４号）

１　この達令は、２００２年7月１日から施行する。

２　この達令施行の際、従前の規定により土器茶色袍裳、裳附及び色直綴の許可を得ている准堂衆、准堂衆補及び准堂衆見習は、その身一身に

（第十二編）法臈法衣条例施行条規

限り、これを依用することができる。
３　この達令施行の際、准堂衆見習である者の役職衣体は、准堂衆補に準ずるものとする。

附　則（２００３年6月２８日達令公示第７号）
この達令は、２００３年７月１日から施行する。

附　則（２００４年1月２８日達令公示第１号）
この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２００４年6月２８日達令公示第１７号）
１　この達令は、２００４年7月１日から施行する。
２　この達令施行の際、現に交付された出仕証明書は、この達令による出仕証明書とみなす。

附　則（２００６年2月１日達令公示第４号）
この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２００８年6月２７日達令公示第８号）
この達令は、２００８年７月１日から施行する。

附　則（２００９年6月２９日達令公示第１５号）
この達令は、２００９年７月１日から施行する。

附　則（２０１０年6月２９日達令公示第１０号）
この達令は、２０１０年７月１日から施行する。

附　則（２０１１年3月１日達令公示第２号）
この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０１１年7月１日達令公示第７号）
この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０１２年6月２９日達令公示第１７号）
この達令は、２０１２年７月１日から施行する。

附　則（２０１３年6月２８日達令公示第９号）
この達令は、２０１３年７月１日から施行する。

附　則（２０１４年3月５日達令公示第２号）
この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０１５年6月２６日達令公示第９号）抄
この達令は、２０１５年７月１日から施行する。

附　則（２０１６年6月２４日達令公示第８号）抄
この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０１７年6月２８日達令公示第９号）
この達令は、２０１７年７月１日から施行する。

附　則（２０１８年6月２５日達令公示第１号）抄
この達令は、２０１８年７月１日から施行する。

附　則（２０１９年6月２７日達令公示第１号）抄
この達令は、２０１９年７月１日から施行する。

附　則（２０１９年6月２７日達令公示第４号）
この達令は、２０１９年７月１日から施行する。

附　則（２０１９年１２月２７日達令公示第６号）
１　この達令は、２０２０年1月１日から施行する。
２　この達令施行の際、現に交付された出仕証明書は、この達令による出仕証明書とみなす。

附　則（２０２０年6月２５日達令公示第６号）抄
この達令は、２０２０年７月１日から施行する。

附　則（２０２０年6月２５日達令公示第８号）抄
この達令は、２０２０年７月１日から施行する。

附　則（２０２０年8月２１日達令公示第１３号）
１　この達令は、２０２１年1月１日から施行する。
２　この達令施行の際、現に第３５条に定める出願衣体に相当する衣体の許可を受けていた者は、当該衣体に関する制限その他の条件に関わらず、この達令により許可されたものとみなす。

附　則（２０２１年2月２２日達令公示第２号）
この達令は、２０２１年３月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第５号）抄
この達令は、２０２１年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日達令公示第１７号）
この達令は、２０２３年７月１日から施行する。

附　則（２０２４年6月２８日達令公示第９号）
１　この達令は、２０２４年7月１日から施行する。
２　この達令施行の際、従前の規定により許可されている教師徽章は、なお従前のとおりとする。
３　令和６年能登半島地震に伴う法衣の依用に関する臨時措置規程（２０２４年達令公示第１号）は、廃止する。

附　則（２０２４年１１月１３日達令公示第１３号）
この達令は、２０２５年１月１日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日達令公示第１４号）
この達令は、２０２５年７月１日から施行する。

別表第１号　出仕座数

地　方　区　分	出仕座数
京 都 市	7
京 都 府（京都市を除く）	6
滋 賀 県	6
大 阪 府	6
奈 良 県	6
兵 庫 県（神戸市及び大阪教区）	6
兵 庫 県（神戸市及び大阪教区を除く）	5
岐 阜 県	5
愛 知 県	5
三 重 県	5
福 井 県	5
岡 山 県	5
和歌山県	5
香 川 県	4
広 島 県	4
石 川 県（金沢・小松大聖寺教区）	4
静 岡 県	4
富 山 県	4
徳 島 県	4
神奈川県	4
東 京 都	4
山 口 県	4
埼 玉 県	4
千 葉 県	4
石 川 県（能登教区）	3
長 野 県	3
群 馬 県	3
栃 木 県	3
鳥 取 県	3
愛 媛 県	3
高 知 県	3
福 岡 県	3
佐 賀 県	3
大 分 県	3
山 梨 県	3

（第十二編）法臈法衣条例施行条規

茨 城 県	3
島 根 県	3
熊 本 県	3
新 潟 県	3
福 島 県	3
長 崎 県	3
山 形 県	3
宮 城 県	3
岩 手 県	3
鹿児島県	3
宮 崎 県	3
秋 田 県	3
青 森 県	3
沖 縄 県	3
北 海 道	3
そ の 他	3

別表第２号　進席定年表

1

法要座次	法臈年数
准上座１等	７０
准上座２等	６５
准上座３等	６０
准上座４等	５５
本 座 １ 等	５０
本 座 ２ 等	４５
本 座 ３ 等	４０
本 座 ４ 等	３５
本 座 ５ 等	３０
本 座 ６ 等	２５
本 座 ７ 等	２０
本 座 ８ 等	１５
本 座 ９ 等	１０
本座１０等	7
准 本 座	5

2

法要座次	それぞれ前法要座次よりの法臈年数
上座１等	２０
上座２等	１５
上座３等	１５
上座４等	１５

別表第３号　教師対配法要座次

教　師	対配法要座次
入　位	准 本 座
満　位	本座１０等
法 師 位	本 座 ９ 等
権 律 師	本 座 ８ 等
律　師	本 座 ７ 等
権 僧 都	本 座 ６ 等
僧　都	本 座 ５ 等
権大僧都	本 座 ２ 等
大 僧 都	准上座４等
権 僧 正	准上座２等
僧　正	上 座 ４ 等
権大僧正	上 座 ２ 等
大 僧 正	上 座 １ 等

別表第４号　宗務役員対配法要座次

役　職　務	対配法要座次
宗務総長	上座１等の首座
参　務	上 座 ２ 等
会計監査院長、審問院長、親鸞仏教センター所長、教学研究所長、開教監督、沖縄開教本部長、定衆	上 座 ３ 等
部門の長、宗務出張所長、教務所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長及び同本部委員、青少幼年センター部長、行財政改革推進本部事務部長、審問院審事及び同監事、会計監査院検査員、親鸞仏教センター副所長及び同事務長、教学研究所事務長及び同所員	上 座 ４ 等
次長、出仕、企画調整局参事、青少幼年センター主幹、親鸞仏教センター主任研究員及び同研究員、教学研究所研究員、首都圏教化推進本部本部員	准 上 座 １ 等
主事及び主事補並びに主計、学校教育幹事、教区駐在教導、教区青少幼年指導主任、研修部補導、解放運動推進本部本部要員、青少幼年センター幹事及び同研究員、教学研究所助手、専門編集員、沖縄準開教区駐在教導及び沖縄開教本部法務員、首都圏教化推進本部推進要員及び同法務員	准 上 座 ２ 等
書記及び書記補、常勤の教化相談員、常勤の嘱託	准 上 座 ３ 等

附規

１人にして２以上の法要座次に該当するときは、その上位による。

同対配法要座次中の座次は、その役職任命の日の前後による。

別表第５号　服装構成

衣体 / 種別	袈裟	衣	袴	内衣	持物	履物
第１種	七　条	袍　裳	表　袴	白　服	本装束念珠 桧　扇	挿　鞋 浅　沓
第２種	五　条	裳　附	差貫或は用いず	白　服	半装束念珠 中　啓	挿　鞋 藺草履
第３種	畳又は輪	裳　附	差　貫	白　服	半装束念珠 中　啓	以下挿鞋を用いず
第４種	五　条	色直綴	無	白　服	半装束念珠 中　啓	
第５種	五　条	直　綴	無	白　服	半装束念珠又は木念珠(長房) 中　啓	
第６種	青	直　綴	無	色服(所定日に限り白服)	木念珠(長房) 中啓(白服のとき)	
第７種	墨	直　綴	無	色服(所定日に限り白服)	木念珠(安静形) 中啓(白服のとき)	
第８種	墨、畳又は輪	間衣又は教衣	普通袴或は用いず	色服(所定日に限り白服)	小念珠	

附規

白地は無地とする。色服は無地又は細かい縦縞とする。

第８種中墨袈裟を用いる場合は間衣に限るものとし、この場合は袴を用いない。

間衣及び教衣に限り洋服の上に着用することができる。

足袋は白襪子又は白足袋とする。

別表第６号　依用種別

種　別	服　装
正　装	第１種
式　装	第２種、第４種から第８種まで
式　服	第２種、第３種、第８種(袴を用いる。墨袈裟は用いない)
常　服	第８種（袴を略することがある）

		袈裟	衣、内衣	袴、持物、履物
喪服	第１種	鈍色五条 又は墨(直綴の場合に限る)	鈍色裳附又は直綴、 白服	鈍色差袴(裳附の場合に限る) 苧総念珠、鈍色中啓、 浅沓又は藺草履
	第２種	鈍色輪又は墨	直綴、間衣、 又は教衣、白服	

別表第７号　法衣制式

衣体		地合	色	文様	紋	威儀紐	制限その他
七条袈裟		錦、金襴 其の他 有文地	一色とすることはできない	倶四天又は影像四天及び浮文、遠山を用いることはできない	任意 ただし平文に限る離文とすることはできない	修多羅は、一色倶総とする 金・銀を用いることはできない	
五条袈裟	第１種(無金)	堅地綾地平織等	萌黄、紫その他許可せられた色一色、ただし、萌黄、紫に限り、縁白とすることができる	無 又は許可せられたもの	白平文 離文又は許可せられた様式 50歳以上は、白を黄とすることができる。		紋径は、7cm乃至9cmとする ２種類以上の紋を使用することはできない 重紋又は連続紋とすることはできない 別に許可せられたものは、小紋とすることができる
	第２種(金入)	同	同	無地 又は平金一色を用いることができる	平金、平縁金、その入交、又は何れかと白入交	同	同
	青袈裟	無地又は有文		同色地文	無	白威儀 倶威儀	
墨袈裟		同	墨又は黒	同色地文	地文中に同色乱文を附することができる	白威儀	紋径は4.5cm以内とし、縦横併列することはできない
畳袈裟	第１種(無金)	有文無金	赤を用いることはできない	同色 又は数色	任意	白威儀 倶威儀	
	第２種(金入)	金襴又は有文	赤地とすることはできない	同	任意 但し、撚金を用いることはできない	同	
輪袈裟	第１種(無金)	無金	任意	同	任意		
	第２種(金入)	金入	同	同	同		
袍裳(法服ともいう)		有文	許可せられた色(経緯同色)一色	同色地文	同色地文 異色平文		
同下襲		有文	赤	同色菱			無地とすることができる ４０歳以上は、白とすることができる
裳附		無地	許可せられた色一色				経緯同色の裳附に僧綱襟を附けたときは、その色の袍裳に代用することができる ただし、白色裳附は袍裳に代用することはできない
直綴（第２種以下は黒衣又は衣ともいう）	第１種(色直綴という)	同	同				経緯同色の色直綴に僧綱襟を附けたときは、その色の袍裳に代用することができる ただし、白色直綴は袍裳に代用することはできない
	第２種	紋紗	黒	同色	同色		
	第３種	縮緬 紋縮緬	同	無文 同文	同 (任意)		紋を附ける場合は、許可なくして別表第１４号所定のものを附けることはできない
	第４種	無地	同				
間衣	第１種(小道服という)	有文又は無地	同	同色	同 (任意)		縢紐黒又は許可せられた色
	第２種	許可せられた直綴に依る	同				縢紐黒又は小道服に許可せられた色
教衣		無地	同				縢紐第２種間衣に同じ 黒色絳帯(幅4.5cm)を用いる
表袴	第１種	無地	白、裏赤				４０歳以上は、裏白とすることができる
	第２種	有文	同	窠霰浮文			同
差貫（差袴）	第１種	無地	紫、 縁白とすることができる				
	第２種	有文	同 同	無	白藤丸 (八房又は六房)		八房は大紋と単称し、六房は六藤大紋という
	第３種	同	浅黄又は薄海松 同	同	同 (八房)		
	第４種	同	紫	同	同色藤丸 (八房)		同色大紋という

附規　無地とは、有文地又は縮地でない一色のものをいう。
　　離紋とは、紋相互間に地文の連絡のないものをいう。
　　地文又は平文とは、平織に織出したものをいう。
　　浮文とは、刺繍又は浮織をいう。
　　別に様式を定めたものは、本表の限りでない。

別表第８号　一般衣体

七条袈裟	
五条袈裟	萌黄・紫紋白（無金に限る）
青袈裟	無地白威儀
墨袈裟	
輪袈裟	無金
袍裳及び裳附	黄梔子色
色直綴	黄梔子色
直綴	黒無地
間衣	同
教衣	同
差貫	紫無地
表袴	白無地

別表第９号　相当衣体

衣体／法要座次	袈裟	袍裳	裳附	色直綴	表袴 差貫	その他
准本座以上		浅黄色	浅黄色	浅黄色		
本座10等以上	金入輪袈裟	鶸茶色	鶸茶色	鶸茶色		
本座９等以上	六藤紋	萌黄色	萌黄色 白色	萌黄色 白色	紫六藤大紋	
本座８等以上	金入五条袈裟					
准上座以上	八葉牡丹紋 畳袈裟白威儀	薄栗皮色	薄栗皮色	薄栗皮色	紫大紋	紋紗衣
上座	青袈裟無地倶威儀 無金畳袈裟倶威儀	栗皮色	栗皮色	栗皮色	浅黄大紋	
上座３等以上	雲牡丹紋 五条袈裟				窠霰表袴	

（第十二編）法臈法衣条例施行条規

別表第１０号　出願衣体

衣　体	法要座次	制　限
櫨色地紋白五条袈裟	本座４等以上	
白地櫨色紋五条袈裟	本座１等以上	
紫地葉萠黄八葉牡丹紋五条袈裟（無金に限る）	准上座４等以上	
葉桜色（経萠黄色、緯紅色）地紋白五条袈裟（無地に限る）	准上座３等以上	
櫨色地葉萠黄八葉牡丹紋五条袈裟（無金に限る）	准上座３等以上	
葉桜色（経萠黄色、緯紅色）地縁金紋五条袈裟（無地に限る）	准上座２等以上	
正銀色地紋白五条袈裟	准上座２等以上	
葉桜色（経萠黄色、緯紅色）地平金白入交紋五条袈裟（無地に限る）	准上座１等以上	
正銀色地葉萠黄八葉牡丹紋五条袈裟（無金に限る）	准上座１等以上	
紅栗皮色地錆金輪無唐草雲牡丹白浮紋（二）畳袈裟倶威儀	上座４等以上	本山から贈与されたものに限る
正銀色地平金白入交紋五条袈裟（無地に限る）	上座４等以上	
木賊色地正銀色蔭小葵雲牡丹紋白畳袈裟倶威儀	上座３等以上	
正銀色地撚金紋五条袈裟（無地に限る）	上座３等	
紫地八藤紋白五条袈裟	上座３等	
葡萄色地雲牡丹紋白五条袈裟	上座３等以上	
畳袈裟倶威儀	上座３等	
萠黄色地八藤紋白五条袈裟	上座２等以上	浅黄繍白黄大紋後
長春色地撚金紋五条袈裟	上座２等	
葡萄色地八藤平金白入交紋五条袈裟（無地に限る）	上座２等以上	葡萄色地雲牡丹紋白五条袈裟後
葡萄色地八藤平金紋五条袈裟（無地に限る）	上座１等	葡萄色地八藤平金白入交紋五条袈裟及び黄菊色衣体後
小紋五条袈裟（無地に限る）	上座１等	黄菊色衣体後
葡萄色地小紋五条袈裟	上座１等	葡萄色地八藤平金紋五条袈裟及び小紋五条袈裟後
紫地八藤平金紋五条袈裟	上座１等	小紋五条袈裟後
萠黄地八藤平金紋五条袈裟	上座１等	紫地八藤平金紋五条袈裟後
金入小紋五条袈裟	上座１等	萠黄地八藤平金紋五条袈裟後
葡萄色地金入小紋五条袈裟（無地に限る）	上座１等	葡萄色地小紋五条袈裟及び金入小紋五条袈裟後
薄海松色地錆金藤襷雲牡丹平金紋畳袈裟倶威儀	上座１等	金入小紋五条袈裟後
麹塵色地錆金蔭小葵八藤紋白輪袈裟	上座１等	薄海松繍白黄大紋差貫後
麹塵色地錆金蔭小葵八藤金白入交紋輪袈裟	上座１等	麹塵色地錆金蔭小葵八藤紋白輪袈裟後
柳色袍裳、裳附及び直綴	本座８等以上	
濃桑色袍裳、裳附及び直綴	本座７等以上	
栃葉色袍裳、裳附及び直綴	本座６等以上	
薄木蘭色袍裳、裳附及び直綴	本座５等以上	
裏山吹色袍裳、裳附及び直綴	本座４等以上	
薄丁子色袍裳、裳附及び直綴	本座２等以上	
縮緬衣	准上座４等以上	
薄早蕨色（経薄栗皮色、緯白色）裳附及び直綴	准上座３等以上	
若楓色（経薄栗皮色、緯萠黄色）裳附及び直綴	准上座２等以上	
櫨紅葉色（経薄栗皮色、緯櫨色）裳附及び直綴	准上座１等以上	
桜木色（経栗皮色、緯黄色）裳附及び直綴	上座４等以上	
裏紅葉色（経苔菊色、緯正銀色）裳附及び直綴	上座４等以上	桜木色衣体後
紋縮緬衣	上座４等以上	縮緬衣後
葉桜色（経萠黄色、緯紅色）裳附及び直綴	上座３等以上	
苔菊色袍裳、裳附及び直綴	上座３等以上	葉桜色衣体後
浅黄繍白黄大紋差貫	上座３等以上	畳袈裟倶威儀後
紅松皮色（経栗皮色、緯紅色）裳附及び直綴	上座２等以上	
白縢小道服	上座２等以上	萠黄色地八藤紋白五条袈裟後
薄海松大紋差貫	上座２等以上	浅黄繍白黄大紋差貫後
黄菊色（経黄色、緯青色）裳附及び直綴	上座１等	白縢小道服及び薄海松大紋差貫後
薄海松色縢小道服	上座１等	薄海松色地錆金藤襷雲牡丹平金紋畳袈裟倶威儀後
薄海松繍白黄大紋差貫	上座１等	薄海松縢小道服後
薄浅黄色縢小道服	上座１等	本山から贈与されたものに限る 葡萄色地金入小紋五条袈裟及び麹塵色地錆金蔭小葵八藤金白入交紋輪袈裟後

別表第１１号　教師衣体

衣体／教師	五条袈裟及び輪袈裟		
	地　色	文　様	紋
入　位	萠　黄	白捻襷	白茶入交
満　位	同	同	茶色
法師位	同	同	藤色
権律師	紫緯白	同	青色 白入交
律　師	同	同	青　色
権僧都	同	金捻襷	萠黄色 白入交
僧　都	同	同	萠黄色
権大僧都	同	同	樺　色 白入交
大僧都	同	同	樺　色
権僧正	芳　丹	金唐井筒	躑躅色 白入交
僧　正	花　葉	同	躑躅色
権大僧正	紅木蘭	無	金白入交
大僧正	雪の下	無	金

附規　権僧正以上にして、現教師補任後１０年以上を経た者は、同様式畳袈裟倶威儀を依用することができる。

別表第１２号　学階衣体

袈裟／学階	五条袈裟及び輪袈裟			制限その他
	地　色	文　様	紋	
講　師	青朽葉色	錆金桧垣	洗朱色 葉牡丹	白紋を入交ることができる
同安居本講を命ぜられた後	青袈裟倶威儀			無地に限る
嗣　講	青朽葉色	錆金桧垣	白色 葉牡丹	
擬　講	落葉色	金桧垣	同	
学　師	古代紫色	同	同	

附規　准学師と称することのできる者は、学師に準じて依用することができる。

別表第１３号　役職衣体　　附　標章

衣体＼役職		内　局	附規第１項各号に掲げる者及び式務員を除く宗務役員	事務見習	鍵役補	式務員 定衆	式務員 堂衆	式務員 参衆	式事
袈裟	五条	朱絞色略八藤紋			葡萄色地八藤紋白正銀色地葉萠黄枝牡丹紋青袈裟緞子地桐唐草文倶威儀	黄木蘭色地葉萠黄八葉牡丹紋青袈裟桐唐草文倶威儀	萠黄色地白蔭略八藤紋		黄木蘭色地葉萠黄八葉牡丹紋青袈裟桐唐草文倶威儀
		撚金白入交紋	平金白入交紋						
	畳	深縹色地桜鼠色紗綾形平金略八藤紋倶威儀	深縹色地桜鼠色紗綾形金茶略八藤紋倶威儀		深縹色地桜鼠色紗綾形金茶略八藤紋倶威儀	深縹色地桜鼠色紗綾形金茶略八藤紋倶威儀			
	輪			鉄色地濃茶散雲略八藤紋					
衣	袍裳						濃鼠色		
	裳附色直綴	裏桔梗色			紅朽葉色薄青葉色	鍵錆色	土器茶色	薄鼠色	実桑色
	直綴								
	小道服				水浅黄色縢				
差貫		浅黄緯白黄大紋	古代紫緯白黄大紋				紫大紋	浅黄色	
標章									
制限									

衣体＼役職		宗務顧問	董理院董理	宗議会 議長	宗議会 副議長	宗議会 議員
袈裟	五条			薄媚茶重色地花八藤紋		
				撚金白入交紋		平金白入交紋
	畳	白茶色地金松皮亀甲撚金花八藤紋倶威儀	鶯茶色地錆金菱蜀紅撚金花八藤紋倶威儀	薄媚茶色地錆金蔭藤捻襷撚金花八藤紋倶威儀五廻		薄媚茶色地錆金蔭藤捻襷撚金花八藤紋倶威儀四廻
	輪					
衣	袍裳					
	裳附色直綴			錆藍海松色		
	直綴					
差貫						
標章				金地花八藤紋(赤紫色ビロード台付)		
制限						

衣体＼役職		別　院 輪番	別　院 副輪番	別　院 列座		別　院 会計・書記
袈裟	五条	濃梔子色地金蔭略八藤紋	濃梔子色地白蔭略八藤紋	萠黄色地白花五環紋（緯白を禁ず）		
	畳	麹塵色地桜鼠色紗綾形金茶略八藤紋倶威儀				
	輪					
衣	袍裳	花田色	薄花田色	薄緑色		
	裳附色直綴				土器茶色	薄緑色
	直綴					
差貫						
標章						
制限				土器茶色裳附は別に許可を受けその依用は所属別院に限る		

衣体＼役職		親鸞仏教センターの所長、副所長、主任研究員及び研究員 学校法人真宗大谷学園及び大谷専修学院の教職員（嘱託を除く） 指定学校の理事長及び学校長	教学研究所の所長、所員、研究員及び助手	開教使 開教使補 特派開教使	教区駐在教導 教区青少幼年指導主任 沖縄準開教区駐在教導
袈裟	五条		朱絞色略八藤紋	萠黄色地平金紗綾形縁金六藤崩紋	朱絞色略八藤紋
			平金白入交紋		平金白入交紋
	畳	鉄色地同色唐井筒白葉牡丹紋白威儀		紅躑躅色地金茶蔭略八藤菱地模様六葉牡丹紋（二）畳袈裟倶威儀	紫紺色地白茶色紗綾形金茶葉牡丹紋白威儀
	輪		濃桑色同色唐井筒白葉牡丹紋		
衣	袍裳				
	裳附色直綴		裏桔梗色		裏桔梗色
	直綴				
差貫			古代紫緯白黄大紋		古代紫緯白黄大紋
標章					
制限					

衣体＼役職		中央修練道場指導同指導補	輔導使	組 組長	組 副組長
袈裟	五条				
	畳	薄栗皮色地 同色檜垣白葉牡丹紋白威儀	鉄色地同色藤襷白葉牡丹紋白威儀		
	輪			黒紫色地桜鼠色紗綾形平金蔭略八藤紋二ッ付	黒紫色地桜鼠色紗綾形金茶蔭略八藤紋二ッ付
衣	袍裳				
	裳附色直綴				
	直綴				
差貫					
標章					
制限					

衣体＼役職		教区会議員	教務員 奨励主事 奨励員	准堂衆 准堂衆補	楽僧 同見習
袈裟	五条				紫色地白唐花紋
	畳	藍色地濃金茶蔭藤捻襷平金花八藤紋（二）畳袈裟倶威儀	枯海松色同色紗綾形白蔭略八藤紋白威儀		
	輪			空色地同色紗綾形白唐花紋二ッ付	濃茶色同色唐草白唐花紋ただし取締は縁金
衣	袍裳			薄緑色	
	裳附色直綴				古代萠黄色
	直綴				
差貫				浅黄色	水色
標章					
制限				真宗本廟に限る	真宗本廟に限る

附規

1　深縹色地桜鼠色紗綾形金茶略八藤紋畳袈裟倶威儀の依用許可者は、条例で宗務役員と定められた役職にある者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

（第十二編）法臈法衣条例施行条規

（１）宗務総長及び参務
（２）教区駐在教導、教区青少幼年指導主任及び沖縄準開教区駐在教導
（３）親鸞仏教センター所長、同副所長、同主任研究員及び同研究員
（４）大谷専修学院の教職員
（５）教学研究所長、同所員、同研究員及び同助手
（６）事務見習

２　畳袈裟の紋数を指定しないものは、２個とし、威儀紐の上部に附ける。

３　依用につき例規のある衣体は、それに従う。

４　条例で宗務役員と定められた役職にある者（ただし、式務員及び事務見習を除く）の裳附及び色直綴は、真宗本廟における依用については裏桔梗色を原則とし、別院その他については、これに加えて白色又は宗務役員対配法要座次に基づく相当衣体も依用することができる。

５　条例で宗務役員と定められた役職にある者（ただし、式務員及び事務見習を除く）の差貫は、宗務役員対配法要座次に基づく相当衣体も依用することができる。

別表第１３号の２

功章

等　級	地　色	紋	袈　裟
特殊大功章	雪　下	撚金菱八藤 数41附	五条袈裟及 畳袈裟倶威儀
特殊功章	花　山　吹	撚金菱八藤 数41附	五条袈裟及 畳袈裟倶威儀
第１功章	麴　塵	撚金白入交菱八藤 数41附	五条袈裟及 畳袈裟倶威儀
第２功章	羽　重	撚金白入交菱八藤 数41附	五条袈裟及 畳袈裟倶威儀
第３功章	紅　葉　重	平金白入交菱八藤 数41附	五条袈裟及 畳袈裟白威儀
第４功章	錆青海松	平金白入交菱八藤 数41附	五条袈裟及 畳袈裟白威儀
第５功章	薄　藤	縁金 数41附	五条袈裟及 畳袈裟白威儀
第６功章	鶸	縁金白菱八藤 列一ツ抜数21附	五条袈裟及 畳袈裟白威儀
第７功章	紫	縁金白菱八藤 列二ツ抜数15附	五条袈裟及 畳袈裟白威儀
第８功章	深　浅　黄	白菱八藤 列二ツ抜数15附	五条袈裟及 畳袈裟白威儀

旌賞

等　級	地　色	地　紋	紋	袈　裟
特殊大旌賞	緋	金雲立箴	八藤紋白数15附乱入混 大きさ3.5㎝	畳袈裟倶威儀
特殊旌賞	紅木蘭	金雲立箴	雲牡丹紋白縁金数15附乱入混　大きさ3.5㎝	畳袈裟倶威儀
１等旌賞	樺	金雲菱	鶴丸紋白縁金数13附乱入混　大きさ4.8㎝	畳袈裟倶威儀
２等旌賞	栗　皮	金雲菱	鶴丸紋白縁金数13附乱入混　大きさ4.8㎝	畳袈裟白威儀
３等旌賞	柳　茶	金陰散雲菱	鶴丸紋白縁金数13附乱入混　大きさ4.8㎝	畳袈裟白威儀
４等旌賞	葉　菊	白茶散雲菱	鶴丸紋白縁金数13附乱入混　大きさ4.8㎝	畳袈裟白威儀
５等旌賞	鶸　茶	鶸茶色散雲菱	鶴丸紋白縁金数13附乱入混　大きさ4.8㎝	畳袈裟白威儀
６等旌賞	銀　鼠	銀鼠色散雲菱	鶴丸紋白縁金数13附乱入混　大きさ4.8㎝	畳袈裟白威儀
７等旌賞	白　茶	白茶色散雲菱	鶴丸紋白数13附乱入混 大きさ4.8㎝	畳袈裟白威儀
８等旌賞	花　田	花田色散雲菱	鶴丸紋白数13附乱入混 大きさ4.8㎝	畳袈裟白威儀

別表第１４号　許可なくして依用できない紋

1	菊花紋章
2	抱牡丹紋、八藤紋及びこれらに類似する紋
3	役職衣体につけた紋
4	功章、旌賞及び栄章の紋並びに奨功衣体につけた紋
5	枝牡丹紋、雲牡丹紋、蟹牡丹紋、八葉牡丹紋、大谷牡丹紋、乱牡丹紋、落牡丹紋
6	六藤紋、六藤崩紋
7	唐花紋、五環紋、相続講紋
8	其の他別に定められたもの

別表第１５号　記念衣体

（袈裟）

衣　体	事　由	制　限	制定期日
六葉牡丹紋五条袈裟	蓮如上人四百五十回御遠忌法要出仕僧侶へ記念として許可される	許可を受けた者に限る	１９４８年 １２月１６日
薄花橘色地鶴丸紋白五条袈裟 薄花桜色地鶴丸紋白五条袈裟 裏桔梗色地鶴丸紋白五条袈裟 藤色地鶴丸紋白五条袈裟	蓮如上人四百五十回御遠忌に際し、特に功績のあった寺院住職に許可される	同	１９４９年 ３月１９日
青山吹色相続講紋輪袈裟及び畳袈裟	相続講創設７０周年記念として許可される	同	１９５５年 １１月１０日
白地海松色散小葵平金陰陽大谷牡丹紋五条袈裟 白地海松色散小葵金茶陰陽大谷牡丹紋五条袈裟	宗祖聖人七百回御遠忌に際し、功績ある者に許可される	同	１９５６年 １１月１日
白茶色藤襷大谷牡丹紋輪袈裟及び畳袈裟	宗祖聖人七百回御遠忌志を進納した僧侶に許可される	同	１９５７年 １月１日
蘇芳色地御遠忌記念牡丹紋白五条袈裟	宗祖聖人七百回御遠忌及び宗門護持のため功績ある者に御遠忌記念として許可される	同	１９６１年 １２月１１日
媚茶色地古代白茶色小葵七宝七弁牡丹紋白畳袈裟倶威儀	住職在任５０年記念として許可される	住職在任５０年の者、身一代本山から贈与されたものに限る	１９６９年 ２月１５日
錆濃縹色地金茶蔭小葵六葉八弁牡丹白浮紋(二)畳袈裟倶威儀	親鸞聖人御誕生八百年・立教開宗七百五十年記念として許可される	許可を受けた者に限る 本山から交付されたものに限る	１９７０年 １２月５日
白地正銀色六葉八弁牡丹紋五条袈裟 紫蘇重色地六葉八弁牡丹紋白五条袈裟 裏鄙躅色地六葉八弁牡丹紋白五条袈裟	同	許可を受けた者に限る	１９７０年 １２月２８日
錆濃縹色地金茶色蔭小葵六葉八弁牡丹白紋(二)輪袈裟	同	許可を受けた者に限る 本山から交付されたものに限る	１９７１年 ７月１日
濃茜色地錆金蔭小葵六葉八弁牡丹白小紋輪袈裟 濃茜色地錆金蔭小葵六葉八弁牡丹白小紋畳袈裟白威儀 濃茜色地錆金蔭小葵六葉八弁牡丹白小紋畳袈裟倶威儀	同	同	１９７２年 ７月１日
茶木蘭色地六葉八弁牡丹紋白五条袈裟	同	許可を受けた者に限る	

（第十二編）法臈法衣条例施行条規

紅栗皮色地撚金蔭牡丹菱大谷牡丹蔭白紋(二)畳袈裟倶威儀	宗門護持に関し、連続３０ヵ年経常費御依頼額を完納した寺院・教会に対して許可される	許可を受けた寺院に僧籍を有する２０歳以上の寺族であって准本座以上の者に限る 本山から交付されたものに限る	１９７９年 ７月１日
鳩羽紫色地平金有職鳳凰牡丹唐草五環梅白浮紋(二)畳袈裟倶威儀	相続講創設百年・真宗本廟両堂再建９０年記念として許可される	同	１９８４年 １２月２６日
海松藍色地退紅色蔭菊菱大割蔭牡丹白紋(二)輪袈裟	首都圏教化施設設置記念として許可される	同	１９８６年 １０月２１日
錆海松藍色地撚金蔭牡丹菱大谷牡丹蔭白紋(二)畳袈裟倶威儀	宗門護持に関し、連続４０ヵ年経常費御依頼額を完納した寺院・教会に対して許可される	同	１９８９年 ７月１日
藍海松色地蓮華蔭唐草五環白紋(二)畳袈裟倶威儀	彰如上人五十回忌・綽如上人六百回忌法要記念として許可される	同	１９９２年 ２月１日
薄媚茶色地金茶色小葵七宝花八藤白紋(二)畳袈裟倶威儀	宗議会議員永年勤続の者へ記念として許可される	別に定める基準を満たした者に限る 身一代本山から交付されたものに限る	１９９４年 ４月１日
真朱色地黄蔭藤菱御遠忌記念牡丹白紋(二)畳袈裟倶威儀	蓮如上人五百回御遠忌記念として許可される	許可を受けた寺院に僧籍を有する２０歳以上の寺族であって准本座以上の者に限る 本山から交付されたものに限る	１９９５年 ３月２５日
真朱色地御遠忌記念牡丹紋白五条袈裟			
真朱色地御遠忌記念牡丹撚金紋五条袈裟			
真朱色地中錆平金蔭蓮華唐草御遠忌記念牡丹白浮小紋畳袈裟倶威儀	同	同	１９９６年 １１月１日
紅葉重色地撚金蔭牡丹菱大谷牡丹平金紋(二)畳袈裟倶威儀	宗門護持に関し、連続５０ヵ年経常費御依頼額を完納した寺院・教会に対して許可される	同	２０００年 ７月３日
白茶色地撚金蔭牡丹菱御遠忌記念牡丹白紋(二)畳袈裟倶威儀	宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌・真宗本廟両堂等御修復記念として許可される	同	２００４年 １月２８日
緞子地御遠忌記念牡丹紋唐草文墨袈裟	同	許可を受けた者に限る	２００６年 ２月１日
織色堅地御遠忌記念牡丹紋唐草文青袈裟白威儀			
織色堅地御遠忌記念牡丹紋唐草文青袈裟倶威儀			
鳩羽紫色地錆撚金流水六葉八弁牡丹白浮紋（二）畳袈裟倶威儀	宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年記念として許可される	許可を受けた寺院に僧籍を有する２０歳以上の寺族であって准本座以上の者に限る 本山から交付されたものに限る	２０１９年 ７月１日
鳩羽紫色地陰陽六葉八弁牡丹紋白五条袈裟	同	許可を受けた寺院に僧籍を有する２０歳以上の寺族であって准本座以上の者に限る	
白地花田色六葉八弁牡丹陰紋五条袈裟	宗門護持に功績ある寺院・教会に対し、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年記念として許可される		
紅色地六葉八弁牡丹紋白五条袈裟	宗門護持に功績ある寺院・教会に対し、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年記念として許可される	許可を受けた寺院に僧籍を有する寺族であって准本座以上の者に限る 本山から交付されたものに限る	２０２１年 ３月１日
紅色地六葉八弁牡丹平金白入交紋五条袈裟		許可を受けた寺院に僧籍を有する寺族であって准上座以上の者に限る 本山から交付されたものに限る	
紅色地六葉八弁牡丹平金紋五条袈裟			

（衣）

衣　体	事　由	制　限	制定期日
同色有文色裳附直綴（但し白及び経緯別色のもの並びに離紋を除く）	宗祖聖人七百回御遠忌に関し、功績のある者に許可される	許可を受けた者に限る	１９５６年 １１月１日
同色紋紗色直綴（但し白及び経緯別色のもの並びに離紋を除く）			
墨染色飛紋丸竜四竄紗綾地直綴			
同色有文唐草御遠忌記念牡丹紋紗地直綴	宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌・真宗本廟両堂等御修復記念として許可される	同	２００６年 ２月１日
精好地葉裏色裳附			
精好地蓼藍蘇芳色裳附			
精好地紅葉桜色裳附			
精好地深紅蘇芳色裳附			
精好地紅栗皮色裳附			
同色有文地陰散雲六葉八弁牡丹紋裳附色直綴（但し白及び経緯別色もの並びに離紋を除く。正絹緞子地に限る。紋径は、7㎝とする。）	宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年記念として許可される	同	２０２１年 ３月１日

（第十二編）法臈法衣条例施行条規

様式第１　（出仕願）

年　　月　　日

出　仕　願

宗 務 総 長 殿

前・住　　職
教区　　組　　寺・教会　前・教会主管者
衆　　徒
氏　名　　㊞

下記により出仕いたしたくお願いします。

記

1　法　　要
　　月　　日　　逮夜・晨朝・日中
　　月　　日　　逮夜・晨朝・日中
　　月　　日　　逮夜・晨朝・日中
2　法要座次（　　座　　等）　　6　法　　衣（出仕の際依用のもの）
3　教　　師（　　）　　◇袈　　裟（　　）
4　功　　章（　　功章）　　◇　衣　　（　　）
5　旌　　賞（　　旌賞）　　◇　袴　　（　　）

□（本人確認欄・レ点）
学校法人の教職員を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者

年　　月　　日

出　仕　証　明

上記により、　　座出仕したことを証明する。

本廟部長

係 印

受付第　　号				教務所経由第　　号			
年　　月　　日受付				年　　月　　日受付			
部長		担当者		所長		担当者	
				寺院・教会番号	－	－	

学階条例施行条規

〈１９８２年4月２１日達令公示第5号〉

改正　①１９９１年　６月２９日達令公示４１
②１９９３年　４月３０日達令公示３
③２００３年　６月２８日達令公示９
④２００５年　６月２８日達令公示９
⑤２００６年　５月２９日達令公示５
⑥２００８年　６月２７日達令公示１０
⑦２０２０年　１月　９日達令公示１
⑧２０２０年１１月１２日達令公示１４
⑨２０２５年　３月１２日達令公示３

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この達令は、学階銓衡会の組織及び運営並びに学階銓衡の手続に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この達令において、「条例」とは学階条例（１９９１年条例公示第２４号）をいい、「論文」とは、条例第４条第１号、同第５条第１項及び同第６条第４号に定める論文をいう。

第２章　学階銓衡会

（構成）

第３条　学階銓衡会は、銓衡する学階により、講師銓衡会、嗣講銓衡会、擬講銓衡会及び学師銓衡会で構成する。

（会長）

第４条　学階銓衡会に会長を置き、講師の中から宗務総長が任命する。

２　会長の任期は、３年とする。ただし、補充による会長の任期は、前任者の残任期間とする。

３　会長は、学階銓衡会を代表し、会務を掌理し、及び前条の各銓衡会の座長となる。

４　会長に事故あるときは、予め会長が宗務総長の同意を得て指名した講師が、臨時にその職務を代理する。

（委員）

第５条　第３条の各銓衡会に委員を置き、それぞれ次の各号に該当する者について、宗務総長がこれを任命する。この場合、１人で２以上の委員を兼任することができる。

（１）講師銓衡会委員　講師若干人

（２）嗣講銓衡会委員　講師及び嗣講の中から若干人

（３）擬講銓衡会委員　講師、嗣講及び擬講の中から５人以上２０人以内

（４）学師銓衡会委員　嗣講及び擬講の中から５人以上２０人以内

２　前項の委員は、当該銓衡会が銓衡を終わるまで、その任にあるものとする。

（審査員）

第６条　講師銓衡会を除く各銓衡会に論文（条例第４条第２号に規定する著述を含む。以下同じ。）を審査するため、論文ごとに３人の審査員を置き、当該銓衡会の委員の中から会長が選任する。この場合、１人で２以上の審査員を兼ねることができる。

２　前項の審査員の任期は、当該銓衡会の委員の任期による。

（招集）

第７条　各銓衡会の招集は、会長が、それぞれ毎年１回宗務所にこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

（審査）

第８条　審査員は、担当する論文について審査し、その結果を会長に報告しなければならない。ただし、学師論文の審査については、口述試問を必要とする。

２　前項の審査の評価は、可及び不可とする。

３　論文審査は、当該銓衡会の招集前に、これを行うことができる。

（銓衡表決）

第９条　会長は、前条第１項の報告を受けたときは、当該銓衡会において、銓衡表決を行うものとする。

２　前項の銓衡表決は、委員の３分の２以上が出席した銓衡会において、出席委員の３分の２以上の多数で決する。

（講師銓衡会に関する特例）

第１０条　講師銓衡会は、委員の半数以上の出席によってこれを開き、銓衡の決定は、出席委員の３分の２以上の同意を得てこれを行う。

（報告）

第１１条　会長は、各銓衡会の銓衡の結果を宗務総長に報告しなければならない。

（宗務役員の部会への出席）

第１２条　宗務総長、宗務職制第３条第２項により教育部を分担管理する参務及び教育部長は、何時でも銓衡会に出席して発言することができる。ただし、表決には加わらない。

（事務）

第１３条　学階銓衡会の事務は、教育部がこれを行う。

第３章　論文

（提出）

（第十四編）学階条例施行条規

第１４条　論文を提出しようとする者は、論文４部、別に定める学階銓衡願及び履歴書に、学事冥加金を添えて、毎年２月１日から同月末日までの間に教育部を経て、会長に提出しなければならない。

（論文）

第１５条　前条の論文は、請求する学階により次の各号のとおりとする。

（１）嗣講請求論文　字数は無制限とし、副論文の添付を妨げない。

（２）擬講請求論文　５万字以上１０万字以内とし、副論文の添付を妨げない。

（３）学師請求論文　２万字以上５万字以内とする。

第４章　補則

（授与）

第１６条　学階の授与は、証状の交付をもって行い、学階名簿及び僧籍簿に記載する。

（解釈規定）

第１７条　条例第６条第１号から第３号までに定める所定の単位は、教師条例施行条規第１３条に規定する当該大学の所定の単位をいう。

（真宗教学学会）

第１８条　学階の授与を受けた者の交流を図り、もって真宗教学の振興と立教開宗の精神を顕揚することに資するため、真宗教学学会（以下「学会」という。）を設置する。

２　学会は、擬講以上の者すべてを会員とし、その他必要に応じて会員を定める。

３　学会の事務は、教育部がこれを行う。

４　前３項の他、学会に関する必要な事項は、宗務総長の承認を得て別に定める。

附　則

１　この達令は、公示の日から施行する。

２　この達令によりはじめて任命された会長の任期は、その任命の日にかかわらず、１９８３年１月３１日に終わるものとする。

３　この達令施行の際、現に従前の規定により提出された論文は、この達令により提出された論文とみなす。

４　学階銓衡会規程（１９４９年告達第４号）は、この達令施行の日から廃止する。

附　則（１９９１年6月２９日達令公示第４１号）

この達令は、１９９１年７月１日から施行する。

附　則（１９９３年4月３０日達令公示第３号）

この達令は、１９９３年５月１日から施行する。

附　則（２００３年6月２８日達令公示第９号）

この達令は、２００３年７月１日から施行する。

附　則（２００５年6月２８日達令公示第９号）

この達令は、２００５年７月１日から施行する。

附　則（２００６年5月２９日達令公示第５号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２００８年6月２７日達令公示第１０号）

この達令は、２００８年７月１日から施行する。

附　則（２０２０年1月９日達令公示第1号）抄

この達令は、２０２０年４月１日から施行する。

附　則（２０２０年１１月１２日達令公示第１４号）

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０２５年3月１２日達令公示第３号）

１　この達令は、公示の日から施行する。

２　この達令施行の際、現に学階銓衡会の会長である者は、この達令による会長とみなし、その任期は、従前就任の日から起算し、第４条第２項の規定にかかわらず、２０２５年１０月３１日までとする。

３　この達令施行の際、現に講師銓衡会、嗣講銓衡会、擬講銓衡会及び学師銓衡会の委員である者は、それぞれこの達令による講師銓衡会、嗣講銓衡会、擬講銓衡会及び学師銓衡会の委員とみなす。

（第十四編）学階条例施行条規

懲戒条例

〈１９９１年6月２９日条例公示第２８号〉

改正　①１９９９年６月２５日条例公示１１
②２０００年６月２７日条例公示１３
③２００５年６月２８日条例公示１１
④２０１２年６月２９日条例公示１１
⑤２０１８年６月２５日条例公示３
⑤２０２５年６月２７日条例公示１７

第１章　総則

（この条例の適用）

第１条　この条例は、懲戒に該当する非違行為のあった僧侶に適用する。

（懲戒のときに関する効力）

第２条　宗門法規上非違行為とならなかった行為を、事後の宗門法規によって懲戒に処することはできない。

（懲戒の宗門法規変更に関する効力）

第３条　非違行為を行った後宗門法規の変更があったときは、最も軽いものを適用する。

（懲戒期間の計算）

第４条　懲戒の期間は、判定確定の日の翌日から起算する。

（精神障害、年齢未満、不可避）

第５条　精神の障害により、是非を弁別する能力のない者、年齢１４歳に満たない者及び不慮の災害によって、やむをえず行った行為は、これを懲戒しない。

第２章　懲戒の種目

（懲戒の種目）

第６条　懲戒の種目は、次のとおりとする。

（１）除　名
（２）重懲戒
（３）軽懲戒
（４）謹　慎
（５）譴　責

（除名）

第７条　除名は、僧侶の身分を喪失させ、僧籍簿の登録を削除する。

（重懲戒）

第８条　重懲戒に処せられた者は、すべての役職務を罷免され、教師、学階、褒賞及び一般衣体を除く衣体をはく奪され、法要座次を最下級に降下されるほか、懲戒期間中に限り、自己が所属する寺院又は教会以外の場所において僧侶の分限を行うことができない。

（重懲戒の期間）

第９条　重懲戒に処する期間は、３年以上７年以下とする。

（軽懲戒）

第１０条　軽懲戒に処せられた者は、住職又は教会主管者以外の役職務を罷免されるほか、その懲戒期間中に限り、自己が所属する寺院又は教会あるいはその門徒の家以外の場所において僧侶の分限を行うことができないのみならず、学階、褒賞及び一般衣体を除く衣体の効力が停止され、教師及び法要座次を最下級に降下される。

（軽懲戒の期間）

第１１条　軽懲戒に処する期間は、１年以上５年以下とする。

（謹慎）

第１２条　謹慎に処せられた者は、その懲戒期間中、自己が所属する寺院又は教会あるいはその門徒の家以外の場所において僧侶の分限を行うことができない。

（謹慎の期間）

第１３条　謹慎に処する期間は、３ヵ月以上２年以下とする。

（譴責）

第１４条　譴責は、文書をもって訓戒する。

（懲戒に処せられた者の制限）

第１５条　第６条第２号乃至第４号の懲戒を受けた者は、その懲戒期間中、前記の懲戒処分を受けたが、その施行を猶予された者は、その猶予期間中、褒賞及び学階の授与、教師の補任及び陞補並びに法要座次及び衣体の許可を受けることができない。

第３章　懲戒の軽減及び加重並びに施行猶予

（併合の懲戒）

第１６条　確定判定を経ない数個の非違は、これを併合して、最も重い非違行為について定めた懲戒によって処断する。

（酌量軽減）

第１７条　非違行為の情状により酌量してその懲戒を軽減することができる。

（累行非違行為と懲戒加重）

第１８条　懲戒に処せられた者が、懲戒の施行中又はその懲戒を受けることがないようになってから３年以内に、更に非違を行い、懲戒に処すべきときは、その非違行為について、懲戒を加重することができる。

（競合非違行為の処断）

第１９条　１個の行為が数個の非違行為に該当する場合は、最も重い非違行為について定めた懲戒によって処断する。

（施行猶予）

第２０条　３年以下の軽懲戒又は謹慎の判定につ

（第十七編）懲戒条例

いて、その懲戒の施行を猶予することを相当とする情状があるときは、１年以上５年以下の期間、その懲戒処分の施行を猶予することができる。謹慎以上の非違行為を累ねたときは、この限りでない。

２　懲戒の施行猶予の判定を受けたときは、非違行為によって生じた損害の賠償を、命ずることができる。

（施行猶予の取消）

第２１条　懲戒処分の施行を猶予された者が、その猶予期間中に、謹慎以上の懲戒に処せられたときは、施行猶予を取り消さなければならない。

２　施行猶予の期間中に、次の各号のいずれかに該当するものは、施行猶予を取り消すことができる。

（１）前条第２項による損害の賠償を履行しない者

（２）改悛の情のない者

第２２条　施行猶予が取り消されることがなくてその期間を経過したとき、判定は、その効力を失う。ただし、損害賠償の責は免れない。

第４章　減免

（減免の種類）

第２３条　懲戒の減免は、赦免及び宥免の２種とする。

（赦免）

第２４条　赦免は、恩赦令が発せられたとき、又は本派の重要な儀式に際して行う。

２　赦免の範囲は、達令をもってその都度これを定める。

（宥免）

第２５条　宥免は、懲戒期間の半ばをすぎた者であって、その本分を遵守し、改悛の実績のある場合に行い、将来にむかって懲戒を免除又は軽減する。

２　宥免の適用は達令をもって別に定める。

第５章　時効

（時効）

第２６条　非違行為を終わった日から次の期間を経過した後は、その者について申告することができない。

（１）除名にあたる非違については、１０年

（２）重懲戒にあたる非違については、７年

（３）軽懲戒にあたる非違については、５年

（４）謹慎にあたる非違については、３年

（５）譴責にあたる非違については、１年

（６）選挙に関する非違については、６ヵ月

（時効の停止）

第２７条　時効は、当該非違行為の申告書の受理日をもって、進行を停止する。

２　非違行為に該当する行為を行った者が僧侶条例（１９９１年条例公示第１６号）第１８条の規定により僧籍削除となったため又は懲戒の根拠となっている役職務を失ったため申告されなかった場合には、時効は、僧籍削除の日又は当該役職務を失った日をもって、その進行を停止する。

第６章　非違行為の分類

（非違行為と懲戒）

第２８条　教義について異説を固執し、仏祖に対して崇敬を失する行為をした者は、除名又は重懲戒に処する。

第２９条　本派の秩序を紊乱し又はその企画をした者は、除名又は重懲戒に処する。

第３０条　奉安する本尊及び影像を正当の理由なく担保に供し若しくは譲渡した者は、除名又は重懲戒に処する。

第３１条　正規の手続を経ないで、法宝物又は寺有財産を費消し又は費消しようとした者若しくは護持を怠って寺院又は教会を荒廃させた者、あるいは職分を怠って多数の門徒を背離させた者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

第３２条　行使の目的で、仏祖の影像若しくは名号又は本派の用いる印章若しくは文書等を偽造若しくは変造した者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

２　前項の偽造又は変造した文書等を行使した者についても、前項同様とする。

第３３条　本派、本派に属する機関、別院若しくは団体の財産又はこれらの用に供する財産を不正に費消した者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

２　重大な過失によって、前項に記載した財産に損害を与えた者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

３　条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者が、前２項に規定する行為を行ったときも、また同様とする。この場合、その役職を離れても懲戒処分を免れることはできない。

４　第１項及び第２項の費消又は損害の全額若しくは一部の賠償を、期限及び方法を指定して判定に併せてこれを命ずることができる。

第３４条　宗務執行を妨害した者、宗門法規で定める願又は申請若しくは届に虚偽の記載をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

第３５条　審問院の判定及び裁決に従わない者又は他人に懲戒処分を受けさせる目的で偽証又は虚偽の申告をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

第３６条　職務に関し、不正の利益を受け又は受ける約束をした、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者は、重懲戒又は軽

（第十七編）懲戒条例

懲戒に処する。
２　前項による懲戒処分は、その役職を離れても免れることはできない。
第３７条　故なく賦課金の納付を怠った者及び宗務執行のために発した命令に背き、又は宗務執行のために発した招喚に応じない者は、軽懲戒又は謹慎に処する。
第３８条　申告の義務を有する者が、故意にその申告の義務を怠ったときは、謹慎又は譴責に処する。
第３９条　我情によって、僧侶又は門徒との間に不和を起した者は、謹慎又は譴責に処する。
第４０条　境内又は堂宇において公序良俗に反する行為又は営利を目的とする興業をし、若しくはこれをさせた者あるいは僧侶としての威儀を失墜した者は、謹慎又は譴責に処する。
第４１条　僧侶の分限を行うことができない者に、その行為をさせた者は、謹慎又は譴責に処する。
第４２条　役職名、教師、学階又は褒賞を詐称した者、法要座次又は衣体を濫用した者は、謹慎又は譴責に処する。
第４３条　削除
第４４条　重大なる過失により、所奉の仏祖又は堂宇を焼失したときは、軽懲戒、謹慎又は譴責に処する。
第４５条　住職又は教会主管者が、その監督を怠り又は制止しなかったために、寺族又は門徒が第２８条から前条に規定する非違行為若しくはこれに相当する行為を行ったときは、その住職又は教会主管者は、謹慎又は譴責に処する。
第４６条　拘禁刑の宣告を受けた者は、除名、重懲戒又は軽懲戒に処する。
２　前項の宣告に執行猶予が付された者についても、前項同様とする。
第４７条　罰金又は破産手続開始の決定若しくは破産の宣告を受けた者は、謹慎又は譴責に処する。
第４８条　前条の処分の理由が僧侶にふさわしくない行為に因るときは、軽懲戒又は謹慎に処する。
第４９条　非違行為であって、一時の過失によるもの又は軽微なものは、譴責に処する。
第５０条　非違行為を他人に行わせるように教唆若しくは誘導した者又は非違行為のあることを知って、故意にこれを隠蔽した者は、それぞれ非違行為を行った者に準じて処断する。
第５１条　国の法令に違反し、又は公益を害する行為のために解散を命ぜられた寺院、教会の住職又は教会主管者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。
第５２条　本派における選挙に関する非違行為は、宗議会議員選挙条例及び教区会議員選挙条例に定める懲戒の規定に従い、処断する。

附　則
１　この条例は、１９９１年7月1日から施行する。
２　１９９１年6月３０日現在、継続中であった行為は、この条例によるものとみなす。
３　１９９１年6月３０日までに、従前の規定によって行った行為は、この条例によるものとみなす。

附　則（１９９９年6月２５日条例公示第１１号）
１　この条例は、１９９９年7月1日から施行する。
２　１９９９年6月３０日現在、継続中であった行為は、この条例によるものとみなす。
３　１９９９年6月３０日までに、従前の規定によって行った行為は、この条例によるものとみなす。

附　則（２０００年6月２７日条例公示第１３号）
この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２００５年6月２８日条例公示第１１号）抄
この条例は、２００５年７月１日から施行する。

附　則（２０１２年6月２９日条例公示第１１号）
１　この条例は、２０１２年7月1日から施行する。
２　この条例施行の際、従前の規定により進行を停止している時効は、改正後の第２７条第１項により時効の進行を停止しているものとみなす。
３　この条例施行の際、既に非違行為を行った者が僧籍削除となっている場合又は懲戒の根拠となる役職務を失っている場合、改正後の第２７条第２項を適用する。
４　この条例施行の日までに行われた改正前の第３１条に該当する行為は、改正後の第３１条による行為とみなす。
５　この条例施行の際、既に行われた行為であって、改正前の第３３条第１項若しくは第２項又は第３６条に該当する非違行為は、なお従前の例による。

附　則（２０１８年6月２５日条例公示第3号）抄
この条例は、２０１８年７月１日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第１７号）抄
１　この条例は、公示の日から施行する。
２　この条例施行の際、現に懲役又は禁錮の宣告を受けている者は、従前の規定を適用する。

（第十七編）懲戒条例

資金保管規程

〈２０１６年6月２４日達令公示第９号〉

改正　①２０２０年6月２５日達令公示１０
②２０２１年6月３０日達令公示１９
③２０２３年1月３０日達令公示２
④２０２４年8月２１日達令公示１２

（目的）

第１条　この達令は、会計条例（１９８８年条例公示第１号。以下「条例」という。）第４６条に規定する現金の保管について必要な事項を定めることにより、本派が有する資金の安全かつ効率的な保存管理を図ることを目的とする。

（資金）

第２条　この達令による資金とは、本派の保有する基本財産及び普通財産のうち、次の各号に掲げるものをいう。

（１）流動資産たる現金

（２）固定資産たる平衡資金及び条例により特定の使用目的を定められた資産

（保管方法）

第３条　前条第１号に規定する資金は、次の各号に掲げるいずれかの方法によって、これを保管するものとする。

（１）円建普通預金

（２）円建定期預金

２　前条第２号に規定する資金は、次の各号に掲げるいずれかの方法によって、これを保管するものとする。

（１）円建普通預金

（２）円建定期預金

（３）日本国債

（４）地方債（日本国内の地方公共団体が発行する円建のものをいう。）

（５）政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて、政府が保証するものをいう。）

（保管の特例）

第４条　財務長が特別の事由があると認めたときは、第２条第１号の資金の保管について、前条第１項第１号及び第２号に規定する円建を外貨建とすることができる。

（有価証券の取得制限）

第５条　償還期限が２０年を超える有価証券は、第２条第２号の資金総額の１割を超えて取得することができない。

（保管の基本方針）

第６条　資金は、次の各号に掲げる基本方針に則り保管しなければならない。

（１）元本が損なわれないよう、安全な方法により保管を行うとともに、預金については金融機関の経営の健全性に十分留意しなければならない。

（２）予期せぬ資金からの取り崩しに備え、流動性を確保して資金を保管しなければならない。

（３）安全性及び流動性を十分に確保するとともに、利息収入の最大化を図り、効率的な資金保管に努めなければならない。

２　普通預金以外の資金は、保管当初の方法によって期限まで保管しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、預金の解約又は有価証券の売却を行うことができる。

（１）資金の安全性を確保するために必要な場合

（２）流動性を確保するために必要な場合

（３）安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、保管の方法の変更を行う場合

（保管に係る権限及び責任）

第７条　財務長は、条例第１３条第１項により、資金の保管に係る権限を有し、その責任を負うものとする。

２　財務部長は、資金の保管に関する事務を掌理し、財務部員の中から資金保管担当者を定める。

３　資金保管担当者は、財務部長の命を受け、資金の保管に関する事務を処理する。

４　前各項に定める者は、資金が門徒からの浄財であることを認識し、宗門法規を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって資金の保管をしなければならない。

（有価証券保管計画）

第８条　会計条例施行条規（１９８８年達令公示第２号）第１２条に規定する有価証券保管計画には、次の各号を記載するものとする。

（１）限度額　調達しようとする有価証券の上限金額

（２）期間　当該有価証券を償還するまでの期間又は年債の区分

（３）購入の基準　第３条第２項第３号から第５号までに定める有価証券の種類、目標利率

（有価証券保管目録及び計算書の作成）

第９条　条例第４６条第２項により現金を有価証券に替えて保管したときは、財務長は、有価証券保管目録及び有価証券利息計算書を作成し、毎年度、財産管理審議会に提出しなければならない。

（規程の変更）

第１０条　この達令を変更しようとするときは、予め財産管理審議会の議を経なければならない。

（第十八編）資金保管規程

附　則

この達令は、２０１６年７月１日から施行する。

附　則（２０２０年6月２５日達令公示第１０号）抄

この達令は、２０２０年７月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第１９号）

この達令は、２０２１年6月３０日から施行する。

附　則（２０２３年２月１日達令公示第２号）

この達令は、２０２３年２月１日から施行する。

附　則（２０２４年8月２１日達令公示第１２号）

この達令は、公示の日から施行する

物品取扱規程

〈１９９１年6月２９日達令公示第４９号〉

改正　①１９９７年６月１３日達令公示５
②１９９７年６月１３日達令公示１３
③２００４年６月２８日達令公示２６
④２０１５年６月２６日達令公示９
⑤２０２０年６月２５日達令公示１１
⑥２０２１年６月３０日達令公示７

（趣旨）

第１条　この達令は、法宝物及び宝物を除く本派の所有にかかる物品の取扱いについて必要な事項を定める。

（物品の取扱）

第２条　物品は、会計条例（１９８８年条例公示第１号）及び会計条例施行条規（１９８８年達令公示第２号）並びにこの達令によって取扱うものとする。

２　すべて物品の取扱いについては、それが浄財の所産であることに思いをいたし、粗雑、乱費にわたるようなことがあってはならない。

（種類）

第３条　この達令において、物品とは次に掲げるものをいう。

（１）授　与　物
（２）贈与物品
（３）備　付　物
　　什　　物
　　什　　器
　　備　　品
（４）出　版　物
（５）事務用品
（６）消　耗　品
（７）前各号以外のもの

２　什物及び什器であって、価格又は価値から見て、財産として保存することを適当と認めたときは、財産台帳に記帳しなければならない。この場合志納又は贈与を受けたものについては、評価及び志納又は寄贈者の氏名をも併せて記帳するものとする。

（出納年度）

第４条　物品出納の年度は、現に出納を行った日の属する年度とする。

（物品管理事務）

第５条　物品の管理に関する事務は財務部長が行う。

２　すべて物品の出納は、物品出納簿に記帳しなければならない。

３　物品の出納にあたらせるため、財務部員の中

冥加金条例

〈１９９１年6月２９日条例公示第３１号〉

改正　①１９９４年６月１５日条例公示４
②２０２１年６月３０日条例公示１２

（趣旨）

第１条　この条例は、本派の冥加金について定める。

（冥加金の種類）

第２条　冥加金の種別を次のように定める。

（１）学事冥加金
（２）出版物冥加金
（３）研修冥加金
（４）同朋会館冥加金
（５）斎冥加金
（６）墓地冥加金
（７）管理冥加金
（８）不動産冥加金
（９）渉成園冥加金
(10) 大谷専修学院冥加金

２　前項各号のほか、法要又は行事その他特別の必要があるときは、臨時に冥加金を定めることができる。この場合、当該年度の予算にその名称を示すものとする。

第３条　学事冥加金は、学事及び検定について、出版物冥加金は、出版物の頒布について、研修冥加金は、研修及び講習について、同朋会館冥加金は、同朋会館の使用について、斎冥加金は、斎について、墓地冥加金は、墓地の使用について、管理冥加金は、施設及び宝什物の使用について、不動産冥加金は、不動産の使用について、渉成園冥加金は、渉成園の使用について、大谷専修学院冥加金は、大谷専修学院における学事及び学務について、それぞれ収納するものとする。

（冥加金の決定）

第４条　冥加金の額は、宗務総長が定める。

附　則

１　この条例は、１９９１年7月１日から施行する。

２　１９９１年６月３０日現在、定めた冥加金の額は、この条例により定めたものとみなす。

附　則（１９９４年6月１５日条例公示第４号）

この条例は、１９９４年７月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日条例公示第１２号）

この条例は、２０２１年７月１日から施行する。

第１種共済特別会計の閉鎖に伴う基本金及び給付準備金の処理に関する特別措置条例

〈２０２１年6月３０日条例公示第１５号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、第１種共済特別会計の閉鎖に伴い、第１種共済特別会計条例（１９９１年条例公示第３４号。以下「条例」という。）第３条に定める基本金及び２０２０年度の決算で生じた条例第８条に定める給付準備金の残額の処理について、必要な事項を定める。

（保管）

第２条　前条による基本金及び給付準備金の残額は、宗務改革における行財政改革において、宗派財政構造の改革方針が定まるまでの間、保管金として別途これを保管する。

２　前項の保管金は、第１種共済特別会計閉鎖金預り（以下「預り金」という。）という。

（利息の処理）

第３条　預り金から生じる果実は、これを預り金に繰り入れて処理しなければならない。

（預り金の使用）

第４条　預り金を使用するときは、一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

（経理）

第５条　預り金の経理の方法については、会計条例（１９８８年条例公示第１号）第４４条の規定によるものとする。

附　則

この条例は、２０２１年7月１日から施行する。

第２種共済特別会計条例

〈１９９１年6月２９日条例公示第３５号〉

改正　①２００１年６月２９日条例公示１４
②２００８年６月２７日条例公示７
③２０１３年６月２８日条例公示１３
④２０１９年６月２７日条例公示１６
⑤２０２１年６月３０日条例公示１６
⑥２０２１年６月３０日条例公示１９
⑥２０２５年６月２７日条例公示１１

（設置）

第１条　第２種共済に関する資産の管理及び業務の運営を適正ならしめるため、第２種共済特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第２条　削除

（歳入及び歳出）

第３条　この会計においては、拠出金、賦課金条例（１９８７年条例公示第４号）第２条第２号に規定する共済賦課金及びその他の収入をもって歳入とし、復興共済金、宗派共済見舞金及び業務の運営に要する経費をもって歳出とする。

（歳入歳出現況書の作成）

第４条　毎会計年度終了２ヵ月前において、予算と同一の区分により、歳入歳出現況書を作成しなければならない。

２　前項の歳入歳出現況書には前年度の貸借対照表を添付しなければならない。

（予算の提出）

第５条　この会計の歳入歳出予算は、毎年その年度の一般会計の予算と同時に宗会に提出して、その議決を得なければならない。

２　前項の予算には、前条の歳入歳出現況書を添付しなければならない。

（復興共済積立金）

第６条　共済金の不足を補うため、復興共済積立金を設ける。

２　共済金に不足を生じたときは、予算額にかかわらず復興共済積立金から補填することができる。ただし、共済条例（１９８７年条例公示第５号）第１８条に規定する給付額の制限を超えてこれを使用することができない。

３　この会計の歳計に不足を生じたときは、復興共済積立金をもってこれを補填するものとする。

４　復興共済積立金は、この条例の目的以外に使用することができない。

第７条　削除

（剰余金の処理）

第８条　この会計の歳計に剰余を生じたときは、これを復興共済積立金に繰り入れるものとする。

（復興共済積立金の保管）

第９条　復興共済積立金は、別途に経理し、毎会計年度末現在の計算書及び保管の方法を示す書類を作成し、会計監査院の監査を経て、決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

（資産の保管）

第１０条　この会計の資産は、平常の支出に充当するに必要な額を除き、信用ある銀行等に預け、若しくは確実な有価証券に替えて別途にこれを保管しなければならない。

（歳入歳出決算書及び貸借対照表の作成及び提出）

第１１条　この会計は、毎会計年度歳入歳出決算書及び貸借対照表を作成し、会計監査院の監査を経て、一般会計の歳入歳出決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

（会計条例の準用）

第１２条　この条例に定めのない事項については、会計条例の規定を準用する。

附　則

１　この条例は、１９９１年７月１日から施行する。

２　１９９１年６月３０日現在、設置していた第２種共済特別会計は、この条例による第２種共済特別会計とみなす。

３　１９９１年６月３０日現在、施行していた予算及び継続費並びに保管及び処理をしていた別途会計は、それぞれこの条例による予算及び継続費並びに別途会計とみなす。

４　１９９１年６月３０日現在、取り扱っていた経理事務は、この条例により取り扱っているものとみなす。

５　１９９１年６月３０日現在、有していた資産は、この条例による資産とみなす。

６　１９９１年６月３０日現在、設けていた復興共済積立金は、この条例による復興共済積立金とみなす。

附　則（２００１年6月２９日条例公示第１４号）

この条例は、２００１年７月１日から施行する。ただし、第２条及び第６条から第８条までの改正については、２００３年１月１日から施行する。

附　則（２００８年6月２７日条例公示第７号）

この条例は、２００８年７月１日から施行する。

附　則（２０１３年6月２８日条例公示第１３号）

この条例は、２０１３年７月１日から施行する。

附　則（２０１９年6月２７日条例公示第１６号）抄

この条例は、２０２０年１月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日条例公示第１６号）抄

この条例は、２０２１年６月３０日から施行する。

（第十八編）第二種共済特別会計

附　則（２０２１年6月３０日条例公示第１９号）抄

この条例は、２０２１年７月１日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第１１号）

この条例は、２０２５年７月１日から施行する。

東本願寺出版特別会計条例

〈１９９１年6月２９日条例公示第３６号〉
改正　①２０１２年6月２９日条例公示１３
②２０２３年6月３０日条例公示１５

（設置）
第１条　出版物に関する条例（１９９１年条例公示第４６号）第４条に基づいて刊行する出版物の収入及び支出の経理を明確にして、その健全な運営に資するため、東本願寺出版特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
（歳入及び歳出）
第２条　この会計においては、出版物の冥加金、第７条に定める東本願寺出版特別会計運営資金からの繰入金及びその他の収入をもって歳入とし、出版物の刊行及びそれに伴う業務に要する経費並びに一般会計への回付金をもって歳出とする。
（歳入歳出現況書の作成）
第３条　この会計は、毎会計年度終了２ヵ月前に、予算と同一の区分により、歳入歳出現況書を作成しなければならない。
２　前項の歳入歳出現況書には、前年度の貸借対照表を添付しなければならない。
（予算の提出）
第４条　この会計の予算は、毎年その年度の一般会計の予算と同時に、宗会に提出し、その議決を得なければならない。
２　前項の予算には、前条の歳入歳出現況書を添付しなければならない。
（予算の区分）
第５条　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあっては、その性質に従って、歳出にあっては、その目的に従って、それぞれ款及び項に区分する。
（出版物計算書の送付）
第６条　毎会計年度終了後１０日以内に、年度末現在による出版物計算書を、会計監査院に送付しなければならない。
（東本願寺出版特別会計運営資金）
第７条　出版物の刊行及び販路拡張に資する営業広報に必要な資金を確保するため、東本願寺出版特別会計運営資金(以下「運営資金」という。)を設ける。
２　運営資金を使用するときは、東本願寺出版特別会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。
３　運営資金は、別途に経理し、毎会計年度末現在の計算書及び保管の方法を示す書類を作成し、会計監査院の監査を経て、決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。
（剰余金の処理）
第８条　この会計において、歳計に生じた剰余金はこれを運営資金に繰り入れるものとする。ただし、歳計に不足が生じた場合は、運営資金をもってこれを支弁するものとする。
（歳入歳出決算書及び貸借対照表の作成及び提出）
第９条　この会計は、毎会計年度歳入歳出決算書及び貸借対照表を作成し、会計監査院の監査を経て、一般会計の歳入歳出決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。
２　前項の歳入歳出決算書には、第６条の出版物計算書を添付しなければならない。
（物品出納簿）
第１０条　刊行した出版物は、物品出納簿によって品目ごとに常に整理して、その受入及び払出の都度、数量及び受入価格又は払出価格（無償払出のときはその事由）を明確にしておかなければならない。
２　前項の物品出納簿によって毎月末日現在における受払の計算表を翌月１日から５日までの間に作成しなければならない。
３　前項の計算表は、会計監査院条例（１９９１年条例公示第７号）第１４条に定める現況監査の都度会計監査院に提出し、監査を受けなければならない。
（会計条例の準用）
第１１条　この条例に規定のない事項については、会計条例の規定を準用する。

附　則

１　この条例は、１９９１年7月１日から施行する。
２　１９９１年6月３０日現在、設置していた出版物特別会計は、この条例による出版物特別会計とみなす。
３　１９９１年6月３０日現在、施行していた予算は、この条例による予算とみなす。
４　１９９１年6月３０日現在、取り扱っていた経理事務は、この条例により取り扱っているものとみなす。
５　１９９１年6月３０日現在、有していた出版物は、この条例による出版物とみなす。

附　則（２０１２年6月２９日条令公示第１３号）

この条例は、２０１２年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日条令公示第１５号）

１　この条例は、２０２３年７月１日から施行する。
２　この条例施行の際、現に設置されている出版物特別会計及び出版物特別会計運営資金は、この条例による東本願寺出版特別会計及び東本願

（第十八編）東本願寺出版特別会計

寺出版特別会計運営資金とそれぞれみなす。

災害対応準備金に関する特別措置条例

〈２０２５年6月２７日条例公示第１４号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策条例（２０１２年条例公示第９号）第７条に基づき、災害対応に必要な資金の一部を確保するための特別措置について定める。

（災害対応準備金）

第２条　前条の規定による資金は、災害対応準備金（以下「準備金」という。）といい、一般会計から支出し保管金として別途にこれを経理する。

２　一般会計に計上した災害見舞費について、その年度の歳計に残額を生じたときは、予算から支出しこれを準備金に繰り入れるものとする。

（準備金の使途）

第３条　準備金の使途は、次の各号のとおりとする。

（１）災害時特別教化交付金

（２）災害見舞費の補填

（災害時特別教化交付金）

第４条　前条第１号に定める災害時特別教化交付金（以下「特別交付金」という。）は、教区の活動に重大な影響を与える災害が発生した際、被災教区の教化及び運営を支えるための資金として交付する。

２　前項により特別交付金を交付しようとするときは、一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

（災害見舞費の補填）

第５条　当該年度において一般会計に計上されている災害見舞費に不足を生じたときは、第３条第２号により、予算額にかかわらず、その不足分を準備金から補填することができる。

（目的外使用の禁止）

第６条　準備金は、この条例の目的以外に使用することができない。

（経理）

第７条　準備金の経理の方法は、会計条例（１９８８年条例公示第１号）第４４条の規定による。

附　則

１　この条例は、２０２５年７月１日から施行する。

２　この条例施行の際、現に設置されている災害見舞準備金は、この条例による災害対応準備金とみなす。

３　一般会計における災害見舞費の残額を災害見舞準備金として保管する臨時措置条例（１９９１年条例公示第４０号）は、廃止する。

退職慰労金給付運用資金に関する特別措置条例

〈２０１８年6月２５日条例公示第１０号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、宗務役員給与条例（２０１８年条例公示第６号）第９条に定める退職慰労金の円滑な給付と支出の安定に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

（運用資金）

第２条　前条に規定する資金は、退職慰労金給付運用資金（以下「運用資金」という。）といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

２　本派の歳出予算に計上した退職慰労金であって、当該会計年度に使用残を生じたときは、これを運用資金に繰り入れるものとする。

３　退職慰労金に不足を生じたときは、予算額にかかわらず運用資金から補填して給付するものとする。

（利息の処理）

第３条　運用資金から生じる果実は、これを運用資金に繰り入れて処理しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第４条　運用資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

（経理）

第５条　運用資金の経理の方法については、会計条例（１９８８年条例公示第１号）第４４条の規定によるものとする。

附　則

この条例は、２０１８年７月１日から施行する。

保証金として支出した金員の管理に関する臨時措置条例

〈１９８３年6月２１日条例公示第４号〉

改正　①１９８８年6月２５日条例公示１０
②１９９２年6月１５日条例公示５

（趣旨）

第１条　この条例は、保証金として支出した金員の管理について、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この条例において「保証金」とは、宗門問題に関し宗教法人真宗大谷派又は宗教法人真宗大谷派が包括する宗教法人たる別院に係る訴訟について、裁判所の命により保証金を供託する必要が生じた場合に支出した金員をいう。

２　前項の保証金は、法令の定めるところにより現金又は公債によるほか銀行との支払保証委託契約によることができる。

（報告義務）

第３条　保証金は、その供託の必要がなくなるまでの間、毎年４月末日現在により保証金の状況を示す書類を作成して、宗会にこれを報告しなければならない。この場合、公債たる保証金については当該公債の額面金額、買付金額、償還期限及び利息の処理状況を、支払保証委託契約については銀行名、預金種別、金額及び利息の処理状況を、それぞれ明示するものとする。

（中間利息の処理）

第４条　保証金から生ずる利息を受取ったときは、これを当該会計年度の一般会計の雑収入として処理しなければならない。

（供託中に償還期限に至った公債の処理）

第５条　公債たる保証金を供託している間にその公債が償還期限に至ったときは、償還された金員をもって当該公債と同じ額面の公債を直ちに購入するものとし、その残額は、当該会計年度の一般会計の雑収入として処理しなければならない。

（返還を受けた保証金の処理）

第６条　保証金の返還を受けたときは、これを当該会計年度の一般会計の雑収入として処理しなければならない。この場合において、公債である保証金の返還を受けたときは、当該公債の償還期限に至るまでの間、継続して運用することができるものとし、その償還日をもってこれを当該会計年度の一般会計の雑収入として処理しなければならない。

２　前項の公債は、保証金返還預りとし、保管金

として別途に経理するものとする。

附　則

１　この条例は、１９８３年７月１日から施行する。

２　この条例施行の際、現に係属している宗教法人真宗大谷派又は宗教法人本願寺に係る訴訟の保証金は、この条例による保証金とみなす。

附　則（１９８８年6月２５日条例公示第１０号）抄

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（１９９２年6月１５日条例公示第５号）

この条例は、公示の日から施行する。

宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計終了後の懇志金並びに御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀の収納に関する臨時措置条例

〈２０１２年6月２９日条例公示第１８号〉

改正　２０２３年６月３０日条例公示１３

（趣旨）

第１条　この条例は、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計終了後の同会計に属する懇志金並びに御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀の収納について定める。

（懇志金）

第２条　門徒は、当該会計の終了にかかわらず懇志金を納付し、寺院及び教会は、懇志金を扱うことができる。

（御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀）

第３条　寺院及び教会は、納付に至っていない御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀をすみやかに納付するよう努めなければならない。

（収納金）

第４条　前２条に規定する収納金は、真宗本廟両堂等御修復積立金に繰り入れるものとする。

附　則

この条例は、２０１２年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日条令公示第１３号）

この条例は、２０２３年７月１日から施行する。

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計終了後の懇志金並びに慶讃法要御香儀の収納に関する臨時措置条例

〈２０２３年6月３０日条例公示第９号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計終了後の同会計に属する懇志金及び慶讃法要御香儀の収納について定める。

（懇志金）

第２条　門徒は、当該会計の終了にかかわらず懇志金を納付し、寺院及び教会は、懇志金を扱うことができる。

（慶讃法要御香儀）

第３条　寺院及び教会は、納付に至っていない慶讃法要御香儀をすみやかに納付するよう努めなければならない。

（収納金）

第４条　前２条に規定する収納金は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別勘定（以下「八百五十年慶讃特別勘定」という。）といい、保管金として経理する。

（費途）

第５条　八百五十年慶讃特別勘定は、毎年当該収納に対する交付金等を除き、すべて翌年度の宗務改革推進資金に繰り入れるものとする。

附　則

この条例は、２０２３年７月１日から施行する。

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業推進資金に関する特別措置条例

〈２０２０年6月２５日条例公示第６号〉

改正　２０２３年6月３０日条例公示１１

（趣旨）

第１条　この条例は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業（以下「事業」という。）の推進に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

（資金）

第２条　前条の資金は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業推進資金（以下「資金」という。）といい、一般会計または宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計（以下「特別会計」という。）から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

（利息の処理）

第３条　資金から生ずる果実は、これを資金に繰り入れて処理しなければならない。

（資金の使用）

第４条　資金を使用するときは、特別会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。ただし、特別会計廃止後にさらに事業を推進しようとするときは、一般会計臨時部の予算に計上するものとする。

（目的外使用の禁止）

第５条　資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

（経理）

第６条　資金の経理の方法は、会計条例（１９８８年条例公示第１号）第４４条の規定による。

附　則

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日条例公示第１１号）

この条例は、公示の日から施行する。

宗務改革推進資金に関する特別措置条例

〈２０１２年6月１８日条例公示第６号〉

改正　①２０１９年6月２７日条例公示１２
②２０２１年6月３０日条例公示４
③２０２３年6月３０日条例公示１０
③２０２５年6月２７日条例公示１２

（趣旨）

第１条　この条例は、教区及び組の改編、門徒戸数調査及び行財政改革並びに別院の再編成等、宗務の改革の推進に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

（推進資金）

第２条　前条の資金は、宗務改革推進資金（以下「推進資金」という。）といい、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計及び宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別勘定から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

（利息の処理）

第３条　推進資金から生じる果実は、これを推進資金に繰り入れて処理しなければならない。

（推進資金の使用）

第４条　推進資金を使用するときは、会計条例（１９８８年条例公示第１号。以下同じ。）第７条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第５条　推進資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

（経理）

第６条　推進資金の経理の方法は、会計条例第４４条の規定による。

附　則

この条例は、公示の日から施行する。

附　則（２０１９年6月２７日条例公示第１２号）

この条例は、２０１９年７月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日条例公示第４号）抄

この条例は、２０２１年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日条例公示第１０号）

この条例は、２０２３年７月１日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第１２号）

この条例は、２０２５年７月１日から施行する。

寺院活性化支援資金に関する特別措置条例

〈２０１９年6月２７日条例公示第１３号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、別院及び寺院・教会の活性化支援に将来的に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

（支援資金）

第２条　前条の資金は、寺院活性化支援資金（以下「支援資金」という。）といい、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

（利息の処理）

第３条　支援資金から生じる果実は、これを支援資金に繰り入れて処理しなければならない。

（支援資金の使用）

第４条　支援資金を使用するときは、一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第５条　支援資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

（経理）

第６条　支援資金の経理の方法は、会計条例（１９８８年条例公示第１号）第４４条の規定による。

附　則

この条例は、２０１９年７月１日から施行する。

真宗本廟両堂等御修復積立金に関する特別措置条例

〈２０１０年6月２９日条例公示第１４号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、御影堂、阿弥陀堂及び御影堂門の将来的な御修復及び大規模な営繕に備え、必要とされる資金の一部又は全部を確保するための特別措置について定める。

（積立金）

第２条　前条の資金は、真宗本廟両堂等御修復積立金（以下「積立金」という。）といい、一般会計又は宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

（指定寄付金の採納）

第３条　前条のほか、第１条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（１９８８年条例公示第１号。以下同じ。）第２条及び第２６条の規定にかかわらずこれを採納し、積立金に繰り入れるものとする。

（利息の処理）

第４条　積立金から生じる果実は、これを積立金に繰り入れて処理しなければならない。

（積立金の使用）

第５条　積立金の一部又は全部を使用するときは、会計条例第７条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第６条　積立金は、この条例の目的以外に使用することができない。

（経理）

第７条　積立金の経理の方法は、会計条例第４４条の規定による。

附　則

この条例は、２０１０年７月１日から施行する。

真宗本廟諸施設営繕積立金に関する特別措置条例

〈１９９８年6月１７日条例公示第４号〉

改正　２００３年6月２８日条例公示１３

（趣旨）

第１条　この条例は、御影堂、阿弥陀堂及び御影堂門を除く諸施設の大規模営繕について、将来的に必要とされる資金の一部又は全部を確保するための特別措置について定める。

（積立金）

第２条　前条の資金は、真宗本廟諸施設営繕積立金（以下「積立金」という。）といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

（指定寄付金の採納）

第３条　前条のほか、第１条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（１９８８年条例公示第１号。以下同じ。）第２条及び第２６条の規定にかかわらずこれを採納し、積立金に繰り入れるものとする。

（積立金の使用）

第４条　積立金の一部又は全部を使用するときは、会計条例第７条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第５条　積立金は、この条例の目的以外に使用することができない。

（経理）

第６条　積立金の経理の方法は、会計条例第４４条の規定による。

附　則

この条例は、１９９８年７月１日から施行する。

附　則（２００３年6月２８日条例公示第１３号）

この条例は、公示の日から施行する。

大谷祖廟総合整備事業準備積立金に関する特別措置条例

〈２０２４年6月２８日条例公示第７号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、大谷祖廟の総合整備事業に必要な資金の一部を準備し、これを確保するための特別措置について定める。

（積立金）

第２条　前条の資金は、大谷祖廟総合整備事業準備積立金（以下「積立金」という。）といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

（指定寄付金の採納）

第３条　前条のほか、第１条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（１９８８年条例公示第１号。以下同じ。）第２条及び第２６条の規定にかかわらずこれを採納し、積立金に繰り入れるものとする。

（積立金の使用）

第４条　積立金の一部又は全部を使用するときは、会計条例第７条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第５条　積立金は、この条例の目的以外に使用することができない。

（経理）

第６条　積立金の経理の方法は、会計条例第４４条の規定による。

附　則

この条例は、２０２４年７月１日から施行する。

蓮如上人五百回御遠忌特別会計終了後の懇志金及び御遠忌御香儀の収納に関する臨時措置条例

〈１９９８年6月１７日条例公示第５号〉

改正　①２００４年６月２８日条例公示１６
②２０２３年６月３０日条例公示１４

（趣旨）

第１条　この条例は、蓮如上人五百回御遠忌特別会計終了後の同会計に属する懇志金及び御遠忌御香儀の収納について定める。

（懇志金）

第２条　門徒は、当該会計の終了にかかわらず懇志金を納付し、寺院及び教会は、懇志金を扱うことができる。

（御遠忌御香儀）

第３条　寺院及び教会は、納付に至っていない御遠忌御香儀をすみやかに納付するよう努めなければならない。

（収納金）

第４条　前２条に規定する収納金は、一般会計の雑収入として歳入するものとする。

附　則

この条例は、１９９８年７月１日から施行する。

附　則（２００４年6月２８日条例公示第１６号）

この条例は、２００４年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日条例公示第１４号）

この条例は、２０２３年７月１日から施行する。

首都圏教化推進特別会計条例

〈１９９６年6月２０日条例公示第４号〉

改正　①２０１２年６月２９日条例公示２１
②２０１４年６月２７日条例公示８
③２０２５年６月２７日条例公示１３

（設置）

第１条　首都圏教化推進に必要な経費の収入及び支出を明確にしてその経理を適正ならしめるため、首都圏教化推進特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（歳入・歳出）

第２条　この会計においては、首都圏教化推進に属する冥加金及び懇志金、一般会計からの回付受金並びにその他の収入をもって歳入とし、首都圏教化推進及び東京宗務出張所に要する経費並びにその他の支出をもって歳出とする。

（予算の区分）

第３条　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあってはその性質に従って、歳出にあってはその目的に従って、それぞれ款及び項に区分する。

（歳入歳出現況書の作成）

第４条　この会計は、毎会計年度終了２ヵ月前に、予算と同一の区分により、歳入歳出現況書を作成しなければならない。

（予算の提出）

第５条　この会計の予算は、毎年その年度の一般会計の予算と同時に宗会に提出して、その議決を得なければならない。

２　前項の予算には、前条の歳入歳出現況書を添付しなければならない。

（首都圏開教推進資金）

第６条　首都圏開教拠点の設置及び整備並びに東本願寺真宗会館の納骨施設の整備に必要な資金を確保し、もって首都圏における教化推進に資するため、首都圏開教推進資金（以下「推進資金」という。）を設ける。

２　推進資金は、次の各号の収入を保管金として別途にこれを経理する。

（１）一般会計からの繰入金

（２）第１１条に定める首都圏教化推進特別会計の剰余金

（３）首都圏開教拠点の活動から得た収入

（４）首都圏教化推進特別会計からの回付金

（指定寄付金の採納）

第７条　推進資金として指定する寄付金は、会計条例（１９８８年条例公示第１号。以下同じ。）第２条及び第２６条の規定にかかわらずこれを

採納し、推進資金に繰り入れるものとする。

（推進資金の利息の処理）

第８条　推進資金から生じる果実は、これを推進資金に繰り入れて処理しなければならない。

（推進資金の使用）

第９条　推進資金を使用するときは、首都圏教化推進特別会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

（推進資金の経理）

第１０条　推進資金は、毎会計年度末現在の計算書及び保管の方法を示す書類を作成し、会計監査院の監査を経て、決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

（剰余金の処理）

第１１条　この会計において歳計に剰余を生じたときは、これを推進資金に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決算書の作成・提出）

第１２条　この会計は、毎会計年度歳入歳出決算書を作成し、会計監査院の監査を経て、一般会計の歳入歳出決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

（会計条例の準用）

第１３条　この条例に定めのない事項については、会計条例の規定を準用する。

附　則

この条例は、１９９６年７月１日から施行する。

附　則（２０１２年6月２９日条例公示第２１号）

この条例は、２０１２年７月１日から施行する。

附　則（２０１４年6月２７日条例公示第８号）

この条例は、２０１４年７月１日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日条例公示第１３号）

この条例は、２０２５年７月１日から施行する。

宗宝宗史蹟保存管理資金に関する特別措置条例

〈１９９８年6月１７日条例公示第６号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、宗宝及び宗史蹟の保存管理に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

（資金）

第２条　前条の資金は、宗宝宗史蹟保存管理資金（以下「資金」という。）といい、蓮如上人五百回御遠忌特別会計又は一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

（指定寄付金の採納）

第３条　前条のほか、第１条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（１９８８年条例公示第１号。以下同じ。）第２条及び第２６条の規定にかかわらずこれを採納し、資金に繰り入れるものとする。

（資金の使用）

第４条　資金を使用するときは、会計条例第７条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第５条　資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

（経理）

第６条　資金の経理の方法は、会計条例第４４条の規定による。

附　則

この条例は、公示の日から施行する。

親鸞仏教センター資金に関する特別措置条例

〈２００１年6月２９日条例公示第１７号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、教育条例（１９９１年条例公示第２３号）第２０条に定める親鸞仏教センターの設置及び管理運営に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

（資金）

第２条　前条の資金は、親鸞仏教センター資金（以下「センター資金」という。）といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

（指定寄付金の採納）

第３条　前条のほか、この条例施行の間に第１条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（１９８８年条例公示第１号。以下同じ。）第２条及び第２６条の規定にかかわらずこれを採納し、センター資金に繰り入れるものとする。

（利息の処理）

第４条　センター資金から生じる果実は、これをセンター資金に繰り入れて処理しなければならない。

（資金の使用）

第５条　センター資金の一部又は全部を使用するときは、会計条例第７条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

（経理）

第６条　センター資金の経理の方法は、会計条例第４４条の規定による。

附　則

この条例は、２００１年７月１日から施行する。

東日本大震災復興支援資金に関する特別措置条例

〈２０１１年2月２８日条例公示第４号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、東日本大震災に対する救援金（以下「救援金」という。）として本派に預託されている金員を、本派が行う復興支援に使用する資金として保管し、適正に経理するために必要な事項を定める。

（資金）

第２条　前条の資金は、東日本大震災復興支援資金（以下「資金」という。）といい、保管金として別途にこれを経理する。

（救援金の資金への繰り入れ）

第３条　２０１２年３月１日現在における救援金の残額は、一般会計の予算に計上し、宗会の議決を経て、資金に繰り入れるものとする。

２　前項による繰り入れの際、当該予算より救援金の残額が超過した場合に限り、超過した額と同額を資金へ支出超過することができる。

（寄付金の採納）

第４条　前条のほか、この条例施行後に本派に預託される救援金は、全て指定寄付金としてこれを採納し、会計条例（１９８８年条例公示第１号。以下同じ。）第２条及び第２６条の規定にかかわらず資金に繰り入れるものとする。

（利息の処理）

第５条　資金から生じる果実は、これを資金に繰り入れて処理しなければならない。

（資金の使用）

第６条　資金の一部又は全部を使用するときは、一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第７条　資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

（経理）

第８条　資金の経理の方法は、会計条例第４４条の規定による。

附　則

この条例は、２０１２年３月１日から施行する。

沖縄別院整備資金に関する特別措置条例

〈２０１４年6月２７日条例公示第１１号〉

改正　２０２１年6月３０日条例公示１１

（趣旨）

第１条　この条例は、沖縄準開教区における弘教の中心として沖縄開教本部と一体として運営される東本願寺沖縄別院（以下「沖縄別院」という。）の整備に必要な資金を確保し、もって本派の沖縄開教の実を挙げるための特別措置について定める。

（整備資金）

第２条　前条の資金は、沖縄別院整備資金（以下「整備資金」という。）といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

（指定寄付金の採納）

第３条　前条のほか、第１条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（１９８８年条例公示第１号。以下同じ。）第２条及び第２６条の規定にかかわらずこれを採納し、整備資金に繰り入れるものとする。

（利息の処理）

第４条　整備資金から生じる果実は、これを整備資金に繰り入れて処理しなければならない。

（整備資金の使用）

第５条　整備資金を使用するときは、一般会計に計上して宗会の議決を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第６条　整備資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

（経理）

第７条　整備資金の経理の方法は、会計条例第４４条の規定による。

附　則

この条例は、２０１４年７月１日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日条例公示第１１号）

この条例は、２０２１年７月１日から施行する。

海外開教推進資金に関する特別措置条例

〈２０２５年6月２７日条例公示第１５号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、海外の開教区における開教の推進に必要な資金を管理するための特別措置について定める。

（海外開教推進資金）

第２条　前条の資金は、海外開教推進資金（以下「開教資金」という。）といい、外貨建の保管金として別途にこれを経理する。

（指定寄付金の採納）

第３条　第１条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（１９８８年条例公示第１号。以下同じ。）第２条及び第２６条の規定にかかわらずこれを採納し、開教資金に繰り入れるものとする。

（利息の処理）

第４条　開教資金から生じる果実は、これを開教資金に繰り入れて処理しなければならない。

（開教資金の使用）

第５条　開教資金を使用するときは、一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第６条　開教資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

（経理）

第７条　開教資金の経理の方法は、会計条例第４４条の規定による。

附　則

１　この条例は、２０２５年6月３０日から施行する。

２　この条例施行の際、現に保管している外貨の金員及びその果実は、開教資金に収納するものとする。

～第２０編　一般～

公示及び告示に関する達令

〈１９８１年6月１１日達令公示第１号〉
改正　①２０２１年６月３０日達令公示７
②２０２５年６月２７日達令公示１５

（趣旨）
第１条　この達令は、宗門法規の公示、達示の公示及び宗務執行に必要な告知の方法について定める。
（宗門法規の公示）
第２条　宗門法規について公示すべきものは、次のとおりとする。
（１）宗憲
（２）宗教法人「真宗大谷派」規則
（３）条例
（４）緊急達令
（５）達令
第３条　前条の公示は、制定又は改廃の都度、それぞれの種別ごとに一連番号を付して行う。
２　前項の公示番号は、それぞれ歴年ごとに更新する。
第４条　第２条の公示は、機関誌「真宗」に掲載して、これを行う。ただし、電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程（２００６年達令公示第７号）第５条第２項に定める真宗大谷派（東本願寺）公式ウェブサイトへの掲載をもって、これに代えることができる。
（達示の公示）
第５条　宗会の招集及び宗議会の解散の達示の公示は、年度ごとに一連番号を付して行う。
２　前項の公示は、前条の規定を準用する。
（告示）
第６条　宗務総長は、宗務執行上必要な事項について告知するため、告示を行う。
２　前項の告示は、年度ごとに一連番号を付して行う。
３　第１項の告示は、第４条の規定を準用する。

附　則

この達令は、公示の日から施行する。

附　則（２０２１年6月３０日達令公示第７号）

この達令は、２０２１年７月１日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日達令公示第１５号）

この達令は、２０２１年７月１日から施行する。

条例の形式を左横書きに改正する条例

〈２０２１年6月３０日条例公示第２０号〉

（条例の形式）
第１条　条例の形式は、すべて左横書きにより表記するものとする。
２　左横書きによる条例の形式は、別記様式のとおりとする。
（既存の法規の形式の改正）
第２条　この条例施行の際、現に効力を有する条例は、次条から第１０条までに定めるところにより、その形式を左横書きに改正する。
第３条　既存の法規の左横書きへの改正に際し、配字は、既存の法規における配字と同様とする。
第４条　既存の法規の左横書きへの改正に際し、漢数字は、アラビア数字に改める。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
（１）固有名詞の一部をなす漢数字
（２）慣用句又は数量的意味の薄い熟語に含まれている漢数字
（３）住所表記のうち、漢数字をもって表記することを要するもの
（４）本派の教義又は儀式等にかかわる用語として、特に伝統的に用いられている漢数字
（５）その他漢数字をもって表記することを要する用語
２　号番号は、アラビア数字を「（　）」で囲んだ表記に改める。
３　号の細分に区分番号が用いられている場合は、これを削る。
４　「拾」「百」のような数値の単位として用いられている漢字は、必要によりアラビア数字に改める。
第５条　既存の法規の左横書きへの改正に際し、特定の月数を表す「一月」「二月」等の表記は、すべて「○ヵ月」の表記に改める。
第６条　既存の法規の左横書きへの改正に際し、「次の各号の一に」のように用いられる漢数字の「一」の表記については、すべて「いずれか」又は「ひとつ」の表記に改める。
第７条　既存の法規の左横書きへの改正に際し、元号で表記されている年号は、すべて西暦による表記に改める。
第８条　既存の法規の左横書きへの改正に際し、「パーセント」「メートル」のような単位を表す用語は、すべて単位記号による表記に改める。

第９条　既存の法規の左横書きへの改正に際し、各法規中に引用されている宗門法規のうち、公示年及び公示番号の記載が無いものは、これを記載する。

第１０条　既存の法規の左横書きへの改正に際し、表、別表及び様式は、その内容に変更を及ぼさない範囲において、右上端が左横書きの左上端になるよう配置を改める。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

（１）既に左横書きの形式になっているもの

（２）法名紙、証書類など、特に縦書きの表記を要するもの

（３）その他表の形式又は配置等の理由から、特にその形式の一部又は全部について縦書きの表記を要するもの

附　則

この条例は、２０２１年７月１日から施行する。

別記様式（条例の形式）

題　　名		■■■○○○○○条例
本則	章　名	■■■**第１章**■○○○○○
	節　名	■■■■**第１節**■○○○○○
	見出し	（○○）
	条　名	**第１条**■○○○○○○○○○○■○○。
	項番号	２■○○○○○○○○○○○○■○○。
	号番号	（１）○○○○○○○○○○○■■○○。
附　　則		■■■**附■則**
		■○○○○○○○○○○○○○○

※■は空白とする。

達令の形式を左横書きに改正する達令

〈２０２１年6月３０日達令公示第２１号〉

（達令の形式）

第１条　達令の形式は、すべて左横書きにより表記するものとする。

２　左横書きによる達令の形式は、別記様式のとおりとする。

（既存の法規の形式の改正）

第２条　この達令施行の際、現に効力を有する達令は、条例の形式を左横書きに改正する条例（２０２１年条例公示第２０号）第２条から第１０条までの規定に準じて、その形式を左横書きに改正する。

附　則

１　この達令は、２０２１年７月１日から施行する。

２　この達令施行前の別表又は様式による書面は、当分の間この達令による改正後の別表又は様式によるものとみなして、これを使用することができる。

別記様式（達令の形式）

題　　名		■■■○○○○○達令（規程）
本則	章　名	■■■**第１章**■○○○○○
	節　名	■■■■**第１節**■○○○○○
	見出し	（○○）
	条　名	**第１条**■○○○○○○○○○○■○○。
	項番号	２■○○○○○○○○○○○○■○○。
	号番号	（１）○○○○○○○○○○○■■○○。
附　　則		■■■**附■則**
		■○○○○○○○○○○○○○○

※■は空白とする。

会議の開催に関する特別措置条例

〈２０２３年6月３０日条例公示第１８号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、本派における会議の開催に関する特別措置について必要な事項を定める。

（適用の範囲）

第２条　この条例は、宗門法規に招集、議事及び議決の方法等が規定されている会議（以下「会議」という。）について適用する。ただし、真宗大谷派宗憲に定める宗会並びに参与会及び常務会を除く。

（用語の定義）

第３条　この条例における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

（１）招集権者　当該会議を招集する権限を定められた者をいう。

（２）構成員　当該会議を構成し議決権を有する者をいう。

（３）オンライン　双方向性及び即時性が十分確保されたインターネット回線等を用いた方法をいう。

（オンラインによる出席）

第４条　招集権者が特に必要と認めたときは、構成員及び参考人等に対し、オンラインによる会議への参加をもって、出席とみなすことができる。

（委任状又は書面の提出による出席）

第５条　災害等の発生又は感染症のまん延防止措置等の観点から、会議が開催される場所に赴いて出席することが困難な構成員があると招集権者が認めたときは、次の各号に掲げるいずれかの方法を用いて会議に参加させることにより、出席とみなすことができる。

（１）当該会議の付議事項について、代理人に委任することを記した委任状を作成し、招集権者に提出する。

（２）当該会議の付議事項について、賛否及び意見を記した書面を作成し、招集権者に提出する。

２　前項第１号による代理人は、当該会議の構成員の中から指定しなければならない。ただし、当該会議について定めた宗門法規に別に定めがある場合は、この限りでない。

３　第１項各号によるときは、招集権者は、当該会議の審議及び議決の結果について、該当する構成員に報告しなければならない。

（書面会議）

第６条　大規模な災害等の発生又は重大な感染症のまん延防止措置等の観点から、会議を招集することが困難であると招集権者が認めたときは、構成員全員に対して前条第１項第２号の規定を用いた方法（以下「書面会議」という。）により、会議を開催することができる。

２　書面会議を行うときは、招集権者は、構成員の過半数の同意を得なければならない。ただし、可否同数のときは、議長を置いている場合は議長が、議長を置いていない場合は招集権者がこれを決する。

３　書面会議を開催したときは、招集権者は、当該会議の審議及び議決の結果について、構成員全員に報告しなければならない。

（特別措置の適用）

第７条　招集権者は、第４条から前条までに定める規定を適用するときは、招集にあわせて構成員にこれを通知しなければならない。

２　当該会議について定めた宗門法規に、招集に際して招集権者が別に同意を得る手続きの定めがある場合は、特別措置の適用についても同意を得なければならない。

（準用規定）

第８条　第２条に定める会議のほか、教区及び組が別に定める会議について、招集権者が特に必要と認めたときは、この条例を準用することができる。

附　則

１　この条例は、公示の日から施行する。

２　新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う条例に定める会議の開催に関する緊急達令（２０２０年緊急達令公示第１号）は、廃止する。

（第二十編）会議の開催に関する特別措置条例

宗宝宗史蹟保存条例

〈２０００年6月２７日条例公示第２号〉

（目的）

第１条　この条例は、宗宝及び宗史蹟の指定又は解除、並びにその保存管理のために必要な事項を定め、適正な保存環境を確保し、宗門の財産を伝承護持し、もって本派の教学、儀式に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において宗宝及び宗史蹟とは、本派並びに本派に属する寺院、教会及びその他の所属団体が所有する財産であって、特に教義上又は宗史上貴重な物件の中から、この条例に定める手続きを経て、宗務総長が指定したものをいう。

（宗宝物件）

第３条　宗宝に指定すべき物件の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（１）宗祖の真蹟

（２）聖教及びこれに準ずる典籍の古写本又は古刊

（３）宗祖、列祖及びその他の彫像、画像

（４）列祖及びその他の真蹟

（５）宗史に関する古文書、古記録、金石文及び器物の類

（６）その他前各号以外の物件であって特に必要と認められるもの

（宗史蹟物件）

第４条　宗史蹟に指定すべき物件は、宗史上に由緒のある地とする。

（指定）

第５条　宗宝及び宗史蹟の指定は、宗宝宗史蹟保存会の審査を経て、参与会及び常務会の議決を得て、宗務総長がこれを行う。

２　宗務総長は、本派に属する寺院、教会及びその他の所属団体が所有する物件については、前項による参与会及び常務会の議決にさきだち、当該所有者の同意を得なければならない。

（指定の解除）

第６条　宗宝及び宗史蹟に指定されている物件が、次の各号のいずれかに該当するときは、宗務総長は指定を解除する。

（１）指定物件がその価値を失ったとき

（２）その他特別の事由があるとき

２　前項の指定の解除にあたっては、あらかじめ宗宝宗史蹟保存会の審査を経て、参与会及び常務会の議決を得なければならない。

（告示）

第７条　宗務総長は、宗宝及び宗史蹟の指定又は指定の解除をしたときは、これを告示しなければならない。

（指定書）

第８条　宗務総長は、宗宝及び宗史蹟の指定をしたときは、指定書を交付しなければならない。

２　第６条により宗宝及び宗史蹟の指定を解除されたときは、所有者は指定書を宗務総長に返却しなければならない。

（保存管理）

第９条　宗宝及び宗史蹟の保存管理は、所有者がこれを行う。ただし、宗宝宗史蹟保存会の審査を経て宗務総長が承認した場合に限り、保存管理を別に委託することができる。

２　宗宝及び宗史蹟の所有者は、当該物件の所在を変更し、又は修理若しくはその他保存に影響を及ぼす行為をするときは、あらかじめ宗務総長の承認を得なければならない。

３　宗務総長は、必要があると認めたときは、宗宝及び宗史蹟の所有者に対し、当該物件の保存管理について報告を求め、指示又は助言することができる。

（処分、担保の禁止）

第１０条　宗宝及び宗史蹟は、これを処分し、又は担保に供することができない。

（宗宝宗史蹟保存会）

第１１条　宗宝及び宗史蹟の指定又は解除、並びにその保存管理について必要な事項を調査審議するため、宗宝宗史蹟保存会を置く。

（宗宝宗史蹟台帳）

第１２条　宗宝及び宗史蹟の管理のため、宗務所に、宗宝宗史蹟台帳を置く。

（保存管理経費）

第１３条　宗宝及び宗史蹟の保存管理に必要な経費は、宗宝宗史蹟保存管理資金に関する特別措置条例（１９９８年条例公示第６号）の規定に基づきこれを支弁する。

（達令への委任）

第１４条　この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附　則

１　この条例は２０００年７月１日から施行する。

２　この条例施行の際、現に宗宝又は宗史蹟に指定されている物件は、この条例施行の日から９０日以内に、この条例による手続きを経て、宗宝又は宗史蹟に指定しなければならない。

（第二十編）宗宝宗史蹟保存条例

宗宝宗史蹟保存条例施行条規

〈２０００年6月２７日達令公示第４号〉
改正　①２００４年6月２８日達令公示２７
②２０２５年6月２７日達令公示１６

（趣旨）
第１条　この達令は、宗宝宗史蹟保存条例（２０００条例公示第２号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。
（同意書）
第２条　宗務総長は、宗宝及び宗史蹟の指定をしようとするときは、条例第５条第２項に基づき、当該所有者から同意書を得なければならない。
２　同意書には、次に掲げる事項を記載する。
（１）宗宝及び宗史蹟の名称、員数、形状、法量、面積
（２）所有者の氏名又は名称及び住所
（３）所在地
（４）処分、担保禁止の同意
３　同意書の様式は、別に定める。
（指定書）
第３条　条例第８条の規定により、宗宝及び宗史蹟の所有者に交付する指定書には、次に掲げる事項を記載する。
（１）指定年月日
（２）宗宝及び宗史蹟の名称、員数、形状、法量、面積
（３）所有者の氏名又は名称及び住所
（４）所在地
（５）指定書の記号番号
２　指定書を亡失、滅失又は破損した場合は、再交付を申請することができる。
３　指定書の様式は別に定める。
（届出等）
第４条　宗宝の所在を長期に亘り変更しようとする場合は、所有者は宗務総長に届け出、承認を得なければならない。
２　宗宝及び宗史蹟を修理、又はその他保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所有者は、宗務総長に届け出、承認を得なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置をとる場合、又は保存に影響を及ぼす行為が軽微である場合は、この限りでない。
３　宗務総長は、第１項及び第２項の届け出を受けたときは、宗宝宗史蹟保存会（以下「保存会」という。）において調査し、必要な指示又は助言をすることができる。
４　第１項及び第２項による届け出は、別に定める届出書により行うものとする。
（紛失・毀損）
第５条　宗宝の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し又はこれを紛失したときは、所有者は、宗務総長に届け出なければならない。
２　天災等により宗史蹟の形状に著しく変動が生じたときは、所有者は、宗務総長に届け出なければならない。
３　宗務総長は、第１項及び第２項による届け出を受けたときは、保存会において調査し、適切な助言又は指導をしなければならない。
４　第１項及び第２項による届け出は、別に定める届出書により行うものとする。
（宗宝宗史蹟台帳）
第６条　宗宝及び宗史蹟の指定をしたときは、次の事項を記載する。
（１）第３条第１項各号に規定する事項
（２）指定理由
（３）その他必要な事項
２　宗宝及び宗史蹟の指定を解除したときは、次の事項を記載する。
（１）解除年月日
（２）解除理由
（３）その他必要な事項
３　記載事項の変更等の届け出があっときは、これをその都度記載する。
（経費の補助）
第７条　宗務総長は、本派所有以外の宗宝及び宗史蹟の修理、又はその保存管理のために、条例第１３条の規定により、所有者に対しその経費の一部を補助することができる。
（保存会の職務）
第８条　保存会は、条例第１１条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項に関し、その都度宗務総長が示した案件について調査及び審議し、その結果を宗務総長に報告しなければならない。
（１）宗宝又は宗史蹟の指定及び解除に関する事項
（２）宗宝又は宗史蹟の保存管理に関する事項
（３）その他必要な事項
２　保存会は、前項のほか、特に必要と認めた事項について宗務総長に建議することができる。
（保存会の組織）
第９条　保存会は、次に掲げる委員で組織する。
（１）本派に所属する僧侶又は門徒であって、学識経験を有する者の中から宗務総長が委嘱した者１０人以内
（２）特定の専門分野の学識を有する者の中から宗務総長が委嘱した者５人以内
２　委員の任期は３年とする。ただし、再任を妨

（第二十編）宗宝宗史蹟保存条例施行条規

げない。
（会長）
第１０条　保存会に会長１人を置き、委員の互選によって定める。
２　会長は、会務を統理し、案件に対する委員の意見を整理し、調整する。
３　会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が代理する。
（保存会の招集）
第１１条　保存会は、宗務総長が案件を示してこれを招集する。
（調査委員）
第１２条　保存会は、特定の事項を調査するため、必要により調査委員を置くことができる。
２　調査委員は、保存会委員の中から、又は保存会の意見を聞いて選定した若干人をその都度宗務総長が委嘱する。
３　調査委員は、調査結果について保存会に報告しなければならない。
（参考人の会議への出席）
第１３条　保存会が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（宗務役員の会議への出席）
第１４条　宗務総長の命を受けた宗務役員は、いつでも会議に出席して意見を述べることができる。
（保存会の事務）
第１５条　保存会の事務は、財務部が行う。

附　則

１　この達令は、２０００年７月１日から施行する。
２　宗宝宗史蹟保存会規程（１９９５年達令公示第２号）は、廃止する。
３　この達令施行の際、前項の規定により委嘱されていた委員の任期は、すべて満了したものとみなす。

附　則（２００４年6月２８日達令公示第２７号）

この達令は、２００４年７月１日から施行する。

附　則（２０２５年6月２７日達令公示第１６号）

この達令は、２０２５年７月１日から施行する。

涉成園保存管理規程

〈１９９６年１０月１日達令公示第１０号〉
改正　①１９９７年６月１３日達令公示５
②２００５年６月２８日達令公示１１

（目的）
第１条　この達令は、涉成園の保存及び管理について必要な事項を定める。
（管理の定則）
第２条　涉成園は、真宗本廟の飛地境内地で、枳殻邸とも称し、真宗本廟に参詣する僧侶及び門徒をはじめ、一般の人々にも本派の庭園として広く親しまれ、今日まで幾多の門徒の懇念により護持されてきた歴史に鑑み、その保存管理にあたっては、万全の体制を確保しなければならない。
（入園者の心構え）
第３条　涉成園に入園又は参観し、若しくは涉成園内の施設を使用しようとする者は、この達令に定める手続きを経て、あらかじめ許可を得るとともに、庭園及び建物の保護、風致並びに史蹟の保存及び防災に関して、管理者の指示に従わなければならない。
（参観）
第４条　涉成園の参観は、本廟部長が許可する。
２　前項により、涉成園の参観を許可したときは、本廟部長は参観券を交付するものとする。
（使用許可）
第５条　涉成園の通常使用は、第６条に定める使用許可申請書に必要事項を記入し、本廟部長の許可を得なければならない。ただし、涉成園における大規模な展示会等一般参観に支障あるものについては、涉成園運営委員会の議を経て、宗務総長の許可を得なければならない。
２　前項により、涉成園の使用を許可したときは、本廟部長は使用許可書を交付するものとする。
（使用許可申請書）
第６条　涉成園の使用許可をうけようとする者は、別に定める使用許可申請書を本廟部に提出しなければならない。ただし、本派の僧侶及び門徒以外の一般が使用する場合並びに展示会等の涉成園の目的以外に使用しようとする場合は、更に別に定める涉成園施設使用約款を提出しなければならない。
２　本廟部は、前項に定める提出書類のほかに必要と認めた事項について、説明書の提出を求めることができる。この場合、説明書を提出しない者には、使用を許可しない。

地震災害に係る共済金給付額の算出に関する臨時措置条例

〈２０２５年6月２７日達令公示第１６号〉

（目的）

第１条　この条例は、同朋相互扶助の精神に基づく新たな共済制度の構築に向け、当面の間、第２種共済制度を維持・運用するため、地震災害に係る給付額の算出について臨時措置を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において地震災害というときは、地震、噴火又はこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没及び流出による災害をいう。

（復興共済金の給付額の算出）

第３条　基礎加入及び任意加入による地震災害に係る復興共済金は、共済条例（１９８７年条例公示第５号。以下同じ。）第１７条の規定にかかわらず、別表により給付額を算出する。

附　則

１　この条例は、２０２６年1月１日から施行する。

２　別表の１点の金額は、共済条例第１７条の２の規定により定められた金額（２００８年７月１日実施）を適用する。

３　この条例施行の際、基礎加入による復興共済金の給付額の算出は、この条例によるものとし、現に加入している任意加入による復興共済金の給付額の算出は、共済条例第１７条による。

４　この条例施行前に発生した地震災害に基づく復興共済金の給付額の算出は、共済条例第１７条による。

別表

被害の程度	建物別点数		
	基礎加入分		任意加入分
	本堂	庫裡	
全壊	700	300	500
大半壊	500	215	350
小半壊	295	125	200
一部損壊	85	35	75

附規　被害の程度は、一般社団法人「日本損害保険協会」の定める地震保険損害認定基準を準用する。

授与物に関する達令

〈１９８４年１２月１９日達令公示第８号〉

改正　①１９９１年　６月２９日達令公示５６
②１９９２年　６月２６日達令公示１０
③１９９７年　６月１３日達令公示１３
④２００９年　６月２９日達令公示１９
⑤２０１６年１２月２７日達令公示１１

（趣旨）

第１条　この達令は、授与物の寸法、形状及び品質の厳正な保全とその調製の適正を図るとともに、本派の授与物たるにふさわしい品質の維持、向上に資するための必要な事項を定める。

（授与物）

第２条　この達令でいう授与物とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）絵像御本尊
（２）御名号
（３）宗祖聖人御影
（４）蓮如上人御影
（５）聖徳太子御影
（６）七高僧御影
（７）歴代門首御影
（８）御絵伝
（９）浄土三部経
（10）浄土三部経（抄）
（11）昭和法要式浄土三部妙典
（12）御和讃
（13）御文
（14）御伝鈔
（15）報恩講式文・嘆徳文
（16）御俗姓

２　木仏御本尊は、この達令による授与物に準じて、第５条に規定する委員会の点検を経なければならない。

（調製）

第３条　授与物は、本派の教義に基づく礼拝又は儀式の用に供せられるものであるから、仏祖崇敬の念と本派の伝統に立脚して、厳正な規格管理のもとに調製されなければならない。

（規格）

第４条　授与物の規格は、この達令で定める他、すべて宗務総長が定める授与物規格によるものとする。

２　第２条第１号から第７号までに掲げる授与物の標準寸法は、別表第１号及び第２号に定めるとおりとする。

（授与物委員会）

第５条　授与物に関する規格管理、業者の選定、購入資材及び製品の検査並びに授与礼金について調査審議し、もってその適正を図るため、授与物委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会に関する事項は、別に定める。

（絵表所）

第６条　授与物の調製に当るため絵表所を設ける。

２　絵表所における授与物の調製は、委員会の議を経て宗務総長が認定した絵師及び表具師等が、これに当る。

（授与礼金）

第７条　授与物授与に対する礼金は、宗務総長が定め告示する。

附　則

１　この達令は、公示の日から施行する。

２　会計条例施行条規（１９６１年告達第２４号）第７０条第１項に次のただし書を加える。

ただし、授与物の調製に係る物品の調達については、すべて授与物委員会がこれを行うものとする。

附　則（１９９１年6月２９日達令公示第５６号）
この達令は、１９９１年７月１日から施行する。

附　則（１９９２年6月２６日達令公示第１０号）
この達令は、１９９２年７月１日から施行する。

附　則（１９９７年6月１３日達令公示第１３号）抄
この達令は、１９９７年７月１日から施行する。

附　則（２００９年6月２９日達令公示第１９号）
この達令は、２００９年７月１日から施行する。

附　則（２０１６年１２月２７日達令公示第１１号）
この達令は、２０１７年１月１日から施行する。

別表第１号（御本尊・御名号・御影の標準寸法）

種　別	長さ（cm）	幅（cm）
２０代	２０．０	８．５
３０代	２７．２	１２．０
５０代	３１．５	１４．３
７０代	４０．０	１８．０
１００代	５０．２	２２．０
１５０代	６７．４	２８．０
２００代	８０．５	３３．５
３００代	９８．２	４０．６
５００代	１３３．５	５４．５
７００代	１６０．２	５８．８
一貫代	１８１．５	６８．５
四番形	１８７．９	７４．２
三番形	２０７．０	８７．３
同厨子形	１０３．３	７４．２
二番形	２１４．８	１０３．６
同厨子形	１２６．１	９２．７
大　　形	２２０．２	１０９．７
同厨子形	１４２．１	９７．６
皇太子・七高僧	１８５．８	８０．６

附規　幅については、金軸を含む。

（第二十編）授与物に関する達令

別表第２号

（三折御本尊小型・三折御本尊・額装御本尊の標準寸法）

種　別	高さ（cm）	幅（cm）	奥行（cm）
三折御本尊（小　型）	１６．４	（全幅）２１．６ （三折時）　７．６	
三折御本尊	２１．２	（全　幅）２７．０ （三折時）１０．１	
額装御本尊	（壁掛時）１９．５ （台付時）２１．０	（壁掛時）　９．２ （台付時）１１．５	（壁掛時）　２．８ （台付時）　５．０

出版物に関する条例

〈１９９１年６月２９日条例公示第４６号〉

改正　①２０１２年６月２９日条例公示２３
②２０１５年６月２６日条例公示９
③２０２３年６月３０日条例公示１６

（趣旨）

第１条　この条例は、本派において編集又は編纂する出版物の刊行について定める。

（刊行の目的）

第２条　出版物は、真宗大谷派宗憲第２条に定める本派の目的達成に資するため、教化、教養、研究、告知、報道、宣伝又は記念等の分野にわたり、社会情況、対象及び環境に応じて、これを刊行しなければならない。

（種別）

第３条　出版物の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、授与物及び賞典物と定められたもの並びに事務用その他の一般に配布しないものは除く。

（１）定期刊行物
（２）書籍
（３）視聴覚伝道用刊行物
（４）パンフレット、リーフレット、ポスターその他の刊行物
（５）前各号による電子出版物
（６）教化教材物品

（東本願寺出版）

第４条　本派は、寺院・教会はもとより、広く現代社会に真宗の教法を発信するため、「東本願寺出版」と称して出版活動を行う。

２　東本願寺出版の業務は、出版部が行う。

３　東本願寺出版から刊行する出版物を充実させるため、開教監督部、沖縄開教本部、首都圏教化推進本部及び親鸞仏教センターは出版部と連携を緊密にしなければならない。

（出版委員会）

第５条　東本願寺出版における出版物の刊行及び頒布促進に関する企画立案を行うため、宗務所に出版委員会を置く。

２　出版委員会に関する事項は、別に定める。

（会計）

第６条　東本願寺出版から刊行する出版物に関する会計は、特別会計としなければならない。

（業務の委託）

第７条　出版部以外の宗務機関は、出版物の刊行にあたって、必要によりその業務の一部又は全部を出版部に委託することができる。

２　前項による委託の種別は次の各号のとおりとする。
（１）編集に関する業務
（２）販売又は頒布に関する業務
（３）在庫管理に関する業務

附　則

１　この条例は、１９９１年７月１日から施行する。
２　１９９１年６月３０日までに刊行した出版物は、この条例により刊行したものとみなす。

附　則（２０１２年6月２９日条例公示第２３号）

この条例は、２０１２年７月１日から施行する。

附　則（２０１５年6月２６日条例公示第９号）

この条例は、２０１５年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日条例公示第１６号）

この条例は、２０２３年７月１日から施行する。

出版委員会規程

〈２０１２年6月２９日達令公示第２２号〉

改正　２０２３年６月３０日条例公示１９

（趣旨）
第１条　この達令は、出版物に関する条例（１９９１年条例公示第４６号。以下「条例」という。）第５条に規定する出版委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。
（業務）
第２条　委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）出版物の刊行計画の策定に関する事項
（２）出版物の企画及び頒布促進に関する事項
（３）その他必要な事項
（組織及び任期）
第３条　委員会は、委員若干人で組織する。
２　委員は、次の各号に掲げる者の中から、出版部長の上申により、宗務総長が命じ又は委嘱する。
（１）宗務役員
（２）学識経験を有する者
３　前項第２号の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
（委員長）
第４条　委員会に委員長を置き、出版部を担当する参務がこれに当たり、委員会の業務を掌理する。
２　委員長に事故あるときは、出版部長がその職務を代理する。
（宗務役員の委員会への出席）
第５条　委員長が必要と認めた宗務役員は、委員会に出席して発言することができる。
（参考人の委員会への出席）
第６条　委員長が必要と認めたときは、委員会に専門知識を有する者の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（事務）
第７条　委員会の事務は、出版部が行う。

附　則

この達令は、２０１２年７月１日から施行する。

附　則（２０２３年6月３０日達令公示第１９号）

この達令は、２０２３年７月１日から施行する。

称号及び標章等に関する条例

〈１９８８年1月２０日条例公示第４号〉

（条例の目的）

第１条　この条例は、わが宗門（以下「本派」という。）が、覚信尼公による真宗本廟創立を淵源として、覚如上人の本願寺公称及び教如上人の本願寺分立を経て、真宗大谷派として形成されてきた沿革に則り、真宗大谷派及び真宗本廟並びに本願寺以外に本派が固有に依用する称号と紋章その他の標章を定めることを目的とする。

（称号）

第２条　次の各号に掲げる称号は、本派及び真宗本廟たる本山本願寺を指称する称号として、本派が固有にこれを依用する。

（１）大谷派

（２）真宗東本願寺派

（３）東本願寺派

（４）真宗大谷派本願寺

（５）東本願寺

（６）大谷派本願寺

（７）大谷本願寺

２　大谷祖廟は、東大谷、東大谷祖廟及び東大谷本廟とも称する。

（紋章及び標章）

第３条　本派及び真宗本廟たる本山本願寺は、藤及び牡丹を紋章その他の標章として依用する。

２　紋章その他の標章の名称及び図柄は、別にこれを定める。

（使用基準等）

第４条　称号、紋章その他の標章の使用基準及び使用区分その他の事項は、達令でこれを定める。

附　則

この条例は、公示の日から施行する。

離脱通告寺院の寺籍復籍に関する特別措置条例

〈１９９３年6月２１日条例公示第１１号〉

（趣旨）

第１条　この条例は、宗教法人「真宗大谷派」（以下「本派」という。）に対して被包括関係の廃止を通告（以下「離脱通告」という。）した普通寺院又は教会（以下「通告寺院」という。）であって、当該離脱手続中、門徒の３分の２以上の同意を欠いたことにより、規則変更について所轄庁の認証が得られず、適正な法人運営が為されない現状に対し、本派が包括する宗教法人としての社会的責任と立場を明らかにするため、次条に定める適用条件をすべて満たしているものについて、当該離脱通告当時の代表者の意志にかかわらず、その寺籍を復籍するための手続及びその他必要な事項を定める。

（適用条件）

第２条　この条例の適用を受けようとする通告寺院は、次の各号に定める条件をすべて充たしていなければならない。

（１）離脱通告したにもかかわらず、所轄庁に対し被包括関係廃止のための規則変更認証申請（以下「認証申請」という。）を未だしていないもの又は認証申請したにもかかわらず未だ所轄庁の認証を受けていないものであること。

（２）当該通告寺院の代表役員が、復籍に関する手続を行わない場合又はこれを行おうとしない場合であること。

（３）離脱通告した日から３年以上経過していること。

（準備手続）

第３条　前条に定める条件をすべて充たしている通告寺院（以下「対象寺院」という。）は、寺籍の復籍願に先立って、あらかじめ次の手続を完了しておかなければならない。

（１）当該対象寺院に所属する門徒及び関係者全員の名簿を確定する。

（２）当該対象寺院の復籍について、これに所属している門徒の３分の２以上の同意のあることを文書により明示する。

（３）第７条に規定する特命住職又は特命住職代務者が任命されるまでの間、当該対象寺院に所属する門徒の意志（関係者があるときはその意志を含む。）を適正に表示し得る機関を設置し、その機関の代表者（以下「門徒代表」という。）を選定すること。

（４）当該対象寺院が離脱通告をする以前に所属していた組（以下「対象組」という。）の承認を得ること。

２　前項第４号に規定する承認は、組会及び組門徒会の議決により決定されるものとする。

（教務所長への届出）

第４条　前条に定める事項がすべて完了したときは、適用条件を満たしかつ事前手続を完了したことを証明する書類に顛末書を添えて、当該対象寺院の門徒代表により、対象組の組長を経て、当該対象寺院が関係廃止の通告をする前に所属していた教区（以下「対象教区」という。）の教務所長に届け出るものとする。

（教区の承認）

第５条　対象教区の教務所長は、前条の届出を受けたときは、当該対象寺院がこの条例の適用を受けるに相当するものであるかどうかを調査し、その適用について教区の承認を求めなければならない。

２　前項に規定する承認は、教区会及び教区門徒会の議決を必要とする。ただし、教区会及び教区門徒会は、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会に、それぞれ議決を委任することができる。

（宗務総長への報告）

第６条　対象教区の教務所長は、前条の教区の承認が得られたときは、第４条に規定する届出書に、教区の承認を得たことを証する書類及び教務所長の調査所見を添えて、宗務総長に報告しなければならない。

（特命住職の任命）

第７条　宗務総長は、前条の報告を受けたときは、当該対象寺院の寺籍の復籍に必要な手続を行うため、当該寺院の寺籍の復籍に先立って、対象教区の教務所長の職にある者を特命住職又は特命住職代務者（以下「特命住職」という。）に任命する。

（特命住職の職務権限）

第８条　前条により任命された特命住職は、当該寺院規則に定める代表役員たる住職となる。この場合、任命直前に就任していた代表役員たる住職は、当然解任されたものとみなす。

２　特命住職は、当該対象寺院の寺籍復籍のための手続に必要な職務を行い、及び後任住職就任に必要な職務を行う。

３　前項のほか、特命住職は在任中必要に応じて、寺院教会条例（１９９１年条例公示第１４号。以下同じ。）その他に定める住職の職務を行う。

（適用除外）

第９条　寺院教会条例及び僧侶条例（１９９１年条例公示第１６号。以下同じ。）の規定中、この条例に定める各規定に抵触する事項については、この条例による特命住職の任命及び職務執行に関しては、適用を除外する。

（寺籍復籍願）

第１０条　特命住職は、当該対象寺院の代表役員の変更登記を完了したときは、次の各号に定める手続をすべて行い、速やかに寺籍復籍願を対象組の組長及び対象教区の教務所長を経由して、宗務総長に提出しなければならない。

（１）総代の選定

（２）責任役員の選定

（３）寺籍復籍に関する責任役員会の議決及び総代の同意

（４）復籍に係る組納付金、教区納付金及び復籍納付金の支払方法に関する責任役員会の議決及び総代の同意

（僧籍簿に関する特例）

第１１条　特命住職は、この条例により寺籍の復籍が完了したときは、当該寺院の離脱通告当時に所属していた僧侶であって、特に復籍を願い出ようとする者があるときは、総代に諮って、復籍のための手続を行うことができる。

２　前項の出願には、あらかじめ対象組の同意を得ておかなければならない。

３　宗務総長は、前２項による出願があったときは、僧籍を復して衆徒とすることができる。

（施行細則）

第１２条　この条例の施行について必要な事項は、宗務総長が定める。

附　則

１　この条例は、公示の日から施行する。

２　この条例施行の際、寺籍及び僧籍の復籍に関する臨時措置条例（１９８４年条例公示第３号）の適用を受けた寺院で、未だ寺籍の復籍が完了していないものについては、この条例を適用することができる。この場合、臨時措置条例によって、この条例の規定に相当する手続を完了しているものと宗務総長が認定したものについては、当該手続についてこれを省略することができる。

（第二十編）離脱通告寺院の寺籍復籍に関する特別措置条例

学校法人真宗大谷学園寄附行為

〈１９５１年２月２６日認可〉
〈１９５１年３月１４日登記〉
変更　①１９５２年　７月１４日認可
②１９５８年　８月２８日認可
③１９６６年　１月２５日認可
④１９６９年　２月２７日認可
⑤１９７０年　２月　９日認可
⑥１９７２年１１月１７日認可
⑦１９７４年　２月２７日認可
⑧１９８２年　３月２９日理事会議決
⑨１９８２年　５月　４日認可
⑩１９９１年１２月２０日認可
⑪１９９２年１２月２１日認可
⑫１９９５年　３月１６日認可
⑬１９９８年１２月２２日認可
⑭１９９９年１０月２２日認可
⑮２０００年　２月　３日認可
⑯２００４年　３月　２日認可
⑰２００４年　５月２４日理事会議決
⑱２００５年　８月２３日認可
⑲２００６年　３月２３日理事会議決
⑳２００７年　３月２３日理事会議決
㉑２００８年　３月２７日理事会議決
㉒２００８年　５月１２日認可
㉓２０１１年　５月１６日理事会議決
㉔２０１７年　３月２２日理事会議決
㉕２０１９年　５月２１日理事会議決
㉖２０２０年　２月２７日認可
㉗２０２０年　７月３０日理事会議決
㉘２０２１年　８月２７日認可
㉙２０２２年　５月２４日理事会議決
㉚２０２３年　３月２４日理事会議決
㉛２０２３年１０月２０日理事会議決
㉜２０２４年　３月２５日理事会議決
㉝２０２４年　５月１６日理事会議決
㉞２０２５年　１月２４日認可

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、学校法人真宗大谷学園と称する。
（事務所）
第２条　この法人は、事務所を京都市下京区烏丸通七条上る常葉町真宗大谷派宗務所内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、真宗の精神に則り、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、真宗大谷派の設立に係る教育機関を継承して、これを経営し維持することを目的とする。
（設置する学校）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
（１）大谷大学
大学院（人文学研究科）
文学部（真宗学科　仏教学科　哲学科　歴史学科　文学科　国際文化学科）
社会学部（現代社会学科　コミュニティデザイン学科）
教育学部（教育学科）
国際学部（国際文化学科）
（２）九州大谷短期大学
仏教学科　表現学科　幼児教育学科
（３）大谷高等学校
全日制課程　普通科
（４）大谷中学校
（５）大谷幼稚園

第３章　機関の設置

（役員、評議員及び会計監査人の設置）
第５条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　１０名以上１１名以内
（２）監事　３名
２　この法人に、評議員１３名を置く。
３　この法人に、会計監査人１名以上２名以内を置く。
（理事選任機関）
第６条　この法人の理事選任機関は、評議員会とする。
２　理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
３　監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第４章　理事会及び理事

第１節　理事の選任及び解任等

（理事の選任）
第７条　監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
（１）真宗大谷派責任役員のうちから評議員会において選任した者　３名
（２）学長（校長及び園長を含む。）のうちから評議員会において選任した者　３名
（３）この法人の教職員のうちから評議員会において選任した者　３名
（４）この法人に関係ある学識経験者のうちから評議員会において選任した者　１名以上２名以内
２　前項第１号から第３号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
３　理事選任機関は、理事の総数が１０名を下回

ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（理事の資格及び構成）

第８条　理事の選任に当たっては、私立学校法第３１条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（理事の任期）

第９条　理事の任期は、選任後３年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　理事は、再任されることができる。

（理事の解任及び退任）

第１０条　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）理事としてふさわしくない非行があったとき

２　理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から３０日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

３　理事は次の事由によって退任する。

（１）任期の満了

（２）辞任

（３）死亡

（理事に欠員を生じた場合の措置）

第１１条　理事は、第５条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

２　理事のうち、その定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

第２節　理事会及び理事の職務等

（理事会の構成）

第１２条　理事会は、全ての理事で組織する。

（理事会の権限）

第１３条　理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（理事の職務）

第１４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

３　理事（理事長を除く。）のうち１名を専務理事、３名以内を常務理事、１名を財務理事とし、理事会の決議によって選定する。専務理事、常務理事及び財務理事を解職するときも、同様とする。

４　専務理事、常務理事及び財務理事をもって私立学校法第３７条第４項の業務執行理事とする。

５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

６　専務理事は、理事長の命を受け、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

７　常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの法人の業務を分掌する。

８　財務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの法人の財務を掌理する。

９　理事長に事故があるときは、専務理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。

（代表権の制限）

第１５条　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第１６条　理事長及び業務執行理事は、３月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第３節　理事会の運営

（招集）

第１７条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

４　理事長が、前項の請求のあった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

５　理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的

である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

６　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

７　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第１８条　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

２　前条第２項及び第４項並びに第２８条第２項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（決議）

第１９条　理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）この寄附行為の変更

（２）予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

（３）基本財産の処分

（４）借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

３　前２項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の４分の３以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）この寄附行為の第３条の変更

（２）私立学校法第１０９条第１項第１号に定める事由による解散

（３）この法人の合併

（４）残余財産の帰属者の決定

４　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

（業務の決定の委任）

第２０条　法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第２１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事２人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第４７条第２項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から１０年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第５章　監事

第１節　選任及び解任等

（監事の選任）

第２２条　監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

３　評議員会は、監事の総数が３名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

（監事の資格）

第２３条　監事の選任に当たっては、私立学校法第３１条第３項及び第６項並びに第４６条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

（監事の任期）

第２４条　監事の任期は、選任後３年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　監事は、再任されることができる。

（監事の解任及び退任）

第２５条　監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）監事としてふさわしくない非行があったとき

２　監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から３０日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

３　監事は次の事由によって退任する。

（第二十一編）学校法人真宗大谷学園寄付行為

（１）任期の満了
（２）辞任
（３）死亡
（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）
第２６条　理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
２　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
３　監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
４　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
５　理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。
（監事に欠員を生じた場合の措置）
第２７条　監事は、第５条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。
２　監事のうち、その定数の２分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

第２節　職務等

（監事の職務）
第２８条　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
（１）この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
（２）この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後３月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
（３）理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
（４）この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
（５）前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
（６）前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
２　前項第５号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。
（常勤監事の選定及び解職）
第２９条　監事のうち１名を常勤監事とすることができる。常勤監事の選定及び解職は、監事の過半数の合意をもって行う。
（調査権限等）
第３０条　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
２　監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
３　監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
４　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
（理事の行為の差止め）
第３１条　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第６章　評議員会及び評議員

第１節　評議員の選任及び解任等

（評議員の選任）
第３２条　評議員は、次の各号に掲げる者とする。
（１）真宗大谷派宗議会議長
（２）真宗大谷派参議会議長

（第二十一編）学校法人真宗大谷学園寄付行為

（３）真宗大谷派宗務所総務部長
（４）真宗大谷派宗務所教育部長
（５）この法人の教職員のうちから、理事会において選任した者　４名
（６）この法人の設置する学校を卒業した者で年齢２５年以上のもののうちから、評議員会において選任した者　２名
（７）この法人に関係ある学識経験者のうちから、評議員会において選任した者　１名
（８）この法人の設置する学校に在学する学生生徒園児の保証人又は保護者のうちから、評議員会において選任した者　２名
２　前項第１号から第５号まで及び第８号に定める評議員は、その職又は地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
３　理事会及び評議員会は、それぞれ、評議員の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
４　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

（評議員の資格）

第３３条　評議員の選任に当たっては、私立学校法第３１条第３項及び第６項、第４６条第２項及び第３項並びに第６２条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（評議員の任期）

第３４条　評議員の任期は、選任後３年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
２　評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第３５条　評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
（３）評議員としてふさわしくない非行があったとき
２　評議員は次の事由によって退任する。
（１）任期の満了
（２）辞任
（３）死亡
３　評議員は、第５条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第２節　評議員会及び評議員の職務等

（評議員会の構成）

第３６条　評議員会は、全ての評議員で組織する。

（評議員会の職務等）

第３７条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
２　理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
（１）重要な資産の処分又は譲受け
（２）多額の借財
（３）予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
（４）役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
（５）私立学校法第２３条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第１５号までに定める事項を除く寄附行為の変更
（６）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
（７）寄附金品の募集に関する事項
（８）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
３　評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
（１）私立学校法第２３条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第１５号までに関する寄附行為の変更
（２）私立学校法第１０９条第１項第１号に定める事由による解散
（３）合併

（理事の行為の差止めの求め）

第３８条　評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第３１条の請求を行うことを求めることができる。
２　前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において

（第二十一編）学校法人真宗大谷学園寄付行為

前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第３９条　評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第３節　評議員会の運営

（開催）

第４０条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第４１条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員の総数の１０分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　評議員の総数の１０分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の３０日前までにしなければならない。

４　評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

（１）会議の日時及び場所

（２）会議の目的である事項があるときは、当該事項

（３）会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

（４）私立学校法施行規則で定める事項

５　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第４２条　前条第２項の規定による請求があった日から３０日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

２　前項の評議員は、その全員の協議により、前条第４項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

３　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第４３条　第２８条第２項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第４１条第４項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

２　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第４４条　前３条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第４５条　評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第４６条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）私立学校法第９２条第１項に規定する決議

３　前２項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

４　評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（議事録）

第４７条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員２人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から１０

（第二十一編）学校法人真宗大谷学園寄付行為

年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

（役員の出席等）

第４８条　理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

２　理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第７章　理事会と評議員会の協議

（理事会及び評議員会の協議）

第４９条　法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

２　全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

３　評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第８章　会計監査人

第１節　選任及び解任等

（会計監査人の選任）

第５０条　会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第５１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（会計監査人の解任）

第５２条　会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

２　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

（会計監査人の選任及び解任等に関する手続）

第５３条　評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

２　前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

３　会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

４　会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

５　理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第５４条　会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第２節　会計監査人の職務等

（会計監査人の職務等）

第５５条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

（２）前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

（３）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

（４）前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

３　会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（第二十一編）学校法人真宗大谷学園寄付行為

第９章　予算及び事業計画等

（会計年度）

第５６条　この法人の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第５７条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

２　この法人の事業に関する中期的な計画は、５年以上１０年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（役員及び評議員の報酬）

第５８条　役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任の免除）

第５９条　役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第９２条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

２　理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

３　第１項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第９２条第２項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には１月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

４　評議員の総数の１０分の１以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第１項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

５　第１項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第６０条　理事（理事長、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、ゼロ円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第９２条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第１０章　資産及び会計

（資産）

第６１条　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第６２条　この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

４　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第６３条　基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第６４条　基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第６５条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、真宗大谷派回付金その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第６６条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第６７条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第６８条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第５号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）計算書類

（４）計算書類の附属明細書

（５）財産目録

２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第５号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

（財産目録等の備置き及び閲覧等）

第６９条　この法人は、毎会計年度終了後３月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第３項及び第７５条第２号において同じ。）を作成しなければならない。

２　この法人は、前条第１項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（資産総額の変更登記）

第７０条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後３月以内に登記しなければならない。

第１１章　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第７１条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第２３条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第１５号に定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第１２章　解散及び合併

（解散）

第７２条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

（１）理事会の決議及び評議員会の決議による決定

（２）この法人の目的たる事業の成功の不能

（３）合併

（４）破産手続開始の決定

（５）文部科学大臣の解散命令

２　前項第１号又は第２号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第７３条　この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した真宗大谷派に関係ある学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

（合併）

第７４条　この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第１３章　補則

（情報の公表）

第７５条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

（１）寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容

（２）計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき　これらの書類の内容

（公告の方法）

第７６条　この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

（施行細則）

第７７条　この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附　則

１　この寄附行為は、文部大臣の認可（１９５１年２月２６日）を受けて、組織変更の登記をした日（１９５１年３月１４日）から施行する。

２　この法人は、第５条に掲げる学校のほか当分の間、学校教育法第９８条の規定による大谷大学及び大谷大学専門部を存置する。

３　この法人の組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事長	浅　平　宗　成
理　事	長　　霊　観
同	白　城　真　寿
同	山　口　　益
同	大須賀　秀　道
同	神　野　金之助
同	松　居　庄　七
同	伊　藤　伝　七
同	近藤　友右衛門
同	津　田　三　郎
同	岩　田　宗次郎
同	岩　田　宗太郎
同	水　戸　憲　道
同	伊　藤　佐　平
同	田　代　重　三
監　事	佐　野　真次郎
同	長　野　仙之助

４　前項の役員は、この寄附行為の認可後速かに役員が選任されるまで、第７条、第８条の規定にかかわらずこの法人の役員となる。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（１９５２年７月１４日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（１９５８年８月２８日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（１９６６年１月２５日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（１９６９年２月２７日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（１９７０年２月９日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（１９７２年１１月１７日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（１９７４年２月２７日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、理事会の議決の日（１９８２年３月２９日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（１９８２年５月４日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（１９９１年１２月２０日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（１９９２年１２月２１日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（１９９５年３月１６日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（１９９８年１２月２２日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（１９９９年１０月２２日）から施行する。

附　則

（施行期日）

２０００年２月３日文部大臣認可のこの寄附行為は、２０００年４月１日から施行する。

（九州大谷短期大学の国文学科の存続に関する経過措置）

九州大谷短期大学の国文学科は、改正後の寄附行為第５条３号の規定にかかわらず２０００年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２００４年３月２日）から施行する。

附　則

（施行期日）

２００４年５月２４日理事会議決のこの寄附行為は、２００５年４月１日から施行する。

（九州大谷短期大学の日本語コミュニケーション学科の存続に関する経過措置）

九州大谷短期大学の日本語コミュニケーション学科は、改正後の寄附行為第５条３号の規定にかかわらず２００５年３月３１日に当該学科に在学

する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２００５年８月２３日）から施行する。

附　則

（施行期日）

２００６年３月２３日理事会議決のこの寄附行為は、２００６年４月１日から施行する。

（大谷大学短期大学部幼児教育科の存続に関する経過措置）

大谷大学短期大学部幼児教育科は、改正後の寄附行為第５条第２号の規定にかかわらず２００６年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則

（施行期日）

２００７年３月２３日理事会議決のこの寄附行為は、２００８年４月１日から施行する。

（大谷大学文学部史学科の存続に関する経過措置）

大谷大学文学部史学科は、改正後の寄附行為第５条第１号の規定にかかわらず２００８年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則

２００８年３月２７日理事会議決のこの寄附行為は、２００９年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２００８年５月１２日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、理事会承認の日（２０１１年５月１６日）から施行する。

附　則

２０１７年３月２２日理事会議決のこの寄附行為は、２０１８年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、理事会承認の日（２０１９年５月２１日）から施行する。

附　則

２０２０年２月２７日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、２０２０年４月１日から施行する。

附　則

２０２０年７月３０日理事会議決のこの寄附行為は、２０２１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２０２１年８月２７日）から施行する。

（大谷大学大学院文学研究科の存続に関する経過措置）

大谷大学大学院文学研究科は、改正後の寄附行為第５条第１号の規定にかかわらず２０２２年３月３１日に当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則

２０２３年３月２４日理事会議決後のこの寄附行為は、２０２３年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、理事会承認の日（２０２３年１０月２０日）から施行する。

附　則

２０２４年３月２５日理事会議決後のこの寄附行為は、２０２４年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、理事会承認の日（２０２４年５月１６日）から施行する。

附　則

１　２０２５年１月２４日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、２０２５年４月１日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、２０２５年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

２　この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、２０２５年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

公益社団法人大谷保育協会定款

〈２０１２年６月２２日認可〉
〈２０１２年７月　２日施行〉

第１章　総則

（名称）

第１条　本法人は、公益社団法人大谷保育協会と称する。（以下「本法人」という。）

（事務所）

第２条　本法人は、主たる事務所を京都府京都市下京区に置く。

２　本法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本法人は、真宗保育に基づき、幼児教育及び保育の充実、幼児教育及び保育関係者の資質向上、幼児教育及び保育に関する一般社会への啓蒙啓発を図り、もって我が国の子育ての振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）幼児教育及び保育に関する調査研究事業
（２）幼児教育及び保育に関する教材、書籍、研究誌の頒布事業
（３）幼児教育及び保育関係者に対する研修事業
（４）幼児教育及び保育従事者に対する資格認定事業
（５）幼児教育及び保育に関する一般社会への啓蒙啓発事業
（６）会員間の交流、相互扶助事業
（７）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第３章　会員

（会員資格の種別）

第５条　本法人の会員は、次のとおりとする。

（１）正会員　本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
（２）特別会員　宗教法人真宗大谷派
（３）賛助会員　本法人の事業を賛助する個人又は団体
（４）名誉会員　本法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦されたもの

２　前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

（入会）

第６条　本法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会を申込み、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

（入会金及び会費）

第７条　本法人の事業活動費用に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

２　特別会員、賛助会員、名誉会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

３　前各項の入会金及び会費については、その２分の１以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

（会員資格の喪失）

第８条　会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を失する。

（１）退会したとき
（２）成年被後見人又は被保佐人でその取消しを得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者
（３）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体である会員が解散したとき
（４）会費を３年以上滞納したとき
（５）除名されたとき

（退会）

第９条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第１０条　会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員数の半数以上であって、かつ総正会員の議決権の３分の２以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の１週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）本法人の定款又は規定に違反したとき
（２）本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為があったとき
（３）その他の正当な事由があるとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第１１条　会員が第１０条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行

（第二十一編）公益社団法人大谷保育協会定款

の義務は、これを免れることはできない。
２　本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　総会

（構成）
第１２条　総会は、正会員をもって組織する。
２　前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。
（権限）
第１３条　総会は、次の事項について決議する。
（１）会員の除名
（２）理事及び監事の選任又は解任
（３）理事及び監事の報酬等の額
（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（５）定款の変更
（６）解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
（７）合併、事業の全部の譲渡又は廃止
（８）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（種類及び開催）
第１４条　総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。
２　定時総会は、毎年１回毎事業年度終了後３箇月以内に開催する。
３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事会において開催の決議がなされたとき
（２）総正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき
（招集）
第１５条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、その日から６週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
３　総会の招集は、少なくとも１週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。
（議長）
第１６条　総会の議長は、総会のつど出席正会員の互選で定める。
（議決権）
第１７条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。
（定足数）
第１８条　総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。
（決議）
第１９条　総会の決議は、一般法第４９条第２項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決裁するところによる。
２　前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。
（書面決議等）
第２０条　総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の者を代理人として議決権の行使を委任することができる。
２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
３　理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第２１条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。
３　議事録署名人は、総会のつど出席正会員の互選で２名定めるものとする。

第５章　役員等及び理事会

第１節　役員等

（種類及び定数）
第２２条　本法人に、次の役員を置く。
（１）理事　２５名以上５０名以内
（２）監事　２名以内
２　理事のうち１名を理事長、３名以内を副理事長、１５名以内を常務理事とする。
３　前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。
（役員の選任等）
第２３条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
４　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
５　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
６　理事又は監事に異動があったときは、２週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第２４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務の執行の決定に参画する。
２　理事長は、本法人を代表し、その業務を執行する。
３　副理事長は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
４　常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本法人の業務を分担執行する。
５　理事長、副理事長、常務理事は、事業年度毎に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２５条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
３　監事は、総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べなければならない。

（役員の任期）

第２６条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
４　理事又は監事は、第２２条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２７条　役員は、いつでも総会の議決によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の議決に基づいて行わなければならない。

（役員の報酬等）

第２８条　役員には、その職務執行の対価としての報酬は支給しない。
２　役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
３　前２項に関し、必要な事項は総会の決議により別に定める役員の費用に関する規程によることとする。

（役員の責任の免除）

第２９条　本法人は、役員の一般法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（顧問）

第３０条　本法人に顧問若干名を置くことができる。
２　顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
３　顧問の解任は、理事会において決議する。
４　顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。
５　顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第２節　理事会

（構成）

第３１条　本法人に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３２条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
（２）規則の制定、変更及び廃止
（３）前各号に定めるもののほか本法人の業務執行の決定
（４）理事の職務の執行の監督
（５）理事長、副理事長及び常務理事の選定及び

解職

２　理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

（１）重要な財産の処分及び譲受け

（２）多額の借財

（３）重要な使用人の選任及び解任

（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

（５）内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

（６）第２９条の役員の責任の免除

（種類及び開催）

第３３条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種とする。

２　通常理事会は毎事業年度２回開催する。

３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき

（２）理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

（招集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに通知しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員に同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第３５条　理事会の議長は、理事長とする。

（定足数）

第３６条　理事会は理事の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

（決議）

第３７条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

２　前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

（決議の省略）

第３８条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

（報告の省略）

第３９条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は、第２４条第５項規定の報告には適用しない。

（議事録）

第４０条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　理事長、出席監事及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

３　議事録署名人は、理事会のつど出席理事の互選で２名定めるものとする。

第６章　財産及び会計

（財産の種別）

第４１条　本法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）本法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産

（２）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第５条第１６号に規定する公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産

３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（事業年度）

第４２条　本法人の事業年度は、毎年７月１日に始まり翌年６月３０日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４３条　本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

３　第１項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第４４条　本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の財産目録等については、毎事業年度終了後３箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

４　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告書
（２）理事及び監事の名簿
（３）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

５　本法人は、第２項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第４５条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第４項第４号の書類に記載するものとする。

第７章　定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第４６条　この定款は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の議決により変更することができる。

２　認定法第１１条第１項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

３　前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第４７条　本法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び廃止をすることができる。

２　前項の行為をしようとするときには、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第４８条　本法人は、一般法第１４８条第１号及び第２号並びに第４号から第７号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の議決により解散することができる。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第４９条　本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第５０条　本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第５１条　本法人の公告は、電子公告による。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第９章　補　則

（書類及び帳簿の備置等）

第５２条　本法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備置かなければならない。ただし、第２号、第５号、第１２号の書類については、従たる事務所への備置は要しない。

（１）定款
（２）会員名簿
（３）理事及び監事の名簿
（４）会員総会議事録
（５）理事会議事録
（６）事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
（７）計算書類等

（第二十一編）公益社団法人大谷保育協会定款

（８）財産目録
（９）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
（10）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
（11）特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠
（12）会計帳簿
（13）その他法令で定める書類及び帳簿

２　前項第１号及び第２号の書類は最新のものを常時、第４号、第５号及び第１２号の書類は１０年間、第３号及び第７号から第１１号の書類は５年間、第６号の書類は当該事業年度の末日まで備置かなければならない。ただし、従たる事務所においては、第４号の書類については５年間、第３号及び第７号から第１１号の書類については３年間の備置で足る。

（細則）

第５３条　この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会及び総会の議決を経て、別途細則を定めることができる。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　本法人の最初の理事長は、脇淵徹映とする。
本法人の最初の理事は、脇淵徹映、藤　兼量、中嶋顯眞、金石晃陽、今西界雄、五島　満、那須信純、海野知現、岩田和行、本田康英、福井昭道、清田元裕、朝倉益光、松浦暁了、三那三文雄、長野信楽、鷲山　啓、冨重真直、江尻靜哉、武井弥弘、吉田幸麿、照井大観、佐々木道昇、佐野延洋、井上温成、井伊光紃、安居　登、藤山壱史、菊田千春、遠州　賢、津田眞知子、菅原　量、種倉富美子、津汲陽子、鈴木専章、清水浩樹、阪埜彰人、祖父江佳乃、河村礼子、橋川昌治、椋田隆知、道端弘之、田原宏章、間野功雄、長久寺徳純、古賀成麿、武宮正晃、赤星光洋、中江　宣とする。
本法人の最初の監事は、門池　守、柴田正次郎とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第４２条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

（第二十一編）公益社団法人大谷保育協会定款

真宗大谷派大谷婦人会会則

〈２０１２年４月１日制定〉
改正　①２０１４年１２月２２日
②２０１５年　７月２４日
③２０１８年　７月３０日
④２０２０年　８月　１日

（名称）
第１条　この会は、真宗大谷派大谷婦人会（以下「本会」という。）と称する。
（事務所）
第２条　本会は、事務所を京都市下京区諏訪町通六条下る上柳町１９９番地の「真宗教化センター　しんらん交流館」内に置く。
（目的）
第３条　本会は、真宗大谷派との緊密な連携のもと、真宗の教法に基き信仰を確立し、各支部及び会員の相互の連絡と親睦を図り、宗派内各仏教婦人会との連携及び協働や女性の聞法活動の発展につとめ、教法の弘通に資することを目的とする。
（事業）
第４条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
（１）大会、研修会及び聞法会
（２）聞法誌の発行
（３）支部及び会員の増強並びに会員の相互扶助
（４）各種関係団体との提携連絡
（５）その他必要な事業
（組織）
第５条　本会は、本会に登録した支部で組織する。
２　支部は、本会の目的に賛同して入会する女性を会員とし、寺院及び地域を単位として結成するものとする。
３　支部に支部長を置き、支部を代表する。
４　教区内の各支部の交流を図り、本会の活動の推進に資するため、教区内の支部で連合体を組織する。
（委員会の構成）
第６条　本会に委員会を置き、前条第４項による連合体から選出された委員３０人以内で構成する。
２　この連合体より選出される委員は、原則、支部長とする。但し、特段の事情がある場合は、支部長以外を選出することができる。
３　委員の任期は３年とし、再任を妨げない。
４　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
５　委員は、任期が満了しても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。
６　連合体から選出される委員の数は別に定める。
（役員）
第７条　本会に次の役員を置き、委員の互選によって定める。
（１）委員長　　１人
（２）副委員長　　１人
（３）常任委員　　５人
２　委員長は、本会を代表し、会務を総理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
４　常任委員は、委員長、副委員長とともに常任委員会を構成する。
５　役員の任期は３年とし、再任を妨げない。ただし、連続して３期を超えて就任することはできない。
６　補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
７　役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。
（会長及び副会長）
第８条　本会に、会長を置く。
２　会長は、委員会が推輓し、本会の会員を代表して、行事を主宰し、褒賞を授与する。
３　必要により、委員会の議を経て副会長若干人を置くことができる。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代理する。
（顧問）
第９条　重要な事項について委員長に対し助言するとともに、委員長の諮問に応じるため、委員会の議を経て顧問若干人を置く。
（委員会の議事）
第１０条　委員会は、毎年１回委員長が招集し、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
（１）事業に関する事項
（２）予決算に関する事項
（３）会費その他財務に関する事項
（４）役員の選任に関する事項
（５）その他必要な事項
２　委員会の議長は、会議の都度、委員から互選された者がこれに当たる。
３　議長が定まるまで、委員長が議長の職務を行い、委員長が出席できないときは、副委員長が議長の職務を行う。
４　委員会は、過半数の委員が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、委任状を提出した場合は出席したものとみなす。
５　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決

（第二十一編）真宗大谷派大谷婦人会会則

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
６　委員長が必要と認めたときは、臨時会を招集することができる。
（常任委員会）
第１１条　委員会に常任委員会を置き、次の事項について処理する。
（１）委員会から委任を受けた事項
（２）委員会の議決を経るいとまのない臨時緊急の事項
（３）その他委員長が必要と認めた事項
２　前項の議決の結果は、次の委員会に報告しなければならない。
３　前条第２項から第５項までの規定は、常任委員会にこれを準用する。
（議事録）
第１２条　委員会及び常任委員会は、議事録を作成しなければならない。
２　議事録には、出欠者の氏名及び会議に関する主要な事項を記載する。
３　議事録は、委員長が指名した署名員２人及び議長がこれに署名し、これを保管する。
（監事）
第１３条　本会に監事２人を置き、会員の中から常任委員会が選任する。
２　監事は、毎年本会の会計を監査し、委員会に報告する。
（支部長会）
第１４条　本会の連絡交流を図るため、委員長は、全国支部長会及び必要な地域毎の支部長会を開催することができる。
（会議への出席）
第１５条　会長、副会長及び顧問は、何時でも会議に出席し、発言することができる。ただし、表決には加わらない。
（経費）
第１６条　本会の経費は、会費、事業収入、助成金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
２　会費の額は、別に定める。
（会計区分）
第１７条　本会の会計は、次により区分する。
（１）一般会計
（２）特別会計
２　特別会計は、必要に応じて設けることができる。
（会計年度）
第１８条　本会の会計年度は、毎年７月１日に始まり翌年６月３０日に終わる。
（賛助会員）
第１９条　本会の目的に賛同し援助する男性を、賛助会員とする。
（会員章）
第２０条　本会の会員及び賛助会員は、別に定める会員章を依用することができる。
（褒賞）
第２１条　会員もしくは賛助会員であって、特別な功労がある者には褒賞を行う。
２　褒賞に関する規定は、別に定める。
（事務局）
第２２条　本会の事務を掌るため、大谷婦人会事務局（以下「事務局」という。）を置く。
２　事務局員は、真宗大谷派宗務所の企画調整局長が指名した宗務役員がこれに当たる。
３　事務局の事務を処理するため、事務局員の中から主任１人を置く。
（報告）
第２３条　本会は、毎年の事業計画及び予算書並びに事業報告及び決算書を作成し、宗務総長に報告しなければならない。
（規則の改正）
第２４条　この規則の改正は、委員の３分の２以上が出席した委員会において、委員の３分の２以上の多数による議決を経なければならない。

附　則

１　この規則は、理事会及び評議員会の議決を経、宗務総長の承認を得て２０１２年４月１日から施行する。
２　大谷婦人会規則（２００６年３月１日施行）は、廃止する。
３　この規則施行の際、現に就任している会長及び顧問は、この規則による会長及び顧問とみなす。
４　第６条に規定する委員の選出は、第１項に定める施行日前にこれを行うことができる。
５　この規則施行の際、現に存在する教区連合会及び教区連絡協議会は、第５条第４項に定める連合体とみなす。
６　この規則施行当初の委員の選出数は、次のとおりとする。

北海道教区　２人
奥羽・山形・仙台・東京教区　１人
三条・高田教区　１人
富山・高岡教区　１人
能登教区　３人
金沢教区　２人
小松教区　２人
大聖寺・福井教区　１人
高山・大垣教区　１人
岐阜教区　１人
岡崎教区　２人

（第二十一編）真宗大谷派大谷婦人会会則

名古屋・三重教区　３人
京都教区　２人
大阪教区　２人
長浜・山陽教区　１人
四国・日豊・久留米・長崎・熊本・鹿児島教区　１人

７　この規則施行当初の会計は、第１８条の規定に関わらず、２０１２年4月１日に始まり２０１２年6月３０日に終わるものとし、その会計は、第１０条の規定に関わらず、従前の規則により議決した予算をもってこれを執行するものとする。

附　則

この規則は、委員会の議決を得た日（２０１４年１２月２２日）から施行する。

附　則

この規則は、委員会の議決を得た日（２０１５年7月２４日）から施行する。

附　則

この規則は、委員会の議決を得た日（２０１８年7月３０日）から施行する。

附　則

この規則は、委員会の議決を得て、２０２０年８月１日から施行する。

真宗各派協約

〈昭和４２年１２月１５日発布〉

（前文）

浄土真宗本願寺派、真宗大谷派、真宗高田派、真宗仏光寺派、真宗興正派、真宗木辺派、真宗出雲路派、真宗誠照寺派、真宗三門徒派、真宗山元派の真宗十派は、ともに親鸞聖人を宗祖と仰ぐ宗教団体として、時代の要請にこたえて、いよいよ宗風の宣揚をはかり、立教開宗の本義を開顕して、人類永遠の福祉に貢献すべき重大な使命を負荷されていることを認識し、さらに真宗十派の連絡提携を密にして共通事項を処理するため、昭和１１年に制定された「真宗各派協約」を全面的に更改し、新たに「真宗各派協約」を、各派を代表する者の総意によつて、ここに制定するものである。

（章の区分）

第１章　　総　　則
第２章　　法要儀式
第３章　　教　　化
第４章　　寺院・教会
第５章　　僧　　侶
第６章　　共同事業
第７章　　補　　則

第１章　総則

（目的）

第１条　この協約は、真宗十派が選出した代表者の総意によつて議定され、各派の連絡提携を密にし、共通事項の処理を推進することを目的とする。

（各派の協力義務）

第２条　各派は、この協約の趣旨により、各派の独自性を尊重しつつ真宗の真価を内外に発揚するためにふさわしいと認められた共通の事がらについては、積極的に協力しなければならない。

（真宗各派協和会の設置）

第３条　前２条の趣旨を達成するため、真宗各派協和会を設ける。

２　真宗各派協和会については別に定める。

（法規類の交換）

第４条　各派において発布した法規類は、各派相互に通報しなければならない。ただし、機関紙その他刊行物の送付をもつてこれにかえることができる。

（協約に反する法規類の禁止）

第５条　各派は、この協約に違反し、又は抵触するおそれのある法規類を制定し、命令を発することはできない。

（各派の交渉）

第６条　各派相互の連絡交渉等は、その代表者の発する文書によることを原則とする。ただし、必要により、当該事項担当者相互間の協議によることができる。

第２章　法要儀式

（宗祖に関する法要・行事）

第７条　宗祖に関する法要及び行事については、各派の伝統を尊重しつつ、その執行の年度その他基本事項は、協議して決定するものとする。

（共通の勤式作法の制定）

第８条　各派共通の勤式作法を定める必要があるものについては、各派の代表者の合議によつて制定し、各派は、その普及につとめなければならない。

（僧侶の出勤・参列）

第９条　各派の僧侶は、他派の寺院又は他派において行なう法要儀式に出勤し参列することができる。この場合、衣体、序列その他必要な事項については、当事者間の協議によつて定める。

第３章　教　化

（教化の規則）

第１０条　各派に定める資格をもつて教化活動に従事する者が、宗意にもとり宗派の体面をけがし又は各派間の親善秩序をみだす言動があつたときは、相互に通報するものとする。通報を受けた派は、速かに調査のうえ適当な処置をとらなければならない。

（講習会等への参加）

第１１条　各派において行なう講習会、研修会等に、他派から参加又は聴講の希望申込があつたときは、原則として、これを許可するものとする。

第４章　寺院・教会

（宗主の招請）

第１２条　各派に所属する寺院、教会及びその他の所属団体が、他派の宗主を招請しようとするときは、当該各派の承認を得なければならない。

（包括関係の取扱）

第１３条　各派の寺院、教会その他宗教団体の包括関係の設定変更に関しては、各派の意思と被包括者の意思を尊重して、特に慎重に処理しなければならない。

（寺院等の転派）

第１４条　従前の包括関係を廃止した各派の寺院、教会その他の宗教団体から、新たに包括関係設定の願い出を受けた派は、その旧所属派に照会しなければならない。照会後５０日を経て、なお回答がないときは、旧所属派との包括関係は廃止されたものとみなす。

（第二十一編）真宗各派協約

第５章　僧侶

（僧侶の転派）

第１５条　各派の僧侶が、転派しようとするときは、その所属派及び転派しようとする派の許可を得なければならない。

（度牒）

第１６条　転属する僧侶には、別に得度式を行なわないで、度牒を下付することを原則とする。ただし、得度の条件等の相違により、度牒の下付について、各派において一定の規制を付することができる。

（転派の手続）

第１７条　転派しようとする者は、現所属派に転派願を提出しなければならない。

２　転派願を受理されたときは、度牒辞令その他身分上の許状を、所属派へ返納するものとする。

３　前項の手続きを完了した者は、旧所属派の発行する得度の証明書を添付した転属願を、転属しようとする派に提出しなければならない。

第１８条　転派願を受け付けた派は、その諾否を転属しようとする派に照会しなければならない。

２　前項の照会を受けた派は、特別の事情のない限り、６０日以内に、転属を承認する旨を、文書で回答しなければならない。

（転属後の教師資格）

第１９条　転派した僧侶の教師資格については、当該各派間において、その事情に応じて、これを定める。

（転属後の身分・資格）

第２０条　旧所属派における地位、身分等を理由として、転属した派に対し、特別の身分資格等を要求することはできない。

（僧籍削除の通報）

第２１条　懲戒その他の理由により、僧籍を削除された者があるときは、その旨を各派に通報しなければならない。

（僧籍重複の処置）

第２２条　２派に僧籍を有する者があるときは、当該各派協議のうえ処理する。

第６章　共同事業

（共同事業）

第２３条　各派は、この協約の趣旨により、共同して行なうべき事業については、各派協力して、その計画と実施に努めなければならない。

２　共同事業に必要な経費は、その事情に応じて各派が分担する。

第７章　補則

（協約の発効）

第２４条　この協約は、昭和４３年１月１日から発効する。

（協約の有効期間）

第２５条　この協約の有効期間は、発効の日から７年とする。

（旧協約の廃止）

第２６条　昭和１１年２月８日制定の真宗各派協約は、廃止する。

（協約正本の保管）

第２７条　この協約の正本は、真宗各派協和会事務所が保管し、各派にそれぞれその副本１通宛を保管する。

（各派相互の協定事項の効力）

第２８条　従来各派相互間において締結された協定事項で、この協約に抵触しない事項は、なおその効力を有する。

（協約変更の手続）

第２９条　この協約を変更しようとするときは、真宗各派協和会の代表委員全員の賛成を得なければならない。

この協約制定当初の各派の代表委員

浄土真宗本願寺派総長	豊原　大潤
真宗大谷派宗務総長	訓覇　信雄
真宗高田派宗務総長	望月　光照
真宗仏光寺派宗務長	清水　浩成
真宗興正派宗務総長	千葉　葆亮
真宗木辺派宗務長	高田　善現
真宗出雲路派宗務長	楠　　法隆
真宗誠照寺派総務	波多野暁浄
真宗三門徒派宗務長	清原　良雄
真宗山元派宗務長	高帛　祐恭

（第二十一編）真宗各派協約

真宗教団連合憲章

〈昭和４５年９月３日発効〉

目　次

前　文
第１章　加盟団体（第１条・第２条）
第２章　目的及び事業（第３条・第４条）
第３章　運営組織（第５条―第１１条）
第４章　支　部（第１２条・第１３条）
第５章　財　務（第１４条―第１６条）
第６章　補　則（第１７条―第２０条）
附　則

前　文

われら、親鸞聖人を宗祖と仰ぐ浄土真宗の教団は、この現代社会にあつて、教えによつて立ち、教えを正しく伝え、ひろく人類に奉仕すべき教団の役割の重大性を認識し、心を一つにして、社会の不安と混迷を救う教団として前進することを決意した。

その目的を実現するために、すべての真宗教団の発意に基づいて、ここに、真宗教団連合を結成し、その憲章を約定する。

われら、加盟する団体は、この憲章を誠実に遵守し、その定めるところに従い、統一行動をとることを、代表者の名において厳粛に誓約する。

第１章　加盟団体

（原加盟団体）

第１条　真宗教団連合に加盟する真宗教団は、次のとおりである。

浄土真宗本願寺派
真宗大谷派
真宗高田派
真宗仏光寺派
真宗興正派
真宗木辺派
真宗出雲路派
真宗誠照寺派
真宗三門徒派
真宗山元派

２　前項の真宗教団は、真宗教団連合の原加盟団体とし、その地位及び権利について、特別の定めをすることができる。

（加盟手続）

第２条　前条の原加盟団体を除いて、真宗教団連合に加盟を要請する仏教団体がある場合において、その加盟の諾否は、所定の手続を経た後、原加盟団体一致の意思によらなければならない。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　真宗教団連合は、親鸞聖人の信仰と教義を基調として、加盟団体相互の連絡提携のもとに、真宗宣布についての総合的対策を樹立し、真に時代に即応する教化活動を展開することにより、社会の不安と混迷を救い、もつて、世界平和の進展と人類永遠の福祉に貢献することを目的とする。

（事業）

第４条　真宗教団連合は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）真宗宣布について、教学及び教化についての総合的企画を樹立し、その推進をはかること
（２）加盟団体相互の連絡、提携及び親睦をはかるための諸施策を企画し、実施すること
（３）国の内外を問わず、ひろく他宗派及び諸団体との交流をはかり、国際親善に寄与し、又は社会的活動を促進し、社会時事問題について啓蒙、解明、解決への方策をとること
（４）必要な施設その他の物的資産を所有すること
（５）前各号のほか、必要なこと

第３章　運営組織

（加盟団体の宗主）

第５条　加盟団体の宗主は、真宗教団連合の顧問となる。

（理事及び監事）

第６条　真宗教団連合に、１７人以上３３人以内の理事及び２人の監事を置く。

２　理事は、加盟団体の推薦した者をもつてあて、その任期を２年とする。ただし、重任されることができる。

３　前項の規定にかかわらず、加盟団体の役職者たる理事が、その役職を退いたときは、同時に理事も退任するものとする。

４　理事は、理事会を組織し、真宗教団連合の業務を議決し、執行する。

５　監事は、理事会で選出し、業務執行の状況を監査する。

（理事長及び常務理事）

第７条　真宗教団連合に、理事長及び常務理事若干人を置き、理事の互選によつて決める。

２　理事長は、真宗教団連合を代表し、その事務を総理する。

３　常務理事は、常務理事会を組織し、常務を議決し、執行する。

（専門委員会）

第８条　理事会の業務執行について、専門的事項を企画調査するために、理事会の決定により、

（第二十一編）真宗教団連合憲章

専門委員会を置くことができる。
（評議員）
第９条　真宗教団連合に、理事の定数の２倍以内の評議員を置く。
２　評議員は、加盟団体の推薦した者及び理事会で選出した者をもつてあて、その任期は２年とする。ただし、重任されることができる。
３　評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じて助言し、また必要と認める事項を建議することができる。
４　第６条第３項の規定は、加盟団体の役職員たる評議員について準用する。
（参与）
第１０条　真宗教団連合に、参与若干人を置くことができる。
２　参与は、理事会で推薦した者をもつてあてる。
（事務総局）
第１１条　真宗教団連合の事務を処理するため、京都市に事務総局を置き、必要な部門を設け、事務職員を置く。
２　事務総局の事務総長は、理事長をもつてあてる。ただし、場合によつては、常務理事をもつてあてることができる。

第４章　支部

（設置）
第１２条　真宗教団連合に、支部を置くことができる。
２　支部の設置は、理事会で決定する。
（支部役職員）
第１３条　支部に、支部長その他必要な役職員を置く。

第５章　財務

（収入財源）
第１４条　真宗教団連合の運営経費は、加盟団体の分担金、賛助金、寄附金その他の収入をもつて支弁する。
（予、決算）
第１５条　真宗教団連合の予算及び決算は、評議員会の議を経て、理事会が決定する。
（会計年度）
第１６条　真宗教団連合の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終るものとする。

第６章　補則

（批准）
第１７条　この憲章は、加盟団体の代表者によつて調印され、それぞれの内部規則の定めるところによつて、批准されなければならない。変更の場合も、また同様とする。
２　批准書は、真宗教団連合事務総局に寄託される。
（憲章の変更）
第１８条　この憲章を変更しようとするときは、評議員会の議を経て、理事会の決定による。
（施行細則）
第１９条　この憲章の施行について必要な事項は、理事会の決定により、施行細則として制定せられ、すべての加盟団体に通知されなければならない。
（法人格）
第２０条　真宗教団連合が、法人格を取得しようとする場合においては、評議員会の議を経て、理事会の決定の後、原加盟団体全部の賛成を得なければならない。

附　則

１　この憲章は、真宗教団連合に加盟している真宗十派の過半数が批准書を浄土真宗本願寺派内の真宗教団連合事務局に寄託した時に効力を生ずる。
２　真宗各派協約は、別に制定されるまで、なお、その効力を有する。
３　真宗教団連合規則は、廃止する。

上記真宗教団連合憲章について、それぞれの加盟団体を代表して、ここに調印する。

昭和４５年５月２０日

浄土真宗本願寺派
　総　　長　　太　田　淳　昭
真宗大谷派
　宗務総長　　名　畑　応　順
真宗高田派
　宗務総長　　望　月　光　照
真宗仏光寺派
　宗 務 長　　清　水　浩　成
真宗興正派
　宗務総長　　千　葉　葆　亮
真宗木辺派
　宗 務 長　　高　田　善　現
真宗出雲路派
　宗 務 長　　楠　　法　隆
真宗誠照寺派
　総　　務　　波多野　暁　浄
真宗三門徒派
　宗 務 長　　阪　本　祖　温
真宗山元派
　宗務長代理　仏　木　道　範

（第二十一編）真宗教団連合憲章

～第２２編　宗教関係法～

日本国憲法（抄録）

第３章　国民の権利及び義務

第１１条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第１２条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第１３条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第１４条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第１９条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第２０条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。

いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第２１条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第４章　国会

第４４条　両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第７章　財政

第８９条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第１０章　最高法規

第９７条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

（第二十二編）日本国憲法（抄録）

宗教法人法

〈１９５１年４月３日法律第１２６号〉

改正　①１９５２・　７・３１法２７１
②１９６２・　５・１６法１４０
③１９６２・　９・１５法１６１
④１９６３・　７・　９法１２６
⑤１９６６・　４・　５法４７
⑥１９６８・　６・１５法９９
⑦１９８３・１２・　２法７８
⑧１９８８・　６・１１法８１
⑨１９８９・１２・２２法９１
⑩１９９３・１１・１２法８９
⑪１９９５・１２・１５法１３４
⑫１９９７・　６・　６法７２
⑬１９９９・　７・１６法８７
⑭１９９９・　７・１６法１０２
⑮１９９９・１２・　８法１５１
⑯１９９９・１２・２２法１６０
⑰２００１・１１・２８法１２９
⑱２００４・　６・　２法７６
⑲２００４・　６・１８法１２４
⑳２００４・１２・　１法１４７
㉑２００４・１２・　３法１５４
㉒２００５・　７・２６法８７
㉓２００６・　６・　２法５０
㉔２０１１・　５・２５法５３
㉕２０１１・　６・２４法７４
㉖２０１４・　６・１３法６９
㉗２０１９・　６・１４法３７
㉘２０１９・１２・１１法７１
㉙２０２２・１２・１６法６８

第１章　総則

（この法律の目的）

第１条　この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

２　憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

（宗教団体の定義）

第２条　この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

（１）礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

（２）前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

（境内建物及び境内地の定義）

第３条　この法律において「境内建物」とは、第１号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第２号から第７号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

（１）本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。）

（２）前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地（立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。）

（３）参道として用いられる土地

（４）宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。）

（５）庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地

（６）歴史、古記等によつて密接な縁故がある土地

（７）前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

（法人格）

第４条　宗教団体は、この法律により、法人となることができる。

２　この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう。

（所轄庁）

第５条　宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

２　次に掲げる宗教法人にあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣とする。

（１）他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人

（２）前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であつて同号に掲げる宗教法人を包括するもの

（３）前２号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人

（公益事業その他の事業）

（第二十二編）宗教法人法

第６条　宗教法人は、公益事業を行うことができる。
２　宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない。
（宗教法人の住所）
第７条　宗教法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
（登記の効力）
第８条　宗教法人は、第７章第１節の規定により登記しなければならない事項については、登記に因り効力を生ずる事項を除く外、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
（登記に関する届出）
第９条　宗教法人は、第７章の規定による登記（所轄庁の嘱託によつてする登記を除く。）をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
（宗教法人の能力）
第１０条　宗教法人は、法令の規定に従い、規則で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
（宗教法人の責任）
第１１条　宗教法人は、代表役員その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
２　宗教法人の目的の範囲外の行為に因り第三者に損害を加えたときは、その行為をした代表役員その他の代表者及びその事項の決議に賛成した責任役員、その代務者又は仮責任役員は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

第２章　設立

（設立の手続）
第１２条　宗教法人を設立しようとする者は、左に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならない。
（１）目的
（２）名称
（３）事務所の所在地
（４）設立しようとする宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別
（５）代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員及び仮責任役員の呼称、資格及び任免並びに代表役員についてはその任期及び職務権限、責任役員についてはその員数、任期及び職務権限、代務者についてはその職務権限に関する事項
（６）前号に掲げるものの外、議決、諮問、監査その他の機関がある場合には、その機関に関する事項
（７）第６条の規定による事業を行う場合には、その種類及び管理運営（同条第２項の規定による事業を行う場合には、収益処分の方法を含む。）に関する事項
（８）基本財産、宝物その他の財産の設定、管理及び処分（第２３条但書の規定の適用を受ける場合に関する事項を定めた場合には、その事項を含む。）、予算、決算及び会計その他の財務に関する事項
（９）規則の変更に関する事項
(10) 解散の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属に関する事項を定めた場合には、その事項
(11) 公告の方法
(12) 第５号から前号までに掲げる事項について、他の宗教団体を制約し、又は他の宗教団体によつて制約される事項を定めた場合には、その事項
(13) 前各号に掲げる事項に関連する事項を定めた場合には、その事項
２　宗教法人の公告は、新聞紙又は当該宗教法人の機関紙に掲載し、当該宗教法人の事務所の掲示場に掲示し、その他当該宗教法人の信者その他の利害関係人に周知させるに適当な方法でするものとする。
３　宗教法人を設立しようとする者は、第１３条の規定による認証申請の少くとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、規則の案の要旨を示して宗教法人を設立しようとする旨を前項に規定する方法により公告しなければならない。
（規則の認証の申請）
第１３条　前条第１項の規定による認証を受けようとする者は、認証申請書及び規則２通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。
（１）当該団体が宗教団体であることを証する書類
（２）前条第３項の規定による公告をしたことを証する書類
（３）認証の申請人が当該団体を代表する権限を有することを証する書類
（４）代表役員及び定数の過半数に当る責任役員に就任を予定されている者の受諾書
（規則の認証）
第１４条　所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を

（第二十二編）宗教法人法

附記した書面でその旨を当該申請者に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、これらの要件を備えていると認めたときはその規則を認証する旨の決定をし、これらの要件を備えていないと認めたとき又はその受理した規則及びその添附書類の記載によつてはこれらの要件を備えているかどうかを確認することができないときはその規則を認証することができない旨の決定をしなければならない。

（１）当該団体が宗教団体であること。

（２）当該規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

（３）当該設立の手続が第１２条の規定に従つてなされていること。

２　所轄庁は、前項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ当該申請者に対し、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて意見を述べる機会を与えなければならない。

３　第１項の場合において、所轄庁が文部科学大臣であるときは、当該所轄庁は、同項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

４　所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その申請を受理した日から三月以内に、第１項の規定による認証に関する決定をし、且つ、認証する旨の決定をしたときは当該申請者に対し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付し、認証することができない旨の決定をしたときは当該申請者に対しその理由を附記した書面でその旨を通知しなければならない。

５　所轄庁は、第１項の規定による認証に関する決定をするに当り、当該申請者に対し第１２条第１項各号に掲げる事項以外の事項を規則に記載することを要求してはならない。

（成立の時期）

第１５条　宗教法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因つて成立する。

第１６条　削除

第１７条　削除

第３章　管理

（代表役員及び責任役員）

第１８条　宗教法人には、３人以上の責任役員を置き、そのうち１人を代表役員とする。

２　代表役員は、規則に別段の定がなければ、責任役員の互選によつて定める。

３　代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する。

４　責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。

５　代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合にはその規程に従い、更にこれらの法令、規則又は規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやしくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようにしなければならない。

６　代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。

（事務の決定）

第１９条　規則に別段の定がなければ、宗教法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とする。

（代務者）

第２０条　左の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、代務者を置かなければならない。

（１）代表役員又は責任役員が死亡その他の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。

（２）代表役員又は責任役員が病気その他の事由に因つて三月以上その職務を行うことができないとき。

２　代務者は、規則で定めるところにより、代表役員又は責任役員に代つてその職務を行う。

（仮代表役員及び仮責任役員）

第２１条　代表役員は、宗教法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、規則で定めるところにより、仮代表役員を選ばなければならない。

２　責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、規則に別段の定がなければ、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数に満たないこととなつたときは、規則で定めるところにより、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選ばなければならない。

３　仮代表役員は、第１項に規定する事項につい

（第二十二編）宗教法人法

て当該代表役員に代つてその職務を行い、仮責任役員は、前項に規定する事項について、規則で定めるところにより、当該責任役員に代つてその職務を行う。

（役員の欠格）

第２２条　次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。

（１）未成年者

（２）心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（３）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

（財産処分等の公告）

第２３条　宗教法人（宗教団体を包括する宗教法人を除く。）は、左に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第１９条の規定）による外、その行為の少くとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。但し、第３号から第５号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第５号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

（１）不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。

（２）借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。）又は保証をすること。

（３）主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。

（４）境内地の著しい模様替をすること。

（５）主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを当該宗教法人の第２条に規定する目的以外の目的のために供すること。

（行為の無効）

第２４条　宗教法人の境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物について、前条の規定に違反してした行為は、無効とする。但し、善意の相手方又は第三者に対しては、その無効をもつて対抗することができない。

（財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出）

第２５条　宗教法人は、その設立（合併に因る設立を含む。）の時に財産目録を、毎会計年度終了後三月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない。

２　宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

（１）規則及び認証書

（２）役員名簿

（３）財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表

（４）境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類

（５）責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿

（６）第６条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類

３　宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

４　宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第２項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第２号から第４号まで及び第６号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

５　所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

第４章　規則の変更

（規則の変更の手続）

第２６条　宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手続をし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。この場合において、宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係（以下「被包括関係」という。）を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に関し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする。

２　宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、第２７条の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

３　宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、当該関係

（第二十二編）宗教法人法

を設定しようとする場合には第２７条の規定による認証申請前に当該関係を設定しようとする宗教団体の承認を受け、当該関係を廃止しようとする場合には前項の規定による公告と同時に当該関係を廃止しようとする宗教団体に対しその旨を通知しなければならない

４　宗教団体は、その包括する宗教法人の当該宗教団体との被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続が前３項の規定に違反すると認めたときは、その旨をその包括する宗教法人の所轄庁及び文部科学大臣に通知することができる。

（規則の変更の認証の申請）

第２７条　宗教法人は、前条第１項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及びその変更しようとする事項を示す書類２通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

（１）規則の変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類

（２）規則の変更が被包括関係の設定に係る場合には、前条第２項の規定による公告をし、及び同条第３項の規定による承認を受けたことを証する書類

（３）規則の変更が被包括関係の廃止に係る場合には、前条第２項の規定による公告及び同条第３項の規定による通知をしたことを証する書類

（規則の変更の認証）

第２８条　所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第１４条第１項の規定に準じ当該規則の変更の認証に関する決定をしなければならない。

（１）その変更しようとする事項がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

（２）その変更の手続が第２６条の規定に従つてなされていること。

２　第１４条第２項から第５項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第４項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類」と読み替えるものとする。

第２９条　削除

（規則の変更の時期）

第３０条　宗教法人の規則の変更は、当該規則の変更に関する認証書の交付に因つてその効力を生ずる。

（合併に伴う場合の特例）

第３１条　合併に伴い合併後存続する宗教法人が規則を変更する場合においては、当該規則の変更に関しては、この章の規定にかかわらず、第５章の定めるところによる。

第５章　合併

（合併）

第３２条　２以上の宗教法人は、合併して一の宗教法人となることができる。

（合併の手続）

第３３条　宗教法人は、合併しようとするときは、第３４条から第３７条までの規定による手続をした後、その合併について所轄庁の認証を受けなければならない。

第３４条　宗教法人は、合併しようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第１９条の規定）による外、信者その他の利害関係人に対し、合併契約の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

２　合併しようとする宗教法人は、前項の規定による公告をした日から２週間以内に、財産目録及び第６条の規定による事業を行う場合にはその事業に係る貸借対照表を作成しなければならない。

３　合併しようとする宗教法人は、前項の期間内に、その債権者に対し合併に異議があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には各別に催告しなければならない。

４　合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第３５条　合併に因つて一の宗教法人が存続し他の宗教法人が解散しようとする場合において、当該合併に伴い規則の変更を必要とするときは、その合併後存続しようとする宗教法人は、規則で定めるところにより、その変更のための手続をしなければならない。

２　合併に因つて宗教法人を設立しようとする場合においては、その合併しようとする各宗教法人が選任した者は、共同して第１２条第１項及び第２項の規定に準じ規則を作成しなければならない。

（第二十二編）宗教法人法

３　前項に規定する各宗教法人が選任した者は、第３８条第１項の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、前項の規定により作成した規則の案の要旨を示して合併に因つて宗教法人を設立しようとする旨を第１２条第２項に規定する方法により公告しなければならない。

第３６条　第２６条第１項後段及び第２項から第４項までの規定は、合併しようとする宗教法人が当該合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合に準用する。この場合において、左の各号に掲げる同条各項中の字句は、当該各号に掲げる字句に読み替えるものとする。

（１）第１項後段中「当該関係の廃止に係る規則の変更」とあるのは「当該関係の廃止に係る規則の変更その他当該関係の廃止」

（２）第２項中「第２７条」とあるのは「第３８条第１項」、「当該規則の変更の案」とあるのは「被包括関係の設定又は廃止に関する事項」

（３）第３項中「第２７条」とあるのは「第３８条第１項」、「前項」とあるのは「第３４条第１項」

（４）第４項中「被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続」とあるのは「被包括関係の廃止を伴う合併の手続」、「前３項」とあるのは「第３４条から第３７条まで」

第３７条　合併に伴い第３５条第３項又は前条において準用する第２６条第２項の規定による公告をしなければならない場合においては、当該公告は、第３４条第１項の規定による公告とあわせてすることを妨げない。この場合において、第３５条第３項の規定による公告を他の公告とあわせてするときは、合併しようとする宗教法人と同項に規定する各宗教法人が選任した者とが共同して当該公告をするものとする。

（合併の認証の申請）

第３８条　宗教法人は、第３３条の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及び第３５条第１項の規定に該当する場合にはその変更しようとする事項を示す書類２通に、同条第２項の規定に該当する場合にはその規則２通に、左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

（１）合併の決定について規則で定める手続（規則に別段の定がないときは、第１９条の規定による手続）を経たことを証する書類

（２）第３４条第１項の規定による公告をしたことを証する書類

（３）第３４条第２項から第４項までの規定による手続を経たことを証する書類

（４）第３５条第１項又は第２項の規定に該当する場合には、同条第１項又は第２項の規定による手続を経たことを証する書類

（５）第３５条第２項の規定に該当する場合には、合併後成立する団体が宗教団体であることを証する書類

（６）第３５条第３項又は第３６条において準用する第２６条第２項の規定による公告をしなければならない場合には、当該公告をしたことを証する書類

（７）合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合には、第３６条において準用する第２６条第３項の規定による承認を受け、又は同項の規定による通知をしたことを証する書類

２　前項の規定による認証の申請は、合併しようとする各宗教法人の連名でするものとし、これらの宗教法人の所轄庁が異なる場合には、合併後存続しようとする宗教法人又は合併に因つて設立しようとする宗教法人の所轄庁をもつて当該認証を申請すべき所轄庁とする。

（合併の認証）

第３９条　所轄庁は、前条第１項の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第１４条第１項の規定に準じ当該合併の認証に関する決定をしなければならない。

（１）当該合併の手続が第３４条から第３７条までの規定に従つてなされていること。

（２）当該合併が第３５条第１項又は第２項の規定に該当する場合には、それぞれその変更しようとする事項又は規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

（３）当該合併が第３５条第２項の規定に該当する場合には、当該合併後成立する団体が宗教団体であること。

２　第１４条第２項から第５項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第４項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「当該合併が第３５条第１項又は第２項の規定に該当する場合には認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類又は規則」と読み替えるものとする。

３　第１項又は前項において準用する第１４条第４項の規定による宗教法人に対する所轄庁の通

（第二十二編）宗教法人法

知及び認証書等の交付は、当該認証を申請した宗教法人のうちの一に対してすれば足りる。

第４０条　削除

（合併の時期）

第４１条　宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併によつて設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第５６条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

（合併の効果）

第４２条　合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立した宗教法人は、合併に因つて解散した宗教法人の権利義務（当該宗教法人が第６条の規定により行う事業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

第６章　解散

（解散の事由）

第４３条　宗教法人は、任意に解散することができる。

２　宗教法人は、前項の場合のほか、次に掲げる事由によつて解散する。

（１）規則で定める解散事由の発生

（２）合併（合併後存続する宗教法人における当該合併を除く。）

（３）破産手続開始の決定

（４）第８０条第１項の規定による所轄庁の認証の取消し

（５）第８１条第１項の規定による裁判所の解散命令

（６）宗教団体を包括する宗教法人にあつては、その包括する宗教団体の欠亡

３　宗教法人は、前項第３号に掲げる事由に因つて解散したときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（任意解散の手続）

第４４条　宗教法人は、前条第１項の規定による解散をしようとするときは、第２項及び第３項の規定による手続をした後、その解散について所轄庁の認証を受けなければならない。

２　宗教法人は、前条第１項の規定による解散をしようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第１９条の規定）による外、信者その他の利害関係人に対し、解散に意見があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告しなければならない。

３　宗教法人は、信者その他の利害関係人が前項の期間内にその意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、その解散の手続を進めるかどうかについて再検討しなければならない。

（任意解散の認証の申請）

第４５条　宗教法人は、前条第１項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

（１）解散の決定について規則で定める手続（規則に別段の定がないときは、第１９条の規定による手続）を経たことを証する書類

（２）前条第２項の規定による公告をしたことを証する書類

（任意解散の認証）

第４６条　所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る解散の手続が第４４条の規定に従つてなされているかどうかを審査し、第１４条第１項の規定に準じ当該解散の認証に関する決定をしなければならない。

２　第１４条第２項から第４項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第４項中「認証書及び認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証書」と読み替えるものとする。

（任意解散の時期）

第４７条　宗教法人の第４３条第１項の規定による解散は、当該解散に関する認証書の交付によつてその効力を生ずる。

（破産手続の開始）

第４８条　宗教法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表役員若しくはその代務者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

２　前項に規定する場合には、代表役員又はその代務者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の宗教法人の能力）

第４８条の２　解散した宗教法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第４９条　宗教法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときは、規則に別段の定めがある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人に選任した場合を除くほか、代表役員又はその代務者が清算人となる。

（第二十二編）宗教法人法

２　前項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。
３　宗教法人が第４３条第２項第４号又は第５号に掲げる事由によつて解散したときは、裁判所は、前２項の規定にかかわらず、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。
４　第２２条の規定は、宗教法人の清算人に準用する。
５　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。
６　宗教法人の責任役員及びその代務者は、規則に別段の定めがなければ、宗教法人の解散によつて退任するものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかつたものについても、また同様とする。
７　第３項の規定に該当するときは、宗教法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかわらず、当該解散によつて退任するものとする。

（清算人の職務及び権限）

第４９条の２　清算人の職務は、次のとおりとする。
（１）現務の結了
（２）債権の取立て及び債務の弁済
（３）残余財産の引渡し
２　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第４９条の３　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも３回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。
２　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。
３　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
４　第１項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第４９条の４　前条第１項の期間の経過後に申出をした債権者は、宗教法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の宗教法人についての破産手続の開始）

第４９条の５　清算中に宗教法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。
２　清算人は、清算中の宗教法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
３　前項に規定する場合において、清算中の宗教法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
４　第１項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第４９条の６　裁判所は、第４９条第２項又は第３項の規定により清算人を選任した場合には、宗教法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（当該宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員の職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関）の陳述を聴かなければならない。

（残余財産の処分）

第５０条　解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、規則で定めるところによる。
２　前項の場合において、規則にその定がないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。
３　前２項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（裁判所による監督）

第５１条　宗教法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
２　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
３　裁判所は、第１項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
４　第４９条の６の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人（当該宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員の職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関）」とあるのは、「宗教法人及び検査役」

（第二十二編）宗教法人法

と読み替えるものとする。
５　宗教法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
６　前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。
（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）
第５１条の２　宗教法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
第５１条の３　削除
（不服申立ての制限）
第５１条の４　清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第７章　登記

第１節　宗教法人の登記

（設立の登記）
第５２条　宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から２週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。
２　設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
（１）目的（第６条の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。）
（２）名称
（３）事務所の所在場所
（４）当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別
（５）基本財産がある場合には、その総額
（６）代表権を有する者の氏名、住所及び資格
（７）規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る第２３条第１号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、その事項
（８）規則で解散の事由を定めた場合には、その事由
（９）公告の方法
（変更の登記）
第５３条　宗教法人において前条第２項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、２週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。
（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）
第５４条　宗教法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、２週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第５２条第２項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
（職務執行停止の仮処分等の登記）
第５５条　代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。
（合併の登記）
第５６条　宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から２週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併後存続する宗教法人については変更の登記をし、合併により解散する宗教法人については解散の登記をし、合併により設立する宗教法人については設立の登記をしなければならない。
（解散の登記）
第５７条　第４３条第１項又は第２項（第２号及び第３号を除く。以下この条において同じ。）の規定により宗教法人が解散したときは、同条第１項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第２項の規定による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、２週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。
（清算結了の登記）
第５８条　宗教法人の清算が結了したときは、清算結了の日から２週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。
第５９条　削除
第６０条　削除
第６１条　削除
（管轄登記所及び登記簿）
第６２条　宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。
２　各登記所に宗教法人登記簿を備える。
（登記の申請）
第６３条　設立の登記は、宗教法人を代表すべき者の申請によつてする。
２　設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本及び宗教法人を代表すべき者の資格を証する書類を添付しなければならない。
３　第５２条第２項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書類を添付しなければならない。ただし、代表権を

（第二十二編）宗教法人法

有する者の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

４　合併による変更又は設立の登記の申請書には、前２項に規定する書類のほか、第３４条第３項及び第４項の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併により解散する宗教法人（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

５　第５７条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添付しなければならない。

６　この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請書には、第２項から前項までに規定する書類のほか、所轄庁の証明がある認証書の謄本を添付しなければならない。

第６４条　削除

（商業登記法の準用）

第６５条　商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第２条から第５条まで（登記所及び登記官）、第７条から第１５条まで、第１７条、第１８条、第１９条の２、第１９条の３、第２１条から第２３条の２まで、第２４条（第１４号及び第１５号を除く。）、第２６条、第２７条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止）、第５１条から第５３条まで、第７１条第１項及び第３項、第７９条、第８２条、第８３条（株式会社の登記）、第３章第１０節（登記の更正及び抹消）並びに第４章（雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第７１条第３項ただし書中「会社法第４７８条第１項第１号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第４８３条第４項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「宗教法人法第４９条第１項の規定による清算人」と、同法第１４６条の２中「商業登記法（」とあるのは「宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第６５条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第１４５条」とあるのは「宗教法人法第６５条において準用する商業登記法第１４５条」と読み替えるものとする。

第２節　礼拝用建物及び敷地の登記

（登記）

第６６条　宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地については、当該不動産が当該宗教法人において礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をすることができる。

２　敷地に関する前項の規定による登記は、その上に存する建物について同項の規定による登記がある場合に限りすることができる。

（登記の申請）

第６７条　前条第１項の規定による登記は、当該宗教法人の申請によつてする。

２　登記を申請するには、その申請情報と併せて礼拝の用に供する建物又はその敷地である旨を証する情報を提供しなければならない。

（登記事項）

第６８条　登記官は、前条第１項の規定による申請があつたときは、その建物又は土地の登記記録中権利部に、建物については当該宗教法人において礼拝の用に供するものである旨を、土地については当該宗教法人において礼拝の用に供する建物の敷地である旨を記録しなければならない。

（礼拝の用途廃止に因る登記の抹消）

第６９条　宗教法人は、前条の規定による登記をした建物が礼拝の用に供せられないこととなつたときは、遅滞なく同条の規定による登記の抹消を申請しなければならない。前条の規定による登記をした土地が礼拝の用に供する建物の敷地でなくなつたときも、また同様とする。

２　登記官は、前項前段の規定による申請に基き登記の抹消をした場合において、当該建物の敷地について前条の規定による登記があるときは、あわせてその登記を抹消しなければならない。

（所有権の移転に因る登記の抹消）

第７０条　登記官は、第６８条の規定による登記をした建物又は土地について所有権移転の登記をしたときは、これとともに当該建物又は土地に係る同条の規定による登記を抹消しなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の規定により建物について登記の抹消をした場合に準用する。

３　前２項の規定は、宗教法人の合併の場合には適用しない。

第８章　宗教法人審議会

（設置及び所掌事務）

第７１条　文部科学省に宗教法人審議会を置く。

２　宗教法人審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

３　宗教法人審議会は、所轄庁がこの法律の規定による権限（前項に規定する事項に係るものに限る。）を行使するに際し留意すべき事項に関し、文部科学大臣に意見を述べることができる。

（第二十二編）宗教法人法

４　宗教法人審議会は、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項について、いかなる形においても調停し、又は干渉してはならない。

（委員）

第７２条　宗教法人審議会は、１０人以上２０人以内の委員で組織する。

２　委員は、宗教家及び宗教に関し学識経験がある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（任期）

第７３条　委員の任期は、２年とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第７４条　宗教法人審議会に会長を置く。

２　会長は、委員が互選した者について、文部科学大臣が任命する。

３　会長は、宗教法人審議会の会務を総理する。

（委員の費用弁償）

第７５条　委員は、非常勤とする。

２　委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

３　費用弁償の額及びその支給方法は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

第７６条　削除

（運営の細目）

第７７条　この章に規定するものを除くほか、宗教法人審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、文部科学大臣の承認を受けて、宗教法人審議会が定める。

第９章　補則

（被包括関係の廃止に係る不利益処分の禁止等）

第７８条　宗教団体は、その包括する宗教法人と当該宗教団体との被包括関係の廃止を防ぐことを目的として、又はこれを企てたことを理由として、第２６条第３項（第３６条において準用する場合を含む。）の規定による通知前に又はその通知後２年間においては、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の役員又は規則で定めるその他の機関の地位にある者を解任し、これらの者の権限に制限を加え、その他これらの者に対し不利益の取扱をしてはならない。

２　前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

３　宗教法人は、他の宗教団体との被包括関係を廃止した場合においても、その関係の廃止前に原因を生じた当該宗教団体に対する債務の履行を免かれることができない。

（報告及び質問）

第７８条の２　所轄庁は、宗教法人について次の各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、この法律を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させることができる。この場合において、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者の同意を得なければならない。

（１）当該宗教法人が行う公益事業以外の事業について第６条第２項の規定に違反する事実があること。

（２）第１４条第１項又は第３９条第１項の規定による認証をした場合において、当該宗教法人について第１４条第１項第１号又は第３９条第１項第３号に掲げる要件を欠いていること。

（３）当該宗教法人について第８１条第１項第１号から第４号までの一に該当する事由があること。

２　前項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部科学大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部科学大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。

３　前項の場合においては、文部科学大臣は、報告を求め、又は当該職員に質問させる事項及び理由を宗教法人審議会に示して、その意見を聞かなければならない。

４　所轄庁は、第１項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させる場合には、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

５　第１項の規定により質問する当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に提示しなければならない。

６　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公益事業以外の事業の停止命令）

第７９条　所轄庁は、宗教法人が行う公益事業以外の事業について第６条第２項の規定に違反する事実があると認めたときは、当該宗教法人に対し、１年以内の期間を限りその事業の停止を命ずることができる。

２　前項の規定による事業の停止の命令は、その理由及び事業の停止を命ずる期間を附記した書

（第二十二編）宗教法人法

面で当該宗教法人に通知してするものとする。
３　所轄庁は、第１項の規定による事業の停止の命令に係る弁明の機会を付与するに当たつては、当該宗教法人が書面により弁明をすることを申し出たときを除き、口頭ですることを認めなければならない。
４　前条第２項の規定は、第１項の規定により事業の停止を命じようとする場合に準用する。
（認証の取消し）
第８０条　所轄庁は、第１４条第１項又は第３９条第１項の規定による認証をした場合において、当該認証に係る事案が第１４条第１項第１号又は第３９条第１項第３号に掲げる要件を欠いていることが判明したときは、当該認証に関する認証書を交付した日から１年以内に限り、当該認証を取り消すことができる。
２　前項の規定による認証の取消は、その理由を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。
３　宗教法人について第１項の規定に該当する事由があることを知つた者は、証拠を添えて、所轄庁に対し、その旨を通知することができる。
４　第１項の規定による認証の取消しに係る聴聞の主宰者は、行政手続法（１９９３年法律第８８号）第２０条第３項の規定により当該宗教法人の代表者又は代理人が補佐人とともに出頭することを申し出たときは、これを許可しなければならない。ただし、当該聴聞の主宰者は、必要があると認めたときは、その補佐人の数を３人までに制限することができる。
５　第７８条の２第２項の規定は、第１項の規定による認証の取消しをしようとする場合に準用する。
６　所轄庁は、第１項の規定による認証の取消しをしたときは、当該宗教法人の主たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。
（審査請求の手続における諮問等）
第８０条の２　第１４条第１項、第２８条第１項、第３９条第１項若しくは第４６条第１項の規定による認証に関する決定、第７９条第１項の規定による事業の停止の命令又は前条第１項の規定による認証の取消しについての審査請求に対する裁決は、当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。
２　前項の審査請求に対する裁決は、当該審査請求があつた日から四月以内にしなければならない。
（解散命令）
第８１条　裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めたときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。
（１）法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。
（２）第２条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は１年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。
（３）当該宗教法人が第２条第１号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後２年以上にわたつてその施設を備えないこと。
（４）１年以上にわたつて代表役員及びその代務者を欠いていること。
（５）第１４条第１項又は第３９条第１項の規定による認証に関する認証書を交付した日から１年を経過している場合において、当該宗教法人について第１４条第１項第１号又は第３９条第１項第３号に掲げる要件を欠いていることが判明したこと。
２　前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。
３　第１項の規定による裁判には、理由を付さなければならない。
４　裁判所は、第１項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。
５　第１項の規程による裁判に対しては、当該宗教法人又は同項の規程による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官に限り、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が当該宗教法人の解散を命ずる裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。
６　裁判所は、第１項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。
７　第２項から前項までに規定するものを除くほか、第１項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法（平成２３年法律第５１号）の定めるところによる。
（随伴者に対する意見を述べる機会の供与）
第８２条　文部科学大臣及び都道府県知事は、こ

（第二十二編）宗教法人法

の法律の規定による認証に関し宗教法人の代表者若しくは代理人若しくは第１２条第１項の規定による認証を受けようとする者若しくはその代理人が意見を述べる場合又は第７９条第１項の規定による事業の停止の命令に関し宗教法人の代表者若しくは代理人が口頭により弁明をする場合においては、これらの者のほか、助言者、弁護人等としてこれらの者に随伴した者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、必要があると認めたときは、その意見を述べる機会を与える随伴者の数を３人までに制限することができる。

（礼拝用建物等の差押禁止）

第８３条　宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地で、第７章第２節の定めるところにより礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をしたものは、不動産の先取特権、抵当権又は質権の実行のためにする場合及び破産手続開始の決定があつた場合を除くほか、その登記後に原因を生じた私法上の金銭債権のために差し押さえることができない。

（宗教上の特性及び慣習の尊重）

第８４条　国及び公共団体の機関は、宗教法人に対する公租公課に関係がある法令を制定し、若しくは改廃し、又はその賦課徴収に関し境内建物、境内地その他の宗教法人の財産の範囲を決定し、若しくは宗教法人について調査をする場合その他宗教法人に関して法令の規定による正当の権限に基く調査、検査その他の行為をする場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

（解釈規定）

第８５条　この法律のいかなる規定も、文部科学大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。

第８６条　この法律のいかなる規定も、宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。

（審査請求と訴訟との関係）

第８７条　第８０条の２第１項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（事務の区分）

第８７条の２　第９条、第１４条第１項、第２項（第２８条第２項、第３９条第２項及び第４６条第２項において準用する場合を含む。）及び第４項（第２８条第２項、第３９条第２項及び第４６条第２項において準用する場合を含む。）、第２５条第４項、第２６条第４項（第３６条において準用する場合を含む。）、第２８条第１項、第３９条第１項、第４３条第３項、第４６条第１項、第４９条第３項、第５１条第５項及び第６項、第７８条の２第１項及び第２項（第７９条第４項及び第８０条第５項において準用する場合を含む。）、第７９条第１項から第３項まで、第８０条第１項から第３項まで及び第６項、第８１条第１項、第４項及び第５項並びに第８２条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（１９４７年法律第６７号）第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務とする。

第１０章　罰則

第８８条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、１０万円以下の過料に処する。

（１）所轄庁に対し虚偽の記載をした書類を添付してこの法律の規定による認証（第１２条第１項の規定による認証を除く。）の申請をしたとき。

（２）第９条又は第４３条第３項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

（３）第２３条の規定に違反して同条の規定による公告をしないで同条各号に掲げる行為をしたとき。

（４）第２５条第１項若しくは第２項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは備付けを怠り、又は同条第２項各号に掲げる書類若しくは帳簿に虚偽の記載をしたとき。

（５）第２５条第４項の規定による書類の写しの提出を怠つたとき。

（６）第４８条第２項又は第４９条の５第１項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

（７）第４９条の３第１項又は第４９条の５第１項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

（８）第５１条第２項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

（９）第７章第１節の規定による登記をすること

を怠つたとき。

(10) 第７８条の２第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(11) 第７９条第１項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたとき。

第８９条　宗教法人を設立しようとする者が所轄庁に対し虚偽の記載をした書類を添付して第１２条第１項の規定による認証の申請をしたときは、当該申請に係る団体の代表者は、１０万円以下の過料に処する。

附　則　〔抄〕

１　この法律は、公布の日から施行する。

２　宗教法人令（１９４５年勅令第７１９号）及び宗教法人令施行規則（１９４５年司法、文部省令第１号）は、廃止する。

３　この法律施行の際現に存する宗教法人令の規定による宗教法人は、この法律施行後も、同令の規定による宗教法人として存続することができる。

４　第２項に掲げる命令の規定は、前項の宗教法人（以下「旧宗教法人」という。）については、この法律施行後も、なおその効力を有する。この場合において、宗教法人令第５条第１項及び第１４条第１項中「命令」とあるのは、「法務省令、文部科学省令」とする。

５　旧宗教法人は、この法律中の宗教法人の設立に関する規定（設立に関する罰則の規定を含む。）に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることに因つて、この法律の規定による宗教法人（以下「新宗教法人」という。）となることができる。

６　２以上の旧宗教法人は、共同して、この法律中の宗教法人の設立に関する規定（設立に関する罰則の規定を含む。）に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることに因つて、一の新宗教法人となることができる。

７　第３４条第２項から第４項までの規定は、前項の規定により２以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となろうとする場合に準用する。この場合において、同条第２項中「前項の規定による公告」とあるのは「附則第６項の規定により２以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となろうとする決定」と、「第６条の規定による事業」とあるのは「公益事業その他の事業」と読み替えるものとする。

８　第５項又は第６項の規定により旧宗教法人が新宗教法人となるための設立の登記の申請書には、旧宗教法人のうち、教派、宗派及び教団にあつてはその主たる事務所の所在地の登記所において、神社、寺院及び教会にあつてはその所在地の登記所において、当該設立の登記をする場合を除く外、旧宗教法人の登記簿の謄本を添えなければならない。

９　第６項の規定により２以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となるための設立の登記の申請書には、第７項において準用する第３４条第３項及び第４項の規定による手続を経たことを証する書類を添えなければならない。

１０　第６項の規定により一の新宗教法人となろうとする旧宗教法人が第７項において準用する第３４条第２項から第４項までの規定による手続を経ないで、所轄庁に対し規則の認証の申請をしたときは、当該旧宗教法人の主管者又は代務者は、１万円以下の過料に処する。

１１　旧宗教法人が第５項又は第６項の規定により新宗教法人となろうとする旨の決定及び当該新宗教法人に係る規則に関する決定は、当該旧宗教法人における規則の変更に関する手続に従つてするものとする。

１２　旧宗教法人のうち神社、寺院又は教会で、だん徒会、信徒会等当該旧宗教法人における規則の変更に関し議決の権限を有する機関を有しないものにあつては、前項に規定する決定をするに当つて、当該旧宗教法人の主管者又は代務者は、信者その他の利害関係人の意向を反映させるため必要があると認めたときは、当該旧宗教法人の規則にかかわらず、特に現任の総代と同数の総代を選任して、当該決定に参与させることができる。

１３　旧宗教法人と当該旧宗教法人を包括する宗教団体との被包括関係の廃止は、当該関係の廃止が当該旧宗教法人が第５項又は第６項の規定により新宗教法人となることに伴う場合に限りすることができるものとする。

１４　前項の規定により旧宗教法人が被包括関係を廃止しようとする場合の手続に関しては、第１１項の規定にかかわらず、左の各号の定めるところによる。

（１）旧宗教法人令第６条後段の規定による手続を経ることを要しないこと。

（２）当該被包括関係の廃止に関し当該旧宗教法人の規則中に当該旧宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合においても、その権限に関する規則の規定によることを要しないこと。

（第二十二編）宗教法人法

（３）第１２条第３項の規定による公告と同時に、当該旧宗教法人を包括する宗教団体に対し当該被包括関係を廃止しようとする旨を通知しなければならないこと。

１５　旧宗教法人は、第５項又は第６項の規定により新宗教法人となろうとするときは、この法律施行の日から１年六月以内に、第１３条の規定による認証の申請をしなければならない。

１６　前項の規定による申請があつた場合における認証については、第１４条第４項中「三月」とあるのは「１年六月」と読み替えるものとする。

１７　旧宗教法人は、第１５項の期間内に認証の申請をしなかつた場合又は当該認証の申請をしたがその認証を受けることができなかつた場合においては、当該認証の申請をすることができる期間の満了の日又は当該認証を受けることのできないことが確定した日（その日が当該認証の申請をすることができる期間の満了の日前である場合には、当該期間の満了の日）において、これらの日前において解散したものを除いて、解散する。

１８　旧宗教法人が第５項又は第６項の規定により新宗教法人となつたときは、その設立の登記をした日において、当該旧宗教法人は解散し、その権利義務（当該旧宗教法人が行う公益事業その他の事業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利業務を含む。）は、新宗教法人が承継する。この場合においては、法人の解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の規定は適用しない。

１９　第５項又は第６項の規定により旧宗教法人が新宗教法人となるための設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職権で、当該旧宗教法人の登記用紙を閉鎖しなければならない。

２０　旧宗教法人が第５項又は第６項の規定により新宗教法人となつた場合においては、当該宗教法人が所有する旧宗教法人令第１５条に規定する建物又はその敷地について同条の規定による登記をした事項（当該建物又はその敷地について旧宗教法人令の規定による登記をしたものとみなされた事項を含む。）は、当該宗教法人が新宗教法人となつた日において、第６８条の規定による登記をしたものとみなす。

２１　前項の建物及びその敷地については、第８３条中「その登記後」とあるのは「旧宗教法人令又は旧宗教団体法（１９３９年法律第７７号）の規定による登記後」と読み替えるものとする。

２２　旧宗教法人のうち教派、宗派又は教団で第５項又は第６項の規定により新宗教法人となつたものの所轄庁は、第５条第１項の規定にかかわらず、文部大臣とする。

２３　当分の間、宗教法人は、第６条第２項の規定による公益事業以外の事業を行わない場合であつて、その一会計年度の収入の額が寡少である額として文部大臣が定める額の範囲内にあるときは、第２５条第１項の規定にかかわらず、当該会計年度に係る収支計算書を作成しないことができる。

２４　前項に規定する額の範囲を定めようとする場合においては、文部大臣は、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

２５　附則第２３項の場合において、宗教法人は、第２５条第２項（第１号、第２号及び第４号から第６号までを除く。）の規定にかかわらず、同項第３号に掲げる収支計算書を作成している場合に限り、これを宗教法人の事務所に備えなければならない。

附　則（１９５２年7月３１日法律第２７１号）抄

１　この法律は、１９５２年８月１日から施行する。

附　則（１９６２年5月１６日法律第１４０号）抄

１　この法律は、１９６２年１０月１日から施行する。〔後略〕

附　則（１９６２年9月１５日法律第１６１号）抄

１　この法律は、１９６２年１０月１日から施行する。〔後略〕

附　則（１９６３年7月９日法律第１２６号）抄

この法律は、商業登記法の施行の日（１９６４年４月１日）から施行する。

附　則（１９６６年4月５日法律第４７号）抄

１　この法律は、１９６６年5月１日から施行する。

附　則（１９６８年6月１５日法律第９９号）抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（１９８３年１２月２日法律第７８号）抄

１　この法律（第１条を除く。）は、１９８４年７月１日から施行する。

附　則（１９８８年6月１１日法律第８１号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して２０日を経過した日〔１９８８年7月１日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）〔前略〕附則第８条（宗教法人法等の１部改正）〔中略〕の規定　公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日〔１９８９年5月１日〕〔後略〕

附　則（１９８９年１２月２２日法律第９１号）抄

（第二十二編）宗教法人法

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日〔１９９１年１月１日〕から施行する。

附　則（１９９３年１１月１２日法律第８９号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、行政手続法（１９９３年法律第８８号）の施行の日〔１９９４年１０月１日〕から施行する。〔後略〕

附　則（１９９５年１２月１５日法律第１３４号）

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第２３項から第２５項までの改正規定中附則第２４項に係る部分及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（境内建物に関する届出）

２　改正前の宗教法人法（以下「旧法」という。）第５条及び宗教法人法附則第２２項の規定による所轄庁（以下「旧法所轄庁」という。）が都道府県知事である宗教法人は、この法律の公布の日において他の都道府県内に境内建物を備えているときは、同日から起算して六月以内に、当該他の都道府県内の境内建物の名称、所在地及び面積を記載した書類（以下「境内建物関係書類」という。）を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

３　前項の規定による届出をした宗教法人は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において滅失その他の事由により他の都道府県内に境内建物を備えないこととなったときは、施行日から起算して六月以内に、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

４　旧法所轄庁が都道府県知事である宗教法人（附則第２項の規定による届出をした宗教法人を除く。）は、施行日において他の都道府県内に境内建物を備えているときは、施行日から起算して六月以内に、当該他の都道府県内の境内建物関係書類を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

（収支計算書の作成等に関する経過措置）

５　改正後の宗教法人法（以下「新法」という。）第２５条第１項の規定中収支計算書の作成に係る部分及び新法附則第２３項の規定は、施行日以後に開始する宗教法人の会計年度（以下「施行日以後の会計年度」という。）に係る収支計算書の作成について適用する。

６　新法第２５条第２項の規定中収支計算書の備付けに係る部分及び新法附則第２５項の規定は、施行日以後の会計年度に係る収支計算書の備付けについて適用し、施行日前に開始した宗教法人の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

７　新法第２５条第４項の規定は、施行日以後の会計年度に係る書類の写しの提出について適用する。

（所轄庁の処分等に関する経過措置）

８　旧法所轄庁がし、又は旧法所轄庁に対してされた旧法の規定による処分、手続その他の行為は、新法第５条及び宗教法人法附則第２２項の規定による所轄庁（以下「新法所轄庁」という。）がし、又は新法所轄庁に対してされた新法の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。

９　旧法所轄庁が宗教法人法第１４条第４項（同法第２８条第２項、第３９条第２項及び第４６条第２項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により交付した認証書及び認証した旨を付記した規則又は変更しようとする事項を示す書類は、新法所轄庁が宗教法人法第１４条第４項の規定により交付したものとみなす。

附　則（１９９７年６月６日法律第７２号）

（施行期日）

１　この法律は、商法等の１部を改正する法律（１９９７年法律第７１号）の施行の日〔１９９７年１０月１日〕から施行する。〔後略〕

附　則（１９９９年７月１６日法律第８７号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、２０００年４月１日から施行する。〔後略〕

附　則（１９９９年７月１６日法律第１０２号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、内閣法の１部を改正する法律（１９９９年法律第８８号）の施行の日〔２００１年１月６日〕から施行する。〔中略〕

（職員の身分引継ぎ）

第３条　この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（１９４８年法律第１２０号）第８条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない

（第二十二編）宗教法人法

限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（宗教法人法の一部改正に伴う経過措置）

第１７条　この法律の施行の際現に従前の文部省の宗教法人審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第７１条の規定による改正後の宗教法人法（以下この条において「新宗教法人法」という。）第７２条第２項の規定により、文部科学省の宗教法人審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新宗教法人法第７３条第１項の規定にかかわらず、同日における従前の文部省の宗教法人審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

２　この法律の施行の際現に従前の文部省の宗教法人審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、前項の規定により任命されたものとみなされる委員のうちから互選されたものとみなし、かつ、新宗教法人法第７４条第２項の規定により、文部科学省の宗教法人審議会の会長として任命されたものとみなす。〔後略〕

附　則（１９９９年１２月８日法律第１５１号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、２０００年４月１日から施行する。〔後略〕

附　則（１９９９年１２月２２日法律第１６０号）抄

（施行期日）

第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、２００１年１月６日から施行する。

附　則（２００１年１１月２８日法律第１２９号）抄

（施行期日）

１　この法律は、２００２年４月１日から施行する。〔後略〕

附　則（２００４年６月２日法律第７６号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、破産法（２００４年法律第７５号。〔中略〕）の施行の日〔２００５年１月１日〕から施行する。〔後略〕

附　則（２００４年６月１８日法律第１２４号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、新不動産登記法の施行の日〔２００５年３月７日〕から施行する。〔後略〕

附　則（２００４年１２月１日法律第１４７号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔２００５年４月１日〕から施行する。

附　則（２００４年１２月３日法律第１５４号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔２００４年１２月３０日〕〔中略〕から施行する。〔後略〕

附　則（２００５年７月２６日法律第８７号）抄

この法律は、会社法の施行の日〔２００６年５月１日〕から施行する。

附　則（２００６年６月２日法律第５０号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日〔２００８年１２月１日〕から施行する。

附　則（２０１１年５月２５日法律第５３号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日〔２０１３年１月１日〕から施行する。

附　則（２０１１年６月２４日法律第７４号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して２０日を経過した日〔２０１１年７月１４日〕から施行する。

附　則（２０１４年６月１３日法律第６９号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、行政不服審査法（２０１４年法律第６８号）の施行の日〔２０１６年４月１日〕から施行する。

附　則（２０１９年６月１４日法律第３７号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日〔２０１９年９月１４日〕から施行する。〔後略〕

附　則（２０１９年１２月１６日法律第７１号）抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。〔後略〕

附　則（２０２２年６月１７日法律第６８号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、２０２５年６月１日から施行する。〔後略〕

（第二十二編）宗教法人法

礼金

◎願事礼金（２０１９年１月１日実施）

得　　度	100,000 円
僧籍移転並びに度牒裏書	20,000 円
衆徒転派	100,000 円
衆徒転属	100,000 円
帰　　俗	30,000 円
僧籍復籍	100,000 円
度牒裏書	10,000 円
度牒証状	20,000 円
候補衆徒承認	20,000 円
候補衆徒復旧	20,000 円
住　　職	150,000 円
教会主管者	150,000 円
代務者	15,000 円
副住職	20,000 円
副教会主管者	20,000 円
坊守籍簿登録及び坊守章	20,000 円
帰敬式	10,000 円
帰敬式（２０歳以下）	5,000 円
院、庵、坊号（僧侶・坊守）	50,000 円
山　　号	50,000 円
寺院・教会設立承認	70,000 円
托鉢免許	10,000 円
諸証明	10,000 円
寺院・教会所有財産処分承認書	
無償交換、無償譲渡、担保提供	10,000 円
賃貸年額又は売却価格５０万円に満たないもの	10,000 円
同　５０万円以上で１００万円に満たないもの	20,000 円
同　１００万円以上で５００万円に満たないもの	75,000 円
同　５００万円以上で１，０００万円に満たないもの	150,000 円
同　１，０００万円以上で５，０００万円に満たないもの	300,000 円
同　５，０００万円以上で１億円に満たないもの	600,000 円
同　１億円以上で５億円に満たないもの	1,000,000 円
同　５億円以上のもの	2,000,000 円
規則変更その他財産処分以外の承認書	10,000 円
合併、解散承認書	20,000 円
御文御書	50,000 円
寺、山、庵、坊号願（竪・横）	50,000 円
似影（金襴表装）	300,000 円

ただし、住職又は教会主管者であった者に限る。

開基法名	50,000 円
寺院教会用４００代以上院、庵、坊号法名及び法名	
１人１紙	50,000 円
２人１紙	70,000 円
３人１紙	100,000 円
４人１紙	120,000 円
寺院教会内仏用３００代以下院、庵、坊号法名	
１人１紙	30,000 円
２人１紙	50,000 円
３人１紙	70,000 円
４人１紙	100,000 円
３００代以下法名（寺院・門徒用）	
１人１紙	30,000 円
２人１紙	50,000 円
３人１紙	70,000 円
４人１紙	100,000 円
法名年月日加筆	3,000 円
木仏点検・同御裏	30,000 円
御裏成換	20,000 円
既満進席礼金その他	
准本座、本座１０等、本座９等	5,000 円
本座８等、本座７等、本座６等	8,000 円
本座５等、本座４等、本座３等	10,000 円
本座２等、本座１等	15,000 円
准上座４等、准上座３等	26,000 円
准上座２等、准上座１等	40,000 円
上座４等	100,000 円
上座３等	150,000 円
上座２等	300,000 円
上座１等	1,000,000 円
御伝鈔拝読	5,000 円
報恩講式及び嘆徳文拝読	5,000 円
登高座作法伝授	10,000 円
御伝鈔作法伝授	10,000 円

◎授与礼金（２０２５年１月１日実施）

１　寺院の部

○絵像御本尊

	（金襴表装）【截金】	（無金表装）
一貫代	500,000 円	350,000 円
７００代	360,000 円	290,000 円
５００代	300,000 円	210,000 円
３００代	220,000 円	150,000 円

○宗祖聖人御影（厨子形）

	（金襴表装）	（無金表装）
厨子形大形	400,000 円	330,000 円
同　二番形	350,000 円	280,000 円
同　三番形	310,000 円	230,000 円

○宗祖聖人御影（常例）

大　　形	510,000円	390,000円
二　番　形	430,000円	310,000円
三　番　形	330,000円	280,000円
四　番　形	290,000円	240,000円
一　貫　代	250,000円	210,000円
７００代	220,000円	180,000円
５００代	190,000円	150,000円
３００代	170,000円	130,000円

○蓮如上人御影

三番形黒裘帯	320,000円	250,000円
四番形　同	280,000円	210,000円
一貫代　同	240,000円	190,000円
７００代　同	210,000円	170,000円
５００代　同	180,000円	130,000円
３００代　同	140,000円	110,000円

○皇太子・七高僧・法然上人御影

皇太子御影	500,000円	410,000円
七高僧御影	530,000円	450,000円
法然上人御影	250,000円	200,000円

○御歴代御影

二　番　形	370,000円	290,000円
三　番　形	330,000円	260,000円
四　番　形	290,000円	220,000円

ただし、第８代蓮如上人迄は黒裘帯、または黒衣とし、第９代実如上人以後は緋裘帯とする。紫衣鈍色は第２０代達如上人に限る。

○列祖双福御影	660,000円	500,000円
○御　絵　伝		
四幅御絵伝	3,220,000円	2,750,000円
二幅御絵伝	2,340,000円	1,860,000円

○六・九・十字御名号

	㊎【㊎】	（金襴表装）	（無金表装）
一 貫 代	290,000円	200,000円	170,000円
７００代	280,000円	190,000円	150,000円
５００代	250,000円	180,000円	140,000円
３００代	220,000円	150,000円	120,000円

○六・九・十字御名号御讃付

一 貫 代	300,000円	240,000円	180,000円
７００代	290,000円	210,000円	170,000円
５００代	260,000円	200,000円	150,000円
３００代	230,000円	180,000円	130,000円

○変寸

一申請につき 50,000 円（上記同願に限る）

２　門徒の部

○絵像御本尊	㊎【㊎】	（金襴表装）	（無金表装）
２００代	97,000円	63,000円	46,000円
１５０代	84,000円	51,000円	34,000円
１００代	65,000円	46,000円	28,000円
７　０　代	65,000円	46,000円	28,000円
５　０　代	58,000円	34,000円	23,000円
３　０　代	52,000円	34,000円	23,000円
２　０　代	52,000円	34,000円	23,000円

○三折御本尊

御本尊・九字十字御名号付		25,000円
同	（台付）	26,000円
御本尊		18,000円
同	（台付）	19,000円
御本尊	（小型）	5,000円
同	（小型・台付）	6,000円

○額装御本尊　10,000円

○九字・十字御名号一流（各一幅は半額）

	（金襴表装）	（無金表装）
２００代	86,000円	51,000円
１５０代	69,000円	42,000円
１００代	48,000円	32,000円
７　０　代	48,000円	32,000円
５　０　代	40,000円	26,000円
３　０　代	40,000円	26,000円
２　０　代	40,000円	26,000円

○宗祖聖人御影

２００代	51,000円	34,000円
１５０代	40,000円	28,000円
１００代	34,000円	25,000円
７　０　代	34,000円	25,000円
５　０　代	26,000円	17,000円
３　０　代	26,000円	17,000円
２　０　代	26,000円	17,000円

○蓮如上人御影

２００代	40,000円	26,000円
１５０代	34,000円	19,000円
１００代	23,000円	14,000円
７　０　代	23,000円	14,000円
５　０　代	17,000円	12,000円
３　０　代	17,000円	12,000円
２　０　代	17,000円	12,000円

３　蔵　　版

浄土三部経大型折本	
四冊本一部	27,400円
各冊　無 量 寿 経	12,000円
同　　観無量寿経	9,400円
同　　阿 弥 陀 経	6,000円
浄土三部経中型折本	
四冊本一部	27,400円
各冊　無 量 寿 経	12,000円
同　　観無量寿経	9,400円
同　　阿 弥 陀 経	6,000円
浄土三部経大型巻経	
四巻本一部	35,100円

各巻	無量寿経	15,400円
同	観無量寿経	12,000円
同	阿弥陀経	7,700円
浄土三部経中型巻経		
四巻本一部		35,100円
各巻	無量寿経	15,400円
同	観無量寿経	12,000円
同	阿弥陀経	7,700円
浄土三部経（抄）大型折本		
三冊本一部		14,200円
各冊	無量寿経	5,800円
同	観無量寿経	4,700円
同	阿弥陀経	3,700円
浄土三部経（抄）中型折本		
三冊本一部		9,800円
各冊	無量寿経	4,000円
同	観無量寿経	3,300円
同	阿弥陀経	2,500円
浄土三部経（抄）大型巻経		
三巻本一部		14,200円
各巻	無量寿経	5,800円
同	観無量寿経	4,700円
同	阿弥陀経	3,700円
昭和法要式浄土三部妙典		
合本		5,500円
四冊本一部		11,100円
各冊	無量寿経	3,100円
同	観無量寿経	3,000円
同	阿弥陀経	2,500円
同	同朋奉讃	2,500円
御和讃	大型一部	22,000円
御文	大型各帖	14,300円
	小型各帖	4,000円
御伝鈔	四巻本〔五百部限定〕	550,000円
	二巻本	77,000円
報恩講式・嘆徳文		22,000円
御俗姓		16,500円

読経志

本　山　（２０２５年１月１日実施）

永代経別座特等　御紐解の際に完全別座読経
1,000,000 円以上

永代経別座１等　御紐解の際に別座読経
500,000 円以上

永代経別座２等　御紐解の際に別座読経
300,000 円以上

永代経別座３等　御紐解の際に別座読経
200,000 円以上

永代経４等　御紐解の際に一座読経
100,000 円以上

永代経５等　御紐解の際に一座読経
50,000 円以上

御影堂読経　御影堂にて一座読経
30,000 円以上

仏間読経　参拝接待所仏間にて一座読経
10,000 円以上

大谷祖廟　（２０２５年７月１日実施）

納　骨　志

別座１等　納骨の際に別座読経 毎月の命日・春秋彼岸・盂蘭盆会に永代読経
1,000,000円以上

別座２等　納骨の際に別座読経 毎月の命日・春秋彼岸に永代読経
500,000円以上

別座３等　納骨の際に別座読経 毎月の命日・春秋彼岸に永代読経
300,000円以上

別座４等　納骨の際に別座読経 毎月の命日に永代読経
150,000円以上

１種　納骨の際に一座読経 毎月の命日に永代読経
100,000円以上

２種　納骨の際に一座読経 祥月命日・彼岸会（春または秋）に永代読経
70,000円以上

３種　納骨の際に一座読経 彼岸会（春または秋）に永代読経
40,000円以上

４種　納骨の際に一座読経
20,000円以上

容器大の取り扱い

直径９㎝ 以上、高さ１５㎝ 以上の容器にて納骨の場合は、1 種から４種の納骨志に20,000円を加算する。

改葬納骨志 納骨の際に一座読経
200,000 円以上

読　経　志

永代経

別座１等　御紐解の際に別座読経 毎月の命日・春秋彼岸・盂蘭盆会に永代読経
1,000,000円以上

別座２等　御紐解の際に別座読経 毎月の命日・春秋彼岸に永代読経　500,000円以上

別座３等　御紐解の際に別座読経 毎月の命日・春秋彼岸に永代読経　300,000円以上

別座４等　御紐解の際に別座読経 毎月の命日に永代読経
150,000円以上

１種　御紐解の際に一座読経　毎月の命日に永代読経　100,000円以上

２種　御紐解の際に一座読経　祥月命日・彼岸会（春または秋）に永代読経

70,000円以上

３種　御紐解の際に一座読経 彼岸会

（春または秋）に永代読経

40,000 円以上

読　　経

賀慶殿別座読経 賀慶殿仏間にて別座読経

70,000円以上

茶所別座読経 茶所仏間にて別座読経

50,000円以上

本堂読経　本堂にて一座読経

7,000円以上

茶所読経　茶所にて一座読経

5,000円以上

御廟読経　御廟にて一座読経

5,000円以上

総経読経　御廟にて夕刻総じて読経

1,000 円以上

※大谷祖廟事務所へ直接申出のこと

覚信尼公七百回法要御香儀

（１９８３年７月１日告示第１０号）

1　別院及び支院	
1　等	95,300 円
2　等	52,600 円
3　等	31,100 円
4　等	22,200 円
5　等	15,100 円
6　等	12,200 円
7　等	8,600 円
8　等	5,400 円
9　等	4,200 円
10　等	3,600 円
支院である寺院	2,800 円
2　普通寺院及び教会格のある教会	
五箇寺地	5,400 円
巡 讃 地	5,400 円
国巡讃地	4,800 円
由 緒 地	4,200 円
准由緒地	3,700 円
１等別助音地	3,400 円
２等別助音地	3,100 円
別助音地（格）	3,000 円
助 音 地（格）	2,800 円
院 家 地（格）	2,600 円
内 陣 地（格）	2,500 円
余 間 地（格）	2,400 円
堂 衆 地	2,300 円
飛 檐 地（格）	2,200 円
3　教会格のない教会	
１等	3,000 円
２等	2,800 円
３等	2,600 円
４等	2,500 円
５等	2,500 円
６等	2,400 円
７等	2,400 円
８等	2,300 円
９等	2,300 円
10 等	2,200 円

相続講百年記念法要御香儀

（１９８４年７月１日告示第２１号）

１　別院及び支院	
１　等	95,300 円
２　等	52,600 円
３　等	31,100 円
４　等	22,200 円
５　等	15,100 円
６　等	12,200 円
７　等	8,600 円
８　等	5,400 円
９　等	4,200 円
10　等	3,600 円
支院である寺院	2,800 円
２　普通寺院及び教会格のある教会	
五箇寺地	5,400 円
巡 讃 地	5,400 円
国巡讃地	4,800 円
由 緒 地	4,200 円
准由緒地	3,700 円
１等別助音地	3,400 円
２等別助音地	3,100 円
別助音地（格）	3,000 円
助 音 地（格）	2,800 円
院 家 地（格）	2,600 円
内 陣 地（格）	2,500 円
余 間 地（格）	2,400 円
堂 衆 地	2,300 円
飛 檐 地（格）	2,200 円
３　教会格のない教会	
１等	3,000 円
２等	2,800 円
３等	2,600 円
４等	2,500 円
５等	2,500 円
６等	2,400 円
７等	2,400 円
８等	2,300 円
９等	2,300 円
10 等	2,200 円

善如上人六百回忌法要御香儀

（１９８７年７月１日告示第１７号）

１　別院及び支院	
１　等	47,650 円
２　等	26,300 円
３　等	15,550 円
４　等	11,100 円
５　等	7,550 円
６　等	6,100 円
７　等	4,300 円
８　等	2,700 円
９　等	2,100 円
10　等	1,800 円
支院である寺院	1,400 円
２　普通寺院及び教会格のある教会	
五箇寺地	2,700 円
巡 讃 地	2,700 円
国巡讃地	2,400 円
由 緒 地	2,100 円
准由緒地	1,850 円
１等別助音地	1,700 円
２等別助音地	1,550 円
別助音地（格）	1,500 円
助 音 地（格）	1,400 円
院 家 地（格）	1,300 円
内 陣 地（格）	1,250 円
余 間 地（格）	1,200 円
堂 衆 地	1,150 円
飛 檐 地（格）	1,100 円
３　教会格のない教会	
１等	1,500 円
２等	1,400 円
３等	1,300 円
４等	1,250 円
５等	1,250 円
６等	1,200 円
７等	1,200 円
８等	1,150 円
９等	1,150 円
10 等	1,100 円

（参考）

院号法名切寸法

（表装なし、カッコ内は曲尺）

種別	長さ	幅
３０代	10.3㎝（0.34尺）	5.5㎝（0.18尺）
５０代	13.3（0.44）	7.2（0.24）
７０代	17.2（0.57）	8.4（0.28）
１００代	22.2（0.73）	10.9（0.36）
１５０代	32.7（1.08）	14.6（0.48）
２００代	37.2（1.23）	17.6（0.58）
３００代	43.3（1.43）	20.6（0.68）
４００代	55.5（1.83）	23.7（0.78）
５００代	66.0（2.18）	31.2（1.03）
７００代	85.8（2.83）	34.2（1.13）
８００代	87.3（2.88）	35.7（1.18）
一貫代	97.8（3.28）	40.3（1.33）

ただし、相続講賞典内規による御扱の院号法名の種別は、30代から300代までに限る。

■真宗大谷派の寺院･教会の宗教法人規則(準則)

宗教法人「　　寺」規則

第１章　総則

(名称)

第１条　この寺院は、宗教法人法による宗教法人であって、「　　寺」という。

(事務所の所在地)

第２条　この宗教法人（以下「法人」という。）の事務所は、　　に置く。

(包括団体)

第３条　この法人の包括団体は、宗教法人「真宗大谷派」とする。

(目的)

第４条　この法人は、その包括団体の規程たる真宗大谷派宗憲（以下「宗憲」という。）により、宗祖親鸞聖人の立教開宗の本旨に基いて、教義をひろめ､儀式行事を行い､門徒を教化育成し、社会の教化を図り、その他この寺院の目的を達成するための、堂宇その他の財産の維持管理その他の業務及び事業を運営することを目的とする。

(公告の方法)

第５条　この法人の公告は、事務所の掲示場に１０日間掲示して行う。

第２章　役員その他の機関

第１節　代表役員及び責任役員

(代表役員の資格)

第６条　代表役員は、この寺院の住職の職にある者をもって充てる。

２　住職は、宗憲により、　　姓を名乗る教師について、真宗大谷派の代表役員たる宗務総長（以下「宗務総長」という。）が任命する。

３　住職の任命の申請は、総代の同意を得て、住職又は住職代務者が行い、住職及び住職代務者がともにないときは、総代が合議して行う。

(代表役員の職務権限)

第７条　代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

(責任役員の員数)

第８条　この法人には、　人の責任役員を置く。

(責任役員の資格、選定及び職務権限)

第９条　代表役員以外の責任役員は、次に掲げる者とする。

（１）この寺院に僧籍を有する者のうちから代表役員が総代の同意を得て選定した者　　人

（２）総代が選定した者　　人

２　前項第１号の規定によって責任役員を選定する場合において、この寺院に僧籍を有する者がないとき、又はその僧籍を有する者のうちから選定することができないときは、代表役員は、総代の同意を得て、他の者のうちからこれを選定することができる。

３　この法人の事務は、責任役員の定数の３分の２以上によって決し、その議決権は各々平等とする。

(責任役員の任期)

第１０条　代表役員以外の責任役員の任期は、３年とする。但し、再任を妨げない。

２　補欠責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　後任責任役員は、現任者の任期満了一月前までに選定しなければならない。

第２節　代務者

(代表役員代務者)

第１１条　代表役員が次の各号の一に該当するときは、代表役員代務者を置き、この寺院住職代務者の職にある者をもってこれに充てる。

（１）死亡その他の事由に因って欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき

（２）病気その他の事由に因って三月以上その職務を行うことができないとき

２　住職代務者は、宗憲により、教師について、宗務総長が任命する。

３　住職代務者の任命の申請は、総代の同意を得て、住職が行い、住職がないときは、総代が合議して行う。

４　住職代務者の任期は、３年とする。但し、再任を妨げない。

(責任役員代務者)

第１２条　代表役員以外の責任役員が前条第１項各号の一に該当するときは、責任役員代務者を置き、他の責任役員及び総代の同意を得て、代表役員が選定する。

(職務権限及び退任)

第１３条　代務者は、代表役員又は責任役員に代ってその職務権限の全部を行う。

２　代務者は、その置かなければならない事由がなくなったときは、当然退任するものとする。

第３節　仮代表役員及び仮責任役員

(仮代表役員)

第１４条　代表役員は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、仮代表役員を置かなければならない。

２　仮代表役員は、他の責任役員及び総代の合議

によって選定する。
３　前項の規定によることができないときは、この寺院を管轄する教務所長をもって充てる。
（仮責任役員）
第１５条　責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、仮責任役員を置かなければならない。
２　仮責任役員は、他の責任役員及び総代の合議によって選定する。

第４節　総代

（員数、資格、選定及び任期）
第１６条　この寺院には、　　人の総代を置く。
２　総代は、この寺院の門徒で、衆望の帰するもののうちから選定する。
３　第１０条の規定は、総代に準用する。
（職務権限）
第１７条　総代は、責任役員に協力して、この寺院の興隆に努めなければならない。
２　総代は、この寺院の業務について、勧告及び助言をすることができる。
（同意を要する事項）
第１８条　次に掲げる事項については、あらかじめ総代の同意を得なければならない。但し、緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第４号に掲げる事項が１年以内の期間に係るものである場合は、この限りでない。
（１）借入及び臨時の融通
（２）主要建物の新築、改築、増築、移築、除却及び著しい模様替
（３）土地の著しい模様替
（４）主要な境内建物及び境内地の用途の変更並びにこの法人の目的以外の使用
（欠格）
第１９条　宗教法人法に定める役員の欠格に関する規定は、総代にも準用してこれを適用する。

第３章　財務

（宗費の負担）
第２０条　この法人は、宗憲その他の規則で定めるところにより、宗費を納付する義務を負う。
（財産の種別）
第２１条　この法人の財産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。
（特別財産）
第２２条　特別財産は、総代の同意を得て法宝物又は宝物として設定した財産とする。
２　特別財産は、処分し、又は担保に供することができない。但し、総代の同意を得て、宗務総長の承認を受けたときは、この限りでない。
（基本財産）
第２３条　基本財産は、不動産、有価証券、現金及び預金について、総代の同意を得て設定した財産とする。
２　基本財産たる現金は、有価証券に替え、又は信託にし、若しくは信用がある銀行等に預けて、保管しなければならない。
３　基本財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれにこの法人以外の私権を設定しようとするときは、総代の同意を得なければならない。但し、これを交換し、売り払い、譲り渡し、又は担保に供しようとする場合においては、更に宗務総長の承認を受けなければならない。
（普通財産）
第２４条　普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、基本財産から生ずる果実並びに一般の収入とする。
２　普通財産たる不動産を貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれにこの法人以外の私権を設定しようとするときは、総代の同意を得なければならない。
（保証の禁止）
第２５条　この法人は、保証をすることができない。
（経費）
第２６条　この法人の経費は、門徒のその他普通財産たる収入をもって支弁する。
（予算の編成）
第２７条　この法人の歳入及び歳出は、毎会計年度予算をもって定める。
２　予算は、すべての収入を歳入とし、すべての支出を歳出として、毎会計年度開始一月前までに編成しなければならない。
（予算の区分）
第２８条　予算は、経常及び臨時の２部に分ける。
２　特別の法要、著しい営繕その他臨時の経費は、臨時部に計上する。
（予算の補正）
第２９条　予算編成後、やむを得ない事由が生じたときは、予算に追加又は変更を加えるため補正予算を編成することができる。
（特別会計の設定）
第３０条　特別の必要があるときは、総代の同意を得て特別会計を設定することができる。
（決算書の作成）
第３１条　決算書は、毎会計年度終了後、すみやかに作成しなければならない。
（歳計剰余金の処置）
第３２条　歳計に剰余を生じたときは、翌年度の

歳入に繰り入れ、又は特別会計の収入に充てることができる。

（会計年度）

第３３条　この法人の会計年度は、毎年　　月　　日に始まり、翌年　　月　　日に終るものとする。

第４章　財産目録その他の備付表簿

（財産目録の作成）

第３４条　この法人は、毎会計年度終了後三月以内に、財産目録を作成しなければならない。

（備付表簿）

第３５条　この法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え、これらを整備しなければならない。

（１）規則及び認証書
（２）役員名簿
（３）僧籍名簿
（４）総代名簿
（５）門徒名簿
（６）寺族名簿
（７）財産目録、貸借対照表及び収支計算書
（８）責任役員及び総代会議の議事録並びに事務処理簿
（９）過去帳
(10) 由緒沿革を示す書類
(11) その他重要事項の記録

第５章　補則

（規則の変更の手続）

第３６条　この規則を変更しようとするときは、責任役員の定数の全員及び総代の同意を得て、宗務総長の承認及び　　知事の認証を受けなければならない。第２条、第３条又は第３７条の規定の変更については、更に門徒の３分の２以上の同意を得るものとする。

（合併及び解散の手続）

第３７条　この法人が合併し、又は解散しようとするときは、責任役員の定数の全員及び総代並びに門徒の３分の２以上の同意を得て、宗務総長の承認及び　　知事の認証を受けなければならない。

（清算人）

第３８条　この法人が解散したときは、代表役員又はその代務者が清算人となる。

２　前項の規定によることができないときは、清算人は、総代の意見を聞いて、責任役員が選定する。

（残余財産の帰属）

第３９条　この法人が解散したときは、その残余財産は、解散当時の住職に帰属する。

２　前項の規定によることができないときは、清算人は、総代の同意を得て、　　姓を名乗る解散直前の住職の遺産継承者に、その財産を公平に分配しなければならない。

３　前２項の規定によることができないときは、清算人は、総代の同意を得て、真宗大谷派又は真宗大谷派に包括される宗教団体又は公益事業のために、その財産を処分することができる。

４　第１項及び第２項の住職には、兼務住職及び住職代務者は含まないものとする。

（宗憲及び真宗大谷派規則の効力）

第４０条　宗憲及び真宗大谷派規則中この法人に関係がある事項に関する規定は、この法人についても、その効力を有する。

（施行細則）

第４１条　この規則の施行に関する細則は、総代の同意を得て定めることができる。

附　則

１　この規則は、設立の登記をした日から施行する。

２　この規則施行当初の代表役員は　　寺住職　　とし、その他の責任役員は　　及び　　とする。

真宗大谷派法規総覧

〔２０２５年７月１日現在施行済分【追録第６２号】〕

編　集　法規調査委員会
（真宗大谷派宗務所内）

発行所　真宗大谷派宗務所
（京都市下京区烏丸通七条上る）